

研究紀要 24

目 次

松島榮治・山口逸弘	1
赤彩浅鉢について—嬉恋村今井東平遺跡の資料から—	
能登 健・小島敦子	11
関東地方の初期S字彌出土遺跡の立地について	
深澤敦仁・小林 修	33
渋川市赤城町所在・濱沢天神遺跡2号住居出土古式土師器の位置づけ —群馬県渋川地域の古式土師器の編年作業を通して—	
新山保和	53
群馬県における横穴式石室構築法について	
石守 見	63
気候変動と豊穴住居増減との関連について	
高島英之	71
那須国造碑と那須直氏私考	
笛澤泰史	79
古代上野国群馬郡有馬郷の鉄生産	
柄崎修一郎	97
群馬県出土中近世人骨の古病理	
廣津英一	117
櫟高辻久保遺跡における中世の水田開発と水路	
菊池 実	131
陸軍前橋飛行場物語(3) —史料と発掘調査から明らかとなった飛行場設定前後の状況—	
山田精一	147
「学校教育と埋蔵文化財行政の連携」への新たな可能性 —高校教員を対象とした質的分析を用いて—	

2006

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 研究紀要24 正誤表

誤:p.39 表1

目次	出発地別	行先・復路	出発・復路	備考	備考	備考	備考	備考	
5字登録年	登録年	登録年	登録年	備1	備2	備3	備1	備2	備3
出発年	登録年	登録年	登録年						
(昭2000) (昭2000)	(昭2000)	(昭2000)	(昭2000)						
I期	1期	古墳前期							
II期	2期	古墳後期							
III期	3期								
IV期	4期	古墳前期 中後期	1期						
V期	5期	古墳前期 新設期	2期						
		新設期							

目次	出発地別	行先・復路	出発・復路	備考	備考	備考	備考	備考	備考
5字登録年	登録年	登録年	登録年	備1	備2	備3	備1	備2	備3
出発年	登録年	登録年	登録年						
(昭2000) (昭2000)	(昭2000)	(昭2000)	(昭2000)						
I期	1期	古墳前期							
II期	2期	古墳後期							
III期	3期	古墳前期							
IV期	4期	古墳前期 新設期	1期						
V期	5期	古墳前期 新設期	2期						
		新設期							

誤:p.44 左段19行目 高塚B1

正:高塚B2

誤:p.44 右段2行目 墓Bは
正:墓Bは北施塗塙とした。塙Cは

誤:p.44 図12中 墓D

正:墓C

誤:p.44 図12中 墓C

正:墓D

誤:p.79 論文要旨の3行目 調訪ノ木・遺跡

正:調訪ノ木V遺跡

誤:p.89 右段の29行目 連房鍛冶工房

正:連房式鍛冶工房

誤:p.95右段の4行目 菅野沢遺跡

正:菅ノ沢遺跡

誤:p.111 写真44のキャプション「骨髄炎」

正:「骨髓炎」

研究紀要 24

2006

財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団



浅鉢 1



浅鉢 2

畠恋村今井東平遺跡 出土赤彩浅鉢

赤彩浅鉢について

——嬬恋村今井東平遺跡の資料から——

松島 葵二・山口 逸弘

はじめに

1. 赤彩浅鉢の出土
2. 赤彩浅鉢1・2の観察

3. 赤彩浅鉢の時期

4. 所見
- おわりに

——論文要旨——

本稿は、群馬県吾妻郡嬬恋村今井東平遺跡出土資料の紹介である。今井東平遺跡は、縄文時代中期～後期の大遺跡であり、5年間にわたる発掘調査資料は膨大なものになる。未発表資料ではあるが、数回に分け、代表的な資料を紹介することにより、遺跡の意義を深めたい。

今回は、紹介の2回目にあたり、3区斜面に形成された捨て場遺構出土の赤色塗彩浅鉢形土器2個体を取り上げる。この2個体の時期を縄文時代中期前半期にあたる、勝坂1式古段階と捉え、彩色された浅鉢の位置付けを考え、集落内外において他者への視線を意識した容器として捉えた。

キーワード

- 対象時代 縄文時代
対象地域 群馬県
研究対象 縄文時代中期浅鉢形土器

はじめに

本稿は、櫛恋村今井東平遺跡出土の縄文時代中期に比定される赤色塗彩浅鉢形土器（以下赤彩浅鉢）2点を紹介し、その資料的価値を考えることを目的とする。

縄文土器の研究は、從来深鉢形土器（以下深鉢）が主たる観察対象となり、その時間的位置や型式論的な位置付け等様々な研究課題が提起されており、今後も深鉢を中心とする編年論や型式論研究は様々な資料と研究を経て蓄積していくものである。

この煮沸道具としての深鉢に対極するものとして、一方の浅鉢形土器（以下浅鉢）はその器形から、用途を供献用・盛り付け道具とした研究視点が注意されてきている。浅鉢には文様が少なく、無文のものも少なからずあり、型式論的な対象としては詳細な判断が下せないためでもある。

近年、浅鉢に関し様々な研究が取り組まれている。中でも、佐藤雅一氏と中山真治氏の研究は、從来の浅鉢研究に対して、新たな研究方向を示唆するものであり、さらなる、研究の深化が期待されている¹⁾。

群馬県内でも、中期浅鉢の出土は多く、特徴的な資料が知られている。それらに対して、幾つかの分析・研究は見受けられるが、型式論を前提とする深鉢研究に比して、器形あるいは出土状態が優先される傾向にある。さらに、県内の中期土器は既に膨大な量に達しており、深鉢に対する研究も覚束ない状況であり²⁾。浅鉢にまでなかなか分析の視点が及ばない現状である。

加えて、中期浅鉢に限らず、浅鉢という器種には彩色が施される例が多く見られる傾向がある。中期に関しては、かなりの比率で彩色が重なっていたと考えても過言ではない状況である。この浅鉢と彩色の関係に関しては、県内では積極的な分析ではなく、深鉢文様との対比など研究課題は山積している状況である。

今回紹介する今井東平遺跡出土の浅鉢2個体は、赤彩が施され、良好な残存状態を示している。資料紹介を経ることにより、今後の浅鉢研究あるいは赤彩に関する分析に参考資料を提供することを考え、本稿を起こすこととなった。

本稿で扱う、今井東平遺跡出土の縄文時代資料に関しては、先に「櫛恋村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を中心に—」（松島榮治他2004）として、当事業団『研究紀要』22に既にその一部を紹介している³⁾。それ故、遺跡の地理的環境や調査の概要是、今回の紹介では触れ得ないが、前稿を参照していただきたい。

また、本資料である赤彩浅鉢2個体は櫛恋郷土資料館に所蔵されている。赤色塗彩浅鉢として展示されているが、本稿では他の彩色浅鉢との関連から赤彩浅鉢という名称を使用した。

1. 赤彩浅鉢の出土

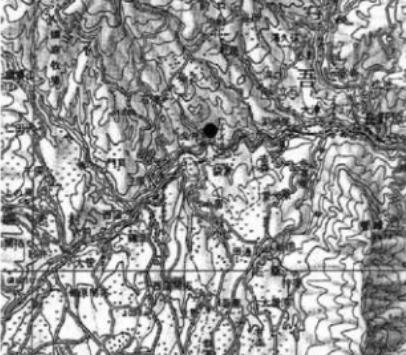
浅鉢2個体は平成10年度調査において、3区斜面捨て場遺構で出土している。

斜面捨て場遺構は、遺跡の北斜面に形成された遺物包含層からなる。東西幅17m以上、包含層厚は最大で1.5mに達する大規模なもので、多量の土器・石器、獸骨片が出土しており、斜面に廃棄された当時の生活道具等が具体化した姿である。また、炭化物や灰も遺物類とブロック状に確認されており、一括廃棄の箇所も数箇所みることができた。

調査では、包含層の上層（A面）と下層（B面）に分別が果たされ、上層では中期後半から後期初頭の資料が、下層では中期前半の土器が主体的に出土している。厳密な層位区分ではないが、下層より中期後半にあたる資料が見られないことからも、斜面廃棄行為は巨視的な時間軸に沿った廃棄と考えられる。

本稿で扱う、浅鉢2個体は下層でも下位部分で出土例であり、調査時より層位的に中期前半の所産として捉えられていた。この下層出土土器群の様相は、勝坂式及び阿玉台I-a式からII式古段階が主体であり、今井東平遺跡で得られている集落跡では、集落形成期にもあたる時期である。調査範囲は面的ではないため、遺跡全容は把握できないが、周辺に中期前半段階の集落跡の存在は予測されよう。斜面捨て場遺構の中で、下層に充実する当該期の資料の存在は、濃密な前半期段階の集落形成を示唆する。残念ながら、本稿では、それらの資料を掲載でききないが、将来的には紹介を果たしたい。

浅鉢2個体の出土状態としては、両者とも北斜面上位において、1個体としてまとまった破片出土であり、個体として廃棄された例と考えられる。周辺には中期前半の深鉢・浅鉢片が伴出しているが、五領ヶ台式～阿玉台式



1図 今井東平遺跡位置図
国土地理院20万分の1「長野」使用

Ⅱ式という時間幅も見られ、共時性を示唆する出土状況ではない。残念ながら、明瞭かつ確実な共伴資料とはいえない。

しかしながら、両者とも鮮やかな赤彩が施されており、他の出土深鉢と比して対照的な在り方を示していた。中期前半段階の出土土器群の中にあっても異彩を放つ存在感といえよう⁴⁾。

2. 赤彩浅鉢1・2の観察（2・3図）

出土した浅鉢は、赤彩を考慮し、国立歴史民俗博物館永嶋正春先生へ赤色顔料の分析と個体の復元を依頼している。その際の分析では、顔料はパイプ状ベンガラであり、極めて良好な残存状態を示すと分析されている。氏の分析は、その概略を後述するが、詳細は正式報告に掲載するべきものと考え、そのため、本稿では顔料に関してもベンガラ朱として紹介を進めた⁵⁾。

尚、両個体とも、赤彩以外に漆付着箇所や黒色塗彩痕跡の抽出・観察に努めたが、明瞭な黒色箇所は見られず、焼し等による器面黒色化が認められたのみである。しかし赤彩箇所と器面黒色箇所による、赤彩意匠の抽出ではなく、赤彩のみの意匠彫刻と捉えたため、実測図の表現は赤彩による意匠文を優先した。

浅鉢1（2図）：大形の浅鉢である。優品ともいえよう。口径41.6cm、底径10.8cm、高さ20.5cmを測る。平縁で、口唇部が内折し2.5cm程の無文の面を持つ。口縁部は僅かに内傾し下端が突出することにより、体部と画され、口縁部文様帯を形成する。体部は深く、緩やかに外反気味に開くが、下半に丸みを帯びる。口縁部に若干の歪みが見受けられるが、全体的に均整の取れた器形を呈する。

文様は口縁部に集中する施文浅鉢である。口唇部より垂下する小突起による口縁部区画文構成である。9区画を数え、3単位構成と見えよう。区画形状は方形であり、器面が剥落するため、詳細な文様が把握できない区画が2区画あるが、概ね、幅広の半截竹管状工具による連続刺突文が区画内線に施され、内部を結節沈線と半肉状の三叉文などで埋められる。横位の交互刺突文と結節沈線文を施す区画と結節沈線による半円状の小意匠文を充てる区画、三叉文に囲まれた空白部を刺突文で埋める3区画が連続しており、区画単位文は欠損部を想定すれば、3a+3（b+b')と思われ、変形した3単位構成と見ることができよう。施文は極めて丁寧であり、刺突文といえども、角押文に近い施文である。結節沈線は單列施文で隣合う線との間隔を違えることなく施文している。内外とも器面は研磨されており、特に口縁部内唇部は入念な研磨が施されている。

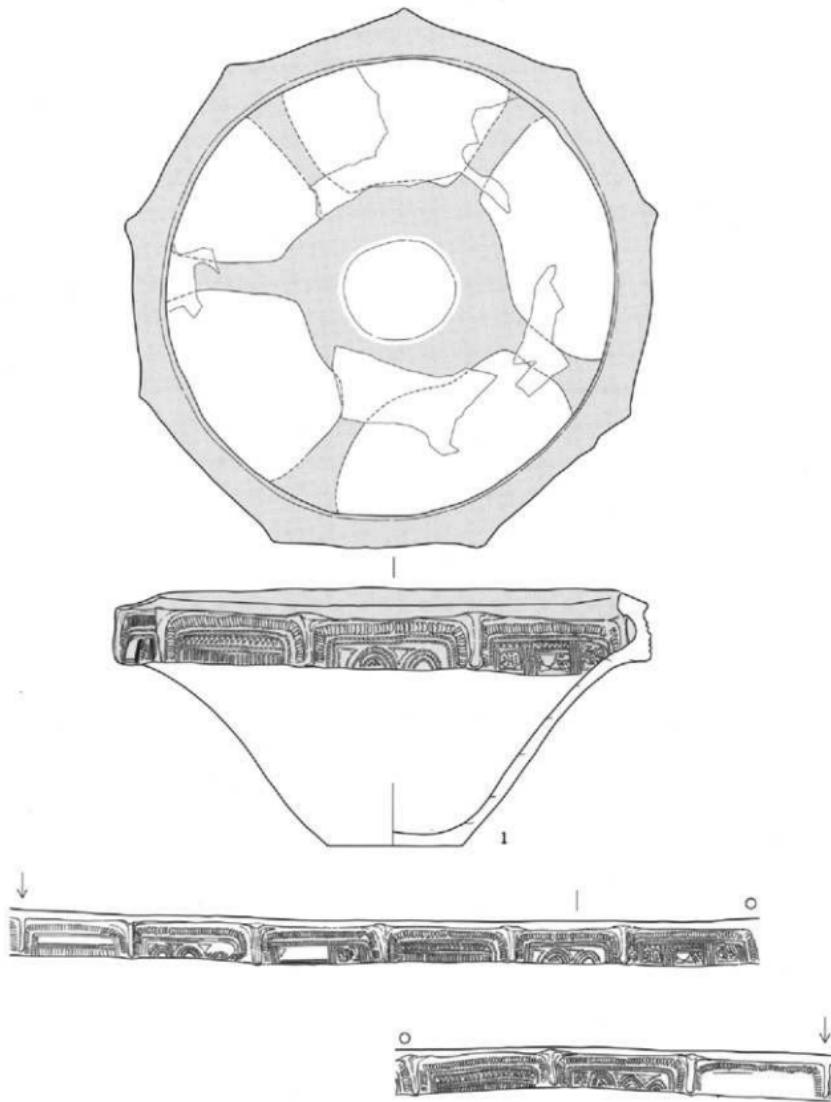
さて、赤彩箇所は口縁部外面、体部内面である（2図上）。体部外面も詳細に観察したが、外面は口縁部に赤彩が集中するようだ。外面赤彩は、口唇部内折部分と

口縁部文様帯に施され、特に、口縁部文様に重なる特徴が見出せよう。赤彩は内面にまで及び、内折する口唇部内面には明瞭に残存する。口唇部内面の赤彩を観察すると極めて丁寧な塗布状況が窺われる。この内面口唇部赤彩は、体部内面にまで延長しており、垂下懸垂文として観察できる。体部の残存は約1/2に止まり、残念ながら全容は把握できず、赤彩の残存もやや不良であり、赤彩意匠も不明な部分が多い。おそらく、4～5単位の垂下懸垂文が配されるものと推測されよう。これは、口縁部区画文の数と合わせ、赤彩文様の単位と口縁部文様の単位に差が設けられた例として注意を要しよう。また、口縁部内唇部の赤彩も重要な塗布部位であろう。おそらく、上位からの視線を意識した器形と塗布部位であり、浅鉢1の赤彩部位の中で重要な彩色箇所といえよう。入念な研磨が、内唇部的重要性を示唆する。

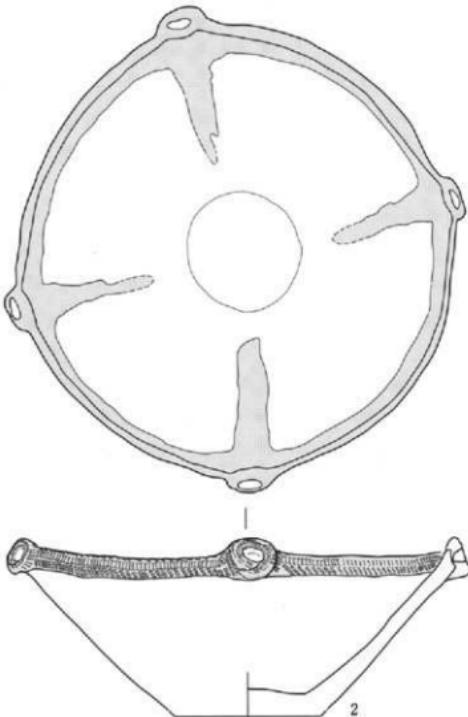
浅鉢2（3図）：やや小形の浅鉢である。底部外面が欠損しており、數値は復元であるが、概ね口径34.8cm、高さ(14.2)cm、底径(11.6)cmを測る。口縁部は幅狭で直立気味に内傾する。体部は直線的に開き、やや浅く扁平な印象を得る。口縁部文様として、円環状の小突起を4単位付す。突起の配置は正4単位ではなく、微少なずれが生じているが、4単位意識と対称配置が強く意識された突起配置を見ることができよう。口縁部文様帯は、この突起を中核とした単位で構成される。突起間に浅い刻みが施され、結節沈線文が沿う。口縁部文様帯は浅鉢1と同様に下端の屈曲により画され、隆線などによる主幹線による分帶線ではない。突起による区画内には、小区画されず、幅広の半截竹管状工具による横位連続刺突文と斜位結節沈線文が充填される。浅鉢1と同様に極めて丁寧な施文で、各区画も同様な手法で充填文として埋められている。

浅鉢2も赤彩が施されている。浅鉢1に見られるような鮮やかな赤彩ではないものの、明瞭に口縁部文様帯と体部内面に認められる。外面の口縁部文様帯赤彩は主に連続刺突文や結節沈線文に残存していたが、施文間の器面にも認められ、口縁部文様帯全体に塗布が及んでいたようだ。一方体部の無文部に関しては、明瞭な赤彩痕跡は認められず、浅鉢1と同様に外面は口縁部文様帯全体に集中する傾向が看取された。内面赤彩は極めて良好に残存する。浅鉢1に比しても赤彩意匠として、容易に把握できた。口唇部端部より内面にかけて横位帶状に塗布され、突起内面を中心としてT字状に垂下する意匠が描かれる。浅鉢1と同様の垂下懸垂文であるが、突起に沿った4単位構成を示している。

このように、今井東平遺跡斜面捨て場遺構より出土した赤彩浅鉢2個体を観察した。両者とも、口縁部文様帯を持つ施文浅鉢で、赤彩を加える特徴を共通する。浅鉢



2図 赤彩浅鉢1 (1/4, 展開図は1/6) トーンは赤彩部分



3図 赤彩浅鉢2 (1/4) トーンは赤彩部分

は特に、深鉢に比して施文要素が少なく、型式的な判断や時期決定に少なからず判断を迷うことが多い。今回紹介した2個体も、施文浅鉢とはい共伴資料には恵まれておらず、詳細な時期的特徴を述べるまでには至らない資料である。

しかしながら、出土層位が確実に中期前半期にかけて形成された斜面捨て場下層に限られる例からも、次節である程度の編年的な追求を試みてみたい。

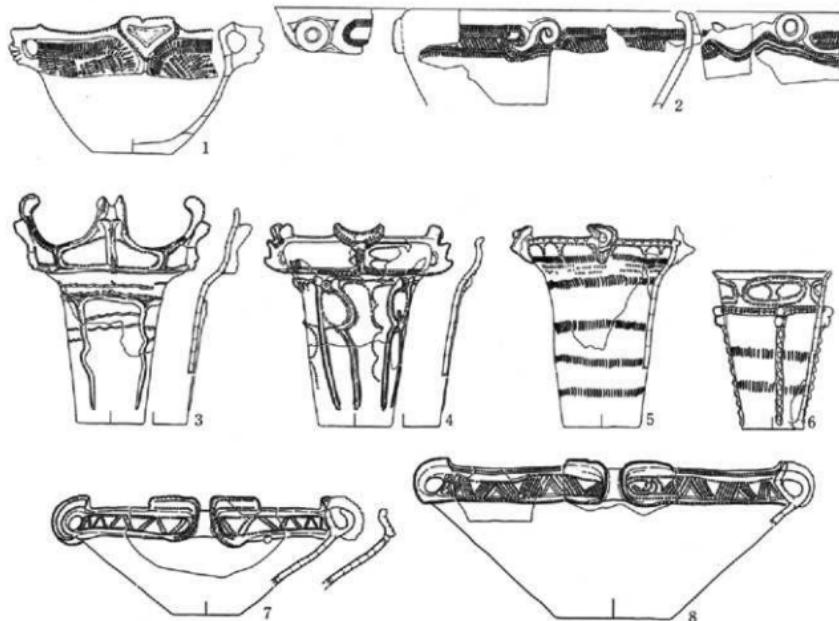
3. 赤彩浅鉢の時期

県内で赤彩された中期浅鉢の著名な例は、中期後半—加曾利E式段階に良好な資料が集まる。塗布方法などの変化なのか、残存率も中期後半段階の浅鉢が良好であり、かつ深鉢への塗布も行われている例もある。中期前半段階の浅鉢の多くも赤彩が施されているものと考えられる

が、若干ながら残存率が悪いのか、全容を窺う例は極めて少ない。その意味で、今回紹介する浅鉢2個体に関して、確定的ではないものの、時間幅をもった帰属し得る時期を与え、中期前半段階の良好な赤彩浅鉢として、位置付けを試みておきたい。

最初に2個体の比較をしてみよう。両者とも赤彩浅鉢であり、口縁部文様帯を有する施文浅鉢である。

大きな相違点としては、浅鉢1は口縁部文様帯内を9分割3単位構成という特徴を見せ、浅鉢2は対称性を維持した4単位構成である。さらに、浅鉢1の施文手法として半肉彫の三叉文や刺突文、結節沈線文等様々な文様要素が充填文として駆使されているのに対し、浅鉢2は斜位結節沈線文のみが充填文として多用されている。浅鉢1が豊富な施文手法を使用するに対し、浅鉢2は比較的簡素な印象を受ける文様要素である。また、口縁



4図 勝坂式の浅鉢(1・2)と阿玉台式(3~6)に共伴する浅鉢(7・8)

1・2 = 赤城村源訪西遺跡 3~8 = 赤城村源訪上遺跡371号土坑

部形態の差は著しいものがあり、突起を付す浅鉢2と平縁で強く内屈口縁を有す浅鉢1は大きな差がある。

このように、多くの相違点が見られる。浅鉢2個体であるが、筆者はほぼ同時期と考えている。理由の一つとして、充填文の差が著しいが、側線の半截竹管状工具による幅広連続刺突文が両者に共通するからである。さらに充填文としての結節沈線文も、両者は単独施文で極めて丁寧な施文である。單なる文様要素の共通性のみで、両者の同時性を窺うのは危険かもしれないが、中期前半段階の隆線側線の共通性はある程度の時期判別に効果があると考えているからである。無論、主幹文様の共通性や共伴資料の在り方が最優先されるべきではあるが、捨て場遺構出土であり、厳密な共伴資料に恵まれない、浅鉢という事情を考慮すると、文様要素側線による判断も有効と考えた。

さらに、2個体とも、赤彩部位と内面意匠が極めて類似しており、共通性をもった赤彩行為と考えた。赤彩意匠も時期を判断する材料ではないが、両個体の共通項目として注意し、親近性を指摘したい。

次に、両個体の具体的な時期を模索してみよう。共伴

する深鉢も無く、詳細な判断にまでは至らないが、文様要素から、勝坂1式古段階に位置付けたい。口縁部文様帯の分帶手法を見ると、口縁部屈曲線による分帶であり、阿玉台I b~II式の施文浅鉢に見られる横位隆線貼付による分帶ではない。また、浅鉢1は方形形状区画を連続する口縁部文様帯構成であり、梢円状区画が主体の阿玉台式の浅鉢には属さないと考えた。次に側線の幅広連続刺突文に注目すると、これらは勝坂式に見る文様であり、浅鉢1で充填される三叉文も勝坂式の文様特徴である。さらに、単列施文の結節沈線は阿玉台I a式やI b式にみる例ではあるが、本例の場合、厳密な押し引き文というより、丁寧な押引施文一角押文に近い結節沈線である。このことからも、勝坂1式古段階（猪沢式・新道式古）に比定しておきたい。また、深鉢・浅鉢と器種を違えても、施文浅鉢には深鉢口縁部文様と同様の文様を充てる傾向がある。このような例から判断しても、本資料を勝坂式の浅鉢と位置付けられよう。

厳密な共伴ではないが、捨て場遺構においては、勝坂1式及び阿玉台I a式・I b式の深鉢が量的にも充実しており、浅鉢1・2とも同様の段階と判断しても良さそ

うである。

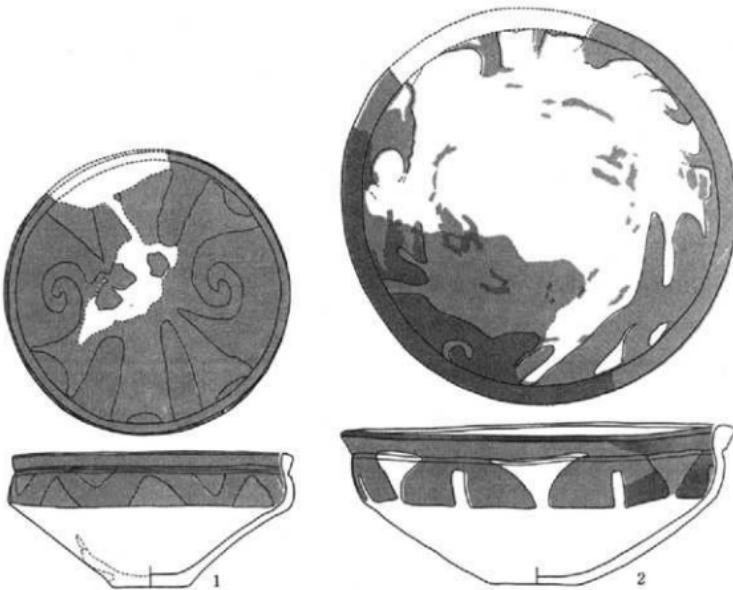
さて、この段階の施文浅鉢の類例は阿玉台式に比定される例が多く、本例のように勝坂1式に近い浅鉢は比較的小少ない。例えば、赤城村（現浜川市）諏訪西遺跡に勝坂式の浅鉢2個体が報告されているが（小野1986）、包含層出土であり、これも厳密な時間軸を与えられない（4図1・2）。ただ、隆帶等による口縁部分帶線が見られず、連続刺突文を文様要素としており、今井東平例との共通性がある。赤彩は判然としないが器面全体が丁寧に研磨され、何らかの彩色は行われていたものと推測できる。器形も阿玉台式の浅鉢とは違い内湾気味の口縁部を呈する。次に、阿玉台I b式の浅鉢共伴例として、諏訪西遺跡に隣接する三原田諏訪上遺跡例（日沖他2005）を挙げ、今井東平遺跡浅鉢の口縁部文様と比較してみよう。諏訪上337号土坑では数個体の阿玉台I b式の深鉢（4図3～6）と破片とはいえ、4点の浅鉢口縁部破片が伴出している。7と8に見る施文浅鉢は、口縁部分帶が既に隆帶で画され、今井東平例とは区画手法に差がある。また、7・8とも側縁に單列の結節沈線が施され、充填文様にも斜位結節沈線が交互に埋められることから、阿玉台I b式の浅鉢と判断できよう。ただ、8に見るように、口縁部文様帶には三叉文が刻まれており、阿玉台式の浅鉢

においても、三叉文のような勝坂式の文様が混在する様相が理解できる。これは、今井東平遺跡浅鉢1の口縁部文様帶にある、幅広連続刺突文と結節沈線文の共存文様に見るように、異系統文様の相互交換と見ることができ、浅鉢口縁部文様帶における興味深い施文方法である^①。

その他に当段階に比定される注意すべき浅鉢としては、吉岡町沼南遺跡319号坑（松村1999）や安中市中野谷地区遺跡群砂押遺跡D-36（井上2004）では、赤彩が施された異系統の個体が出土している。体部施文が特徴的浅鉢であるが、機会を改めて分析を試みたい浅鉢である^②。

4. 所見

前節で述べたように、今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢2個体は勝坂1式古段階と捉えた。県内でも、この段階の浅鉢に赤彩が施される例は極めて少なく、そのことからも、この2個体の資料的価値は高いものと考えられる。県内の赤彩浅鉢の著名な例は高崎情報団地遺跡が最近の資料であり、その他にも新田町（現太田市）下田遺跡（小宮1994）などが知られるが、多くが中期後半の資料である。関東地方の中期浅鉢を概観しても、赤彩資料は中期後半に集中し、残存度を考慮したとしても、塗布方法の変化が中期前半期から後半期に変化が予想されよう。5



5図 高崎情報団地遺跡彩色浅鉢

図に高崎流通団地遺跡例（角田2002）を挙げてみたが、内外面への彩色意匠が具体化した良好な資料である。時期は中期後半—加曾利E式期に比定されるものと思われるが、1は内面の満巻き状意匠が明瞭に描かれる。2の内面も何等かの彩色意匠が施されている。両個体とも黒色化した漆も塗布されており、鮮やかな色調差が印象的である¹⁰。このような内面赤彩意匠は、中期後半の浅鉢にしばしば見られる。多くの場合、浅鉢外面の口縁部より彩色がなされ、内面意匠へと連携する塗彩方法である。この塗彩方法は、後期・晚期にかけての浅鉢や鉢に見られる手法であるが、中期浅鉢においても積極的な彩色方法として用いられていたようだ。

筆者もかつて、赤城山西麓域の中期浅鉢を考える際に、赤彩浅鉢に関して、以下のように観察項目を挙げた経緯がある¹¹。

- a. 口縁部施文浅鉢の主幹文様に合致した塗布例
 - b. 文様とは合致せず、赤彩独自の文様を塗布する例
 - c. 無文浅鉢全体を塗布する例。口縁部に限られる例
や内面内稜線にまで及ぶものもある。
 - d. 無文浅鉢に赤彩独自の文様を塗布する例
- したが、その際には、内面の赤色塗彩や彩色意匠に関しては、特に大きな注意を払わなかつた反省点がある。しかしながら、高崎流通団地遺跡例は内面に、彩色文様が施されており、上記4項目に新たに加わる彩色方法として追加される重要な彩色手法として位置付けていた。同時に、今回紹介に及んだ織恋村今井東平遺跡赤彩浅鉢も同様の塗彩部位であり、口縁部から、体部内面へと連携する赤彩意匠は、少なくとも中期前半段階より継承された塗布方法と捉えられよう。

このように、口縁部外面から体部内面に彩色施文する技法は、中期浅鉢に普遍的に存在する例として、位置付けられる可能性がある。

赤彩文様が当時の「中期土器文様」社会でどのような立場だったのか考えてみよう。漆に混和されたベンガラによる赤色塗料—赤彩を塗布するのは、焼成後と考えられている。

土器焼成から彩色行為という一連の工程の中で、彫塑文様製作と赤彩文様彩色者が同一人物ならば、土器文様や器形の特徴を反映した彩色行為を行うものと思われ、焼成後に彩色という工程は当時の土器彩色行為で重要なタイミングを要する作業と思われる。故に、意匠文塗布という彩色作業は合理性が求められ、彫塑文様製作者が彩色行為を行ったとも考えられよう。さらに、彫塑文様製作者が彩色者と仮定すれば、器形製作の際から、赤彩文様を塗布する行為を前提にした、「土器作り」が行われていたことになる。故に、浅鉢1の口縁部内屈部への入念な研磨行為と赤彩行為が行われたものとも考えられよう。また、浅鉢2の体部内面の4単位赤彩意匠も制作前

から、意図した意匠であり、それ故の4単位浅鉢を見るこどもできる。

しかしながら一方、浅鉢1の体部内面の赤彩意匠単位は4・5単位であり、3単位である外面口縁部区画単位との差は、歴然としている¹²。内面彩色時に口縁部区画単位を無視した彩色行為であり、彫塑文様製作者と赤彩彩色者との違いも想定できよう。また、本資料では確認できなかったが、外面隆脊文様とは違う赤彩意匠を外面に描く個体も時に見受けられることからも、彩色者が彫塑文様を無視して新たな彩色意匠文を重ねる例はあるようだ。また、彫塑文様施文環境と彩色文様施文環境の差も考慮しなければならないだろう。少なくとも、彫塑文様完成後焼成に至る間は乾燥期間が挟まれ、彩色文様を施す際の様々な環境は変化しているものと想定できよう。彫塑文様製作者と彩色文様製作者の差については、更に類例を集めて分析を深めなければならないだろう。大きな検討課題の一つである。

また、彩色土器は時間が経つに従い、退色する欠点がある。退色した際には廃棄する行為も想定されるが、さらに加色する行為も容易に想定できる。このことが、粘土を彫塑する土器文様とは大きな差があり、彫塑土器文様とは別種の文様として、彩色文様を捉えることができよう。土器を補修する作業は、大きな破損ではない限り通常行われていた作業であり、赤彩追加塗布行為は、土器に刻まれた彫塑文様とは別次元で行われた彩文行為とみることができよう。残念ながら、今井東平遺跡浅鉢2個体を初め、我々に遺されている赤彩文様に、その追加赤彩塗彩行為を観察することはできない。しかしながら、今後、赤彩浅鉢に接する際にはあり得る施文手法として、観察を重ねなければならないだろう¹³。

このように我々が、赤彩文様に対する観察と様々な注意を払う事によって、将来的に、赤彩文様が集落間・地域間に差を認められれば、從来の土器文様との比較分析を踏まえて、彩色土器文様論へも発展するようになる。從来の彫塑文様を主体とした、深鉢編年と絡めて、浅鉢文様や浅鉢彩色文様をも視野にいれるべき資料蓄積に至っている研究段階かもしれない。

次に縄文時代中期における、土器群の中で器種組成の意味での浅鉢の役割を考えてみよう。中期集落を調査すると圧倒的多数の深鉢形土器片を得ることができる。その中で、やや客体的な存在とはいって、一定量の出土量を安定する浅鉢の存在は、中期集落内で各種深鉢と同等の組成的な位置を占めていたものと考える。すなわち供献—盛りつけといった、加熱・煮沸を伴わない容器としての位置付けが、現状の浅鉢形土器に関する用途と考えである。最近の研究では、彩色土器や小型土器、さらに精緻な文様を施す深鉢に対しても「威信財」としての役割を想定する傾向が見られる。集落間の土器の移動を考え

る限り、浅鉢や小型器種は、対集落間の「贈答品」を内容物とする容器として、深鉢よりも優先されたものと考えられる。

また、赤彩浅鉢は集落間をつなぐ「威信財」以外にも、集落内の「緩衝材」ともなり得る容器とも捉えられよう。すなわち赤彩された部位を見ると、今回紹介に及んだ浅鉢2個体をはじめ多くの赤彩浅鉢が口縁部彩色に及んでいる。浅鉢という器形のもっとも径の大きな部位である口縁部に赤彩し、他者に対して印象を強くする部位への彩色行為と考えられる。さらに内面の赤彩は、盛り付け・供献に際して内容物を彩る効果のみならず、これも相手へ他者に見えやすい部位への彩色と見做すことができよう。中期集落内では異系統の土器群が存在するように、様々な価値観や地域感が混在する集落様相と想定している。異系統の土器文様相互の交換といった、具体的な要素も見られるなか、赤彩浅鉢の役割は、集落内において見せる相手を意識した容器として位置付けておきたい。

無論、集落内ののみならず、集落間の「威信財」あるいは「緩衝材」としても、赤彩浅鉢は重要な容器であったことが前提ではある。

おわりに

このように、堀村今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢の紹介を通して、浅鉢2個体の時期を捉えてみた。同時に中期浅鉢に施される赤彩—彩色の在り方を考えてみた。

時期は確定的ではないが、2個体とも中期前半期一勝坂1式古段階と捉えた。両個体とも類例資料に乏しく、口縁部区画形状や側線の種類で判断をしたため、判然としないが、捨て場遺構同一層位で出土する深鉢が、阿玉台Ia～II式・勝坂1式に偏る傾向があり、ある程度の時間幅で判断させていただいた。

勝坂1式古段階で浅鉢を共伴する例は意外に少なく、類例として、若干新段階である阿玉台Ib式段階の共伴例を挙げたが、当段階においては、阿玉台式の浅鉢が優勢であり、勝坂式に偏る例は極めて少ない。群馬県という地域性なのか、今後検証の必要な課題であるが、今井東平遺跡の赤彩浅鉢2個体が、阿玉台式に偏り得ない特徴を考えると、堀村今井の位置する地理的な環境も大きく影響するかもしれない。

次に、浅鉢に施される赤彩に関して考えを巡らせた。本来ならば、赤色顔料の成分分析などを踏まえて、論を進めるべきであったが、今回は、赤彩部位の在り方から、中期浅鉢の集落内外での役割を想定してみた。

色彩を施した土器文様は、相手を意識した文様であり、土器製作あるいは彩色者が、土器の役割と立場、さらに相手を意識した、重層化した施文彩色が行われた作品とみることができよう。赤彩は他者の視線を意識した施文要素であり、特に口縁部外側と体部内面への赤彩は、

他者に対して浅鉢を置く角度、あるいは手に持つ角度が意識化された結果の彩色行為と考えてみた。

以上のように、今井東平遺跡出土の赤彩浅鉢2個体の資料紹介と若干の所見を加えてみたが、縄文時代中期浅鉢の本質を述べるには至っていない。深鉢とは明らかに用途差があり、器面全面を研磨し彩色する器種として、中期集落内での浅鉢の立場を明らかにしなければならないだろう。さらに、「威信財」あるいは「贈答品」として広域に伝播する器種としても注目されており、集落内の浅鉢が在地のものかあるいは搬入品や異系統の浅鉢などのかを個々に検証しなければならないだろう。先にも述べたように、浅鉢の殆どが文様要素が少なく、詳細な時期決定にも難儀する土器である。

加えて、本稿でも若干触れ得たが、赤彩意匠—彩色意匠の在り方も、通常の深鉢土器文様との格差を想起させるものである。殆どが焼成後の彩色行為であり、このことからも、土器文様—彫塑文様に対する彩色文様の大きな差を考えることはできないだろうか。おそらく、彩色文様にも規則性が存在するものと思われ、彩色文様の変化も重要な観察項目である。彩色文様の変遷や彩色方法の変化で、浅鉢自体の変遷を追うことも可能ではないか。全ての浅鉢の赤彩意匠を把握することは難しいが、より観察を深めて、浅鉢の資料化を重ねるべきであろう。

今回の紹介では、斜面捨て場遺構の同一層より出土した遺物も全ての資料化が果たせず、掲載に至らなかった。次回では必ず充実した土器群を提示したい。斜面包含層ともいえる捨て場遺構になぜ、特別記載ともいいくべき赤彩された浅鉢が廃棄されたのか。該期集落内での浅鉢の位置付けは、出土状態からも頗推されなければならない。伴出する他の中期前半資料の図化を果たし、捨て場遺構の性格や浅鉢2個体との関係にも言及するべきであろう。本稿では、浅鉢2個体という資料紹介という掲載方法を取らざるを得なかつたが、機会が与えられたならば、今井東平遺跡捨て場遺構の実像に迫る分析を心がけたい。

また、赤色顔料分析に関しては、水鶴正春先生の詳細な分析結果を踏まえて、稿をあらためて掲載したい。パイプ状ベンガラの在り方と在地のベンガラの関係など極めて重要な分析である。

本資料2個体の赤彩に関しては、小林正氏の詳細な観察を経て図化を試みたが、氏の観察を十二分に反映した資料化に至らなかった。この点に関しても、今後小林氏の赤彩・漆塗布に關わる分析を含めた視点で、本資料の位置付けをお願いしたい。

尚、巻頭カラーの撮影は、事業団佐藤元彦主査の手を煩わせた。記して感謝したい。

この他に今回の紹介にあたり、下記の方々には大変お

世話になった。文末で恐縮であるが、記して感謝したい。
 江原 英 小川卓也 鈴木徳雄 関智賀子 高橋清文
 富田孝彦 日沖剛史 福田貴之

註

- 1) 佐藤雅一 2001 「信濃川中流域の浅鉢形土器について—縄文時代中期浅鉢形土器の基礎的研究ー」『新潟考古』12号新潟県考古学会
- 中山真治 2005 「縄文時代中期の彩色された浅鉢についての覚え書き—関東地方西南部の中期資料を中心に—」『東京考古』23東京考古談話会
- 2) 近年、中期集落跡の調査例、報告例は極めて充実している。その都度、土器に対する分析は担当者各自が精力的に試みられているが、充実した資料を基に、県内全域を概観する作業の必要性を痛感する。
- 3) 松島恭治・福田貴之・山口透弘 2004 「端志村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を中心に—」『研究紀要』22財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 (以下群理文)
- 4) 赤彩された土器は、今回紹介する浅鉢2個体以外にも、破片資料を主とするが一定量の出土を見ている。これらの資料も次回資料化を果たしたい。
- 5) 水嶋氏の分析は、本遺跡の他の赤彩土器に關しても論究されているため、該当する土器の資料化が果たされた段階で、氏の分析も併せて考へを進めた。また、端志村や隣接する野原町は、ペンガラの産地とも言われており、赤彩された考古資料の出土が知られる地域である。最近では、「霞壁中遺跡(2)」(群理文2005)で赤彩された土器がまとまって報告されている。
- 6) この他に、三原田遺跡上遺跡では233号土坑において、勝坂式の深鉢と小型浅鉢が出土している。浅鉢は幅広連續刻文を側縁とし、結節沈線を光背文としており、今井東平例と類似する文様を要す。
- 7) 沼南遺跡例は体部縄文施文の浅鉢である。口縁部文様帯を半円形手法で描く例が多いが、北朝的な色彩的な小模様の余地が多い異系統の浅鉢である。その他のには白井大宮遺跡II (根岸他2002) や道訓前遺跡 (長谷川2001) でも異系統の浅鉢の出土を見る。
- 8) 両側面とも赤彩を主とするとはい、幾種類の顔料が使用されているようだ。この場合漆塗りのみの場合でも黒色化する例もあり、注意を要しよう。また、内面意匠をみると、特に2の「人体状意匠」にも近い彩色文様が印象的であり、明らかに深鉢文様との差が認められよう。
- 9) 山口透弘、「浅鉢形土器との対話—赤城山西麓の縄文時代中期中集資料から—」『赤城歴史資料館紀要』第2集赤城村教育委員会
- 10) 一方で奇数相互の單位文であるため、関係性は深いとみる判断もある。その場合は、口縁部区画単位数と内面彩色意匠の単位数に関連性を求めるべきである。
- 11) 赤彩追加散布行為は、現状の資料では確認できていない。残存度の良い個体で、元の彩色意匠に重なる新たな彩色意匠が觀察できれば、その存在は確定的になる。

引用・参考文献

- 井上慎也 2004 『中野谷地区遺跡群2』安中市教育委員会
- 小野和之 1986 『中畦・武若西遺跡』群理文
- 小林修也 2005 『横野地区遺跡群Ⅲ三原田遺跡上遺跡Ⅲ—縄文時代中期編』赤城村教育委員会
- 小松繁 2000 「5. 庫塗土器」「東島台遺跡—鏡子市東島台遺跡1973・75の発掘調査—」千葉県鏡子市教育委員会
- 小宮俊・小宮俊久 1994 『下田遺跡』新田町教育委員会
- 佐藤雅一 2001 「信濃川中流域の浅鉢形土器について—縄文時代中期浅鉢形土器の基礎的研究ー」『新潟考古』12号新潟県考古学会
- 末木龍 1979 「縄文時代中期浅鉢形土器研究序論」「奈和」17号奈和人会
- 角田真也 2002 『高崎情報遺跡Ⅱ遺跡第1分冊(縄文時代編)』高崎市教育委員会
- 中山真治 2005 「縄文時代中期の彩色された浅鉢についての覚え書き—関東地方西南部の中期資料を中心に—」『東京考古』23東京考古談話会
- 根岸仁他 2002 『白井大宮遺跡Ⅱ』群理文
- 長谷川那次惟 2001 『道訓前遺跡』北橘村教育委員会
- 藤巻幸雄他 2005 『横櫛中村遺跡Ⅱ』群理文
- 細野高伯他 1996 『農毛石中山遺跡』宮城村教育委員会
- 松島恭治他 2004 「端志村今井東平遺跡の紹介—1区縄文時代中期土器資料を主に—」『研究紀要』22群理文
- 松村和男 1999 『沼南遺跡』群理文

関東地方の初期S字甕出土遺跡の立地について

能登 健・小島 敦子

- | | |
|-----------------|----------------|
| 1.はじめに | 5. II aパターンの遺跡 |
| 2.遺跡立地調査の視点 | 6. II bパターンの遺跡 |
| 3.立地のパターン分類について | 7.おわりに |
| 4. Iパターンの遺跡 | |

—論文要旨—

関東地方の古墳時代開始期に濃尾平野に故地を持つS字状口縁台付甕が波及する。その事象の社会背景には諸説あるが、最も一般的なものが集団入植による未開の地や低湿地の耕地開発説である。筆者らは、農業発達史と社会構造論的な視点から、この問題の検証を試みた。その方法は、遺跡分布論にもとづいた現地踏査(遺跡立地調査)によった。すなわち、最も初期の段階で波及したS字甕A・B類が出土する遺跡の分布および立地とその背景になる生産域の分析である。ここでいう生産域とは水田可耕地であり、その経営環境となる立地を次の3つにパターン分類して分析を試みた。

- Iパターン：山麓や台地に発達した開拓谷を可耕地とした発展性のない生産域をもつ立地
- II aパターン：平地であるが帶状低地を可耕地とした発展性の少ない生産域をもつ立地
- II bパターン：平地であり広大な可耕地をもつ拡大性のある生産域をもつ立地

分析の対象となった遺跡は89遺跡である。その結果、遺跡の分布は関東地方一円に散在しており、集団性や強力な組織性は認められなかった。遺跡の立地はI・II aパターンが87%、II bパターンが13%になり、S字甕A・B類の波及した地点の多くは、水田耕地の拡大に伴って乏水性地域になってしまふという共通点が見られたのである。

これらのことから、①S字甕A・B類の関東地方への波及の背景に農耕技術の新段階が求められるとするならば、その目的は既存の水田耕地の拡大に伴う用水路の付け替えなどによる効率的な集水・配水技術の導入にあると思われた。また、②この土器の波及した地域は弥生時代以来の水田耕地を継承したところであり、新開地域ではないことも判明した。すなわち、①は從来から論じられていた湿地開発を目的にした耕地拡大でないことを、②は未開の地の開発でもないことを示している。

なお、本稿は2005年に刊行された『考古資料大観10遺跡・遺構』(小学館)に掲載されたものと内容と結論は同じであるが、その時には紙数の制約上から掲載ができなかった調査の基本項目を補完的に発表するものである。

キーワード

対象時代 古墳時代前期

対象地方 関東地方

研究対象 遺跡分布論・遺跡立地調査

S字甕A・B類 水田拡大期

1.はじめに

S字型は特徴的なS字状口縁をもつ台付彌形土器の略称で、関東地方では濃尾平野（伊勢湾地域）からの外来系土器と認識されている。群馬県では1952年に発掘調査された太田市石田川遺跡で多量にS字型を含む土器群がみつかり、松島榮治らによって「石田川式土器」が設定された（尾崎・今井・松島1968）。その後も、S字型の研究は各地で進むが、1990年に愛知県廻間遺跡の発掘調査報告書で赤塚次郎によつて濃尾平野のS字型の編年と廻間様式の設定が行われ、S字型を中心とする東海系土器を仲介とした広域編年がほぼかたまた（赤塚1990）。

このS字型の関東地方への波及については、これまで古墳時代の開始に関連した政治的な背景で説明されることが多い。特に弥生時代後期の遺跡分布が希薄な地点にS字型が出土することに注目した梅沢重昭は1971年にS字型を「フロンティアの土器」と呼び、S字型出土の背景を広大な低地性平野の開拓を目的にした集団入植者によつてもたらされたものと説明した（梅沢1971）。その後もS字型の故地である伊勢湾地域からの入植・開拓説が次々に発表されて、この見解が群馬県内の弥生時代から古墳時代への転換期を語るうえでの定説となつていった（田口1972、橋本1979、梅沢1985）。

一方、伊勢湾地域では、赤塚次郎がS字型と濃尾平野の湿原開発の関係を強調し、S字型が「全国各地においても低湿地帯の遺跡から出土する」とから、「湿原開発に独特の技術をもつた人々が広く移動している」と述べた（赤塚1986・1987）。さらには1991年には、廻間II式土器の拡散が邪馬台国に破れた狗奴國の難民によるものとした（赤塚1992）。1970年代からの群馬県でのS字型に関する論考は、伊勢湾地域の研究動向と連動しながら、列島的な中央政治史に直結していった。

関東地方の古墳時代開始期に、集団入植者による湿原・低湿地帯開発はおこなわれたのか。S字型波及の背景は何なのか。この問題を再検討するために、筆者らは関東地方のS字型が出土する遺跡のうち、初期のA・B類が出土した遺跡を対象にして遺跡分布論にもとづいた遺跡立地調査を実施した。その結果については「集落・居館・都市的遺跡と生活用具—関東・東北』『考古資料大観10 遺跡・遺構』（能登・小島2005、以下前稿と呼ぶ）ですべて述べているが、それぞれの遺跡立地調査の内容まで詳述することができなかつた。そこで、ここでは実際に踏査した関東地方のS字型出土遺跡の立地観察結果を記載しておくこととしたい。

2. 遺跡立地調査の視点

S字型は赤塚次郎の型式分類によって0類からA、B、C、D類と変化することがわかっている（赤塚1990）。関東地方で出土するS字型はA類以降で、B類までは伊勢

湾地域と同様な形態を示すが、通例C類以降の時期には関東地方独自の変化を示すとされる。また、C類とD類が共存する例も多くなる。ここではA・B類はそのまま、そして伊勢湾地域のC類・D類に併行する時期の関東地方のS字型をC・D類並行期のS字型と呼ぶ。

関東地方ではA類S字型の出土数は少なく、弥生土器と共に出土する。そしてB類S字型は微増するが、小型器台や無文化した弥生土器と共に出土することや、そのころ堅穴住居が弥生時代に一般的であった隅丸長方形から正方形に大きく変化することから、初期のS字型A・B類の波及が関東地方の古墳時代農耕集落への変質に深く関わると考えられる。その前提に立った場合、時期の異なるA・B類とC・D類併行期のS字型出土遺跡の立地は、波及期と定着期に分けて考えるべきである。したがつて今回の立地調査はその波及の目的解明にあるため、対象はS字型A・B類の出土遺跡とした。

なお、S字型の型式認定については、主として各地域の集成の成果によつた（東海考古学フォーラム三重大会実行委員会2000、財團法人茨城県教育財團1996、1997、1998）。関東地方のB類S字型はC類と併出するものもあり、今回立地調査した遺跡にもそのような新しい段階のものも含まれている。

立地調査の方法は、まずS字型が出土した遺跡の周辺を実際に踏査し、遺跡のある地形や農耕環境を復元的に観察した。そのうえで、遺跡周辺での生産域（水田可耕地）はどこかを想定し、居住域と生産域の関係や、前後の時代との継続性を加味して、この時期における農耕集落立地のパターン分類を試みた。

これまでの遺跡の立地調査は、その集落の立地する地形分類によることが多かつたが、農耕集落については眼前に広がる水田耕地の広さや集水条件による発展性に着目して観察することが重要である。単なる地形の分類ではなく、水田耕作や畠作にどのように対応した集落立地であるのかを観察することになる。特に古墳時代以降の開発で本来は居住域であったはずの台地緩傾斜地が水田化されたり、近年の都市化によって埋め立てられた沖積地も多い。農耕社会の集落分析には、いわゆる居住域としての遺跡のほかに、遺跡周辺に広がる生産域の埋没地形の復元が調査項目として重要な視点となるであろう。

本稿では調査結果を記載するにあたつて、下記の遺跡立地パターンにそつておこなうこととする。各遺跡の立地を表1～3に簡潔にまとめ、それぞれのパターンの典型的ないくつかの遺跡については可耕地を想定した2万5千分の1に統一した遺跡周辺地形図を掲げ、立地の詳細を記載した。なお各遺跡周辺地形図では遺跡の位置を黒丸印で、その集落の水田可耕地となり得る沖積地を網み目で示した。この可耕地は実態の不明なものもあり、想定の域を出ないものもある。

3. 立地のパターン分類について

関東地方でS字甕A・B類が出土した主な遺跡数は群馬県26、千葉県16、茨城県10、神奈川県8、栃木県9、東京都10、埼玉県5、合計84遺跡である。遺跡数は前稿より1遺跡増えている。図1に黒丸でその分布を示した。これらの遺跡について、「水田可耕地の新たな拡大の可能性=発展性」という観点から3つのパターンに分類した(図2)。各パターンの特徴は次のとおりである。

(1) Iパターンの立地

Iパターンは山麓や台地に開析された谷筋を主たる生産域(水田耕地)とする集落立地である。集落は開析谷をのぞむ高台あるいは微高地にある。このIパターンは

関東地方のS字甕A・B類出土遺跡の約半数を占める。

水田耕地と推定される開析谷内には小水流があり、河川の洪水などの被害を受けない安定した小規模な水田経営を想定できる。しかし、耕地は開析谷内に限られ、周辺に広い耕地を望めない。また用水も谷頭の湧水からの小水流あるいは小河川に頼る乏水性の水田農耕環境である。したがってIパターンは発展性の少ない集落立地といえよう。

この立地パターンの集落で耕地拡大が図られるとなったら、谷内の用水路を高位のところに付け替えることになるだろう。弥生時代には安定した稻作ができるところとして選ばれた地点でも、水田耕地を拡大するためには用水の不足が生じ、水路の効率的敷設は不可欠となるだろう。

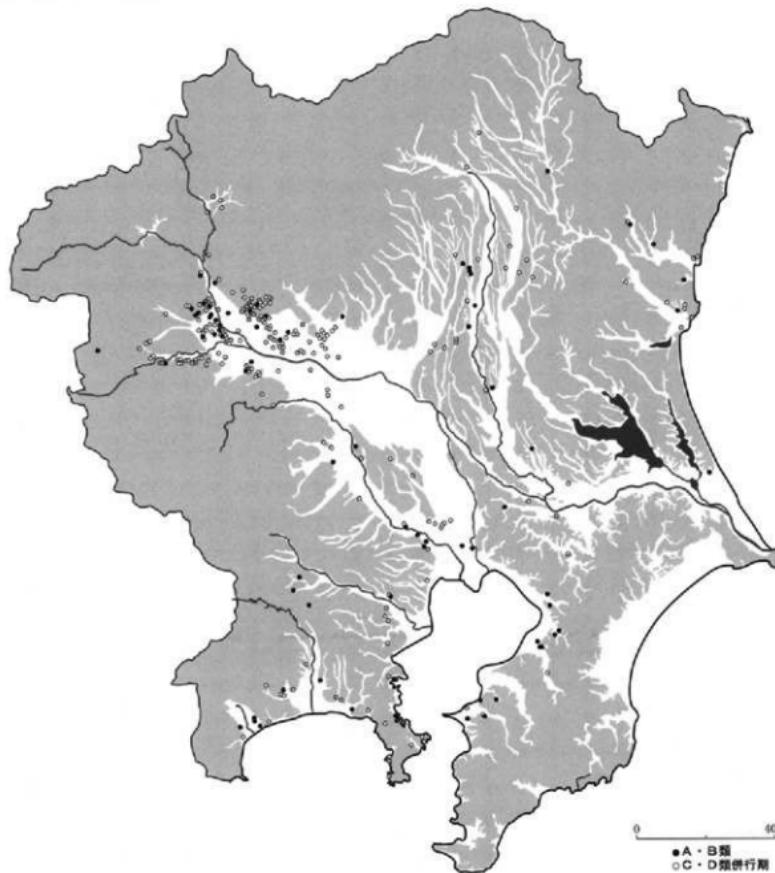


図1 関東地域のおもなS字甕出土遺跡

(2) II a パターンの立地

II パターンは眼前に広い沖積地をもつ平地のパターンとして分類したが、II a パターンはその中にあっても、狭い開析谷や旧河道の沖積地を耕地とする立地である。開析谷の谷口や平地内の低台地・自然堤防上にあり、一見して低平地の広大な水田耕作をイメージさせるが、狭い谷地に面した立地をみせることが多い。すなわち狭義には I パターンと同様な環境にあることになる。関東地方の S 字型 A・B 類出土遺跡の約 4 割を占める。

ここでも弥生時代からの農耕集落に継続する遺跡もあるが、水田農耕地拡大に伴って乏水性が高まることが想定される地点である。効率的な水路敷設が S 字型 A・B 類の時期に実現されているのであろう。

(3) II b パターンの立地

平地の広い沖積地そのものを耕地とする立地である。集落は沖積地内に残る自然堤防や低台地上にある。広い水田可耕地が周辺に広がり、用水系を整備すれば限りなく発展性のある地点である。分類するにあたっては地形改変などによって II a パターンと確定できない場合は、この II b パターンに含めた。

前稿で判定不能とした遺跡も、開発によって微地形の観察が現状では困難な遺跡を指している。しかし I・II a パターンのような帶状低地に面した遺跡が数多くあることを考えれば、II b パターンは低平地内に埋没した開析谷を可耕地にした I a パターンである可能性を強く意識したいと考えている。

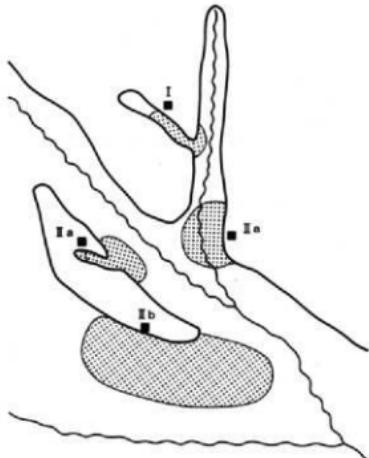


図2 S字型A・B類出土遺跡立地パターン

4. I パターンの遺跡 (表1)

群馬県荒砥上ノ坊遺跡 (図3-1)

赤城山南麓末端の台地（山麓原形面）上に立地する。台地の西には幅90mの開析谷があり、遺跡付近では巾が広くなり小規模な支谷が合わさせて落合地形になっている。谷内には小河川はなく、湧水を集めた小水流があるのみである。古墳時代初頭の集落は西側の谷に合流する小規模な支谷を囲むように住居が分布していた。発掘では水田耕作地を検出することはできなかったが、支谷が西側の沖積地と合流するあたりが可耕地と推定される。

群馬県内堀遺跡 (図3-2)

赤城山南麓末端の台地上に立地する。遺跡周辺の微地形は後世の開田によって大きく改変を受けている。現状では北側の台地上の水田化が進み幅の広い水田地帯となっているが、本来の谷地形は遺跡のある台地北縁に沿った幅50mほどの帯状低地と推定され、ここが古墳時代初頭の可耕地であったと推定される。この低地は、赤城山南麓の開析谷の一つか、あるいは遺跡の西側を流れている東神沢川の旧流路の可能性があるが、現状では不明である。

遺跡の南側には五料沼を谷頭とする開析谷もあるが、最も至近の低地を可耕地とするなら北側の低地である可能性が高い。

なお、本遺跡は前稿で II a パターンとしたが再検討の結果 I パターンに変更した。

群馬県元総社西川遺跡 (図3-3)

榛名山東南麓の相馬ケ原原状地の末端で、染谷川の開析する帯状低地の南側台地縁辺に立地する。発掘では台地縁辺に S 字型 B 類を出土した 2 軒の古墳時代初頭の住居を検出した。遺跡付近では開析谷の幅は 85~100m で、台地との比高は 5m である。遺跡の北西 150m のところでは帯状低地と合流する落合地形になっている。

遺跡周辺には確かに低地がないことから、古墳時代初頭の水田可耕地は遺跡北側の染谷川の帯状低地しか考えられない。特に本遺跡のような小河川が合流する落合地形を望む台地縁辺の集落立地は、弥生時代から古墳時代前期の典型的なものである。開析谷が落合する地点では小水流が集まり、谷の幅も広くなることから、この時期の農耕集落では帯状低地のなかで水田耕作に適した地点として選ばれことが多いのだろう。

埼玉県八重塚遺跡 (図3-4)

荒川左岸の台地を開析する樹枝状の開析谷に囲まれた台地の谷頭付近にある。現在この谷の中は荒れ地となっているが、後世に水田化されていたかどうかは不明であ



1. 荒砥上ノ坊遺跡



2. 内堀遺跡



3. 元總社西川遺跡



4. 八重塚遺跡



5. 部原北遺跡

図3 Iパターンの遺跡（1）

った。遺跡はこの谷の奥にあるが、谷は奥行き100mほどと短いために乏水性の高い谷と思われる。谷の最奥部は表流水に開析された部分で、幅50mほどの大小の小支谷が台地を開析しているが湧水量は少ないと思われる。谷側面に溜井を掘れば湧水は集められるだろう。

谷の開口部は湿地のように見える。発掘報告書には谷部に湧水があり、「強溝田」だと報告されている。しかしこれは湧水によるものではなく、荒川の自然堤防で谷口がふさがれたためとも考えられる。その時期は不明であるが、古墳時代以降の可能性もある。そうなれば古墳時代の谷内の農耕環境は異なっていたはずである。

茨城県都原北遺跡（図3—5）

新川の左岸に開析された谷に面した台地上にある。この付近の台地は開析が進んでいるが、本遺跡が面してい

るのはそのうちでも比較的大きな谷である。幅は100m、台地との比高20mで、谷の側面は急斜面になっている。水田可耕地はこの開析谷のみと推定される。

低地内はゴミ処分場になっており、谷頭付近にも緑ヶ丘団地ができていることから観察が難しいが、谷頭は遺跡の立地する地点から1.2km上方にある。この部分は樹枝状になっているので、谷の中に水流があったと想定してもよいであろう。台地上も工業団地が建設されており詳細観察が不能だが、台地上面は広大な平坦地となっている。遺跡はこの台地平坦部の北端にあって、広大な水田可耕地である新川の沖積地とは反対側の開析谷に向いて立地していることが特徴である。なお、この開析谷の開口部は幅250mと広いが、「宿」地点および「沼沼」地点の海岸砂丘によってふさがれていることから、この砂丘が当時すでに形成されていたなら開口部付近には滲水性の



6. 天狗原遺跡



7. 蓮華寺遺跡



8. 中田遺跡



9. 諫訪の前遺跡

図4 Iパターンの遺跡（2）

湿地帯が広がっていたとも考えられる。

栃木県天狗原遺跡（図4-6）

姿川の支流である新川と兵庫川に挟まれた宝木台地の先端部に立地する。台地の南側で両河川に伴う幅100mほどの帶状低地が合流する落合地形になっている。しかし現状ではいずれの冲積地内も住宅街となり、台地の比高などの詳細を観察することは困難である。発掘地点のすぐ南側が沖積地なのか、緩斜面であったのかはわからぬが、水田可耕地は新川と兵庫川の両低地が合流する落合地点で、遺跡南側のやや広くなった低地と推定される。

千葉県蓮花寺遺跡（図4-7）

矢那川の左岸にある台地は、500m前後おきに樹枝状に開析されている。蓮華寺遺跡のある谷も、この開析谷の一つで、市営公園を谷頭とする幅20~30mの谷である。現在は谷底に道路があり、水田はない。この開析谷は河川らしい川が流れていないが、かつて水田經營があったとすれば雨水や湧水を利用した天水田なのだろう。

周辺の支谷をみると、谷頭に灌漑用の溜池をもつ場合がある。蓮華寺遺跡の谷頭らしきところが市営公園のなかにあるが、自然の池かどうかは不明である。いずれにしても典型的な谷戸田経営であろう。

東京都中田遺跡（図4-8）

多摩丘陵を開析する浅川の支流川口川の左岸にある河岸段丘上に立地する。この段丘は河川作用で削り残された台地で、南側には川口川が流れ、北側には霞丘陵との間に小規模な帶状低地が残っている。

遺跡近くの川口川の幅は狭く沖積地もないことから、古墳時代初頭の可耕地の想定は難しいが、南側の浅川との間の低地が生産域になっていた可能性はある。一方、北側の帶状低地には現在でも丘陵直下の子安神社境内に湧水が残されており、丘陵裾部からの湧水が豊富な小規模な開析谷が遺跡に向かって何本かあった可能性がある。それらの谷をつなぐ帶状の低地が可耕地として台地北側に想定できよう。西側の谷奥部は水流がなく乏水性であるが水路をつければ耕地の拡大ができるところと推定される。

神奈川県源訪の前遺跡（図4-9）

遺跡の立地する台地は、北東にせり出した山麓末端で、傾斜をもちらながら酒匂川支流の狩川に下っている。遺跡のあるところは、やや平らになっている。遺跡の南東には奥行き600mほどの谷が入っている。谷口付近は大きく半円状にえぐりこんだ地形になっていて、現状ではそこが水田になっている。これらの地形は、狩川とは無関係で、山地末端の侵食地形ということになる。

遺跡直下は谷の口にあたり、この部分が本来の沖積地

ということになろう。きわめて狭い。なお、この谷はそのまま右岸段丘を貫いて狩川に向かって帯状の谷水田を形成していたと考えられる。山麓末端は、末端からの浸み出し水によってこのような水田が縱筋があつたのではないかろうか。棚田の造成や宅地化による盛り土によって地形が改変されていることから、微地形を観察することができない。

5. II aパターンの遺跡（表2）

群馬県新保・新保田中村前遺跡（図5-10・11）

新保遺跡および新保田中村前遺跡は、群馬県中央部に広がる前橋台地に形成された染谷川左岸自然堤防上に立地する。図5の可耕地は各遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

新保遺跡では弥生時代から古墳時代初頭にかけての集落が自然堤防である微高地に検出され、同時期の埋没旧河道も検出された。古墳時代初頭に降下した浅間C軽石で埋まつた水田はみつかっていないが、住居群のある自然堤防の南東部にある後背湿地には溝群や畦状の高まりも見つかっていることから、ここで水田耕作が行われていたと推定されている。

新保田中村前遺跡は新保遺跡の上流500mのところにあって、新保遺跡と同様に染谷川左岸の自然堤防に弥生時代後期から古墳時代前期の集落が検出された。同時期とみられる埋没旧河道もあり、堰による分水構造がある溝も検出されている。北東部の後背湿地では浅間C軽石で埋まつた水田がみつかっている。居住域のある自然堤防東側の後背湿地が本集落の水田可耕地になっていると推定される。

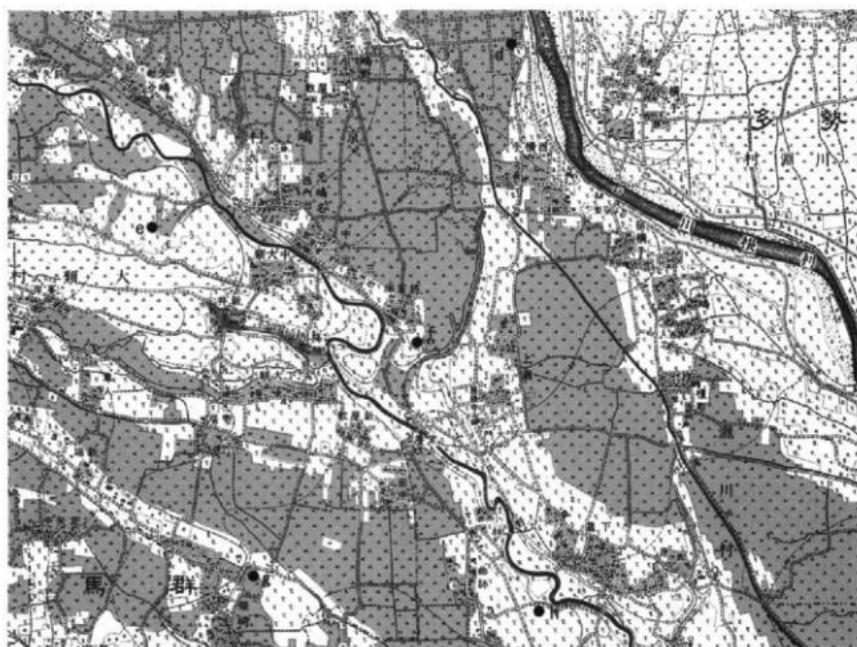
これらの遺跡と同様な立地を示す遺跡に、小八木遺跡・下佐野遺跡・柴崎熊野前遺跡・綿貫遺跡・高崎情報團地遺跡・元島名将軍塚古墳・西横手遺跡・山王宮遺跡や後述する後園团地遺跡がある。これらの遺跡は、現状で水田と畠・人家が連続に入り組んで分布する前橋台地内にある。

前橋台地は、今から約2万年前に浅間山の山体崩壊によって発生した岩屑なだれが泥流となって運ばれて堆積してできた洪積台地である。その後、1万4千年前には西側の榛名山東南麓に陣馬岩屑なだれに由来する土砂で形成された火山麓扇状地である相馬ケ原扇状地ができた。これによって前橋台地の面は扇状低地の様相を呈し、網状流が発達して小河川と自然堤防と帶状低地が入り組む複雑な地形となっていたのである。したがって、前橋台地の表層面は沖積低地化されている。

なお、前橋台地一帯には広域な条里制の耕地が存在していたために表層面の地形改変が進んでいる。その中にには集落および鳥巣状の畠などが点在していたが、さらに圃場整備の進行によって微地形のほとんどが消滅している。そのために、発掘調査を実施すると埋没した旧河道や自然堤防が姿をあらわすことが多い。また新保遺跡や



10. 新保遺跡 11. 新保田中村前遺跡 a. 大八木箱田池遺跡 b. 日高遺跡 c. 小八木遺跡



d. 西横手遺跡 e. 高崎情報団地遺跡 f. 元島名将軍塚古墳 g. 柴崎熊野前遺跡 h. 綿貫遺跡

図5 II aパターンの道路（1）

西横手遺跡のように6世紀初頭の榛名山噴火に伴う火山灰や泥流で埋まった水田が、古墳時代初頭の居住域の上位で検出される遺跡もある。本地域の遺跡立地を考えるには、条里制施行時の地形改変や、さらに遡った古墳時代中後期の水田拡大のプロセスをも加味して考えなければならない。

群馬県後閑遺跡（図6-12）

前橋台地の東縁辺で、旧利根川右岸に形成された自然堤防上にある。生産域は旧利根川低地帯ではなく、それと反対側の前橋台地内の低地部であろう。発掘区は小さくて全体は不明であるが、遺跡は自然堤防内に開析された幅50m、長さ800mの狭い帯状の低地に面している。最も至近に水田可耕地があるとすればこの帯状低地にあたると推定される。遺構の広がりによっては西側の広い低地部に可耕地がある可能性もあるが、それでも帯状低地に面していることからⅡaパターンに分類した。発掘区域は帯状低地の谷頭付近にあたり、遺構として湧水がみつかっている。この湧水は人工的な灌漑井か自然湧水かは不明である。

埼玉県附島遺跡（図6-13）

入間台地から流下する飯盛川の右岸の微高地上に立地する。飯盛川の流入する越辺川の流域は発展性のある広大な沖積地となるが、飯盛川は台地の開析谷から流れ出る川で、周辺のこのような川のなかでは流域長が少ない方である。遺跡の南側には幅広の帯状の沖積地が広がり、現在水田化されている。古墳時代の水田可耕地もここと推定される。飯盛川流域は越辺川流域のなかでもどちらかというと乏水性の地域と考えられる。水田を拡大するには、用水が少ないので細かな灌漑技術が必要となるだろう。

栃木県寺野東遺跡（図6-14）

西の江戸と東の田川とに挟まれた幅1.5kmほどの南北に細長い洪積台地の東縁辺に立地する。田川の沖積地の東側は鬼怒川である。遺跡の現状は発掘調査が終了し整地後であり、工業団地南端に洪水調整池が谷部を利用してつくられていることなどから詳細な微地形は観察不能である。

発掘報告書の情報では、台地内部に幅50~100m、奥行き500mほどの帯状の開析谷が南北方向に入り込んでいた。古墳時代前期の住居群はこの谷の西側と、東側の二か所に偏在していた。S字型B類を出土した住居はこの谷の中ほどの西側に、土坑は東側の谷口に近いところに検出されている。この時期の居住域はこの開析谷に面していると推定され、最も至近に生産域を求めるとすれば、それはこの開析谷内と考えられる。

また、東側の田川の沖積地内にも良好な水田可耕地がある。古墳時代前期の集落は谷の東側の台地縁辺にも広がっていることから、この低地も可耕地としていた可能

性はあるだろう。

茨城県梶原遺跡（図6-15）

遺跡は久慈川右岸の丘陵に開析された2本の谷の間にある台地の東縁辺に立地している。遺跡西側の谷の対岸は丘陵性地形になっているが、遺跡のある台地上は平坦である。西側の谷は幅6m、比高8mの開析谷で、現状では谷底すべてが水田化されている。1本の用水状の水流があるが、自然河川があったとは思えない。上流に溜池があるので農耕用に整備された川であろう。

遺跡の東側は開析谷の谷口で、遺跡は直接久慈川の冲積地を望んでいる。台地東側面は崖面になっている。この台地際は黒色泥土の湿田である。地元の人からの情報では、久慈川の近くは砂質の乾田で、山際からはそこから湧水があったという。台地縁辺にそって帯状の湿田になっている感じがする。現在江川という小河川が水田地帯の中央を開削して付けられているが、台地縁辺の帯状湿田がかつての江川の流路であろう。現在の江川はこの地域の水田の用排水を兼ねているといふ。

梶原・宿東遺跡は同一の大集落と考えられる。西側の開析谷と東側の帯状低地の両方が可耕地として考えられる。特に東側は湿田經營になり、用排水に苦慮するところかもしれない。

千葉県戸張城山遺跡（図6-16）

大津川左岸の台地縁辺に立地する。遺跡周辺で谷巾は500m程ある。大津川両岸には良な広い水田地帯が広がる。遺跡の立地する台地北側に幅50m、長さ700m以上の狭小な開析谷があり込んでいる。現状では谷の奥部は宅地化され微地形の詳細を観察することはできなかった。この開析谷の北側には同時期の戸張一番割遺跡も発掘調査されており、扶在する谷を水田生産域にしていた可能性も考えておきたい。この谷の問題がなければ大津川の沖積地を利用した広大な生産域に面したⅡbパターンの遺跡ということになる。

なお、出土したS字型はC類併行期との見解もある（石坂1993）。

東京都御殿前遺跡（図6-17）

遺跡は荒川左岸、武蔵野台地東端の本郷台と呼ばれる台地上に立地する。遺跡の南側には谷田川が開析した帯状の谷地が入り込んでいる。遺跡周辺は都市化が進み、微地形の観察は困難であったので、報告書の記載によつて立地を確認しておこう。

S字型A・B類出土土地（大蔵省印刷局澁野川工場内）は本郷台の北東縁辺に刻まれた小支谷の西縁にある。古墳時代初頭の水田可耕地は、小支谷内から台地沿いの東京低地内と推定される。図6の可耕地は本遺跡の生産域



12. 後閏団地遺跡



13. 附島遺跡



14. 寺野東遺跡



15. 梓巾遺跡

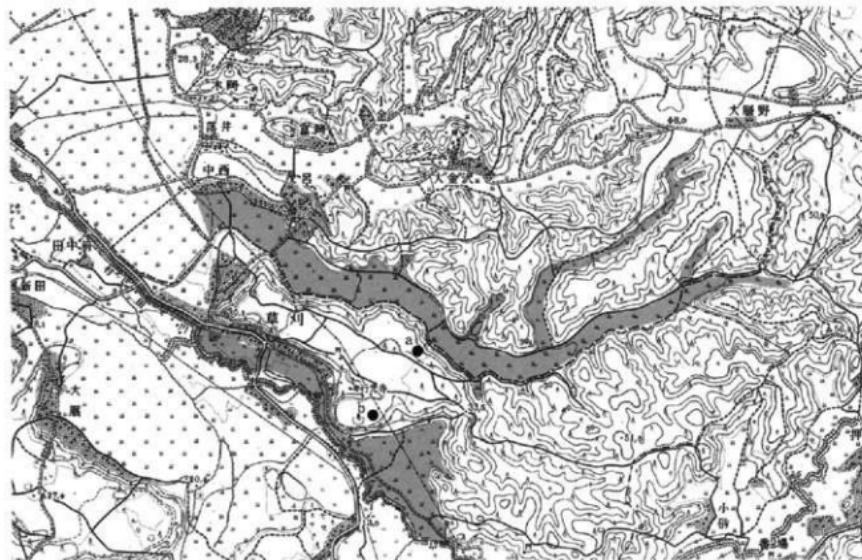


16. 戸張城山遺跡



17. 御殿前遺跡

図6 II aパターンの遺跡（2）



18. a. 草刈六之台遺跡 b. 草刈遺跡



19. 根丸島遺跡

図7 II bパターンの遺跡（3）

を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。低地内の水田耕作には、小支谷の谷頭湧水や崖線からの湧水が用水として使われていたと推定される。台地の基盤層には本郷層と呼ばれる帶水層があり、現在の湧水量はわずかとなっているが、古墳時代初頭の湧水は農業用水として確保できたであろう。立地パターンからすれば比較的発展性のある地点と考えられる。

千葉県草刈六之台遺跡（図7-18）

村田川と北側の帯状低地に挟まれた細長い台地先端地域に立地する。現状では村田川流域は良好な水田地帯となっている。遺跡付近では村田川が台地に近づくために、左岸に広域な水田域が広がるが、右岸では低地が狭小になり、小規模な谷水田が営まれている。台地の南側直下には現集落のある微高地が付随しており、この微高地縁辺を削りながら開田が進められている。村田川流域は下流にある親王塚古墳（4世紀末・60m前方後方墳）のあたりから草刈六之台遺跡までの間は两岸とも当時としては広域な生産域を確保できる地域である。

一方、北側の谷は「茂呂谷津」と呼ばれる比較的高い谷である。現状の谷内は幅100mくらいの水田地帯になっているが、谷内の水田可耕地はもう少し狭かった可能性がある。上流域では樹枝状に伸びる谷を発達させていることから、乏水性の谷とは思えないが、長さ4kmの谷を溝作状態にするためには明らかに水不足となるだろう。S字型A・B類出土地点は隣接する草刈遺跡を含めてこの開析谷の縁辺と台地南縁辺であり、後者は村田川の沖積地に近い。水田可耕地は開析谷内か村田川右岸の狭い沖積地と推定される。

神奈川県根丸島遺跡（図7-19）

遺跡は丹沢山域の東南方向に亘った丘陵性台地の末端に立地する。大根川と善波川に挟まれたこの丘陵性台地はその中央部に幅20mほどの開析谷を形成している。遺跡はその開析谷の左岸台地縁辺にあり、谷に面した遺跡立地と考えられる。遺跡のあるところは、谷内も含めて現在住宅化が進み、詳細な地形は不明であるが、等高線からみるとやや平坦な部分と思われる。現在遺跡周辺の水田は大根川と善波川流域に広がり、東南方向では鈴川の沖積地も合わさった広大な水田地帯となっており、遺跡はこれらの水田地帯を見下ろしている。

遺跡立地地点は善波川の低地との間に崖線をもつていて、善波川と鈴川の低地は標高約20mで、比高は10mほどである。一方、遺跡が面する開析谷は底面標高約15mであり、遺跡との比高は10mである。

古墳時代の農耕集落は、主たる生産域である水田耕作に都合のよいところに居住域がつくられるのを一般とする。ここでは、この低台地がそこにあたるだろう。それ

にも関わらず、台地内部に遺跡が立地しているのを考えた場合、主たる生産域を開析谷の中に求めるのが最も合理的である。この谷は鶴巻温泉駅あたりで樹枝状谷を集め、「舞台」地点のほうに開口している奥行きのない谷である。現在宅地化が進み、地味などはわからないが河川の痕跡もない。おそらく浸みだし水を集めた農耕であったんだろう。

また谷の開口部付近も可耕地であった可能性がある。しかし、善波川の土砂堆積によって谷口がふさがれていける可能性があるため、この地点は湿田の可能性が考えられよう。だとすれば遺跡直下の部分はその湿田より上位の管理しやすい水田がつくられたと考えられる。

6. II bパターンの遺跡（表3）

群馬県下田中遺跡（図8-20）・重殿遺跡（図8-21）

中溝深町遺跡（図8-22）

大間々扇状地扇端地域内では下田中遺跡・重殿遺跡・中溝深町遺跡の3か所でS字型A・B類が出土している。重殿遺跡が扇状地扇端部原面、下田中遺跡が半島状に伸びた扇状地原面の先端、中溝深町遺跡が由良台地西端に位置している。重殿遺跡は台地に開析された谷の谷口にあることから立地パターンはII aパターンにあたるが、周辺の広域な扇端低地も可耕地にしていた可能性が高いことからII bパターンの可能性も捨てきれない。なお、図8の可耕地は各遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

この地域では扇状地扇端部の湧水を起源とする筋筋かの小河川が水田用水となっている。遺跡分布調査の結果、古墳時代前期の遺跡はそれぞれの小河川沿いに1~数kmの間隔をもって点在する構造をもっていることがわかっている（小島1986）。これら3遺跡も当然のこととして小河川沿いの沖積地を水田耕作地としていたと理解できる。これまでの古墳時代前期遺跡の分布調査結果では、すべての遺跡が小河川沿いに集中しており、同一の時期に効率的な用水路の配置をおこなうことによって水田耕地を拡大していったと考えられており、そして上記3遺跡のA・B類S字型の存在は、その技術あるいはその分布の端緒をなすものとして理解できることになる。この3遺跡は想定される古墳時代初頭の小河川に1遺跡ずつが分布しており、それぞれの水系における生産域の拡大過程を解明できる可能性が出てきたといえよう。

また、中溝深町遺跡ではその後に大型溜池遺構や祭祀用井戸が出現しているが、これらもそれぞれ古墳時代前期後半あるいは中期に盛行すると考えられる貯水技術および溜井灌漑の端緒とも考えられよう。効率的な用水路の付け替えを第1段階とした場合、第2段階として溜井灌漑の付加という構造が時間的推移としてある可能性が高い。

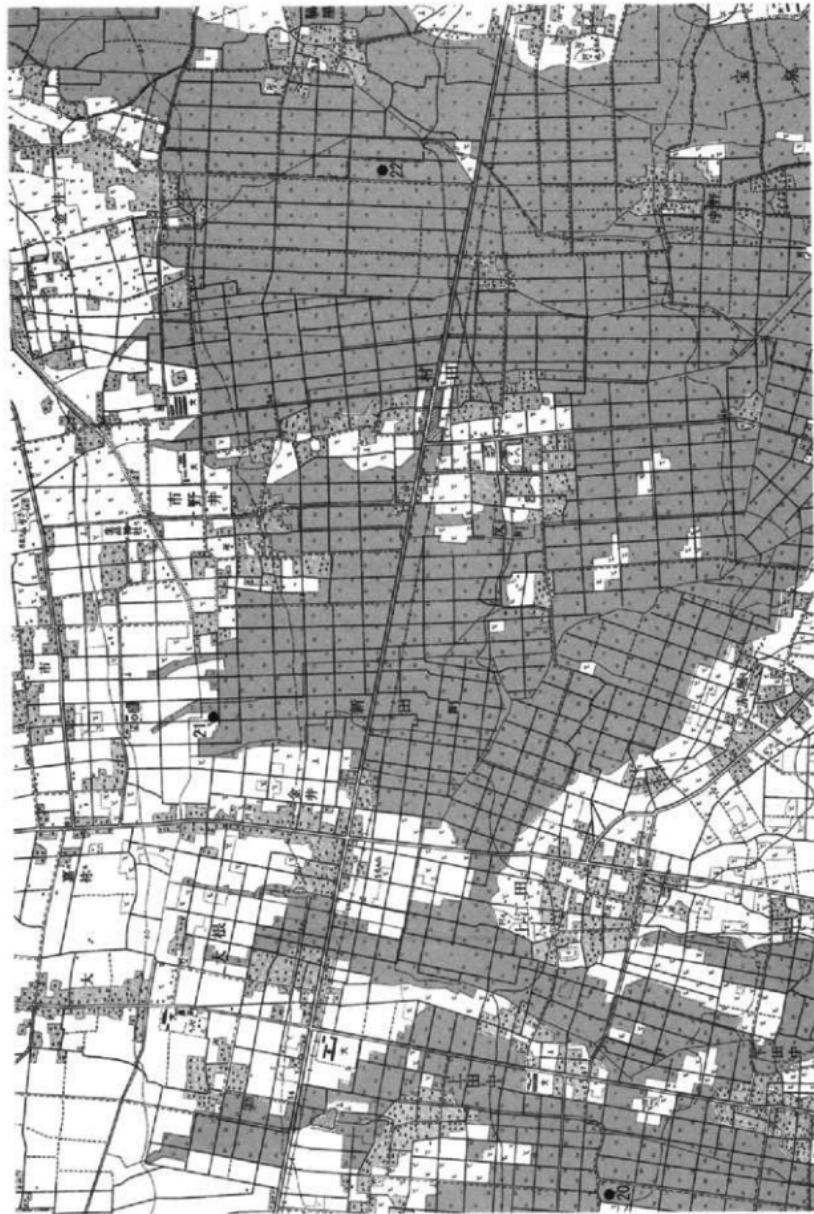


図8 II bパターンの遺跡（1）

20. 下田中塚跡 21. 重説塚跡 22. 中津深町塚跡

栃木県菅田西根遺跡（図9-23）

名草川右岸に接した低台地に立地する。報告書によるとローム層があることから、この低台地は更新世に形成された地形が侵食によって削り残されたものである。また報告書には周辺の地形が小崩状地と書かれているが不明である。低台地上には古墳時代前期の住居と方形周溝墓が検出されている。また緑色砂層で埋まつた水田が、この低台地と西側の丘陵裾部の間の帶状低地で検出されており、古墳時代後期と推定されている。

この帶状低地では数条の水路が検出されているが、人工的なものと自然なものとの区別はつかないものもあるらしい。このうち6号水路からは弥生時代中期から古墳時代後期の土器が出土しており、弥生時代以降からこの辺

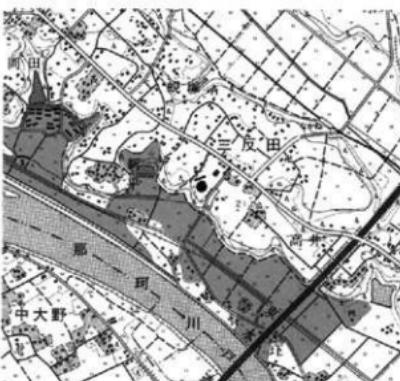


23. 菅田西根遺跡

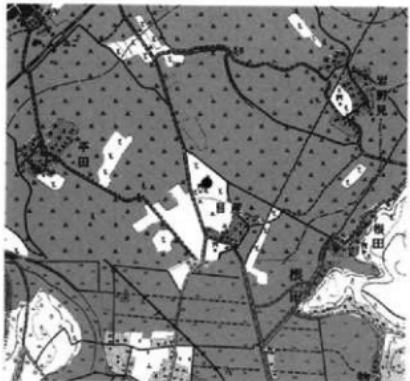
一帯に整った水路が伴う水田が形成されていたことが推定されよう。なお4号水路は低台地側面につくられていることから、この地域で最も高位の水路ということになり、水田擴大期のものと想定できよう。報告書ではこの水田想定地について、「遊水地」「湿地」という表現をしているが、検出された畦のあり方は群馬県下で一般的にみられる半乾田～乾田の畦のつくり方と同じであり、畦のつくり方のみでいうなら、あえて「遊水地」「湿地」型という根拠はない。

茨城県三反田遺跡（図9-24）

那珂川左岸に面する細長い台地に立地する。台地の北高は20m程度である。現在の水田面は那珂川の自然堤防



24. 三反田遺跡



25. 御産目浅間山古墳



26. 豊島馬場遺跡

図9 II b パターンの遺跡（2）

の後背湿地であろう。幅400mほどの帶状水田地帯である。古墳時代初頭の水田可耕地もこの帶状低地と推定される。しかし、当時の水利については不明といわざるを得ない。現在では、上流から都河川の水を用水として施設している。その水利ができないところは溜池灌漑になっている。いずれにしても周辺には可耕地が広がっており、発展性のある立地である。

千葉県御座木浅間神社古墳（図9—25）

養老川右岸、神門古墳が見下ろす冲積低地内に広がる微高地に立地する。周辺水田との比高は2m前後か。この微高地の成因は不明であるが、養老川の自然堤防である可能性が高い。詳細な地形は圃場整備完了のため不明である。生産域を神門古墳の台地直下の谷水田と見たい

が、今富塚山古墳眼下の水田と同じく、典型的な平地型生産域（伝統地域）の様相を呈する。集落を想定できる微高地のあり方も伝統集落立地に特有な広域な低地である。なお図9の可耕地は本遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

東京都豊島馬場遺跡（図9—26）

現状では都市化が進み、微地形の観察は地表面からは困難である。発掘成果から立地をみると、遺跡は東京低地西部の隅田川右岸自然堤防上に立地している。古墳時代遺物包含層からイネの植物珪酸体が検出されている。低地部分は調査されていないが、この集落の水田可耕地は、遺跡のある自然堤防と本郷台と呼ばれる武蔵野台地東端との間に広がる低地部と推定される。なお図9の可

表1 Iパターンの遺跡一覧表

遺跡名	所在地	S字型	出土遺構	調査所見
図3-1 宮原上ノ村	群馬県 前橋市	B	2区89分住居	赤城山南麓の2つの開削谷に挟まれた緩傾斜高地に立地する。
図3-2 内堀	群馬県 前橋市	A	H-56号・5号住居	赤城山南麓の緩傾斜の開削谷に切り離された地上にある。遺跡北側はは埴輪壁によって広く水田化されているが、北西から度々する東神沢川の旧河溝あるいは開削谷の詰込近くに推定される帶状の凹地があり、ここが水田耕作地であったと推定される。東神沢川の流路復元については検討の余地がある。
喜多町	群馬県 伊勢崎市	A		伊勢崎市上に立地する。遺跡位置や微地形の詳細は調査不能。
三和工業団地	群馬県 伊勢崎市	B	12号・57号住居	大隈・中野原の2つに開けた「開井田」と「北畠清水」という二つの谷頭灌漑水からの小水流が開削した帶状の冲積地に挟まれた台地上に立地している。
図3-3 1 元総社西町	群馬県 前橋市	B	8号住居	椎名山東南麓の相馬ケ原屋敷地末端、柴谷川の開削する帶状の低地の右岸台地縁辺に立地する。
元総社寺田町	群馬県 前橋市	B	匂合寮	椎名山東南麓の相馬ケ原屋敷地末端、牛池川の開削する帶状の低地の右岸台地縁辺に立地する。
有馬	群馬県 津川市	A	82号住居	椎名山東南麓の相馬ケ原屋敷地の末端に立地する。牛池川の開削する帶状の低地の右岸台地縁辺に立地する。
保渡田首次	群馬県 群馬町	B	3号・5・6号住居	椎名山の東南麓を開削する井野谷の支流東谷津川に合流する帶状冲積地で通称「保渡田の谷」の北東側縁辺に立地する。可耕地は集落南側の谷内と考えられる。
田中田	群馬県 富士見村	B	7号・10号住居	赤城山南麓の狭い小谷開削谷に面した台地上に立地する。可耕地となる冲積地は狭く、発展性はありません。
熊野堂	群馬県 群馬町	A・B	II号住居	椎名山東南麓の相馬ケ原屋敷地の井野川右岸台地上に立地する。台地の南端の熊野堂遺跡Ⅱ地区で浅闊C軽石下田が見つかっており、生産域は井野川低地内に広がっていると推定される。
内沢日影地	群馬県 宇都宮市	B	A区1号住居	難れ山丘頂上近くから、龍川右岸に向かう開削谷の丘陵頂上部に立地する。この開削谷は源水点があり、水口付け等などの工夫によって連続した水田の經營は可能であっただろう。
図3-4 八重塚	埼玉県 北本市	A	1号・3号住居	荒川左岸に開削された谷に面している。北本団地の南の谷はこの辺で唯一の良好な開削谷である。荒川左岸は小支流が通るが、ほとんど活性性とみられる。
那須八幡塚古墳下層	栃木県 那須町	B	S1-1-2	那珂川・利根川の合流点の右岸の台地下段(段丘)崖縁に並ぶようにある。古墳の立地する標高高い台地の西側には幅120m程の帶状低地があり、台地の南側は帶状低地が2条合わさる落合地形になっている。
図4-6 天狗原	栃木県 宇都宮市	B	4号住居	荒川の利根新川と天狗原の合流点の北側台地南端に立地する。可耕地は新川低地と合流点のやや広くなれた南側の地帯と推定される。
砂田東	栃木県 宇都宮市	B	SI13	田川および鹿児原川によって形成された田原段丘面の田川左岸台地上に立地する。遺跡の東側には田川の分流である源水川によって開削された幅約120m、比高3mの低地があり、ここが水田可耕地と推定される。
金山	栃木県 小山市	B?	X区SI-271	大川によって形成された侵食谷に面する低い台地の中央平坦面から東側縁斜面に立地する。水田可耕地は遺跡東側の大川の冲積地と推定される。
那田野山崎	茨城県 ひたちなか市	B?	8号・18号住居	本郷原の複数の低地とその左岸に伸びる狭い小谷開削谷によってつくられた台地上にある。巾広の谷との落合地点を生産域にしていたのかもしれない。
鷺ノ巣	茨城県 ひたちなか市	B?	5号住居・7号住居	本郷原が中丸川に合流する落合地点を見下す比高30mほどの台地上にある。台地面は平坦である。可耕地は本郷原の冲積地内と推定される。
図3-5 那延北	茨城県 虹ヶ浦東海村	B?	2号住居	台地の開削谷に面した台地上にある。水田可耕地はこの開削谷のみ。新川沖積地と反対側の開削谷に向いて立地していることが特徴である。
境松	茨城県 つくば市	B	34号住居	西谷田川左岸台地上に立地する。台地の上または個面には水田耕作を可耕地にする谷はない。集落は巾の狭い冲積地を水田耕地にしていましたと言われる。
二又越	千葉県 袖ヶ浦市	B	8号墳	小堀川と通水川の合流点に谷口をもつ枝状の開削谷に挟まれた台地上平坦面に立地する。水田可耕地は谷頭灌漑水に面した狭い谷開削谷内と推定されるが、幾筋かの開削谷があつまつ落合地形は安定した水田耕作が可視と思われる。

遺跡名	所在地	S字番	出土遺構	調査所見
船尾町田	千葉県印西市	B	1号・26号住居	神崎川と新川の合流点を南に見下ろす台地上平垣面に立地する。この台地は小支谷によって開析され、樹枝状に張り出している。遺跡は東側の小谷に面している。可耕地は遺跡東の小谷内か神崎川低地内と推定される。(現地調査未了)
マミヤク	千葉県木更津市	B	1号住居	造成工事が進んでおり、現地での分析不能。空中写真によると、南、東、北から伸びる小さな谷があり、これらはいずれも水軒化されている。いずれかの谷の谷筋に立地する可能性が高い。
夏久	千葉県千葉市	A	豊穴住居027	「千葉寺谷」と呼ばれる谷に開析された左岸台地斜辺に立地する。周辺にはこの谷以外に生産域を示すような谷地はほとんどない。
蛇谷	千葉県市原市	B	蟹合觸・79号・71号住居	農業用干溝の右岸にある台地斜面に立地する。空中写真によれば大小二筋の開削谷が合流する地点に、谷を開けて門古墳群・蛇谷通路が立地する。
神門4号 塙・5号塙	千葉県市原市	A?B	曲方後円墳	養老川の右岸にある台地斜面に立地する。空中写真によれば大小二筋の開削谷が合流する地点に、谷を開けて神門古墳群・蛇谷通路が立地する。
打越	千葉県富津市	B	遺跡外	標高66mの神明山と西山前に位置する。遺跡直下には樹枝状に広がる細い開削谷が山裾をめぐっていた。生産域は150m前後の帶状水田とされる。典型的な各水田パターンであろう。
東寺山石狩	千葉県千葉市	A	56号住居	巾80cm程の開削谷を有した台地斜面上に位置する。周辺で水田可耕地と推定されるのはこの開削谷のみである。
平先台	千葉県印西市	A	8号住居	利根川を臨む洪積台地の直下に、比較的広い面積の低台地が広がる。付近の地形は極めてなどによって不明。東側に広がる谷地が生産域と思われる。生産地は比較的巾が狭く、規矩では不明な点もあるが、乏水性と思われる。
図4-7	蓮華寺	千葉県木更津市	B	017号住居
				久那川左岸にある台地は、500m前後までに樹枝状に開析されている。蓮華寺通路はこの開削谷の一つ、谷の右岸側の南西斜面にあった。この谷は市営公園を谷頭とする幅20~30mの谷である。
	国府遺跡	千葉県茂原市	A	自然流路
				豊田川の支流の岩谷左岸の懐高地上に立地する。この地点は岩谷出の開削谷を埋めて形成された小規模な緩斜面である。
	多摩ニイワー タウンNo916	東京都町田市	B	8号住居
	多摩ニイワー タウンNo924	東京都町田市	B	1号住居
図4-8	中田	東京都八王子市	B	12号・E3号住居
				川口川左岸の台地上にある。遺跡のある台地に擦り寄っているために想定できる可耕地はない。遺跡北側には築丘直下に子安神社があり、現在でも清水が残されている。このような灌水の豊富な緩斜面が開削谷が遺跡に掛かって何があった可能性がある。
	神谷原	東京都八王子市	A	SB78
				湯瀬川の北側にある比高30mほどの台地上にある。遺跡の北側には蓄積低地があった。現状でも木生保院入り口の標高までしかに凹みが残っている。この帯状低地が生産域と推定される。
	中馬堀	神奈川県横須賀市	B	SR01
				東京湾北に望む相模海岸の堤防で、東側の走水台地・西側の瀬戸上に挟まれた比較的大きな谷の中に立地する。東側では谷の右端に旧排水路が検出されS字型断面が出土した。可耕地はこの谷内と推定され、流路は用水路の可能性もある。
	なたぎり	神奈川県横須賀市	B	
				現状は工場などの施設によって微地形を観察することができない。平野面から入りこむ開削谷を埋む地上に立地するのだろう。
	鶴居上ノ台	神奈川県横須賀市	B	8号住・92号住
				横須賀港を見下す相模性台地に開析された幅75mほどの谷の右岸台地上に立地する。河口から1.4kmほど内陸に入った地点で、樹枝状のいくつかの支谷が集まった地点を見下ろす位置にある。可耕地は谷内である。
図4-9	裏跡の前	神奈川県小田原市	B	
				北東にそり出した山麓末端でやや平らになっているところに遺跡はある。遺跡の南側には飛行き1kmほどの谷が入っている。遺跡直下はその谷にあたり、この部分が本来の沖積地ということになろう。きわめて狭い。

表2 II aパターンの遺跡一覧表

遺跡名	所在地	S字番	出土遺構	調査所見	
図5-11 新保田中村 前	群馬県高崎市	A	2号河川中層	相馬ヶ原緩状地東南部に広がる右岸台地の自然堤防上に立地する。東側の低地部の発掘区で浅間に輕石の水田が検出されており、可耕地となっている。	
図5-10 新保	群馬県高崎市	B	141号住居	相馬ヶ原緩状地東部に広がる右岸台地に形成された右岸台地の高まりや瀬が検出されており、可耕地と推定される。	
図5-a 大八木篠田 池	群馬県高崎市	B	5号住居	相馬ヶ原緩状地東部の台地上に立地する。市街地化が進み、現状では微地形の観察ができないが、明治以前の量面の開削谷によれば遺跡西側には帯状の開削谷があり、ここから台地側の天王川の冲積地が可耕地と推定される。	
図5-i 元島名将軍 塙古墳	群馬県高崎市	B	塙丘下4号溝	前輪台地に開析された井野川左岸河岸段丘上に立地する。段丘面も水田と畑や草地が混在する地形であるが、古墳周辺の微地形の観察はできない。可耕地は古墳段丘に展開する低地内と推定される。	
図5-d 西横手	群馬県高崎市	B	II区1号周溝墓	利根川右岸に形成された自然堤防の一角に立地する。利根川は相馬山麓系の河川を争奪したので、自然堤防は先行する河川によるものであろう。詳細な微地形は不明である。	
	下佐野	群馬県高崎市	B	A区35号住居・ 4号周溝墓	周辺の開発によって住宅が密集しつつあり、微地形の観察が困難である。周辺の状況からは水田と畠地が段丘に入り組む地形をしていたと推定される。
図5-c 小八木	群馬県高崎市	A・B	溝13	相馬ヶ原緩状地東部から平地への変換点にある井野川左岸の台地東側に立地する。遺跡の東側には台地を解析する幅100mほどの帯状低地があり、発掘調査では谷の西側に浅間に輕石の水田と水路が検出された。	

関東地方の初期 S 字甕出土遺跡の立地について

	遺跡名	所在地	S字型	出土遺物	調査所見
国5-e	高崎情福居住地	群馬県 高崎市	B	5号住居・24号住居・58号講	舟野川右岸の沖積地内の像高地上に立地する。遺跡周辺は現在は低平な木田地帯で地表面の凸凹はほとんど見えない。従来地を開拓する帶状耕作地が現在の木田下に埋没しているのであらう。古墳時代前期の可耕地もこの帶状の小規模な种植地と推定される。
国5-g	柴崎町熊野宿	群馬県 高崎市	A	25号塗	舟野川右岸の家業付近の水田に立地する。現状は木田あるが、遺物が自然流路から出土している。周辺に同様の集落が形成される。この遺跡は屋根からのみ雨水を集めたものと考えられる。周辺に可耕地が推定される。
国5-h	純賀	群馬県 高崎市	B	SX2001	井手用右岸耕作丘上に立地する。S字型は20トレンチ内の大型方形面構造と推定されているSK2001から出土した。其構造は北側にあるやや広くなった舟野川沖積地か。
山王宮若	群馬県 前橋市	B	13号住居	旧利根川右岸に形成された自然堤壝上にある。生産域はそれと対応する耕作台地内の低地部か。	
国6-12	後園園地	群馬県 前橋市	B	1号・2号・5号住居	旧利根川右岸に形成された自然堤壝上にある。生産域はそれと対応する耕作台地内の低地部であろう。発掘区は小さくて生産域は不明である。自然堤壝内に開拓された幅50m、長さ800mの狭い带状の低地に面している。最も近い水田に可耕地があるとすればここにあたる。
国8-21	東蔵	群馬県 新田町	B	4号・14号住居	大谷ヶ原畠地帯の南端の堤防地面上に立地する。堤防背溝が開削した小支谷の谷口にある。水田は堤防地帯は支谷から南端低地内と考え方される。
国6-13	附島	埼玉県 板戸市	B	道溝外	入間川台地の末端、越辺川の支流鶴巻川の右岸微高地に立地する。道溝背溝の幅広の帯状沖積地が木田可耕地と推定される。
国6-14	寺野東	桶木県 小山市	B	SI145	現在の調査では既に整地化して立地しているため、詳細な微地形は不明である。工業団地南端に洪水調整池が谷部を利用してつくられている。S字型を出土した住居はこの谷中ほどの右岸に立地しており、生産域はこの谷部と考えられる。
朝日觀音	桶木県 南河内町	B	SI01	鬼怒川左岸低湿地を流れる面川と江川の間にある谷長い洪積台地の末端に立地する。周辺は低地と微高地が入り組む地形で、道溝の沿う台地の斜面にも帶状の低地と自燃堤防の微高地がある。遺跡は東の谷底低地に接してあり、ここが生産域と推定される。	
愛宕坂古墳	桶木県 宇都宮市	B	盛土内	田代川左岸の洪積地面上に立地する。遺跡の北側で開拓谷と田代川の沖積地が接しており、落合地形になっている。遺跡は西側の開拓谷に向いており、ここが最も北延の生産域と推定される。また東側の田代川の沖積地も水田可耕地であった可能性がある。	
大日坂古墳 坂丘下	桶木県 宇都宮市	B	2号住居	良者屋敷	坂丘下の田代川の谷間にやや引き出した位置に立地する。周辺の谷は極端に荒れ、樹枝状の谷が入り込む。この遺跡部分のみは比較的平坦な台地になっている。台地は山田川に否否に入れる台地の中央部に小さな開拓谷が入って二つに分かれている。
国6-15	尾市	茨城県 鹿嶋市	B	1号住居	遺跡は丘陵を駆けた谷と農用の冲積地に挟まれた台地上に立地する。周辺は丘陵性地形になつてゐるが、道溝周辺では平らな地形になつてゐる。遺跡はその台地の斜げ根にあつる。
北西原	茨城県 土浦市	?			広大な冲積地を擁する比高20cmの台地に立地する。台地背溝の家基みのあるところは高高地帯を呈するが、浅い。遺跡の東側には枝葉の開拓谷がりこりしている。この部分が分岐状の耕作地と推定される。S字型の詳細は未確認である。
木瀬台	茨城県 鹿嶋市	B			道溝は三方を冲積地に囲まれた比高のある台地上にある。南北の谷は幅500m。台地の直下には幅100mの谷地があるが、生産域はどちらちらの判断できない。S字型パターンの可能性もある。
下栗原方台	茨城県 砥峰郡千代川村	B	1次2号住居 2次3号・97号住居地	工業施設造成のため地形変形が著しく地形面の評価は難観察できない。地形面からみると鬼怒川左岸の下栗原が市ある横積台地南端の小さな台地上に立地する。周辺には鬼怒川用田河や古い自然堤防・後背済地が交差し、水田可耕地は台地周囲の冲積地と推定される。	
石拂	千葉県 沼南町	B	4号方形溝裏	手平谷と石拂谷にある。この谷地は周辺に多くの開拓谷とともに、手のひら状の地形をしている。台地周囲の開拓谷はいずれも歩きがなく、乏水性の水田耕種になる。	
国6-16	戸張城山	千葉県 相模原市	B	5号住居	大津川左岸の台地斜面に立地する。大津川の沖積地の巾は500m。道溝の北側に狭小な谷地があるが、この谷は生産地帯である。木田可耕地は大津川の沖積地か、木田谷の河岸の可耕地がある。
常代	千葉県 君津市	AB?	SK209-213a 214 SD254	小糸川左岸の自然堤防上に立地する。小糸川は台地の北部で大きく谷筋をつくつていて、現在の堤防には沖積地をもない。道溝内に検出された田道河が浜子の谷からの流れであったとすれば、あまり水のないくの細い冲積地で谷田田耕種をしていたと思われる。	
国7-18	草刈六之台	千葉県 千葉市	B	746号住居	田代川と北側の谷底低地に囲まれた谷長い台地先端地帯に立地する。木田可耕地は開拓谷内から田代川右岸の狭い冲積地と推定される。
国7-17	御牧曲	東京都 北区	C	1号溝混入	道溝は荒川左岸、武蔵野台地東端の本郷町と呼ばれる台地上に立地する。遺跡の北東部に東京低地に合流する小谷があり、可耕地にはその小谷から東京低地辺部と推定される。
赤羽羽	東京都 足立区	B	H-3号住居	道溝は荒川左岸、武蔵野台地東端に並ぶ赤羽羽の北東端に立地する。道溝の南側には台地を開拓する支谷が入り込んでいる。可耕地にはその小谷から東京低地辺部と推定される。(現地調査未)	
下山	東京都 葛西谷区	B	11号住居	多摩川左岸の小谷間に立地した複数の台地の南端に立地する。道溝に西側には幅50mほどの開拓谷が合流している。木田可耕地はこの開拓谷が多摩川に合流する落合地形のところにいると推定される。(現地調査未)	
山王山	神奈川県 横浜市	B	50号住居	都市化の進み詳細な微地形の観察はできない。報告書などの情報によれば、難見用右岸の丘陵北西端部に立地する。西側には小さな開拓谷があり入っているが、北西側には難見川の沖積地が大きくなつており、発展性のある立地である。	
海老名本郷	神奈川県 海老名市	A		南北にびる細い洪積台地上面に立地する。相模川の支流日久尻川に合流する開拓谷の谷口西側附近にあたる。木田可耕地は開拓谷内のある日久尻川の冲積地と推定される。	
国7-19	板丸島	神奈川県 豊明市	B	409号住	丹沢山域の木端で、大根川と相模川に挟まれた東南方向へのびた丘陵性台地の末端に立地する。可耕地は丘陵性台地の中央部に開拓された幅20mほどの小谷、大根川と相模川の合流点付近の低地内と推定される。
千代南原新地点	神奈川県 小田原市	B	1号土坑	酒匂用左岸の丘陵東端にある南北に長い台地の西端に立地する。遺跡の南北には台地に入り込む小谷があり、西側に広がる標高面を面開ける帶状の冲積地が可耕地と推定される。	

表3 II bパターンの立地を示す道路一覧表

	遺跡名	所在地	S字型	出土遺跡	調査所見
図8-22	中瀬澤川	群馬県 太田市	B?	13号・24号住居	大間々層状地の東南部にある由白台地の丘陵間に立地する。福島湧水を水源とする小河用沿いの冲積地を水田生産域としていたと推定される。
図8-20	下田中	群馬県 新田町	B	4号住居	大間々層状地層部から半島状に伸びた福島地層の先端に立地する。福島湧水を水源とする小河用沿いの冲積地が水田生産域と考えられる。
社員路	埼玉県 本庄市	B	4号土坑	道路建設・区画整理が進み、微地形は不明。	
東沢	埼玉県 鶴巻市	A?	自然河川	現在は護岸整備終了。垂木道標保存地域であるために微細な地形は不明。荒川によって形成された崩壊地形の崩壊低地内の小さな自然堤防上に立地する。遺跡は大塚の集落からなる小支谷に面している。この小支谷が生産域ならば水辺地帯であるが、埋没地形である南側の幅広の低地が生産域の可能性が高い。	
南原	埼玉県 戸田市	B	7号方闇墓	荒川左岸の自然堤防上に立地する。都市化が進み、微地形の詳細は不明である。戸田可耕地は東北側の後背湿地に推定される。	
図9-23	青戸西沢	栃木県 足利市	B	3号住居	名草川右岸に接した低地地に立地する。水田可耕地は低台地と西側の丘陵部との間にある帶状低地であろう。発掘では古墳時代後期と暫定されている水田も検出されている。
図9-24	三反田	茨城県 ひたちなか市	B	4号住居・1・2号住居	那珂川左岸に面する比高20m以上の縱長い台地に立地する。水田可耕地は道跡南側の那珂川との間に立地である。現況の水路は上流で那珂川の水を引水している。その水利ができないところは福島運搬になっている。
図9-25	御前山浅間神社古墳	千葉県 市原市	B	周溝埋没土	夷走川右岸・神門古墳が見下す冲積低地内に広がる微高地に立地する。生産域を神門古墳の右側面下の谷本田と見たいが、今富塚古墳脚下の水田と同じく、典型的な平底型生産域（伝統地盤）の様相を呈する。（御前山浅間神社古墳は後期）
図9-26	豊島馬場	東京都 北区	A・B	SH70	東京低地西部の鶴見川右岸自然堤防上に立地している。現状では都市化が進み、微地形の観察は地表からは困難である。水田可耕地は、遺跡のある自然堤防と本郷台と呼ばれる武藏野台地東端との間に広がる低地部と推定される。（現地調査未了）
上小岩	東京都 江戸川区	B	N'F東SX01	都市化が進み、遺跡周辺の微地形の観察はできない。報告書等の情報によれば、東京低地内の江戸川右岸自然堤防上に立地する。水田可耕地は西側に広がる後背湿地内にると推定される。（現地調査未了）	
葛西城址	東京都 葛飾区	B	鉢合解	都市化が進み、遺跡周辺の微地形の観察はできない。報告書等の情報によれば、東京低地内の中央川右岸自然堤防上に立地する。水田可耕地は西側に広がる後背湿地内にると推定される。（現地調査未了）	

耕地は本遺跡の生産域を特定できないことから、生産域となる可能性のある低地全体を表示した。

7. おわりに

以上のような遺跡立地調査の結果、関東地方のS字型A・B類出土遺跡が立地するのは広い低湿地内ではなく、開析谷や帶状低地を水田耕地とするところであることがわかった。それはIパターンおよびII aパターンの地点であり、両者で全体の9割に達している。これらの水田耕地は大・中河川からの用水でなく、谷内の湧水やそれを集めた水流に依存しており、遺跡立地の共通性は耕地の拡大を前提にみると用水量が不足し乏水性の耕地に変わってしまうという特徴をもっているところといえよう。

S字型の時期には、その耕地の拡大性を模索している段階での立地環境を分類することになる。この時期は、農耕集落が耕地拡大の発展性のある平野部に移動・集中する段階であるので、従来は、遺跡はすべて発展性のある平地に立地すると考えられていた。しかし、S字型出土遺跡が必ずしも広大な耕地に面した集落でないことは上記の立地分析から明らかになった。このことはS字型A・B類出土の背景が単なる「湿地開発」ではないことを端的に示していると思われる。

それでは、なぜS字型A・B類出土遺跡の多くが、平野部とその周辺の開析谷に面した地点にあるのかが問題となる。これらの集落遺跡に伴うと推定される水田耕地に共通しているのは、小さな水田のみで經營していた水

田耕作の初期段階では用水確保が安定していたが、耕地拡大に伴って乏水性となることであった。しかし、効果的な用水の集水や配水技術が駆使されれば一定程度の耕地拡大が可能なところでもあった。このようなS字型A・B類出土遺跡の立地状況をみると、その背景には新しい用水敷設技術による高度な配水技術の導入があると考えられる。

この技術の一つとして、水路の付け替えによる谷水田の改良が行われている事例として群馬県の日高遺跡があげられよう。ここでは、浅間C軽石直下の水田に伴う古墳時代初頭の溝（用水路—図10-164号溝・169号溝=白抜き部分）と、輕石降下以前に開田された弥生時代水田に伴う溝（図10-164旧溝・164B溝・171号溝=網掛け部分）の位置が異なっていた。弥生時代の水路は谷の中央にあり、浅間C軽石下の古墳時代初頭の溝は谷の縁の台地緩斜面に移動しているのである（群馬県教育委員会1982）。

浅間C軽石は浅間山起源の降下火山灰で、その降下年代については諸説あるが、降下時期は古墳時代に入っているとの認識は概ね共通していると思われる。日高遺跡の報告書でも浅間C軽石の降下は古墳時代と記載されている。

日高遺跡の発掘当時は浅間C軽石直下の水田面は、田面の荒廃を根拠に時間的経過を考慮して「弥生水田」と結論されていた。しかし、この水田面は弥生時代からその時々に変化を重ねて継続したもので、浅間C軽石直下面の水田区画や用水路の配置は、埋没時期を重視して古墳時代初頭の様相と考えるべきであろう。

前稿では結論のみを述べたが両水田面から出土した土器の検討を示せば、まず浅間C軽石直下の水田に伴う164号溝や1号土器散布遺構から出土した描描文が施された土器の多くは古墳時代初頭まで残存した「梯式系土器」(若狭1990)と考えられる。また169号溝から出土した刷毛目の施された變形土器は類例が少なく単独で時期を決めかねるが、上記の梯式系土器に併行する時期の土器と推定される。日高遺跡では初期のS字型は出土していないが、164号・169号溝や1号土器散布遺構で出土した土器は古墳時代初頭のS字型A・B類の時期に並行すると考えられる。

一方、旧水田に伴う164号溝や171号溝から出土した梯

式土器には後期初頭から後葉まで時間幅がある。この出土状況はこれらの溝が機能していた時間幅を示していると考えられ。日高遺跡の開田時期については、弥生時代後期初頭までさかのほることになる。

図10で*印を付した水田面は164号溝と169号溝の敷設がなければ給水できないところにあり、新たな水路の開削によって開田された水田面であることがわかる。このような谷高所への効率的な溝の付け替えによる耕地拡大こそがS字型A・B類段階の技術的な革新なのである。

一般に開拓谷は最下位の谷底部分に水流がある。この自然河川に堰を設けて水田への取水を行った場合には高

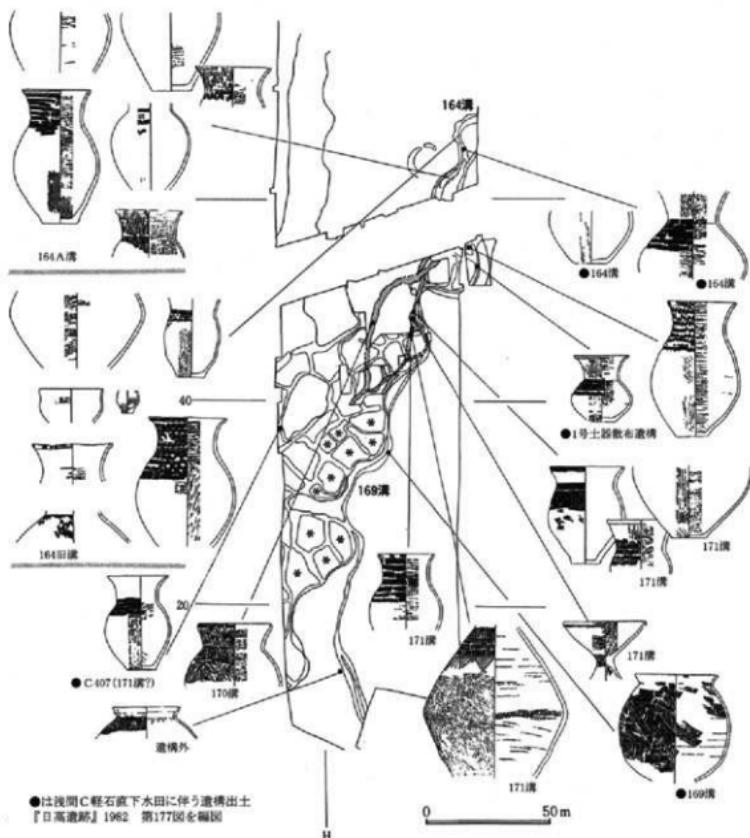


図10 日高遺跡の水田出土遺物

位への配水を難しくする。しかし、日高遺跡の浅間C軽石層直下では人工的な水路が台地に接して開削谷の最も高いところにつくられている。169号溝の中位に浅間C軽石が堆積していることから古墳時代初頭の浅間C軽石降下直前のある時期に、効率的な集水・配水機能をもたせることによって谷底全体の水田耕地化を達成しているのである。

このような水田耕地の改良は、図11の遺跡分布からもわかるように、弥生時代からの集落がある地域内での出来事である。このことは従来S字甕波及の背景と論じられている未開の地や低湿地の新たな開拓論では説明できない。この日高遺跡での事象を、S字甕A・B類に象徴される新技術の関東地方での受容と位置づけるとすれば、S字甕波及の背景には、新たに効率的な集水と配水を可能にする土木技術あるいはそれをもった技術者の到来を想定することができるのではなかろうか。今後は、こ

の技術到来の背景を検討することになる。

弥生時代から古墳時代前期までの農耕集落遺跡を通観すると、常に水田開発を意識した選地をしていることがわかる。そこには畠作集落を根幹にした選地を読みとることはできない。水田だけでなく集落に隣接した水利の無理な台地上には畠もつくられていたことは想像に難くない。しかし、それはあくまでも補完的なものであったのだろう。

東日本地域では、縄文世界の中で水田稲作を選択したことが農耕社会への移行のきっかけとなり、その後、より優位な水田耕地を求める集落の移動、そして水田耕地の拡大を目的とした新たな集落移動がおこなわれていく。その過程でS字甕A・B類波及期は農業用水の徹底した利用と管理が促進され、その地域基盤がようやく確立された段階といえる。それを語るようすに、弥生時代から

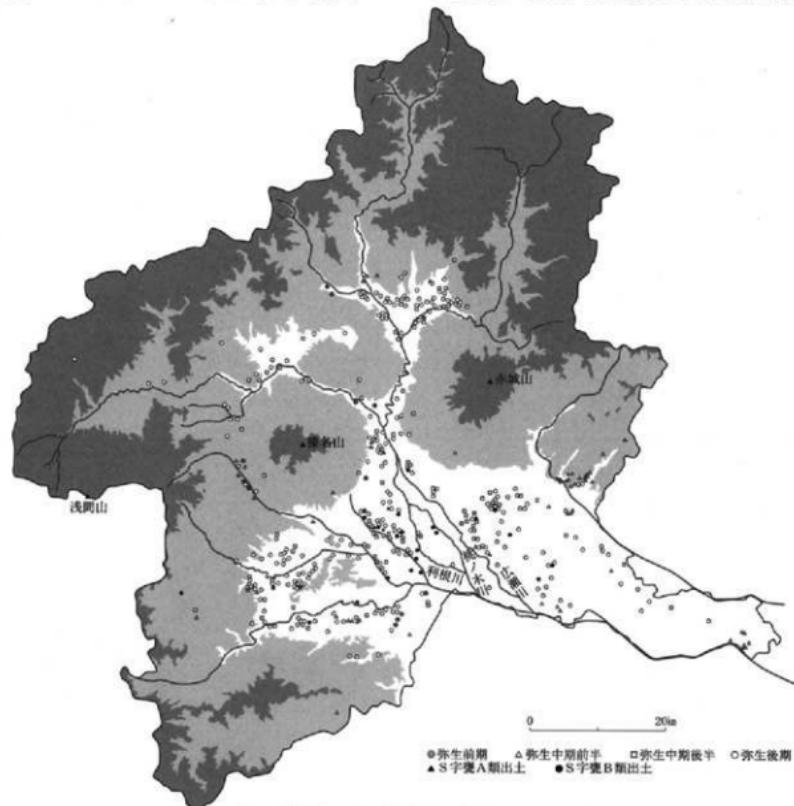


図11 群馬県の弥生時代遺跡とS字甕A・B類出土遺跡の分布

古墳時代初頭の集落については非継続が多くみられるが、S字型C・D類併行期以降には、奈良・平安時代へと継続する集落すなわち伝統集落が増えはじめるのである（能登・小島1984・能登・洞口・小島1985）。さらに、群馬県でのS字型C・D類併行期の遺跡の爆発的な増加は、S字型に象徴される東海地方の稻作水利技術を受容した成果をもとにした独自の展開と考えるべきである。図2に白丸でその分布を示したが、特に群馬県ではこの時期になるとS字型が顕著的に使用される。これには、関東地方の中でも拡大性のある地形が多くあり、新来の技術が開発に効果的であった群馬県の地域特性が関与しているのだろう。また、S字型B類の時期に重なると考えられる浅間C・軽石の堆積という浅間山噴火災害の復興にはその水田改良技術が有効であり、それを加速化した可能性もある。S字型C・D類併行期の群馬の特徴については、今後その両面で検討していきたい。

なお、この関東地方の遺跡立地調査と並行して山梨県18遺跡と長野県20遺跡における同時期の遺跡の現地踏査もおこなっている。ここでは、すべてがI・IIaパターンの立地を示し、IIbパターンの遺跡がない点で関東地方と異なっていた。しかし、これは山梨県・長野県に卓越する盆地地形内の遺跡分布調査や立地観察に制約があるからであろう。すなわち同県における同時期の遺跡立地は一見すると盆地周辺の山麓地帯に偏在しているようにも見えるが、それは河川堆積物の厚い盆地内での確認例が少ないと起因していると思われる。

群馬県下の前橋台地・大間々扇状地帯は平野部にあたり、ここで道路分布が認められる。また東京都でも東京低地内の遺跡分布が確認されていることから、将来は山梨・長野県下でも盆地内でIIbパターンに分類される遺跡の検出があるだろう。両県下での遺跡立地調査の結果は、機会をみて別稿を期したい。

引用参考文献

- *市町村教育委員会の掲示物については各県名をつけてある。
- 尾崎喜良雄・今井新次・長島泰治 1968 「【田川】
- 赤坂次郎 1990 「【財團遺跡】愛知県埋蔵文化財センター
- 梅沢重昭 1971 「太田市米沢二ツ山古墳および埴塚下発見の住居址」群馬県教育委員会
- 田口一郎 1972 「【塚原遺跡】古式土器を出土する一遺跡」「いぶき」6・7 埼玉県立本庄高等学校考古学部
- 橋本博文 1979 「【上野東部における首長墓の変遷】『考古学研究』102
- 梅沢重昭 1985 「毛野政権の背景」『Museum Kyushu』16
- 赤坂次郎 1986 「【高臺への憧憬】越平野を中心とする前方後円墳の様相から」「考古学の広場」3 考古学フォーラム
- 赤坂次郎 1987 「【追逐する土器】『矢山式土器とその前後』研究・報告編」第3回東海埋蔵文化財研究会
- 赤坂次郎 1992 「【阪東系のトレース】『古代文化』44-6
- 赤坂次郎 2003 「中部・近畿地方の弥生・古墳時代編年の現状と課題」「第3回考古科学シンポジウム発表要旨」東海考古学会フォーラム三進大会実行委員会 2000 「S字型を考える」
- 財團法人茨城県教育財団 1996 「茨城のS字型口縁台付堀」について
〔1〕「研究ノート5号」
- 財團法人茨城県教育財団 1997 「茨城のS字型口縁台付堀」について
〔2〕「研究ノート6号」
- 財團法人茨城県教育財団 1998 「茨城のS字型口縁台付堀」について
〔3〕「研究ノート7号」
- 群馬県教育委員会 1982 「日高遺跡」
- 若狭謙 1990 「群馬県における弥生土器の崩壊過程」『群馬考古学手帳』1 能登健・小島敦子 1984 「第6章弥生から平安時代の遺跡分布」「新里村の遺跡」新里村教育委員会
- 能登健・洞口正史・小島敦子 1985 「山構み集落の出現とその背景—二つの「ヤマ」に関する考古学的分析」「信濃」37-4
- 小島敦子 1986 「初期農耕集落の立地条件とその背景」「群馬県史研究」24
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1995 「【荒紙上ノ坊道跡】I」群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1991 「内塙遺跡群群」V
- 群馬県 1986 「【群馬県史】資料編2」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 「三和工業地区I遺跡(2)」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1999 「元祐社西川遺跡」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1996 「元祐社西川遺跡II」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1990 「【有馬遺跡】II」
- 群馬県邑楽町教育委員会 1989 「【保渡田遺跡群第6次発掘調査報告】群馬県官士見村教育委員会 1986 「【富士見遺跡群】田中田遺跡 蘭谷戸遺跡・見附遺跡」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1984 「【熊野堂遺跡群】III地区・雨連遺跡」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1992 「【内沢源訪前遺跡】内沢日影現地遺跡」
- 埼玉県立本校市教育委員会 1994 「八重塚遺跡」
- 桶木県立小川町教育委員会 1997 「【郡八幡原古墳】
- 桶木県宇都宮市立教育委員会 1994 「天狗原遺跡」
- 財團法人桶木県立文化振興事業団 1996 「【砂田東遺跡】・上横田八遺跡」
- 財團法人桶木県立文化振興事業団 1997 「【金山遺跡】V」
- 茨城県那珂湊市立教育委員会 1990 「【那珂野山崎遺跡】
- 茨城県那珂湊市立教育委員会 1994 「【ノホロ遺跡】
- 茨城県東海村教育委員会 1982 「【常磐原遺跡】
- 財團法人茨城県教育財団 1986 「【境於遺跡】」
- 財團法人君津市文化財センター 1993 「【大竹遺跡群】発掘調査報告書」
- 財團法人千葉県埋蔵文化財センター 1988 「【千葉ニュータウン埋蔵文化調査報告書】」
- 財團法人君津市文化財センター 1989 「【マミヤク】」
- 財團法人千葉県埋蔵文化財センター 1989 「【千葉市荒久遺跡】(1)」
- 早稲田大学出版部 1977 「【蛇谷遺跡】上総国分寺台遺跡調査報告書」
- 千葉県市原市埋蔵文化財センター 1989 「【神門3号墳】市原市文化財センター一年報附(昭和4年)」
- 財團法人君津市文化財センター 1992 「【打越遺跡・神明山遺跡】
- 宮道遺跡調査団 1973 「【官道】」
- 1973 「【平准台遺跡】」
- 財團法人君津市文化財センター 1988 「【運車寺遺跡】」
- 東京都埋蔵文化財センター 1995 「【多摩ニュータウン遺跡】平成4年度(第3回)」
- 東京都埋蔵文化財センター 1998 「【多摩ニュータウン遺跡】924遺跡」
- 東京都八王子市中田遺跡調査会 1967 「【八王子市中田遺跡】(資料編)」
- 東京都八王子市中田遺跡調査会 1968 「【八王子市中田遺跡】(資料編)」
- 東京都八王子市門田遺跡調査会 1981 「【神谷原】I」
- 東京都八王子市門田遺跡調査会 1982 「【神谷原】II」
- 神奈川県横須賀市教育委員会 1992 「【中野照遺跡】」
- なたぎり遺跡調査団 1979 「【横須賀市なたぎり遺跡】B地点発掘調査報告書」
- なたぎり遺跡調査団 1986 「【なたぎり遺跡】C・D地点の調査」
- 上ノ台遺跡調査団 1981 「【鶴居上ノ台遺跡】」
- 小田原考古学研究会 1971 「【小田原市湖岸の前遺跡】」
- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1993 「【新保田中村前遺跡】」

- 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1988 「新保遺跡Ⅱ」
 群馬県高崎市教育委員会 1984 「大八木・船田池Ⅱ遺跡」
 群馬県高崎市教育委員会 1981 「元鳥名將軍塚古墳」
 群馬県高崎市教育委員会 1989 「西櫛手遺跡群(Ⅰ)」
 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1989 「下佐野遺跡Ⅰ地区・寺前
 地区」
 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1986 「下佐野遺跡Ⅱ地区」
 群馬県高崎市教育委員会 1979 「小八木遺跡(Ⅰ)」
 群馬県高崎市遺跡調査会 1997 「高崎情報団地遺跡」
 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団 1998 「朱崎熊野前遺跡」
 群馬県高崎市遺跡調査会 1965 「御賀跡」
 群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1998 「山王宮前遺跡」
 群馬県前橋市埋蔵文化財発掘調査団 1983 「後園沼地遺跡」
 群馬県新田町教育委員会 1984 「重森遺跡」
 埼玉県坂戸市教育委員会 1988 「財島遺跡発掘踏査報告書Ⅱ」
 財團法人新木津川文化振興事業団 1997 「寺東遺跡Ⅲ」
 桶川市桶川市内町教育委員会 1987 「朝日殿遺跡」
 桐生市桐生市官都市教育委員会 1990 「茂原古墳群」
 財團法人茨城県教育財團 1997 「長谷原遺跡」
 茨城県大宮町教育委員会 1985 「祝山遺跡」
 茨城県土浦市教育委員会ほか 2004 「北西原遺跡(第1次調査)」
 茨城県土浦市教育委員会ほか 2004 「北西原遺跡(第3次・第4次調査)
 山古墳群(第1次調査)」
 茨城県鹿嶋市立鹿嶋市立教育委員会 1978 「木瀬台」
 茨城県千代田村教育委員会 1993 「下栗野方台遺跡」
 財團法人千葉県埋蔵文化財センター 1994 「石揚遺跡」
 石坂城館 1993 「千葉県柏市戸張城山遺跡の評価にむけで」『古代』第
 96号 早稲田大学考古学系
 財團法人君津都市文化財センター 1996 「千葉県木更津市常代遺跡群」
 財團法人千葉県埋蔵文化財センター 1994 「千原台ニュータウンⅠ・草
 鳥之台遺跡」
 財團法人長生都市文化財センター平成5「千葉県茂原市国府間遺跡群」
 東京都北区教育委員会 1988 「御前遺跡Ⅱ」
 東京都北区教育委員会 1994 「御前遺跡Ⅲ」
 東北新幹線東羽地区遺跡調査会 1990 「赤羽台遺跡一八幡神社地区一」
 東京都世田谷区教育委員会 1982 「丁山遺跡Ⅰ」
 神奈川県立埋蔵文化財センター 1985 「山王山」
 本郷遺跡調査団 1993 「海老名本郷X」
 西相模考古学会 1988 「西相模の古谷(本文堂)」
 极楽鳥遺跡調査団 1976 「根丸鳥遺跡第一次・第二次発掘調査概要」
 神奈川県小田原市教育委員会 1987 「千代南原遺跡第5地点」
 群馬県新田町教育委員会 2000 「新田東郡遺跡群Ⅱ」
 群馬県企業局 1991 「豈野遺跡・下田中遺跡・矢場遺跡」
 埼玉県本庄市教育委員会 1987 「杜具路遺跡発掘調査報告書」
 埼玉県熊谷市教育委員会 1984 「中条遺跡群」
 埼玉県戸田市教育委員会 1972 「南原遺跡第2・3次調査概要V」
 桐木紫利市教育委員会 1987 「菅田西根遺跡」
 茨城県勝田市教育委員会内三反田遺跡調査会 1978 「三反田遺跡(一次
 ・二次)」
 財團法人市原市文化財センター 1987 「御座目浅間神社古墳」
 東京都上小岩遺跡調査会 1988 「上小岩遺跡Ⅰ」
 東京都上小岩遺跡調査会 1990 「上小岩遺跡Ⅱ」
 東京都葛飾区遺跡調査会 1989 「葛西城XⅠ」
 東京都葛飾区遺跡調査会 1989 「葛西城XⅡ」
 東京都葛飾区遺跡調査会 1990 「葛西城XⅢ」
 東京都葛飾区遺跡調査会 1991 「葛西城XⅣ」
 東京都葛飾区遺跡調査会 1992 「葛西城XⅤ」

本稿で使用した地形図は、国土地理院発行の下記の国幅である。なお、
 2万分の1地形図は縮小して2万5千分の1に統一した。
 図3
 1. 2万分の1地形図「駒形」明治40年測図
 2. 2万5千分の1地形図「大胡」平成7年修正測量
 3. 2万5千分の1地形図「前横」平成7年修正測量
 4. 2万5千分の1地形図「鴨巣」平成11年修正測量
 5. 2万5千分の1地形図「常陸久慈」平成12年測量
 図4
 6. 2万5千分の1地形図「壬生」大正4年測図
 7. 2万5千分の1地形図「木更津」平成16年更新
 8. 2万5千分の1地形図「津島」八王子・大正10年測図
 9. 2万5千分の1地形図「小田原北部」平成13年修正測量
 図5
 10. 11. 2万分の1地形図「前横」明治40年測図
 6～11. 2万分の1地形図「高崎」「前横」明治40年測量
 図6
 12. 2万分の1地形図「前横」「駒形」明治40年測図
 13. 2万5千分の1地形図「川越北部」平成11年修正測量
 14. 2万5千分の1地形図「下館」大正4年測図
 15. 2万5千分の1地形図「常陸大宮」「山古」平成12年修正測量
 16. 2万5千分の1地形図「武山」平成17年更新
 17. 2万5千分の1地形図
 「東京首都」昭和5年修正測量 「東京西部」昭和4年修正測量
 「草加」大正6年測図 「羽羽」大正6年測図
 図7
 18. 2万5千分の1地形図「蘇我」昭和27年修正測量
 19. 2万5千分の1地形図「伊勢原」平成13年修正測量
 図8
 20. 21. 22. 2万5千分の1地形図「上野堀」昭和33年測量
 図9
 22. 2万5千分の1地形図「足利北部」平成13年修正測量
 23. 2万5千分の1地形図「ひたちなか」平成11年修正測量
 24. 2万5千分の1地形図「五井」大正10年測図 「鉢崎」昭和37年測
 量
 25. 2万5千分の1地形図「草加」大正6年測図

渋川市赤城町所在・ 滝沢天神遺跡 2号住居出土古式土師器の位置づけ

——群馬県渋川地域の古式土師器の編年作業を通して——

深澤 敦仁・小林 修

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1.はじめに | 4. 地域編年からの検討 |
| 2.動向・目的 | 5.おわりに |
| 3.滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器 | |

—論文要旨—

本稿は、群馬県渋川市赤城町所在・滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器を編年的に位置づけることを目的とする。粗上にのせる古式土師器は、S字状口縁台付壺を含む壺および壺の一括資料である。こうした資料は、渋川地域においては出土事例がさほど多くなく、当該地域の編年基準資料のひとつとなりうるものである。

そこで、まず、対象資料を既説を参考にしておおよその位置づけを行い、次に、近年の調査資料も含めた、渋川地域の古式土師器の土器様相の変化を検証し、対象資料の位置づけを行った。

その結果、滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器は、「本稿時期の3期」、「古墳時代前期新段階」に位置づけることが妥当である、という結論を導き出すこととなった。

キーワード

対象時代 古墳時代前期
対象地方 群馬地域北部（渋川地域）
研究対象 古式土師器

1 はじめに

本稿は、群馬県渋川市赤城町所在の滝沢天神遺跡2号住居より出土した壺形土器および壺形土器（以下、「形土器」は省略）の編年的位置づけを行う、研究ノートである。

2 動向・目的

(1) 動向

群馬県地域は元鳥名将軍塚古墳や前橋八幡山古墳などの大型前方後方墳、そして前橋天神山古墳をはじめとする大型前方後円墳の存在などが示すように、東日本の中において屈指の成熟した古墳時代前期社会を形成する地である。こうした特質をもつ群馬県地域において、S字状口縁台付壺（以下、S字壺）をメルクマールとした「石田川式土器」と呼ばれ続いている土器群は、古墳時代前期の土器群として、今もなお象徴的存在であり続けている。

成熟した古墳時代前期社会が成立した地域に東海地方の何処かを故地とするS字壺が象徴的に存在するともなれば、この「石田川式土器」と呼ばれ続いている土器群が波及・定着し、存在しつづけた背景には、古墳時代墓開けの重要な歴史性があるのでは？、と考えることはごく自然な考え方である。

しかし、例えば前期古墳の分布のあり方ひとつをとっても、それは群馬県地域全体にくまなく存在するという状況ではなく、その存在の主体は群馬地域南部（図6での地域1）や那波地域（図6での地域2）、新田地域（図6での地域4）といった地域に偏っている。こうした状況は土器の様相にも垣間見られ、群馬県地域を地形や地勢などの視点から複数の属性により地域区分し（図6）、それぞれの地域毎における土器様相をうかがってみると、それらは実に様々な様相を呈していることに気づくのである。そして、それらのうちいくつかの地域においては、S字壺とその仲間たちはまさに象徴としての存在にしかすぎないのでは？、と思わんばかりの客体的存在であることも次第に明らかとなり、その存在感は、必ずしも群馬県各地域において同様に網羅するものではないことも明確になってきている（田口1998、若狭1990、深澤2005など）。したがって、この群馬地域の古墳時代前期社会の複数の様相を具体的にかつ明確に把握し、地域を越えての共通要素を探すことや、独自色を抽出するためにも、地域毎の土器様相の把握は最も基礎があり、絶対必要条件であることは、間違いない。そして、それらに基づいた地域相互の比較検討が現時点での大きな課題であり、その解決がいそがれているのが現状である。

ここに取り上げる「滝沢天神遺跡」が所在する群馬県北部、渋川市地域（この地域は、旧群馬郡の北部が大半

を占める地域であることから、以下では「群馬地域北部」と呼ぶ）は、古墳時代前期の群馬県地域の中では、やや異質な様相を呈する地域である。

その様相とは、次の通りである。有馬遺跡（佐藤1990）に代表される、鉄器副葬の墳墓を生み出すような東日本においては極めて成熟した弥生時代後期文化を有しながらも、その後、古墳時代前期をむかえてからは前方後方・前方後円墳の築造には至らないのである。こうした様相からは、今日までに検出・出土した遺構・遺物に基づく限りでは、古墳時代に入っての飛躍的な展開を認めることは難しづらい。そして、その様相は、群馬地域北部と同じように成熟した弥生時代後期社会を形成しながらも、その後に前方後方墳・前方後円墳を築造する地域力を獲得し、大きく展開していった群馬地域南部や、弥生時代後期段階には開拓した地域でありながらも、古墳時代前期に至り飛躍的に成熟した社会を形成した那波地域や新田地域などとは大きく異なる。

こうした様相の差異については、かねてより複数の研究者から指摘され続いているところであり、その歴史性についての言及もなされてきている（若狭1990、田口1998、大木2002など）。この様相理解は、今もなお大きく変わることではなく、筆者らも概ね賛同するものである。

そうした現状の中、近年、この様相をより詳細に理解することのできる北町遺跡（長谷川1996）や三原田三反田遺跡（小林・長井2001）などの調査資料の公表が相次ぎ、改めて検討を加えることが可能となってきた。

(2) 本稿の目的

そこで、本稿では群馬地域北部の古墳時代前期の様相を理解するための基礎作業として、調査資料が公表された滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器（小林2005）を群馬地域北部の土器編年の中に位置づけることを本稿のひとつの目的とする。

この資料の詳細は後述するが、その内容はS字壺を含む一括資料であり、群馬地域北部ではその主体的な存在が示唆されつつも、今ひとつ実態が不明確であった時期のものである。ゆえに、一資料でありながらも、これを地域編年の中に位置付けることは、当該地域におけるS字壺のありかたをうかがい知る良好な資料と考えられるのである。

さらに、当然のことながら、この目的を達成させるためには当該地域の古墳時代前期の土器編年を、再度検討・構築する必要があり、このことを本稿におけるもうひとつの目的とする。

この地域の古式土師器の様相推移については、既にいくつかの提示がある（田口2000、深澤1998など）。それらは概ね現時点においても異論があるものではない。しかし、先述したように、北町遺跡や三原田三反田遺跡と

といった近年の調査資料を加えての具体的な検討は、まだその余地が残されていると思われる。ゆえに、この点についても複眼的な視点から改めて土器編年（試案）を提示する。

なお、執筆の分担については、3(1)(2)を小林、1・2・4・5を深澤がそれぞれに執筆し、3(3)については小林・深澤が両者で協議し、深澤が執筆することとした。

3 滝沢天神遺跡 2号住居出土の古式土師器

(1) 遺跡の概要（図1）

渋川市赤城町は、上毛三山のひとつである名峰赤城山の西麓に位置している。北は沼田市・利根郡昭和村、東は勢多郡富士見村、南は渋川市北橋町（旧勢多郡北橋村）、西は蛇行する利根川を挟んで旧北群馬郡子持村（現在は渋川市）と接しており、市町村合併以前（平成18年2月20日）は利根郡と勢多郡、北群馬郡の三郡域の境界に位置していた。

地形的には、赤城山の外輪山である鈴ヶ岳（標高1564m）から標高約800m付近までの原生林に覆われた山体面、そこから標高約300mまでの耕作地や雜木林、居住域が散在する山麓面、山麓裾部に発達した断崖下には水田地帯と居住域が広がる河岸段丘面に大別される。

地質的には、利根川左岸ならびに天竜川に沿って発達した河岸段丘面では、礫・砂・粘土・ロームにより構成される洪積層が広がり、断崖上の山麓面では第四紀の火山噴出物である凝灰角礁岩層が基盤となっている。

渋川市赤城町域は基本的に西に緩傾斜する地形を呈し、地質的には山麓裾部に発達した断崖によって大別され、現在の生活圏は断崖を挟んで山麓面と河岸段丘面に集中している。また、榛名山の北東域に位置する渋川市の北側（旧子持村）から東側（赤城町）、そして昭和村を範囲とした地域一帯は、6世紀中頃に噴火降下した火山テフラである榛名伊香保經石（Hr-FP）によって厚く地表下が覆われているため、地表面の観察から6世紀（古墳時代後期）以前の遺跡の存在を把握することは極めて困難な地質的条件を備えている。

滝沢天神遺跡は、JR上越・吾妻線渋川駅より北東へ約5kmほどの地点に位置しており、赤城山西麓に発達した急峻な断崖上に展開する谷地と丘陵の連鎖による山麓丘陵上（標高340m）に立地している。遺跡からは、西方に優美な榛名山の姿を一望でき、昭和31（1956）年までは勢多郡横野村に属していた。当地域は古くは南雲郷と呼ばれていたよう、古代には「和名類聚抄」にある勢多郡九つの郷のひとつ深渠の地域であった可能性が推察されている。

滝沢天神遺跡では、A・B・Cの各地点において、計3回の発掘調査が赤城村教育委員会が調査主体となって

実施されている。

A地点の発掘調査は、個人専用住宅の建設事業に伴い平成16年5月27日～6月28日（面積328.16m²）にかけて実施されている。なお、A地点の西側に位置するB地点の発掘調査は、県営農村振興総合整備事業横野地区の事業実施に伴い平成16年7月1日～9月30日（面積1,283m²）にかけて実施されており、更に西側に続くC地点の発掘調査は、地方特定道路整備事業の実施に伴い平成16年9月15日～平成17年1月6日（面積572.67m²）にかけて実施されている。A・B・Cの各地点を併せて、縄文時代前期から後期の住居跡5軒、弥生時代後期末葉から古墳時代中期にかけての住居跡19軒（暫定認定含）等が確認されている。A・B・Cの各調査地点は同一の台地上で隣接しているため、調査遺構の時期や住居形態などに差異は認められず、縄文時代と弥生・古墳時代を主体とした一連の複合集落遺跡であることが理解される。

(2) 2号住居の概要（図2・3、写真1・2）

古式土師器の良好な資料が出土した2号住居は、A地点（調査区）の座標X=57200～57210・Y=-70750に位置する。

6世紀初頭降下の榛名火山灰（Hr-FA）下の黒褐色土層を基準として遺構確認を実施したところ、Hr-FP（6世紀中頃降下）及びHr-FAが窓地（レンズ状）堆積している部分が確認でき、比較的大きな竪穴式住居跡が埋没している状況を推定することができた。確認面及び掘削調査の段階では、特に重複する遺構は認められず、調査の結果、6.10×5.60m（面積34.16m²）規模の隅丸正方形に近い平面形態の竪穴式住居跡であることが確認できた。主軸方位は、N-23cm-Eで、確認面からの掘削残存深度は約35cm程度であった。床面は平坦で、炭化材を多く含む暗黒色土が主体であった。壁溝の掘削は認められず、柱穴が対角線上に4ヶ所確認できることから、上屋は4本柱の建物構造であったことが推定される。柱穴は、掘り方面で直径約20cm、深さ約30cm程度であった。床面中央部の北側壁寄りにおいて、まとまった焼土の存在が確認されており、本住居跡の炉と推定される。また、床面南西隅の壁寄りの部分において直径約1m、深さ約35cmを測る穴が確認でき、その形態から貯蔵穴と推定される。特に、貯蔵穴の上面付近の床面にて壺と有段口縁壺・S字壺（図4-2・4・6）、北東側の床面にて壺とS字壺（図4-1・3）、貯蔵穴の底面付近から小形壺1点（図4-5）等が共伴遺物として出土している。

在地系の壺、そして東海系の有段口縁壺とS字壺といった古式土師器としては良好な資料が1軒の住居跡からまとまって出土しており、今後の群馬県における古式土師器研究の基準資料になるものと考えられる。



図1 瀧沢天神遺跡位置図(国土地理院 1/25,000「瀧沢」)

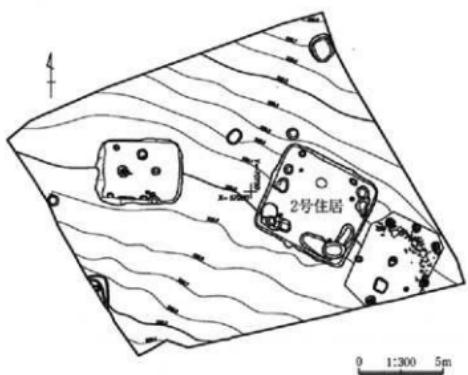


図2 瀧沢天神遺跡 A地点調査区全体図



図3 2号住居 平・断面図



写真1 2号住居跡全景(南西から)



写真2 2号住居跡の遺物出土状態(上から)

(3) 遺物の観察

【壺1】S字状口縁台付壺(図4-1)

法量…器高28.6cm、口径13.5cm、体部最大径23.0cm、底部径9.7cm。

形態の特徴…S字状口縁は直立気味であり、ややシャープさを欠いた弱めの屈曲を呈する。体部は倒卵形を呈し、最大径は中位より上にある。最大部の張りは器高に比して、やや少なく、全体として継長的印象を与えている。台部は内面に折り返しを持つ。

技法の特徴…口縁はナデにより丁寧に作られている。頭部外面は屈曲を強調するための沈線が部分的にのみ施され、頭部内面はナデのみが施されている。体部外面はケズリで成形後、斜位のハケを胴部最大径の位置より下では左上～右下方向に、胴部最大径の位置より上では右上～左下方向に、施している。ハケの施し方は、特に下半分においては雑であり、成形段階のケズリ痕がそのまま露出している箇所も多く認められるほどである。なお、肩部への横線はない。体部内面はヘラナデを施している。台部は外面では斜位のハケ後、ナデを施し、内面ではユビナデを施している。

【壺2】S字状口縁台付壺(図4-2)

法量…残存器高9.8cm、底部径10.9cm。

形態の特徴…体部の下部と台部ののみの残存である。台部は内面に折り返しを持つ。

技法の特徴…体部外面はケズリで成形後、斜位のハケを左上～右下方向に施している。ハケの施し方は雑であり、成形段階のケズリ痕がそのまま露出している箇所も認められるほどである。体部内面はヘラナデを施している。台部は外面では斜位のハケ後、ナデを施し、内面ではユビナデを施している。

【壺3】単口縁壺(図4-3)

法量…器高28.0cm、口径13.0cm、体部最大径24.0cm、底部径8.0cm。

形態の特徴…口縁は短く、直線的に外斜し、口縁中位にはわずかに稜をもつ。なお、口縁端部は丸くまとめられている。頭部は「く」の字にしっかりと屈曲する。体部は球形を呈し、最大径は中位にある。底部は平底で、やや上げ底風になっている。

技法の特徴…口縁は内外面ともハケで丁寧に成形されているが、外面はそれに加えてナデを施している。体部外面はケズリ後、タテハケを施し、タテミガキで整形している。うち、特に体部外面下半は丁寧なミガキが施されている。体部内面は丁寧なハケが全面に施されており、ミガキによる丁寧な整形が施されている状況は認められない。

【壺1】有段口縁壺(図4-4)

法量…器高33.4cm、口径19.0cm、体部最大径25.5cm、底部径6.0cm。

形態の特徴…口縁は大きく広がり、端部でわずかに内湾する。口唇部はつまみ上げ処理により、明確な棱をもち、外面には僅かに面をもつ。口縁内外面ともに中位には明確な稜(段)をもつ。頭部はやや直立的立ち上がり、特に内面においては直立しており、口縁部との境の屈曲は明瞭である。体部は球形を呈し、ほぼ中位に最大径をもつ。底部は平底である。なお、全体的に器厚は薄い。

技法の特徴…口縁～頭部の外面はナデ調整後、丁寧なミガキを施している。口縁内面も丁寧なナデを施し、頭部内面は斜横位のハケを施している。体部外面はケズリ・ハケでの成形後、全面にミガキによる整形を施している。体部内面は全面にナデを施した後に、部分的にハケを施している。

【壺2】單口縁壺(図4-6)

法量…器高30.0cm、口径14.0cm、体部最大径23.4cm、底部径7.7cm。

形態の特徴…口縁はわずかに外反気味に開く。全体的に肥厚であるが、特に口縁端部はより肥厚に作られている。頭部は緩やかに「く」の字に屈曲している。体部は球形を呈し、最大径は中位よりわずかに下にある。底部は肥厚な平底である。

技法の特徴…口縁から頭部にかけての内外面はナデを施している。体部外面はケズリ・ハケによって成形されており、その後にミガキを施している。体部内面は全面にナデを施している。

【壺3】単口縁壺(図4-5)

法量…器高8.1cm、口径6.7cm、体部最大径7.5cm、底部径3.2cm。

形態の特徴…小型の壺であり、口縁は直線的に開く。口縁端部は細く仕上げられている。頭部は「く」の字状に屈曲し、体部は中位に弱い屈曲が認められ、所謂「算盤玉」状を呈する。底部は平底であり、やや上げ底風になっている。

技法の特徴…口縁～頭部の外面はナデ調整を施しており、内面はハケ調整を施している。体部外面はケズリ調整を全面に施した後に、上半部のみハケ調整を施している。体部内面はナデ調整を施している。

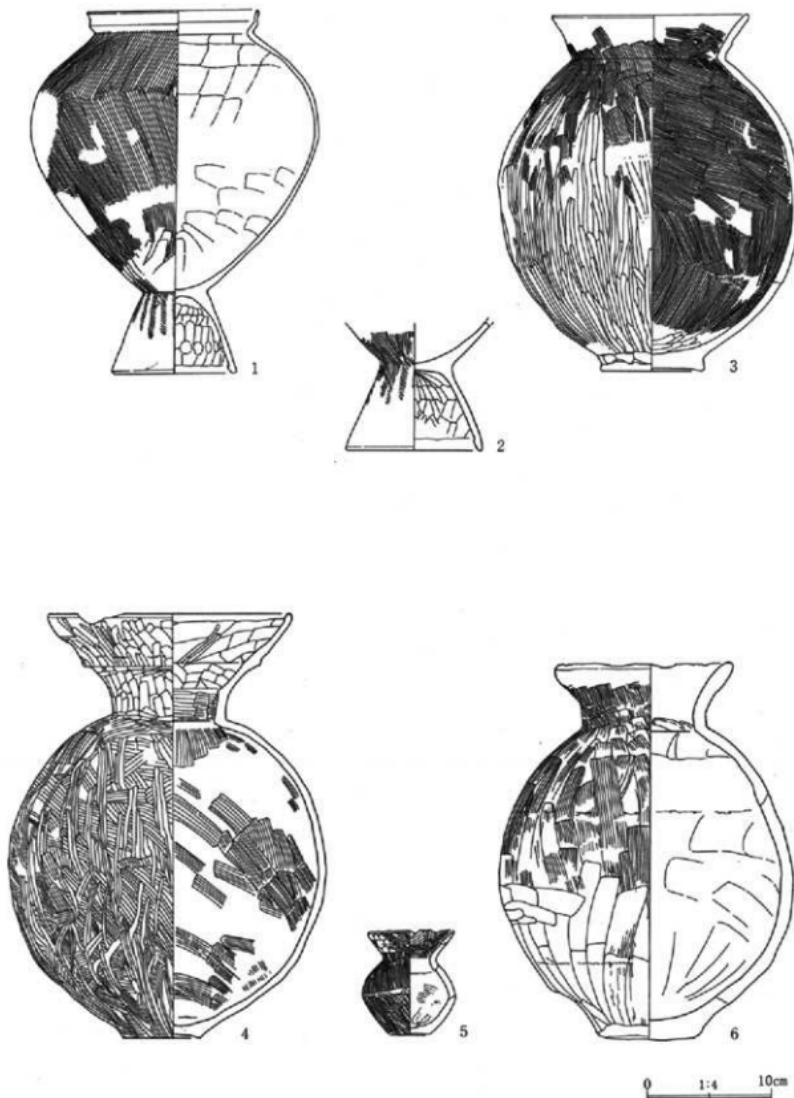


図4 2号住居 床面及び貯蔵穴内出土遺物

4) 既説からの位置づけ

これら資料の編年の位置づけを既説を参考にすると次のようなに考えられる。

壺1は、直立気味で弱めのS字状屈曲を呈する口縁部の形状や最大部の張りが器高に比してやや少ない肩部の張りをもち、全体としてやや縱長的印象を与えていたる体部の形状や折り返しを内面に持つ台部、さらにはケズリ痕がそのまま露出している箇所が散見される程度の体部へのハケの施し方や肩部横線の喪失などの特徴からは田口分類I Ve類(田口1981、田口2000)に準じるものと考えることができる¹¹⁾。

壺2は、体部下位から台部のみの資料のため、壺1と同等の位置づけは困難だが、僅かな残存資料の特徴からは、壺1と同様のものと推測される。

壺3は、群馬県地城における單口縁壺の型式変化の詳細な分析がなく、明確な位置づけは困難である。しかし、体部内面調整に樽式窓に通有の所謂「壺磨き技法」(青木・飯島・若狭1987)が採用されていないことからは、樽式系壺とは異系統であると考えられ、よって深澤の提示した変遷案(深澤1998)の3・4期以降と位置づけられよう¹²⁾。

壺1は、群馬県地城における集落出土品の型式変化を論じた分析はないため、詳細な位置づけは難しい。しかし、群馬県南部地域でこうした壺が集落遺跡に出現する時期を考慮すると、若狭氏と深澤が提示した編年案(若狭・深澤2005)の「古墳前期(中段階)」以降と推測することが妥当である。

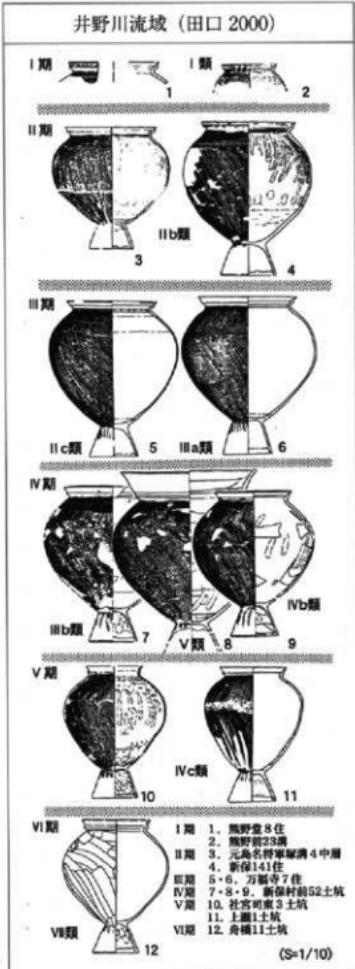
壺2は、既説による位置づけは難しいため、ここでの位置づけは保留としたい。

壺3も詳細な型式変化の分析がないため、その位置づけは困難である。だが、深澤の提示した4世紀後半から6世紀前半にかけての土器編年(深澤2001)に基づけば、II~III期とと考えられる。

以上のことから、本資料は、田口氏の時期区分でのIV~VI期に概ね位置づけることがよいのではないかと推察できよう(図5・表1)。

田口氏 S字壺編年	群馬県地城別 変遷	若狭・深澤 編年	深澤編年 (若狭・ 深澤2005)		I	II	III	IV	V	VI
田口2000 (浅澤1998 深澤2005)					壺1	壺2	壺3	?		
I期	1期	古墳前期								
II期	2期	古墳期								
III期	3期	古墳前期								
IV期	4期	中段階	I期							
V期	5期	古墳前期 新改修	II期							
VI期			III期							

表1 既説を参考として推測できる位置づけ



I期…口縁部斜め突起が消失 (非坂入型に対応)

II期…口縁部斜め突起、肩部内面ハケメが出現。口縁右側・肩部横縫等の属性によりa・b・cに三細分 (赤塙百賀古・中に対応)

III期…側面から下がった別部横縫、側部内面ハケメの喪失、側部外側ハケメ以前のハラクズリが主な特徴。側部→肩の接する構造から良釧化。口縁端部一面をもつ・沈底化・丸く仕上げる等の属性でa・bに二細分

IV期…肩部横縫の喪失、側部外側のハケメ以前のハラクズリが主な特徴。側部→肩の接する構造から良釧化。口縁端部一面を持つ・沈底化・丸く仕上げる・口縁の立ち上がり・外側圓く・上部が立ち上げる等の属性によりa・b・c類に三細分

V期…通常のS字壺口縁部の上部に抜張部が付加される (所澤山系系とその附近・通常S字壺口縁部の3倍の程長い口縁柱が多い)

VI期…V型側縫か、横抜孔された「S字型もどき」か、位置付け保留。

背景…側部外側ハケメの喪失。

図5 井野川流域におけるS字壺編年 (田口2000を引用)

3 地域編年からの検討

(1) 対象地域の設定

滝沢天神遺跡を含む「群馬地域北部」は、古墳時代前期という時期を対象とする場合、「法川地域」「榛名山東麓・赤城山西麓地域」などと呼ばれてきた地域を指すものであり、現在の行政区でいえば、市町村合併後の渋川市域がその領域である。

この地域は、関東平野の北端部に位置し、榛名山の東麓と赤城山の西麓が向かい合うような近さで広がっている。さらに、その間に利根川が南流し、そこに吾妻川が合流する地域でもある。ミニマムなエリアに山麓部・丘陵部と平野部、そして地域の幹線河川が合流するという地勢的に多岐に富み、それゆえに流通の要所となり得るエリアといえよう。ここでは、この「群馬地域北部」を分析の対象地域に設定する。

(2) 地域の概観

「群馬地域北部」については先述の通り、弥生時代後期末から古墳時代前期にかけての社会動向には、後に前方後方墳や前方後円墳の築造を実現させる新進の力を獲得する「群馬地域南部」や「那波地域」「新田地域」とは異なる展開が認められる(図7)。この点については、既に田口一郎氏や若狭徹氏・大木紳一郎氏らによって言及されていることである(田口2000、若狭2000、大木2002など)。

こうした地域性が論じられる中、当該時期の古式土器の様相を振り返ってみると、所謂「在地化したS字壺が盛行する時期(=田口氏のいう“古墳時代前期中～新段階”)」の本地域の様相がいまひとつ明確になっていないと思われる。こうした現状にあるのは、おそらくは様々な状況から鑑みると、煮沸形式としてS字壺が一定量、器種構成の中に参画していることは十分推測できるのであるが、その時期の良好な出土状況をもった、まとまりのある遺跡の調査が実現しなかったからだと思われ、ゆえに今日に至るまでその具体的な姿が説明できなかつたのであろう^①。

よって、近年の良好な調査資料を盛り込んでの再分析や、その結果を踏まえての既出の資料の再分析に基づき、従来不明であった時期のことを再度位置づけ、見通しをつけおくことは、これから群馬県地域の古墳時代前期社会の分析を総括的に行う基礎作業として重要なものとなるはずである。

(3) 研究抄史

総括的な動向については、田口一郎氏、若狭徹氏、荒木勇次氏、深澤敦仁などの分析がある。

田口氏は、本地域の調査資料の希薄さの中で、S字壺が主体をなすであろうことを示唆し(田口1998)、さらには、S字壺の波及と定着を論じる中で、群馬県南部地域との波及・定着の差異を改めて指摘した(田口2000)。

若狭氏は、S字壺波及期の様式変革と集団動態を論じる中で、本地域の様式変革が地域内においても一律でないことを指摘した(若狭2000)。荒木氏は、本地域の弥生時代後期終末の動向を再整理する中で、古墳時代前期の状況にも触れている(荒木2000)。深澤は、本地域の土器様相を樽様式が主に北陸系土器の流入によって変革していくことを論じ(深澤1998)、また、赤城村(現・渋川市赤城町)内の古式土器の様相から在地化したS字壺が一定量様式内に組み込まれて行くのではないかといふことを示唆した(深澤2002)。

各遺跡資料を中心とした分析には、小林良光氏、大木紳一郎氏、深澤の指摘がある。小林氏は、行幸田山遺跡の報告の中で、同遺跡の資料を位置づけることを目的とする中で、渋川市域の古墳時代前期の様相について論じた(小林1988)。大木紳一郎氏は、群馬県北部の弥生時代後期の動態論を論じる中で、渋川地域の古墳時代初頭の土器様相についても示唆的な言及を加えた(大木2002)。深澤は、赤城村(現・渋川市赤城町)・三原田三反田遺跡の資料を位置づけることを目的とする中で、赤城山西麓の山麓地域に所在する遺跡群の土器組列を行った(深澤2002)。この3者の遺跡単位での編年や位置づけでは、それぞれに良好なセット関係をもつS字壺の出土資料が少ないことにも起因してか、S字壺自体にはほとんど言及がなされていない。ところが、後に分析の対象ともなる有馬条里遺跡(坂口1989)や北町遺跡(長谷川1996)などでは、当該地域としては多い量のS字壺が出土しており、こうした遺跡の資料を積極的に組上にのせた議論が必要とされている。

(3) 時系列整理のための前提

本地域の土器様相の把握のために、その組列を検証する前提として、先行研究の中から基幹とすべき型式変化を踏まえる必要がある。それは次の4つと考える。

樽式・樽式系土器

これに関しては、若狭徹氏(若狭1990)と大木紳一郎氏の分析(大木2002)がある。両氏は、ともに形態的には外反の進行した口縁や著しい球胴化、文様的には波状文の乱れや廉状文の減少等、施文規範の崩壊・喪失を主な指標として型式変化を提示している(図8・9)。そして、若狭氏の分析では、井野川流域(図6での「群馬地域南部」に相当)の資料を用いての分析の結果、これらの型式変化の中における一貫した属性として、「体部内面の豪ミガキ技法」の採用が存在することを樽式系壺の原則としている(図8)。一方、大木氏は、飯島・若狭氏の指摘(飯島・若狭1988)を具現化する形で、沼田地域(図6での「利根地域」に相当)の地域型樽式壺の分析を行い、この地に特有の樽式壺の型式変化を唱えた点が特徴である(図9)。大木氏の分析は本地域を主体的に論じた内容ではないが、本地域においても大木氏の指摘

○地域区分について

(橋本・加部1994。若狭2000を引用)

- 1…群馬地域南部（榛名山東南麓の井野川流域を核とした地域、高崎市、群馬町など）
- 2…那波地域（利根川低地帯南岸地域、前橋市南部、高崎市東端部、玉村町など）
- 3…佐波地域（利根川低地帯北岸地域、勢多地域に至近、前橋市東部、伊勢崎市など）
- 4…新田地域（石田川・蛇川流域を核とした地域、太田市、新田市、尾島町など）
- 5…碓氷・片岡地域（碓氷川流域の高崎市西端部から安中市、松井田町など）
- 6…甘楽地域（鍋川流域の谷地域、富岡市、甘楽町、吉井町、妙義町など）
- 7…群馬地域北部（榛名山東麓で利根川と吾妻川の合流部周辺、渋川市、北橘村、赤城村、子持村など）
- 8…勢多地域（赤城山南麓地域、前橋市北東部、柏川村、新里村、富士見村など）
- 9…利根地域（利根川上流で、片品川との合流部、沼田市、昭和村、川場村など）
- 10…吾妻地域（吾妻川流域、中之条町・吾妻東村など）

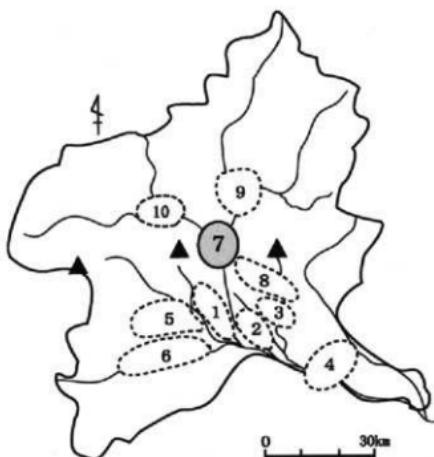


図6 地域区分図

	1 群馬南部 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	2 那波 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	3 佐波 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	4 新田 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	5 碓氷・片岡 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10
弥生後期後半	■	■	■	■	■
古墳階	■	■	■	■	■
中古階	■	■	■	■	■
新段階	■	■	■	■	■
	6 甘楽 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	7 群馬北部 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	8 勢多 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	9 利根 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10	10 吾妻 (1)2(3)4(5)6(7)8(9)10
弥生後期後半		■	■	■	■
古墳階	■	■	■	■	■
中古階	■	■	■	■	■
新段階	■	■	■	■	■

現状では動向が不明瞭

- ①樽式系要素 ②吉ヶ谷式系要素 ③箱清水式系要素 ④東海西部系供獻器種 ⑤東海西部系裝飾壺 ⑥S字型
⑦くの字口縁台付甕・刷毛彫形平底甕 ⑧東海東部系壺・南関東系裝飾壺 ⑨北陸・東北東部系壺 ⑩畿内系屈折脚高壺
(※実際の大きさは目安としてのボリュームを示したもの。破壊は存在の可能性をしめたもの。)

図7 在地系土器の消失と外來系土器の移動傾向（若狭2000を参考）

する、「口縁がやや伸長し、胴部形状が梢円形」を呈する、この型式の壺が多く存在することから、大木氏の型式変化分析は有効なものと考えられる。

なお、樽式壺（+樽式系壺）の型式変化についても、両氏ともに原則的には施文の退化、無文化の方向で変化するものとしての型式変化を提示している。

S字壺

これに関しては、田口一郎氏（田口1981・2000）の分析がある。田口氏は、形態的には口縁部、肩部、胴部の形状を、技法的には口縁部の突刺文、肩部横線、頭部内面の調整、胴部外面の調整の違いなどの属性を主な指標とし、I～VII類に分類し、その型式変化を明快に論じた（図5）。さらに、氏は共伴する他系統の壺との関係から、I期～VI期までを設定した。

田口氏はこの型式変化を濃尾平野の週間編年（赤堀1990）との対応関係の検証や、その他の東日本各地へのS字壺の動向などを踏まえた上で、時間的な位置づけも補強した。田口編年は群馬地域南部の資料に基づく、同地域の編年であるわけだが、県内各地域の土器変遷を概観した場合にも概ね同様の型式変化に基づく土器様相に大きな齟齬は認められない（深澤1998・深澤2002）ため、他地域のひとつである、本地域においても田口氏のS字壺編年の型式変化を援用することに大局的には問題はないとい判断し、指標のひとつとする。

北陸系土器

これに関しては、深澤・中里正憲氏による位置づけ（深澤・中里2002）、それを墓制や集落動向との絡まりで進化させた若狭徹氏・深澤の分析（若狭・深澤2005）がある。これらによれば、群馬県内各地域における北陸系土器のあり方は地域毎に分布の濃淡は認められるものの、編年的位置づけはに関しては利根沼田地区⁽⁴⁾を除いては「古墳時代前期古段階」にはほぼ限られることがほぼ明らかになってしまっている（図10）。よって、想定外の資料が出土しない限り、現状においては群馬県内での北陸系土器の出土から、その時期を「古墳前期古段階」におくことは妥当と考えられる。よって、これについても本稿での指

標の1つとする。

吉ヶ谷式系土器

これに関しては、若狭徹氏の指摘（若狭1996）と深澤の検討（深澤1999）がある。若狭氏はこれらの資料について、繩文施文から無文へ、という変化を基準とし、型式変化を提示した。また、深澤の検討は、赤城山南麓地域の資料を手がかりに吉ヶ谷式系壺の型式変化を提示し、具体的には、「器面外面施文の繩文が喪失する変化」「口縁部の輪積み痕を残存しつつ、頭部の屈曲具合が「く」の字に移行していく変化」とてとらえ、最終的な残存型式としては、「口縁部の輪積み装飾」のみが残存するというものになると言う検討である（図11）。この型式変化の流れは、県内各地での状況を概ねまかうものと推測されること（深澤1998）から、本稿でも、傍証的に援用することとする。

なお、吉ヶ谷式系壺の型式変化についても、両者ともに原則的には繩文施文の喪失、無文化の方向で変化するものとしての型式変化を提示している。

（4）資料の抽出・検討

ここでは、資料の共伴関係を元に検討を加える。

資料分類

壺Aは樽式及び樽式系壺とし、規範をもつ櫛描文施文と、外反口縁・球形の胴部を呈するもの（=飯島若狭分類・壺IV～VII類）や、口縁がやや伸長し、胴部形状が梢円形を呈するもの（=大木分類・壺3・4類）を壺A1、規範を乱した櫛描文施文と短小口縁・進行した球形胴部を呈するものを壺A2（=若狭分類・壺VII類）、無文化したものを壺A3（=若狭分類・壺類Ⅳ・大木分類・5類）とした。壺Bは、北陸系壺である。所謂「千種壺」と呼称される端部を面取りした口縁と小さな底部、ハケによる整形が施された体部外側などを指標とする壺をひとまとまりとした。壺Cは単口縁壺である。これについては、「壺磨き手法の非採用」という点で壺Aとは区別した。壺Dは、吉ヶ谷式系壺とし、繩文施文があるもの（=深澤分類・J A～B類）を壺D1、輪積み装飾のみを残すものを壺D2（=深澤分類・WA類）とした。

S字壺	樽式・樽式系土器	北陸系土器	吉ヶ谷式系土器
田口編年（田口2000）	若狭編年（若狭1990）	大木編年（大木2002）	若狭・深澤編年（若狭・深澤2005）
	樽式3期	樽3期	
S字壺I期	樽式系I段階	樽4期	吉ヶ谷式系I段階
S字壺II期	樽式系II段階	樽5期	吉ヶ谷式系II段階
S字壺III期	樽式系III段階	樽6期	吉ヶ谷式系III段階
S字壺IV期			
S字壺V期			吉ヶ谷式系IV段階
S字壺VI期			

表2 各編年の併行関係（私見）表

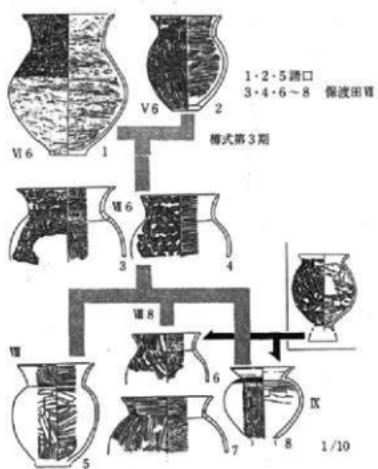


図8 槩式系壺の型式変化（若狭1990）

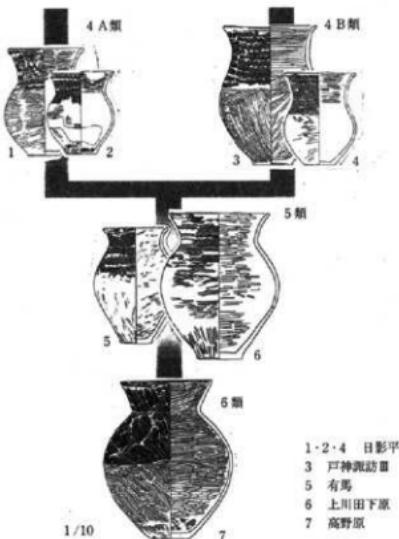


図9 群馬北部における槩式壺の組列
(大木2002より抜粋、構成を一部変更)

		7 群馬地域北部						
後期後半代								
古段階	奈生時代							
	古墳時代前期	1	2	3	4	5	6	7
	新段階							

1 有馬85住 2・5~7 有馬82住
3 有馬235住 4 有馬211住

図10 群馬地域北部における北陸系土器の出土様相
(若狭・深澤 2005を引用・一部改変)

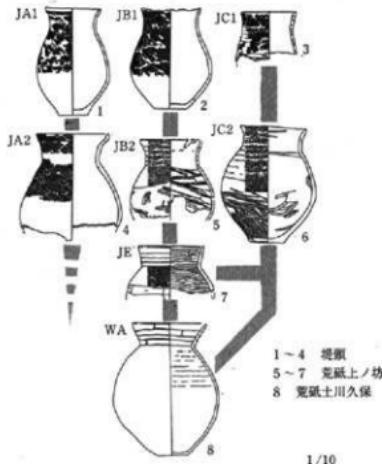


図11 吉ヶ谷式系壺の型式変化（深澤1999）

壺EはS字壺とし、頸部内面の刷毛調整と肩部横線をもつものを壺E 1 (=田口分類II類)、肩部横線は保持するが、頸部内面の刷毛調整を失うものを壺E 2 (=田口分類IIIb類)、肩部横線も失うものを壺E 3 (=田口分類IV類)、S字状口縁が上方に伸長化する所謂「拡張口縁」を有するものを壺E 4 (=田口分類V類)、体部外面へのハケ整形が喪失し、ケズリのみになるものを壺E 5 (=田口分類VI類)とした。

壺 壺Aは樽式及び樽式系壺とし、外反する長い口縁と胴部への櫛描文施文をもつものを壺A 1 (=若狭分類・壺IV類)、櫛描文喪失がうかがえるものを壺A 2とした。壺Bは北陸系壺とした。壺Cは口縁短小及び胴部球胸傾向を指標とする壺とした。壺Dは吉ヶ谷式系壺(深澤分類・壺J)とした。壺Eは所謂「東海系壺」であり、有段口縁壺を壺E 1、伊勢型壺を壺E 2、口縁加飾壺を壺E 3、頸部加飾壺を壺E 4とした。

高坏 高坏Aは樽式高坏とした。高坏Bは東海系高坏とし、小型坏部のものを高坏B 1、大きく坏部が開く所謂「元屋敷系高坏」と呼ばれるものを高坏B 1とした。高坏Cは屈折脚高坏とした。

鉢 鉢Aは樽様式にある平底の鉢とした。鉢Bは北陸系鉢とした。鉢Cは東海系と考えられる外来要素を有する鉢とし、短く外斜する口縁をもつものを鉢C 1、伸長

する外斜口縁と縮小する体部をもつものを鉢C 2とした。

増 増Aは、所謂「ヒサゴ壺」とした。増Bは小型で、体部が算盤玉形傾向にあるものとした。

器台 器台Aは受け部が無段のものとした。器台Bは受け部が有段のものとした。なお、器台Cは所謂「結合器台」等の器台A・B以外のものとした。

小型台付壺 小型台付壺Aは樽様式にある小型台付壺のことを指し、櫛描文施文のものを小型台付壺A 1、施文が喪失したものを小型台付壺A 2とした。

片口 これについては、樽様式にあるものを指す。

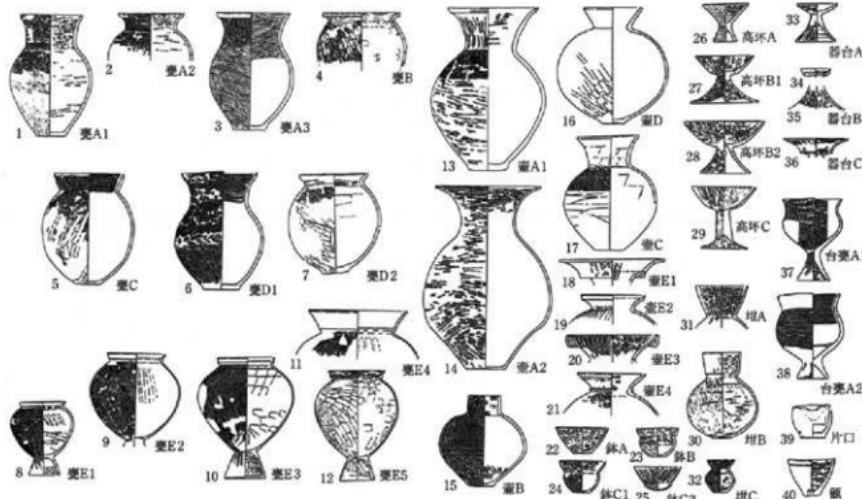
瓶 これについても、樽様式にあるものを指す。

共伴關係の検証

上記の分類に基づき、共伴關係の認められる遺構資料を整理してみる(表3)と、次の変化と画期性を認めることができる。

第一の変化は「樽様式崩壊開始」の変化である。各器種とも(増・器台は除外)、それまでAまたはA 1類で構成されていた組合せが、壺・壺においてはA 2やA 3への変化が始まるとともに、他器種においてもB~Eの参画が徐々に開始され、増・器台の参画も開始される。

第二の変化は「S字壺の参画と樽式系の払拭」の変化である。定型的な壺E 1が参入し、それとともに各器種において樽式系の要素が失われていく。



1・2・4・15・22・23・30…有馬 3・見立瀬井 5・8・9・11・16~21・24・25・28・29・31・34~36…北町
6・38…三原田三反田 7・10・32…瀧沢天神 12・27・33…有馬条里 13・14・26・39・40…田尻 37…見立相好

図12 各器種 分類図(全て1/12)

時期	遺物名	壺					釜					高杯			鉢			増			器台			台付壺		片口		瓶	
		A1	A2	A3	B	C	D	E1	E2	E3	E4	E5	A	B1	B2	C	A	B	C1	C2	A	B	C	A	B	C	A1	A2	O
0期	足利Y-1住	O						O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	足立郡Y-23住	O						O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	分郷八崎16住	O						O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	分郷八崎14住	O						O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬7住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
1期	足利塙井16住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	足立塙井17住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬89住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬234住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬82住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
2期	三箇田三反田2住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	三箇田三反田4住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬化塙371住	O						O					O			O				O			O	O		O	O	O	O
	北町A区3住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	北町C区6住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
3期	浅沢天神A2住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	浅沢天神C20住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	北町A区4住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	北町C区10住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	北町C区12住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
4期	北町C区17住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O
	有馬条塙331住	O	O					O	O				O	O		O				O			O	O		O	O	O	O

△…不確定(残存わずかのため) ?…不明瞭(複数属性混在)

表3 群馬地域北部における各系譜・類型の供件関係

時期	壺					釜					高杯			鉢			増			器台			台付壺		片口		瓶		
	A1	A2	A3	B	C	D	E1	E2	E3	E4	E5	A	B1	B2	C	A	B	C1	C2	A	B	C	A1	A2	O	O			
0期	A1											A																	
1期												A1																	
2期																													
3期																													

表4 0~3期の各器種の消長

第三の変化は、「東海系要素の広がり」の変化である。S字壺は、所謂「安定した在地型S字壺」⁽⁶⁾である壺E 2~4が主体となり、他器種においても東海系要素の広がりを感じることができる器種構成となっていく。

以上の3つの変化にそれぞれ漸期性を認め、「0期から3期」の時期設置を行うこととする。さらに、これを群馬地域南部の土器編年(若狭・深澤2005)と対比させるならば、0期を弥生時代後期後半、1期を古墳時代前期古段階、2期を古墳時代前期中段階、3期を古墳時代前期新段階に平行させることができよう。

なお、各器種の消長は表4の通りである。

(4) 遺跡における頻度分析

次に、共伴関係が不明確なものも含めて、各遺跡から出土する資料について、出土頻度を比較してみる。

ここで対象とする遺跡は、有馬遺跡、有馬条里遺跡、北町遺跡、それに滝沢天神遺跡とその周辺に点在する4遺跡⁽⁷⁾である(図13)。これらの遺跡について、調査報告書掲載の壺・壺・高坏について識別を行った。あらかじめ断っておくことであるが、この集計に関しては、掲載

資料という限定された資料によるものであるため、それによって詳細な解釈はできないものと考えており、あくまで、遺跡単位での大局的な傾向を把握するためだけに行うものである。こうした方法をあえて採用した理由は、各遺跡において、所謂「遺構外遺物」や「覆土遺物」といった遺物が多く認められ、それらをいかにして資料化できるかを考えたからである。

その結果は図14の通りである。ここからうかがえる傾向は次の通りである。

有馬遺跡は墓資料においてはほぼ樽式に限定される。また、墓以外の資料においても樽式及び樽式系が大半を占め、古墳時代前期の要素がほとんど認められない。外来系として北陸系壺の存在が一定量認められるが、他は極めて低調であり、東海系要素が認められる場合でも古相(壺E 1など)が目立つ。

北町遺跡は壺・壺において東海系と識別できる資料が卓越している。特にS字壺は新相(壺E 2~4)のものが圧倒的に卓越しており、壺においてもS字壺と共伴するような東海系要素をもった壺(壺E 1~4)が多く認

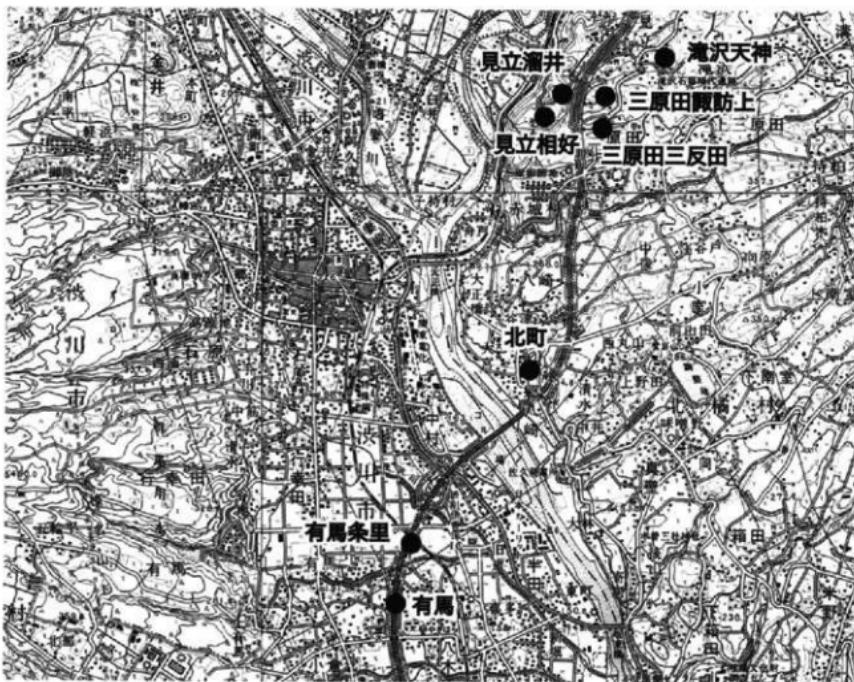


図13 分析対象遺跡の位置 (国土地理院1/50,000「沼田」「中之条」「榛名山」「前橋」)

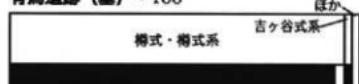
壺 凡例

遺跡名・資料数

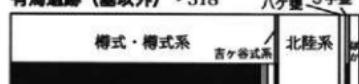
桝式・桝式系	吉ヶ谷式系	八ヶ谷式系	北陸系	S字型	中期的	ほか
A1	A2/3	不明	D1	D2	C	B

S字型等は図12の分類に対応

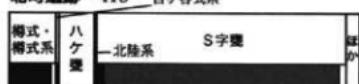
有馬遺跡(墓)・100



有馬遺跡(墓以外)・318



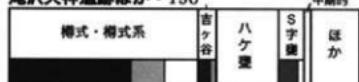
北町遺跡・415 吉ヶ谷式系



有馬条里遺跡・127 吉ヶ谷式系



湯沢天神遺跡ほか・190



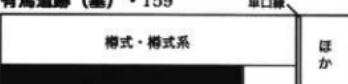
壺 凡例

遺跡名・資料数

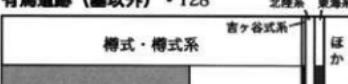
桝式・桝式系	吉ヶ谷式系	八ヶ谷式系	東海系	單口縁	ほか
A1	A2	不明	D	B	E1 E2 E3/4 不明 C

S字型等は図12の分類に対応

有馬遺跡(墓)・159



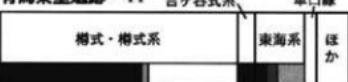
有馬遺跡(墓以外)・128



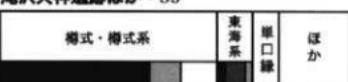
北町遺跡・116



有馬条里遺跡・44 吉ヶ谷式系



湯沢天神遺跡ほか・59



高坏 凡例

遺跡名・資料数

桝式・桝式系	東海系	屈折脚	ほか
A	B1	B2	C

S字型等は図12の分類に対応

有馬遺跡(墓)・55



有馬遺跡(墓以外)・59



北町遺跡・31



有馬条里遺跡・80



湯沢天神遺跡ほか・69

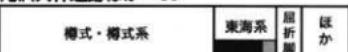


図14 各遺跡毎の壺・壺・高坏の出土頻度

められる。こうしたあり方は、本地域の遺跡としてはそれまで顯著に認められなかつたものであり、本遺跡の存在性を特徴づけるものといえよう。なお、樽式及び樽式系は少量である。

有馬条里遺跡は、壺においては樽式及び樽式系がやや卓越しているものの、それらとは別系統と考えられるはハケ壺⁽³⁾が一定量認められる。この点はやや気がかりである。S字壺においては最新相(壺E 5)の割合が高く、古墳時代中期的な壺⁽³⁾や、屈折脚高坏の一定量の存在も含めると古墳時代前期新段階、またはそれ以降にひとつのピークがあるようにも見られる。

滝沢天神遺跡・三原田三反田遺跡・三原田諭訪上遺跡・見立溜井遺跡・見立相好遺跡の5遺跡(以下、滝沢天神遺跡ほかと呼ぶ)は、壺・壺・高坏においていずれも樽式及び樽式系の要素が色濃い。その中で古墳時代前期的な様相としては、S字壺等の顯著な東海系要素が認められるものの、目立った存在性はなく、むしろハケ壺の方が存在感を放っている。こうした外來系土器の存在は、比率的には高くなないものの中期的な様相まで連続と追うことが可能であり、その継続性を想像することが可能である。

以上の理解は、かならずしも共伴関係を伴わない資料に基づいていたため、細かい議論は不可能である。しかし、前述したような既説の編年観を援用すると図15のような推移を抽出することができよう。

(5) 群馬地域北部(渋川地域)の様相

ここまでに把握してきた属性を踏まえた上で、時期毎の様相と特質を指摘する。

時期毎の様相 (文中の数字は全て図16のもの)

0期 弥生時代後期後半

0期は比較的安定した樽式3期後半の時期である。規

範を保持した樽式文施文の壺(1・2)・壺(4)・台付壺(3)や赤彩高坏(5)、そして片口(6)、鉢(7)、瓶(8)といった樽式の基本構成を維持している³⁶。有馬遺跡、田尻遺跡(長谷川1999)、見立相好遺跡(小林ほか2005)などが主な遺跡をしてあげられる。

若狭編年弥生V-3期(若狭1996)、大木編年樽式3期(大木2002)に相当する。

1期 古墳時代前期古段階

1期は樽式の構成が崩壊しはじめる時期である。その症状は樽式文施文の壺等においては、文様の乱れ(9)や無文化(10・14)に主として認められる。加えて、他系統の土器の器種構成への参入が顕在化しはじめる。参入する系統は、北陸系や吉ヶ谷式系等の土器であることが資料からうかがえる。そして、参入に際して興味深いことは、そのあたり方が2相あるという点である。その一つは、赤城山西麓丘陵部への吉ヶ谷式壺(11・13)等の参入であり、もうひとつは、榛名山東麓山麓部への北陸系土器の複数器種(24・25・30・31・34・35)の参入である。また、この時期の外來系土器の参入のあり方においては、次期に見られるような東海西部色の強さは認められない。有馬遺跡・三原田三反田遺跡・見立溜井遺跡(都丸・茂木1982)などが主な遺跡である。

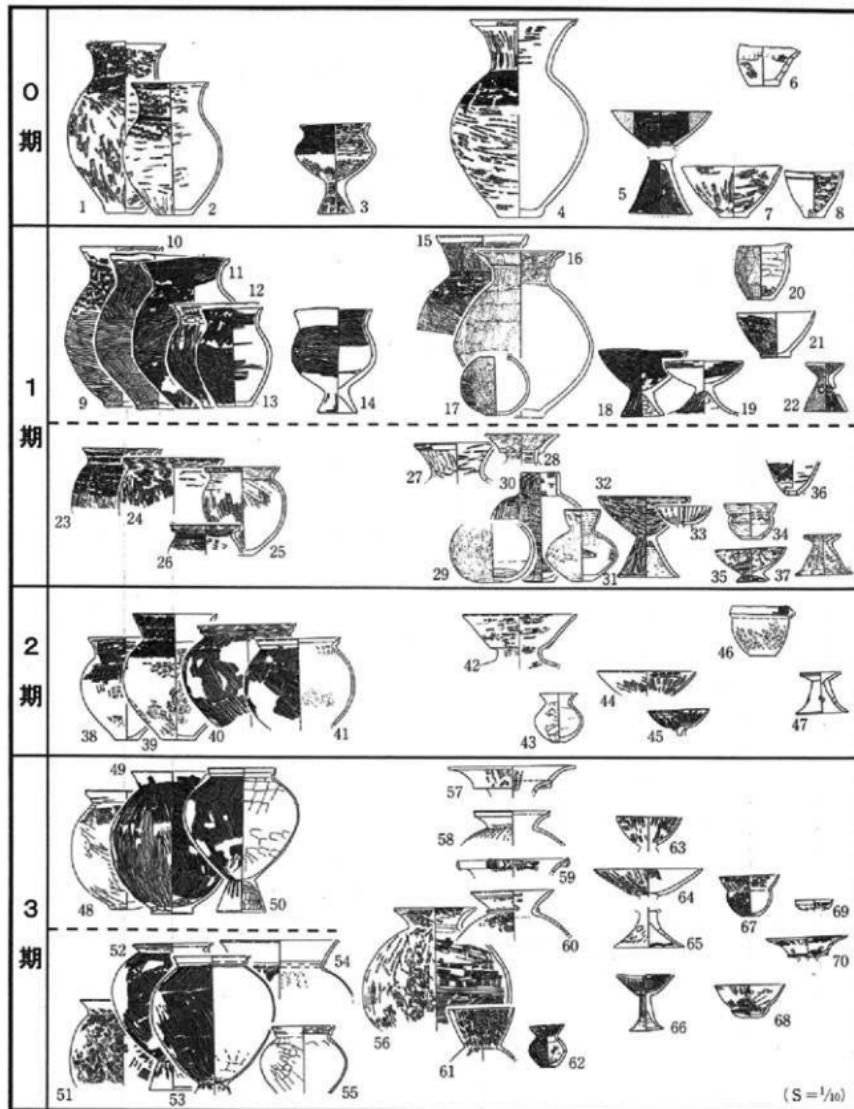
田口編年S字壺I・II期併行(田口2000)、若狭編年樽式系I・II段階併行(若狭1990)に相当する。

2期 古墳時代前期中段階

2期は古相のS字壺(壺E 1)の参入とそれに伴う弥生系属性のより一層の払拭が進行する時期である。定型化した古相のS字壺(40)やその影響下にうまれたS字壺(41)が壺形式の基幹を構成する。また、一方で、樽式系壺(38)や吉ヶ谷式系壺(39)が形態的・技法的により一層土器化を志向し、本来保持していた弥生系の属

		有馬遺跡		有馬条里遺跡	北町遺跡	滝沢天神遺跡ほか
		墓	墓以外			
弥生時代後期後半	0期	■	■	■	■	■
古墳時代前期	1期		■ ■ ■	■	■ ■ ■	■
	2期			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■
	3期			■ ■ ■	■ ■ ■	■ ■ ■

図15 出土頃土分析から見た各遺跡の消長推測



1・3・4・6～8…田尻Y-1住 2…有馬53住 5…見立相好Y-18住 9・10・15・16・21…見立瀧井H-6住 11・14・18・19…三原田三反田4住
 12・13…三原田三反田2住 17…見立瀧井H-4住 20・22…見立瀧井H-7住 23・28・29・33…有馬89住 24・25・30・35…有馬234住
 26・27・31・32・34・35・37…有馬82住 38・39・41～44・46…北町A 3住 40・45・47…有馬条里371 48・66…滝沢天神20住 49・50・62…滝沢天神2住
 51・53・58…北町C 12住 52…北町C 2住 54…北町A 4住 55…有馬条里268住 56…北町B 23住 57・60・63…65・68…北町C 6住
 59…北町C 11住 61・67・69…北町C 10住 70…北町C 17住

図16 群馬地域北部における古式土師器の様相

性を喪失していく。

なお、この2期は資料が希薄であり、明確な中核的遺跡が挙げられない。だが、先に挙げた遺跡毎出土頻度の統計(図14)から強いて挙げれば有馬条里遺跡にその可能性が認められる。

田口編年S字壺一期併行、若狭編年梯式系Ⅲ段階併行、大木編年梯式6期、深澤編年吉ヶ谷式系Ⅱ～Ⅲ段階に併行に相当する。

3期 古墳時代前期新段階

3期は所謂「東海西部系」土器⁽¹¹⁾が複数器種において参画する時期である。その参画のあり方は網羅的とも想定される。無論、それまでの在地色を席卷するという強烈的なものではなく、参画割合には差異が認められる。だが、S字壺を例にとれば、丘陵部でも(50)、山麓部でも(52・53)でも型に個体誤差の少ないものが組成参画していることから、安定感のある広域的定着を彷彿とさせる。他器種においてもバリエーションをもった壺群(57・60)や小型器種(63～69)らも定型的な型式がひろく組成参画している。こうしたあり方は、同様にそれまでの在地色に取って代わった土器様相をもつ1期の状況のように、模数の型がピボット的に参入したきた状

況とは大きくことなる。なお、この時期の中でS字壺の最新相(55)や屈折脚高杯(66)などが姿を現すことから、古墳時代前期の様相がこの3期のち、ほどなく終焉を迎えることが想像できる。北町遺跡・有馬条里遺跡などが生な遺跡として挙げられる。

田口編年S字壺Ⅳ～VI期に相当する。

(6) 地域編年からの位置付け

以上、地域編年とその様相を検討しててきた。その結果、滝沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器は様相推移図(図16)で明らかのように、その位置を「本稿時期の3期」におくことが適切と考えられる。それは田口編年S字壺Ⅳ～V期に併行する時期に位置させることができあり、結果として、冒頭で推察した、「既説による位置づけ」とも結果的にほぼ同じと言ふことになった。

さらに、赤城山西麓の丘陵部に所在する本遺跡にS字壺が組成参画する状況については本稿3期の様相を認識すれば、ごく必然的なことであり、そのことからも、本資料の位置づけが蓋然性の高いものであることが裏付けられたといえよう。

このことを本稿の結論とする。

1 群馬 南部		2 那波	4 新田	7 群馬北部	本稿時期
後半	新保・新保田中村前 etc.			有馬 □○ 標準基	○期
古段階	熊野堂1基 具沢柳町 etc. (30)				1期
中段階	鈴ノ宮 金賀野 下佐野 万福寺 高 etc. (26)	元島名 西善 尺地 etc. (46) (90)	前橋八幡山 公田東 1基 etc. (130)	寺山 中郷敷 中村前 etc. (66)	2期
古墳前期	下佐野 I etc. (27)	平佐野 矢中 東前 寺前 等 etc. (37)	前橋天神山 西善 尺地 etc. (129)	頬母子 B 1基 富沢 富沢2号 etc. (約28) (124)	3期
新段階	柴崎蟹沢 (?)	下郷天神原 軍配山 etc. (102) (46)	太田八幡山 朝子塚 行幸田山 A 1号 etc. (84) (25)	行幸田山 etc. (?)	

- 円形周縁基
- 方形周縁基
- 前方後方形周縁基
- 方墳
- 四墳
- 前方後方墳
- 前方後円墳

図17 滝沢天神遺跡2号住居出土古式土師器の位置(若狭・深澤2005に加筆)

5 おわりに

本稿では、浅沢天神遺跡2号住居出土の古式土師器を、地域編年を見直す中で位置づけ、ひとつの結論を導くことができた。その点は成果といえよう。

ところが、今回の検討によって新たな問題が浮き彫りとなつた。それは、「本稿の2期」とした時期の遺跡の希薄さである。この時期を設定する作業段階でのイメージでは、これに併行する時期の群馬地域南部において東海西部色が濃厚なりつつある状況も意識していたことから、本地域においてもう少し東海西部色が抽出できるものかと思っていた。しかし、既出の資料を複数の方法で検討しても、その存在性を充足することはできなかつた。このことは何を意味するのか?ということが新たな問題なのである。二期の設定に難があつたのか?、あるいは東海西部色以外のものが主体をなすのか、それとも濃厚な東海西部色をもつ遺跡がこの浅川の地中に未だ眠っているのか?

今後の動向を注意深く見つめながら、この問題に真摯に取り組むつもりである。

※

なお、本稿を草するあたり、次の方々に多くのご助言、ご協力をいただきました。文末ではありますが、お礼申し上げます。(敬称略、五十音順)

荒木勇次、大木紳一郎、小林良光、田口一郎、長谷川福次、若狭徳

参考文献

- 赤堀太郎 1990 「遺跡遺跡」愛知県埋蔵文化財センター
- 青木和明・飯島克巳・若狭徳 1987 「箱清水式と拂式土器」「弥生文化の研究」4 雄山閣出版
- 荒木勇次 2000 「群馬県・北毛地域の概要」「第9回東日本埋蔵文化財研究会 東日本弥生時代後期の土器編年」
- 飯島克巳・若狭徳 1988 「拂式土器編年」『信濃』40-9
- 大木紳一郎 2001 「元経社西川遺跡出土の古墳時代前期の土器について」『元経社西川遺跡』財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大木紳一郎 2002 「群馬北道の弥生社会―後期弥生社会の分析から―」「研究紀要22」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小林修・長井正欣 2001 「三原田三反田遺跡」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書」第16集 赤城村教育委員会
- 小林修・三浦京子 2000 「三原田源跡上遺跡II」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書」第26集 赤城村教育委員会
- 小林修 2005 「浅沢天神遺跡―A地点―、棚下ひばり塚」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書」第34集 赤城村教育委員会
- 小林修 2005 「浅沢天神遺跡B地点」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書」第40集 赤城村教育委員会
- 小林修・中里正憲 2005 「浅沢天神遺跡C地点―、浅沢江戸久保遺跡」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書」第42集 赤城村教育委員会
- 小林修ほか 2005 「見立相好遺跡I・II」「赤城村埋蔵文化財発掘調査報告書第38集」赤城村教育委員会
- 小林良光 1988 「行幸田山遺跡」浅川市教育委員会
- 佐藤明人 1990 「有馬道跡II」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 坂口一郎 1989 「有馬奈良遺跡」財团法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 田口一郎 1981 「元島名将軍塚古墳」高崎市教育委員会
- 田口一郎 1998 「新たな土器が成り立つとき」「人が動く・土器も動く」第2回特別展図録「かみつけの里博物館」
- 田口一郎 2000 「北関東西部におけるS字口縁の波及と定着」「第7回東海考古学フォーラム S字縁を考える」
- 都春華・茂木光視 1988 「見立瀬井遺跡・見立大久保遺跡」「赤城村教育委員会
- 橋本博文・加部二生 1994 「群馬県」「前方後円墳集或・東北・関東」山川出版社
- 長谷川福次 1990 「八崎の寄居・田尻遺跡」北橘村教育委員会
- 長谷川福次 1996 「北町遺跡・田ノ保遺跡」北橘村教育委員会
- 若狭徳 1990 「群馬県における弥生土器の崩壊過程」「群馬考古学手帳」1 群馬土器観
- 若狭徳 1996 「縄年・群馬県地域」「YAY! (やいっ!)」弥生土器を語る会
- 若狭徳 2000 「S字口縁変遷及び様式変革と集團動態―群馬県地域の統合―」「第7回東海考古学フォーラム S字縁を考える」
- 若狭徳 2002 「古墳時代の地域経営―上毛野タルマ地域の3~5世紀―」「考古学研究」49-2
- 若狭徳・深澤敦仁 2005 「北関東西部における古墳出現期の社会」「新潟県における高地性集落の解体と古墳の出現」新潟県考古学会
- 深澤敦仁 1998 「上野における土器の交流と歴史」「庄内式土器研究」16
- 深澤敦仁 1999 「赤井戸式土器の行方」「群馬考古学手帳」9 群馬土器観
- 深澤敦仁 2001 「群馬県の石製品・石製模造品製作所について」「考古系英 梅澤重昭先生追憶記念論文集」
- 深澤敦仁 2001 「2号・4号住居跡出土土器について」「三原田三反田遺跡」赤城村教育委員会
- 深澤敦仁・中里正憲 2002 「群馬県玉村町所在・移町遺跡出土の北陸系土器の位置づけをめぐって」「研究紀要」20 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 深澤敦仁 2002 「赤城村出土の古式土器の位置付け」「赤城村歴史資料館紀要」4 赤城村歴史資料館
- 深澤敦仁 2005 「関東平野北西部」「東日本における古墳の出現」六一書房

註

- (1) ただし、田口氏は自身の編年を「井野川流域」の資料に依る「井野川流域」の編年とするため、その取り扱いには慎重を期さねばならない。
- (2) この時期設定については、過度の細分案であるという指摘もある（大木2001）が、その点については現在のところ、深澤自身も認めしており、再検討中である。
- (3) 演繹的に考えることが許されるならば、高塚の成立が行幸田山A区1号墳の築造までないとすれば、高塚の成立しない赤城山南麓地域同様、この地域もS字型自体が客体的存在であり、それ以外の様相を考慮しなければならないのか、という考え方もできてしまう。
- (4) 利根沼田地区においては町田小沢Ⅱ遺跡1号住居出土の千穂型のように、明らかに「弥生時代後期」に存在するものが存在している。なお、現在では明らかにならないが、吾妻地区でも同様の資料の出土の可能性が見込まれる。
- (5) 有馬遺跡6号住居出土の壺の中には、S字型に用いられる調整技法を用いて作られた壺が存在する。技法の特徴からはS字型の古相（本稿の要E1）とみることの可能であるが、厚壺であることから、非定型のものと扱うこととした。
- (6) これについては、田口分類のS字型壺～V壺をそれとして扱うこととする。
- (7) 深沢天神遺跡周辺には、同一地形の半径500m程度の範囲の中に同時期の大规模遺跡が集中する。それは三原田三反田遺跡、三原田諏訪上遺跡、見立溜井遺跡、見立相好遺跡である。よってこれらを含めての分析の方が本稿では適切と判断した。
- (8) ここでいう「ハケ壺」とは調整技法にハケを用いている壺の総称として用いることとする。よって、平底、台付の区別はしていない。こうしたまとめ方を理由は、発磨き技法を固守する轉式壺型、そしてS字型とそれぞれ区別する意識を持ったからであらである。
- (9) 中期的な壺とは單口縁で球腹の体部に平底をもつ形態であり、技法的には体部にケズリ調整を加え、磨きを採用する壺のことを指し、所謂「5世紀的な壺」というものである。
- (10) 0期においても、田尻遺跡Y-1住の出土資料のように、壺・壺の無文化が一部に進行する場合も見受けられる。
- (11) この段階の「東海西部系」の土器には、東海からの搬入品はほぼ皆無と想定する。東海西部系要素が群馬において在地化した土器がすべてと思われる。

群馬県における横穴式石室構築法について

新 山 保 和

- 1.はじめに
- 2.研究小史

- 3.分析視座
- 4.結語

—論文要旨—

群馬県には多くの横穴式石室が構築されている。巨石を用いて構築された八幡觀音塚古墳の石室や角閃石安山岩を加工した繪貫觀音山古墳の石室など、技術的にも高度な横穴式石室が構築されている。横穴式石室の研究は、尾崎喜左雄氏の研究以来、主に平面プランや尺度論、石室の積み方などの可視的な研究を中心に研究が進められてきている。その一方で、開発に伴い壊滅してしまった古墳が増加の一途を辿っている中、なかなか石室の構造的な研究は進展していないのが現状である。そこで、今回は石室の不可視的な部分を取り扱うことにする。特に、横穴式石室を分解しないと得られない情報である石室構築法に着目し、石室の基礎となる部分の構造的な分析を行う。石室構築法は、主に掘り方構造と控え積み構造の二つの技術に大別できる。また、この技術は、両立可能な技術であることから、石室構築法は掘り方構造と控え積み構造の複合形態である複合構造の3つに細分が可能である。これらの構築法の相違は、古墳群の分析から地域差ではなくて、技術的な系譜差であることが分かる。

キーワード

対象時代 古墳時代
対象地域 群馬県
研究対象 横穴式石室

1・はじめに

筆者は以前横穴式石室構築集団の復元を試みたことがある¹⁾。そこでは、横穴式石室構築集団は前代の墓制である堅穴式石棺の技術を応用し、横穴式石室を構築していることを指摘した。その前提として、この技術者集団は石室のみを構築するのではなく、墳丘を含めたトータルな古墳を構築する集団であることを想定して論を展開した。それは、横穴式石室において、埋葬施設の構築と墳丘盛土は有機的な関連をしている点²⁾が根拠として挙げられる。横穴式石室は、盛土と石積みを同時にを行うことが主流であり、これらの諸要素が個別の集団により分割構築されていると考えるよりも、同一の古墳構築集団を想定した方が妥当と考えたからである。そのことは、石室の裏込めと墳丘の葺石が連続して構築されている古墳の事例からも窺える³⁾。しかし、青木敬氏により、その想定は間違ではないかという指摘を受けた⁴⁾。そこで、青木氏からうけた批判を真摯に受け止め、再度石室の堀り方に注目し、再検討を試みることとする。

2・研究小史

まず、青木氏から指摘を受けた鹿田氏の論文から見ていく。鹿田氏は、群馬県伊勢崎市蟹沼東古墳群を周囲・前庭・石室構築法・主体部・石室開口部と玄室床面の比高等との視点から統合的に分析し、墳丘規模が20m前後で石室構築手法に違いがあることを指摘している。20m級の古墳は石室構築時に地山を整地して石室根石を設置しており、10m級の古墳は堅穴（堀り形）を掘削して根石を設置している。鹿田氏は、この堀りこみ技法について、「墳丘の縮小化の流れの中で古墳構築の簡略化の一として堅穴を掘る」ことになったとし、20m級の古墳に堅穴を掘削して根石を設置する技法を取り入れられていたとしている⁵⁾。はたして、そうなのだろうか。鹿田氏の編年表（表1）をみると、埋葬施設の形状がわかる最古の古墳は無袖型横穴式石室の32号墳であり、その構築手法は、堅穴を掘削して墳丘を構築している。32号墳は、石室掘りかたと壁石との間隔が狭い点、裏込めに粘土を使用している点、石室開口部にむけて急傾斜で降りこむ構造の点などから古式の様相を呈している。この古墳と同時期のものとして、隣接する地蔵山古墳群の漏8号墳を挙げている。鹿田氏は、この古墳は「小型古墳に横穴式石室が導入された最初の段階のもので、堅穴式石室的な造り方をし、降りこんで埋葬しようとする意識の現れである。」⁶⁾としている。のことから、鹿田氏は、初期の横穴式石室の構造は堅穴式石室から移行していくことを意識し、その技術も同様に移行することを想定しているものと思われる。その地蔵山古墳群を調査した松村氏は、堅穴式石棺から横穴式石室に移行する時期の古墳の技術的共通点を見いだしている。松村氏は、漏

五号牛20号墳の「壁外側と掘りかた間の裏込めは割れ石、砂礫と交互につめこみ粘土をもってかためる。この裏込め手法は調査古墳中古い時期と推測できる堅穴式石室及び横穴式石棺の裏込め手法に共通する。」⁷⁾とし、堅穴式石棺と初期の横穴式石室の技術的な共通性に着目しており、関連性があることを指摘している。桜場一寿氏は、石室「ほり方」を立地・プラン・法面から形態分類を行い、堀り方の変遷について述べている。桜場氏は、羽黒台2号墳や中ノ峯古墳の事例分析から、堀り方を用いて石室を構築する方法は、6世紀前半の大型前方後円墳に横穴式石室が採用された時期からさほど間を空けずに採用されたことを指摘している⁸⁾。その後、桜場一寿氏は、群馬県内の堅穴式小石室の分析を行い、横穴式石室の堀り方を用いて構築する技術は、堅穴式小石室からの技術的な変遷を想定している⁹⁾。堅穴式小石室と無袖型横穴式石室の関係は、同様に堀り方を用いて構築することから、堅穴式小石室を埋葬部とし、これに通路を付設したものが無袖型横穴式石室と発展したと考えている¹⁰⁾。「袖無型横穴式石室をもつ比較的古い段階の群集墳は、その構築に当たっては堀り方に内に設置されるものが多く、埋葬部幅や構築方法などから堅穴式小石室の技術を踏襲したもの」としている¹¹⁾。その後、右島和夫氏は、近畿で展開している横穴式石室の築造過程を見聞した経験や横穴式石室に関する知識があれば、横穴式石室は「從来の堅穴式小石室の技術的延長上で実現は可能」¹²⁾だったと考え、堀り方を穿って石室を構築する手法は、堅穴式小石室から群集墳の袖無型石室が継承しているとする。その一方で、堀り方を持たないで旧地表面上に石室を構築する技術は、初現期横穴式石室の技術的影響から派生したと推測している。以上から、右島氏は、横穴式石室に2つの技術的な系譜を想定し、この2つの技術差は地域差であるとしている¹³⁾。桜場氏も右島氏と同様に、横穴式石室に2つの技術的な系譜が存在することを指摘している。この2つの差について桜場氏は、二者を受容する側の階層差であることを想定している。拙稿では筆者は、堀り方を使用しない構築技術と堀り方を使用する技術の差は、時期差と考えた。確かに、この技術的な差は、右島氏の指摘する通り地域的な偏りが存在する。しかし、近年大型の初現期横穴式石室である前二子塚古墳の石室の裏込め状態が控え積みであることが確認されている¹⁴⁾。また、大型の初現期横穴式石室である菱瀬二子塚古墳の玄室は、旧表土面上に構築されており¹⁵⁾、王山古墳や正円寺古墳も前二子塚古墳と同様に、旧地表面より一段高く盛り上げた基盤上に構築されていることが確認されている¹⁶⁾。このことから、大型の初現期横穴式石室は、旧地表面に堀り方を構築して石室を構築するのではなく、控え積みを用いて構築したことが分かってきている。右島氏の指摘する通り、この技術差は地域差なのだろうか。

20~30m級の古墳			20m以下の古墳		
地山整地にて石室を構築			掘り込んで石室を構築		
両袖式	袖無式	その他	両袖式	袖無式	その他
		3			
				500年	
		5			
30					
31・39					
					32
					66
				1	
				46	29
					49
9		62			
16・A		45			
		61			
			4	7	
8・B					
15・18	6	12	2		
17		11			
				37	
					27・28
					50
				34	28
					51
				48	55
26					
25					
				600年	
23		38			
13		14・24			
20		19・22			
		40C			
		65			
		44・59			
		63			
		10・42			
				33・35	
					36
					41
					43・53
					47・57
					58
					60
					64
					54
					56
				700年(時期不明)	52号墳)

表1 鹿田論文編年表(鹿田1992より転載、一部改変)

以下、この石室構築法に着目し、具体的な事例について見ていく¹⁷⁾。

石室構築法は、主に掘り方構造と控え積み構造の二つの技術に大別できる。また、この技術は、両立可能な技術であることから、石室構築法は3つに細分できる。

I類型・・・堀り方を用いて石室を構築する(堀り方構造)

3・分析視座

(1) 石室構築法の類型化

Ⅱ類型……控え積みを用いて石室を構築する（控え積み構造）

Ⅲ類型……堀り方+控え積みの両方の技術を組み合わせて石室を構築する（複合構造）

堀り方構造とは、旧地表面を整地して、逆台形乃至長方形の整穴を掘り、その底面に根石を置く方法のことを指す（図1）。この構造的利点としては、整穴の壁部分が石室石材の補強になることが挙げられる。この堀り方の技術は、前代の整穴式石槨から継承されている技術であり、横穴式石室にも応用されていることが分かってきていている。Ⅰ類型の古墳・古墳群としては、地蔵山古墳群、根岸山古墳群、蟹沼東古墳群、多田山古墳群、清水・長久保古墳群、荒砥二之堰古墳群、下触牛触古墳群、波志江今宮古墳群、上植木光仙房遺跡古墳群、書上原之城遺跡古墳群、西長岡南遺跡古墳群、中ノ峯古墳、金山古墳群、榛東村31号墳、榛東村39号墳、旧荒砥村245号墳、小二子古墳、半田南原遺跡古墳群、松本23号古墳、などが挙げられる。右島氏が指摘する通り、分布的には赤城山南麓の位置する古墳が多い。特に、その分布の広がりが、渋川市などの北毛地域にも広がる点が興味深い。また、前代の墓制技術を継承していることから、整穴式石槨から継続して横穴式石室を構築している古墳群が多いのが特徴と言える。

控え積み構造とは、旧地表面上に石室根石を設置し、壁石の外周に壁石を補助するための施設を構築する方法のことを指す（図2）。構築順序は、まず旧地表面を整地して地形を行い、その上に壁石を設置していく。地形には2種類あり、石室構築範囲に礫を敷き詰めるAタイプ（図2-1）と、壁石設置後に礫を敷くBタイプがある。この技術は、床構造とも関連する問題であるが、控え積み構造の特徴とも言える。次に、奥原古墳群を見てみると、控え積み構造には、2種類のタイプがあることが分かる。石室外周に石組みを構築するタイプ（控え積みタイプ）と石室を裏込めで被覆するタイプ（被覆タイプ）（図2-4・5）¹⁸⁾である。控え積みタイプは、壁石と石組みとの間に裏込めを行なう（図2-3）。この裏込めと石組みが同じ石材の場合、被覆か石組みか判断が困難である場合がある¹⁹⁾。特に、裏込めが礫のみの場合、石組みが裏込めの礫群と一体化しており、平面図や断面図のみでは判断が難しいケースもある。特に、埴丘を標で構築する積石塚古墳の場合は、判別が難しい²⁰⁾。本稿では同じ控え積み構造として扱うが、被覆と記載してあるものは被覆タイプ、控え積みと記載してあるものは控え積みタイプに細分可能であることを指摘しておく。Ⅱ類型の古墳・古墳群としては、E19美九里65号墳、芝宮古墳群、横瀬古墳群、大国塚2号墳、上田篠古墳群、石原稻荷山古墳、綿貫觀音山古墳、稻荷山古墳、田篠古墳群、

丸子山古墳、空沢遺跡古墳群、生品西浦遺跡古墳群、秋葉古墳群などが挙げられる。分布について見てみると、横瀬古墳群、芝宮古墳群、大國塚2号墳、上田篠古墳群など富岡市に集中する傾向にある。基本的には、この地域は控え積み文化圏と言える。この地域は、前代からの墓制である整穴式石槨や土壙墓がほとんどない地域であり、このことからも前代の墓制技術を継承する土台がなかったためと思われる。また、西毛地域にも分布が集中する傾向にある。一部渋川市や沼田市などの北毛地域にも広がりを見せており、北毛地域は、前代の整穴式石槨から墓制を継続・継承しているのにも係わらず、新しい技術である控え積み構造で石室を構築する古墳群も並存する点は注目される。

複合構造とは、堀り方に控え積みを組み合わせた石室を構築する方法のことを指す（図3）。複合構造の控え積みは、堀り方内に構築するタイプ（図3-1～3、7）と、裏込め後に堀り方より上側に寄りかかるように構築するタイプ（図3-4・8）がある。複合構造の堀り方は、あまり深く掘らない堀り方であるのが特徴である。少林山台古墳群、吉沢古墳群、神保下條古墳群、奈良古墳群、朝日塚古墳が挙げられる。本来堀り方は、裏込めの背後から補強する役目を担っているが、浅い場合はその役目を担えない。少林山台6号墳は、極めて浅い堀り方であり、ほとんど堀り方の機能を発揮していない。この場合は、別の意味を考える必要がある。右島氏は浅い堀り方にについて、神保下條古墳群の觀察から、「壁石の基底部を安定的に据え付けることと、あらかじめ決定されていた石室の平面企画を現地に写し取る網張りの役割を果たすことが主目的」であると述べている²¹⁾。堀り方が浅いと、石室を強固に構築するために控え積み構造が重要なってくる。少林山台6号墳は、極めて浅い堀り方であり、堀り方の機能を発揮していない。この点を重視すると、右島氏の言う通り、複合構造の堀り方は、堀り方構造の堀り方とは役割が異なる可能性が高い。その一方で、少林山台7号墳・9号墳・14号墳・御部入12号墳・芝宮98号墳など堀り方構造と同様の深さの堀り方を用いて石室を構築する古墳も存在し、すべてを同一には扱えない。また、複合構造の古墳において、浅い堀り方と深い堀り方の古墳に明確な時期差も認められないことから、深い堀り方から浅い堀り方に変化して行くとは断言できない。ここでは、複合構造の堀り方の性質には2種類あることを指摘するに留める。Ⅲの堀り方と控え積みの技術を組み合わせて石室を構築する古墳・古墳群としては、吉沢峯古墳群、朝日塚古墳、少林山台古墳群、御部入古墳群、奈良古墳群、追墓古墳、神保下條古墳群が挙げられる。

（2）古墳群の類型化

次に、古墳群ごとの石室構築法について見てみる。成

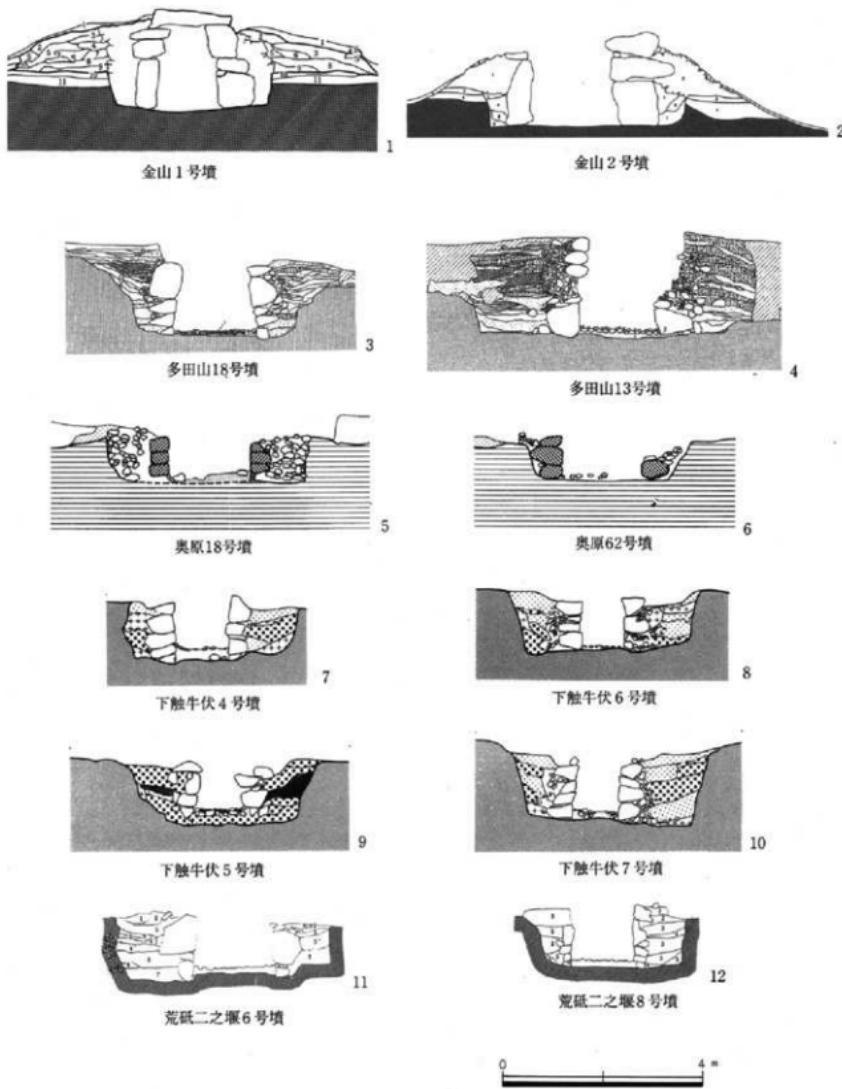


図1 掘り方構造

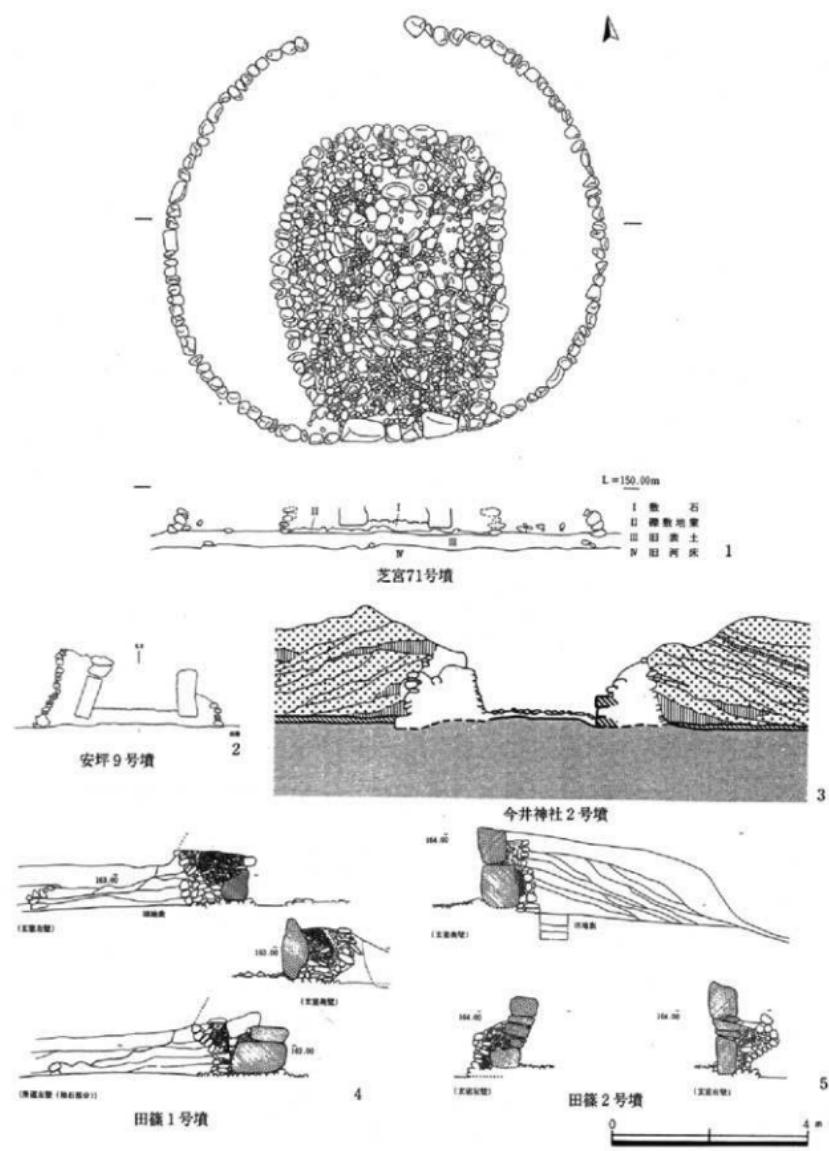


図2 掘え積み構造

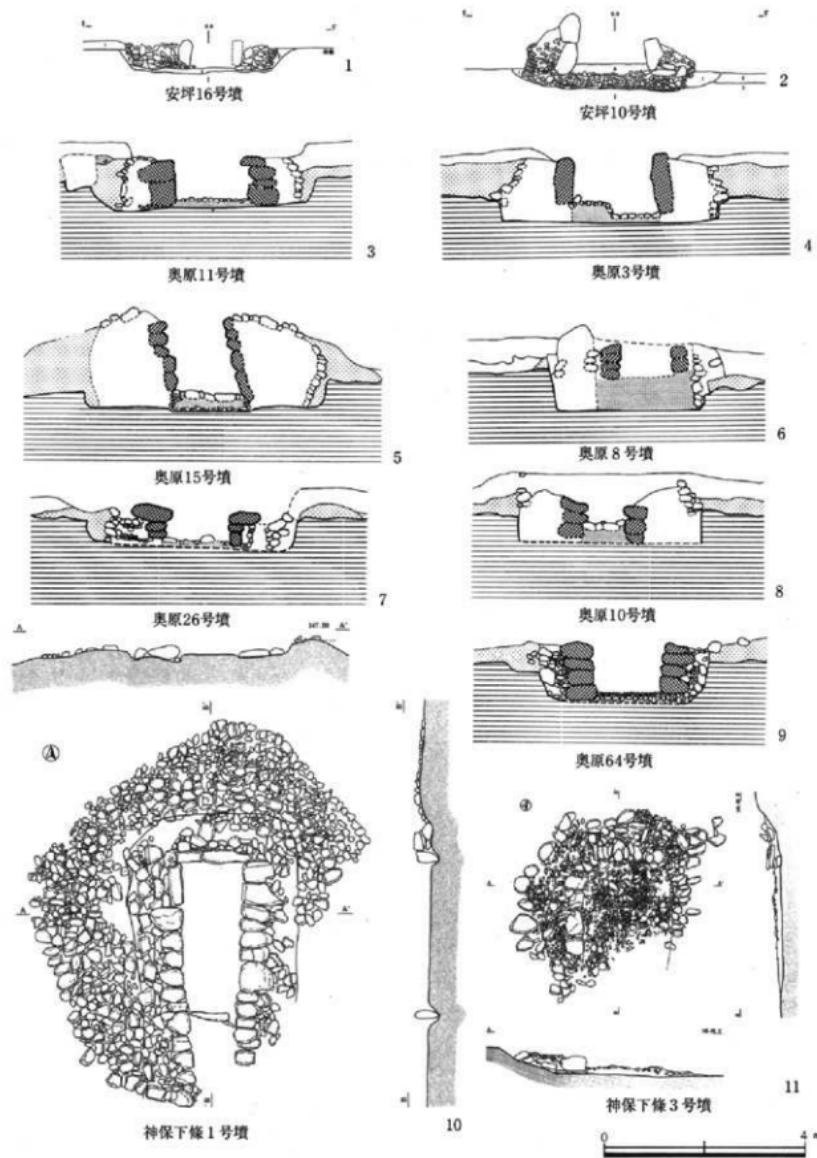


図3 複合構造

立するパターンとしては、単数（A）と複数（B）の2つに大別できる。それぞれ3つに分類可能があるので、細別すると6パターン成立する。

単数パターン

A-1 ……堀り方構造のみで石室を構築する古墳群……地蔵山古墳群、根岸山古墳群、蟹沼東古墳群、多田山古墳群、清里・長久保古墳群、荒砥二之塚古墳群、下触牛伏古墳群、波志江今宮古墳群、上植木光仙房遺跡古墳群、書上原之城遺跡古墳群、西長岡南遺跡古墳群

A-2 ……控え積み構造のみで石室構築する古墳群……田篠古墳群、芝宮古墳群、横瀬古墳群、上田篠古墳群、秋塚古墳群、空沢古墳群、

A-3 ……複合構造のみで石室構築する古墳群……神保下條古墳群、西大室古墳群、奈良古墳群、少林山古墳群、御部田古墳群

複数パターン

B-1 ……堀り方構造と控え積み構造で石室構築する古墳群……白藤古墳群、大室古墳群

B-2 ……堀り方構造と複合構造で石室構築する古墳群……奥原古墳群

B-3 ……控え積み構造と複合構造で石室構築する古墳群……本郷的場古墳群

古墳群の形成時期については、前代の墓制から継続して墓域を形成する古墳群と横穴式石室から墓域を形成する古墳群の2つに大別できる。

前代の墓制（堅穴式石室など）から継続して墓域を形成している古墳群について見てみると、地蔵山古墳群、峯岸山古墳群、少林山古墳群、波志江今宮古墳群、多田山古墳群、上植木光仙房遺跡、上横儀遺跡古墳群、白藤古墳群、西長岡南遺跡古墳群、半田南原古墳群、空沢古墳群が挙げられる。

横穴式石室導入から墓域を形成する古墳群について見てみると、清里・長久保古墳群、荒砥二之塚古墳群、書上原之城遺跡古墳群、下触牛伏古墳群、大室古墳群、熊の穴遺跡I・II古墳群、芝宮古墳群、横瀬古墳群、奥原古墳群、本郷的場古墳群、御部田古墳群、秋塚古墳群、奈良古墳群が挙げられる。

以上を比較して見てみると、前代の地域的な発展の差があるものの、地域的には偏る傾向にはない。

（3）小結

控え積み構造の初現期横穴式石室を含む古墳群について見てみると、本郷的場古墳群は、4基の古墳が調査されている。埋葬施設はすべて横穴式石室で、両袖型3基、無袖型1基である。石室構築法は、複合構造の古墳（的場A・C・D号墳）と、控え積み構造の古墳（的場E号墳）がある。本郷的場古墳群中で最古の横穴式石室である本郷的場E号墳は、堀り方を用いずに裏込め被覆の石組で壁石を補強している（控え積み構造）。この古墳は、

初現期横穴式石室であり、この古墳が堀り方を用いない点は注目に値する。本郷的場古墳群では、その後横穴式石室が盛行するが、本郷的場古墳群や同一古墳群である奥原古墳群では、堀り方構造や複合構造で石室を構築している。その後、本郷的場E号墳以外には、控え積み構造の石室は見あたらず、継続して採用されていない。初現期横穴式石室の伴う古墳群において、その初現期古墳にだけ控え積み構造を採用して石室を構築している。同様な事例としては、大室古墳群が挙げられる。大室古墳群では、初現期横穴式石室である前二子古墳のみが控え積み構造で石室を構築している。その後、同一古墳群を形成する後二子古墳・小二子古墳は堀り方構造で石室を構築しており、その技術を連続的に継承していない。同一集団が石室や古墳を構築しているのならば、控え積み構造で石室を構築するのが自然な流れであろう。しかし、両古墳群とも、控え積みの技術は継続的に採用されていない。この点を踏まえて横穴式石室の構造法についてまとめてみると、構築技術の変遷は、まず控え積み構造の技術を持つ集団が初現期横穴式石室を構築する。その後、控え積み構造の技術はダイレクトには継承されず、前代から継承する技術である堀り方構造で横穴式石室を構築する。その後、控え積み構造の技術も一般化し、堀り方構造の技術と融合して複合構造の技術が誕生する。この点からみて、複合構造は他の構造よりも遅れて導入されたと考えられる。

4. 結語

上野における横穴式石室の構造的検討を行ってきたので、ここでその検討結果を整理してみる。控え積み構造と複合構造の技術は、前代の技術に見られないことから、自生的に発生したのではなく、横穴式石室の情報と一緒に伝播してきた技術と考えられる。それは、大型の初現期横穴式石室が、控え積み構造で石室を構築している点からも窺える。大型の初現期横穴式石室を含む古墳群を見てみると、まず控え積み構造で横穴式石室を構築し、その後に継続する古墳には控え積み構造を採用していない。前代から継承する技術である堀り方構造で横穴式石室を構築している。このことから、大型の初現期横穴式石室を構築した集団が、単独で存在した可能性が高い。この集団は、横穴式石室の情報と控え積みの技術をもっていたものと考えられる。その後、横穴式石室の情報は拡散するが、控え積みの技術はダイレクトには受け継がれていない。連続する古墳群では、前代から継承する技術である堀り方構造を用いて、横穴式石室の構築を開始している。その後、控え積み構造の技術も広く用いられるようになり、両方の技術が融合し、新しい技術である複合構造が誕生していったと考えられる。

以上の点を総合的に判断すると、堀り方構造と控え積

み構造の技術的な差は、地域差ではなく系譜差であると考えられる。この系譜差は、導入時期に限定されるものであり、その後の構造差が集団差を示すかどうかは、裏込めや床構造、平面プランと構築技術との関係などを含めて、再度検討する必要があり、今後の課題とした。論点が絞れずに煩雑な議論になってしまったが、筆者の研究の方向性は示せたと思う。今後は、これらの分析視点を全国的に展開し、石室構築における構造的な比較研究に発展していきたいと考えている。

謝辞 本稿を書くにあたって、池田政志氏には多大な協力を頂きました。この場を借りて、深く感謝の意を表したい。また、この論文を書く動機を与えてくれた青木敬氏にも再度深く感謝したい。日頃より運筆な筆者を叱咤激励してくださる多くの方々にも記して謝意に代えさせていただきます（順不同・敬称略）。

巾 隆之・志村 哲・加部二生・島田孝雄・長井正欣・横澤真一・田中 裕・上野恭子・入澤雪絵・和久美緒

註

- 1) 新山保和 2000 「横穴式石室の基礎的研究—群馬県を中心として—」『群洋城研究』第1号 奥川城研究会
- 2) 右島氏は、「石室の墓造企画と墳丘・周囲の墓造企画とが有機的な関係をもっていることは明らかである」と述べている。右島和夫 2003 「群馬県横穴式古墳の構築過程を調査する一群馬県富岡市田園遺跡1号墳—」右島和夫・土生田純一・青木敏・吉井秀夫編「古墳構築の復元的研究」雄山閣 pp.242
- 3) 舟原6号墳・椎東村30号墳・金山1号墳などが事例として挙げられる。
- 4) 青木氏は、筆者の問題点が「すべてが同一製作者の手になるとはいえない石室彫りと石室裏込めを同一軸で分析・分離してしまった」点にあると指摘する。そして、先行研究で多くわたる分類視点を提案した鹿田氏の論文を引用していない点にも触れ、筆者の研究視点の誤りを指摘している。青木敏 2005 「後・終末期古墳の土木技術と横穴式石室—群馬県墳塋成立における「畿内と東国」—」『東国史論』第20号 群馬考古学研究会 pp.5
- 5) 鹿田雄三 1992 「赤城山南麓における群集墳成立過程の分析—群馬伊勢崎市蟹沼東古墳群を中心にして—」『研究紀要』第10号財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.122
- 6) 鹿田雄三 1992 「赤城山南麓における群集墳成立過程の分析—群馬伊勢崎市蟹沼東古墳群を中心にして—」『研究紀要』第10号財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.124
- 7) 板村一昭 1978 「赤堀村地区の古墳2」「群馬県佐波郡赤堀村文化財調査報告」8 赤堀村教育委員会 pp.86
- 8) 板本浩一・桜場一寿・右島和夫 1981 「蔚石切組横積穴式石室における構築技術上の問題——いわゆる朱籠をもつ南下E号古墳を中心として—」『群馬県史研究』13 群馬県史研究会 pp.52
- 9) 板邊一寿 1988 「群馬県における横穴式小石室の様相」「群馬県の考古学—創立十周年記念論集」財團群馬県埋蔵文化財調査事業団 pp.323
- 10) 尾崎喜左雄氏は、無袖型石室について、横穴式石室を受容するに当たり、横穴式系統の伝統的上に、單独用形の石室として構築されたものという見解を述べている。尾崎喜左雄 1966 「第1章第3節 横穴式古墳構築の概要」「横穴式石室」pp.19
- 11) 桜場一寿は、横穴式石室の分類を行い、無袖型横穴式石室を含めている。桜場一寿 1990 「第九節 石室の構築 三 構造的小石室」「群馬県史—通史編1」原始古代1 群馬県 pp.813~814

12) 右島和夫 2004 「群馬県の墓造背景」「福岡大学考古学論叢一小田富士雄先生退職記念一」pp.376

13) 前川流域をはじめとする現在の利根川以西に当たる西毛地域は、基本的に掘り方を持たず、平坦面に直線あるいは石敷きの基礎の上に石室を構築し、背後を「裏込め」とそれを押さえる葺石伏の「裏込め被覆」で覆い、さらにその背後を盛土で補強する構造とするのが一般的であり、利根川以東の赤城山南麓をはじめとする地域は、掘り方を持つ構造が一般的であるとする。右島和夫 2003 「Ⅲ 横穴式古墳の構築過程を調査する一群馬県富岡市田園遺跡1号墳—」pp.25 「Ⅲ 巨石巨室横穴式石室の墓造背景—群馬県高崎市岩音塚古墳の構造穴石室—」pp.28 右島和夫・土生田純一・青木敏・吉井秀夫編「古墳構築の復元的研究」雄山閣

14) 志村哲・中島誠 2003 「群馬県」「日本考古学年報56」日本考古学会 pp.181

15) 大工原・井上慎也・志村哲・加部二生・荒木勇次 2003 「豪華二子塚古墳・鎌倉首塚古墳」市史編さん事業及び都市計画道路建設事業に伴う範囲確認調査及び埋蔵文化財発掘調査報告書 安中市教育委員会 pp.21

16) 中村富雄 1977 「王山古墳・群馬鶴社古墳群」「観光資源調査報告書」VOL.5-3

17) 犬方なりなどの用語については、各研究者によってばらつきがある。本来ならば、統一して使用するべきであるが、今回は各研究者の見解を尊重して基本的には引用文献に従うこととする。なお、今回分析した石室は、基本的には古墳群単位で調査されており、かつて表記した構造などが記述・固有名化されているものを対象とした。

18) 右島氏は、「裏込め被覆は、石室の壁体の補強としてその背後になれる裏込めが崩壊しないようにその周囲をさらに石垣状に補強するもので、機能的には裏込め構造の一部」とし、「猿川流域では横穴式古墳に瓦石をも使用的な裏込め被覆が存在するのが一般的である」と述べている。右島和夫 1988 「Ⅲ 古墳時代の遺構と遺物」「田舎上平遺跡」pp.30

19) 神保下2号墳1号墳が挙げられる。

20) 例えば、神保下2号墳は、2基の複合横穴式石室が調査されている。墳丘を設置する部分と背後の裏込め部分のみを講状に掘り下げた平面U字形状の墳丘を呈する裏込め複合構造で石室を構築されている。神保下2号墳は、墳丘上で構築しており、裏込め被覆の石積みが設置されている。神保下2号墳は、墳丘を檻で構築するる積石古墳であり、明確な裏込め被覆の石積みを持たない。裏込めに檻を用いている。両者は浅いU字形状の檻で方構造で石室を構築する点では共通するが、墳丘を檻と土でそれぞれ構築しており異なる構築法を用いている。しかし、櫛方のプランなど同一技術を用いており、同じ團塊が構築している可能性が高い。

21) 右島和夫 1992 「神保下條遺跡」pp.34~35

引用資料

- 青木敏 2004 「横穴式石室と土木技術」「古墳文化」創刊号 國學院大學 古墳時代研究会
- 鶴塚誠 1988 「第2章第3節 古墳と出土遺物」「上植木光仙房遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 鶴塚誠・徳江秀夫 1993 「少林山台遺跡」「財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石井克己・太田国男 2005 「丸子山遺跡」「子持村文化財調査報告第15集 群馬県北群馬郡子持村教育委員会
- 石北直樹・水田裕 1982 「大釜湯1号古墳」「沼田市文化財調査報告書」第2集 沼田市教育委員会
- 石北直樹 1983 「金山古墳群」「大釜湯跡・金山古墳群」「群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石坂茂 1986 「荒砥北原遺跡」「荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡」「財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石坂茂 1986 「今井神社古墳群」「荒砥北原遺跡・今井神社古墳群・荒砥青柳遺跡」「財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 磯貝剛子 1993 「V 旧荒砥村45号墳の調査」「荒砥宮川遺跡・荒砥宮原遺跡」「財团法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団

- 井上太 1984 「上田藤古墳群」「上田藤古墳群・原田藤遺跡発掘調査報告書」富岡市教育委員会
- 入澤雪絵 2005 「安坪古墳群」「長根遺跡群Ⅹ」群馬県多野郡吉井町教育委員会
- 上原信一・村村孝・高橋政子・桜井孝 1981 「石原福山古墳」高崎市文化財調査報告書第23集 高崎市教育委員会
- 大江正行 1990 「本郷の場古墳群」財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 大賀聰 1991 「大國塚2号墳」山武考古学研究所
- 大塚昌雄 1978 「空堀遺跡」「浜川市発掘調査報告書Ⅲ」群馬県浜川市教育委員会
- 大塚昌彦 1982 「空堀遺跡」「浜川市発掘調査報告書Ⅵ」群馬県浜川市教育委員会
- 大塚昌彦 1994 「半田南原遺跡」浜川市教育委員会
- 尾崎豊左衛門 1966 「横穴式古墳の構造」吉弘文館
- 柏木一男 1996 「芝宮古墳群(富岡64号古墳)」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第23集 群馬県富岡市教育委員会
- 柏木一男 1997 「芝宮古墳群(富岡20・21・98号古墳)」群馬県富岡市教育委員会
- 柏木一男 1998 「芝宮古墳群(富岡69号・71号・72号・74号・99号古墳)」群馬県富岡市教育委員会
- 金子正人 1988 「船谷山古墳」群馬県前橋市教育委員会
- 神谷他明 1995 「佐志江今宮遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 小池雅典 1989 「追瀬古墳(旧利南村字8号古墳)」沼田市教育委員会
- 小池雅典 1991 「秋塚古墳群Ⅰ」沼田市教育委員会
- 小池雅典 1992 「秋塚古墳群Ⅱ」沼田市教育委員会
- 小池雅典 2001 「奈良古墳群」群馬県沼田市教育委員会
- 古都志 2002 「E19美九里65号墳発掘調査報告書」群馬県藤岡市教育委員会
- 小島純一 1989 「白藤古墳群」柏川村文化財報告第10集 群馬県勢多郡柏川村教育委員会
- 鈴木秀一・都所敏尚 1990 「猿伏遺跡群Ⅰ」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 斎田哲吾 2005 「生品西浦遺跡」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 桜井一寿 1988 「竹編1.書上上原之城遺跡の古墳」「書上下吉祥寺遺跡・書上上原之城遺跡・上植木宅町田遺跡」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 桜井一寿 1999 「第2章 横穴式石室 1.構造と規模」「緑貫音山古墳II一石室・遺物編」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 篠原幹夫 1990 「横瀬古墳群」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第9集 群馬県富岡市教育委員会
- 篠原幹夫 1992 「芝宮古墳群」富岡市埋蔵文化財発掘調査報告書第12集 群馬県富岡市教育委員会
- 新野彰 1985 「椎東村39号墳(離子遺跡)発掘調査報告書」「椎東村埋蔵文化財調査報告書」第2集 椎東村教育委員会
- 新野彰 1988 「椎東村31号墳(佐野遺跡)発掘調査報告書」「椎東村埋蔵文化財調査報告書」第6集 椎東村教育委員会
- 原長泰一 1988 「蟹沼東古墳群(昭和62年度)」伊勢崎市教育委員会
- 岡本奇雄 2002 「古海松塚古墳群」大泉町教育委員会
- 都所敏尚・狩野吉弘 1991 「横供遺跡群Ⅲ」前橋市埋蔵文化財発掘調査団
- 鶴江秀夫 1988 「荒砥二之郷遺跡」「昭和55年度啄木塚整備事業契約書」群馬県による埋蔵文化財発掘調査報告書「財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 鶴江秀夫 1988 「IV 古墳時代の遺構と遺物—3.古墳」「下触牛触遺跡」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 羽鳥政彦 1991 「陣場・庄司原古墳群」群馬県勢多郡富士見村教育委員会
- 深澤教仁 2004 「多田山古墳群」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 藤岡一雄 1981 「25.御部入古墳群」「群馬県史一資料編3」原始古代・古墳3 群馬県
- 河口正史 1985 「朝日塚古墳—発掘調査の概要—」北橘村教育委員会
- 園部守央・前原豊・伊藤良 1992 「後二子古墳・小二子古墳」「大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅰ」前橋市教育委員会
- 前原豊・伊藤良・戸所慎策 1993 「前二子古墳」「大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅱ」前橋市教育委員会
- 前原豊・宮内毅 1997 「小二子古墳」「大室公園史跡整備事業に伴う範囲確認調査概報Ⅲ」前橋市教育委員会
- 松田正 1997 「西大室丸山遺跡」群馬県教育委員会
- 松本浩一・桜井一寿・間那一・小林山征司 1980 「中ノ峯古墳発掘調査報告書」「子持村文化財調査報告書」第1集 子持村教育委員会
- 松本浩一 1983 「奥原古墳群」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 松本浩一・神保佑祐・相京建史 1986 「清里・長久保遺跡」財団法人 群馬県埋蔵文化財調査事業団
- 石島和夫 1992 「第3章 禿音塚古墳の基礎的検討」「禿音塚古墳調査報告書」高崎市教育委員会
- 村岡泰子 1989 「本社23号古墳発掘調査報告書」邑楽町教育委員会
- 松村一昭 1966 「赤堀村大字南原古墳発掘調査報告書」「群馬文化」86号 群馬文化の会
- 松村一昭 1975 「赤堀村峯岸山の古墳1」「群馬県佐波赤堀村文化財調査報告書」4 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1976 「赤堀村峯岸山の古墳2」「群馬県佐波赤堀村文化財調査報告書」5 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1977 「赤堀村地藏山の古墳1」「群馬県佐波赤堀村文化財調査報告書」7 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1982 「湖山古墳群及び北通・霧島遺跡発掘調査概報」「群馬県佐波赤堀村文化財調査報告書」21 赤堀村教育委員会
- 松村一昭 1986 「吉赤峯古墳発掘調査概報」「群馬県佐波赤堀村文化財調査報告書」21 赤堀村教育委員会
- 若狭徹・総貫英子 1996 「足門村西古墳群」「群馬町埋蔵文化財調査報告書」第42集 群馬県群馬町教育委員会

図版出典 図版はすべて報告書より転載し、縮尺はすべて1/100に統一した。

気候変動と竪穴住居増減との関連について

石 守 晃

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 1 はじめに | 5 屋久杉の研究に基づく気温変化の妥当性の検討 |
| 2 竪穴住居データのカウント | 6 気温変化と竪穴住居軒数の比較 |
| 3 時期の区分単位の設定 | 7 おわりに |
| 4 竪穴住居の増減 | |

論文要旨

かつて整理を担当した多比良追部野遺跡（群馬県吉井町）の古墳時代後期から平安時代の竪穴住居軒数の増減について、屋久杉に見られる推定気温の経年変化（北川1995）と比較したところ概ね一致した。そこで群馬県内の竪穴住居軒数（人口）が気候変動に連動するのではないかという仮説を立て、その検証を目的として調査を行った。

竪穴住居の時期別軒数の増減については報告書の記載状況に鑑み、1/2世紀を単位として集計した。その結果、約5千件のデータで見るごとに5世紀の減少、6世紀後半期をピークとした急激な増加、7世紀の減少、8世紀の増加と減少、9世紀後半をピークとした増加と12世紀にかけての減少、消滅という傾向が認められた。

気候変動については屋久杉から推定された気温変化を群馬県内で援用し得るか否かを判断するため、県内で比較的多くのデータが揃う花粉分析成果を集成し、その植物学的再検討を中心にONP研究所に依頼して分析を行った。花粉分析の解析では明確な気候変動の確認はできなかったが、その可能性を持つ変化も認められたため、屋久杉による気候変動は援用できるものと判断し、やはり1/2世紀単位での平均値を算出した。

屋久杉に基づく気温変化と竪穴住居の増減について比較したところ一致する箇所もあったが、概ね1/2世紀以下のズレが見られた。しかし両者の増減のラインは近似しており、時期設定の単位を1/2世紀としていることからその誤差を勘案すると、寧ろその関連性が認められるのではないかと考えたのである。竪穴住居が該期の一般的な建築物であることを考えれば、その増減は気候変動連動する、即ち寒冷な時期には人口が減少し、温暖期には増加していた傾向が窺われたのである。尚、11世紀以降は竪穴住居の掘立柱建物への変換が考えられることから、その連動性は低いと見られる。

キーワード

対象時代 古墳～平安時代

対象地域 群馬県

研究対象 気候変化と竪穴住居軒数

1 はじめに

つたない発掘経験を通してではあるが、常々群馬県では4世紀や6世紀の堅穴住居に対して5世紀の堅穴住居軒数が少なく、或は8世紀のものに対して9世紀の堅穴住居軒数が多いように感じていた。こうした時期による堅穴住居の増減のイメージがあるかどうかについて幾人かの同僚と話をしたことがあるが、やはり多少イメージの違いはあったとしても増減のこと自体についてはそうした感触を持っている者が多いようであった。恐らく群馬県内で発掘調査に携わった経験のある調査担当者は総じて似たような感触を持っているのではないかと思われる所以である。

こうした堅穴住居の時期的増減を恐らく最初に数値化して示した人物に井川達雄がいる。氏は十数年前に上越新幹線の発掘データを集計した中で、こうした傾向を指摘している（井川1992）^①。その所見は下掲の得ていた感触とは若干異なるものではあったが、氏は「古墳時代前期から中期にかけては、少し堅穴住居跡が増え、古墳時代後期になると爆発的に増え」、「古墳時代から飛鳥・白鳳時代になると堅穴住居の数が減り」「奈良時代になると再び増え始める」とその増減傾向を指摘している。そしてこうした堅穴住居の時期的増減の原因を、当時まだ作業途上にあった土器編年の不備に求められたのである^②。その数年後、下掲も多比良追部野遺跡の整理作業を担当した中で、古墳時代後期から平安時代の堅穴住居に時期による増減傾向のあることを確認したのであるが、当時（1990年代前半）既に概期の土器編年作業が凡そその成果を収めていたこともあって、その原因を土器編年以外に求めるべきであろうと考えたのである。そこで着目したのが北川浩之による屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化（北川1995）^③であった。下掲はこの気候変動と堅穴住居の増減——即ち主たる居住建物と目される堅穴住居の増減は人口の増減も意味すると考える——が連動するのではないかと考えたのである。そしてその比較によって少なくとも多比良追部野遺跡に於いては凡そその関連を認めることができた（石守1997）^④のである。

しかしこれは県南西部の多野郡吉井町に於ける1遺跡の成果を基に示し得たものでしかなかった。そうしたことから常々こうした傾向が群馬県全体についても言えるか否かを検証したいと考えていたのである。そこで群馬県全域を対象に3世紀から11世紀の、土師器を使用する時期の堅穴住居軒数をカウントして時期による増減の傾向を把握し、それが多比良追部野遺跡の堅穴住居で見られたような屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との間の関連性が認められるか否かを検証したいと考えたのであり、これが本稿の目的とするものである。

またこれに伴って、使用する屋久杉の研究から得られた推定気温の経年変化が群馬県に於いても援用できるか否かを確認する必要があった。そこで県内で鑑定事例の多い花粉分析結果を用いて検証することとしたのであるが、これは幸い群馬県内では当該期の主たるものだけでも3世紀末、5世紀末と6世紀前半の3回のテフラの堆積や後2次降下後の泥流の堆積があり、これをキー層として花粉分析成果を比較することによって検討が行えるのではないかと考えたからである。

2 堅穴住居データの集計

さて先づ3世紀から11世紀にかけての堅穴住居を対象として、註（5）に掲載した63遺跡、5,045軒の堅穴住居を使用して集計作業を行った。この際遺跡はランダムに選定し、また地域に偏りが生じないよう試みたのではあるが、結果として高速道路や新幹線建設など大規模開発の報告書を中心に採用し、且つ比較的新しい発刊の発掘調査報告書を中心に取り上げることになってしまったために、結果として西毛地区（群馬県西部地区）が多くなるなど地域的な偏りが生じてしまい、群馬県全域を対象とするという当初の目的を全うすることはできなかつたのである。

また堅穴住居の時期については、明らかに誤りのあるもの以外は各報告書に記載されるままを受け入れた。その一方で時期が記載されないものについてはあまり取り上げていなかったのである。これは確かに調査報告書には各堅穴住居出土の遺物の実測図等の掲載はあるものの、掲載された遺物がその住居に伴うか否かの記載がない場合が少なくなかったからである。即ち例えば堅穴住居はその廃棄後もクレーター状の窪地として集落内にその姿が残ることが知られているが^⑤、そこがゴミ捨て場として利用されるなどして当該の堅穴住居とは異なった時代の遺物が入るケースがあるなど、つまりは報告書にその記載がない限りに於いては掲載されている遺物が必ずその住居に伴っているとは判断できなかつたからである。従って時期の記載のない堅穴住居については敢えてその多くは排除したのである。一方時期の記載されている報告書についても、使用される編年の種類や個々の研究者の視点によってその時期に前後のことは承知している。或いは報告書によっては住居に伴う場合が高い住居壁際の三角堆積上の出土遺物を覆土中出土という理由だけで排除しているケースや、床直（床面上に出土する）の遺物だという理由だけで吟味もせずに当該住居の遺物としていると見られる例のあることも承知している。しかし残念ながら個々の住居それぞれについて実測図や遺構写真に当たって検証する時間的な余裕がなく、個々の遺物についてもその時期をはっきりと評価する能力は下掲にはない。しかしこうした事情もあるにせよ、時期の記載

れている大方の報告書では遺構図面や写真等の検討、或は調査担当の所見に基づいて、その時期の判断が下されないと判断できるものと考え、また学術的多様性に照らしても下に記すように本稿に於いては作業上より細かい時期区分を用いないこともあって、その記載を用いても大きな齟齬はないものと判断して基データとしては報告書の記載を概ねそのまま採用することとしたのである。

3 時期の区分単位の設定

しかし乍ら、発掘調査報告書に記載された時期表示の形式は様々である。比較的多いのが表記そのものがないもの、奈良・平安時代といった複数の時代を一括して報告しているもの。古墳時代、平安時代といった時代区分だけが表記されているものや、古墳時代前期、中期といったように時代内の区分で表記されているものもある。一方、世紀を単位として表記されているものもある。その中には1世紀単位で表記されているものがある一方、一つの世紀を前後半に二分して記載したものや $1/4$ 世紀或は $1/3$ 世紀単位で記載されたもの、或いは世紀を跨いで表記されているものもある。そして複数単位として表記されたものなど多様であり一定していなかった。しかしその傾向を全体として見ると7世紀前半までのものは $1/2$ 世紀単位で記載されるものが比較的多く、片や7世紀後半以降のものは $1/4$ 世紀或は $1/3$ 世紀単位で記載されるもののが多かった。

しかし本稿の目的の一つでもある3世紀から11世紀という800年余りの期間の豊穴住居軒数の変遷を把握するに当っては、このような多様なスタイルで表記されたものを以て単純に比較するのは不都合であると思われた。そこで均質な比較を行うに当っては基準を一定なものにして処理する必要があろうと思われたのである。勿論 $1/4$ 世紀単位のようにより細分化された基準で比較できれば時期の変遷を正確に把握することができるとは言ふまでもない。しかし乍ら報告書における記載は一様では無く、上に述べたように各報告書を検討してそれを $1/4$ 世紀単位で時期区分していく能力も下掘ではない。そこで全期間を通して援用し得る“最大公約数”とでも言えるような時期区分として $1/2$ 世紀という単位を採用し、これを以て各豊穴住居を区分し、集計することとしたのである。

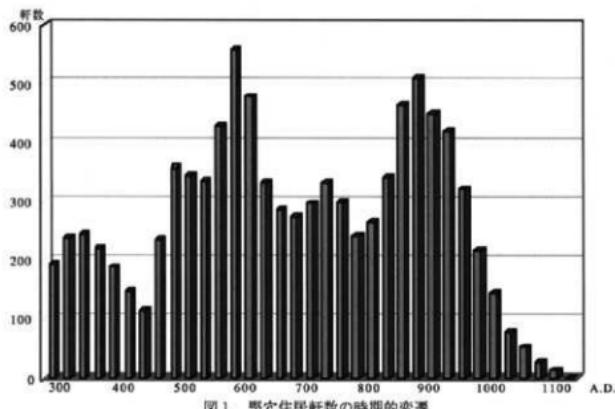


図1 豊穴住居軒数の時期的変遷

表1 時期別の豊穴住居軒数

時期	3世紀		4世紀		5世紀		6世紀		7世紀	
	前半	後半								
住居軒数	109	194	244	189	115	358	336	558	331	275

時期	8世紀		9世紀		10世紀		11世紀		12世紀	
	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半	前半	後半
住居軒数	332	242	342	510	420	218	79	26	0.3	

4 豊穴住居の増減

上述の区分方法に従ってサンプリングした豊穴住居を集計したものが上に示した図1と表1である。

豊穴住居の時期別軒数の増減は、約5千件のデータで見ると4世紀初頭に向かって増加（3世紀後半を1とした場合1.23）し、5世紀の中葉に向かって減少（同0.58）する。そして6世紀後半期のピークに向かって大きく増加（同2.88）するが、この間には6世紀前半に僅かな減少（同1.85→1.78）も認められる。そしてピークから7世紀の前半にかけての僅か50年程での激減（同1.42）があり、8世紀の緩やかな増加と減少（同1.71と1.25）が見られ、9世紀後半をピークとした大きな増加（同2.65）、そして12世紀にかけての減少、消滅という傾向が認められた。特に5世紀前半から6世紀後半期にかけての1世紀半での増加は5倍近くという大きな増加であり、また8世紀から9世紀にかけての増加は2倍近いものであった。一方4世紀から5世紀にかけての減少は、その住居軒数が半減するものであり、6世紀後半期から7世紀前半期の50年間の減少は4割も減少するという大きなものであった。尚、11～12世紀の減少も大きいが、これは掘立柱建物への転換が影響するもので、他の時期の増減とは単純に比較できない。

As-C

- 樹木花粉201以上
- △樹木花粉101~200
- △△樹木花粉51~100
- ▽樹木花粉50以下
- %樹木花粉の割合で内に個数を記入
- ダイアグラムから読み取れ
- 該当する試料なし

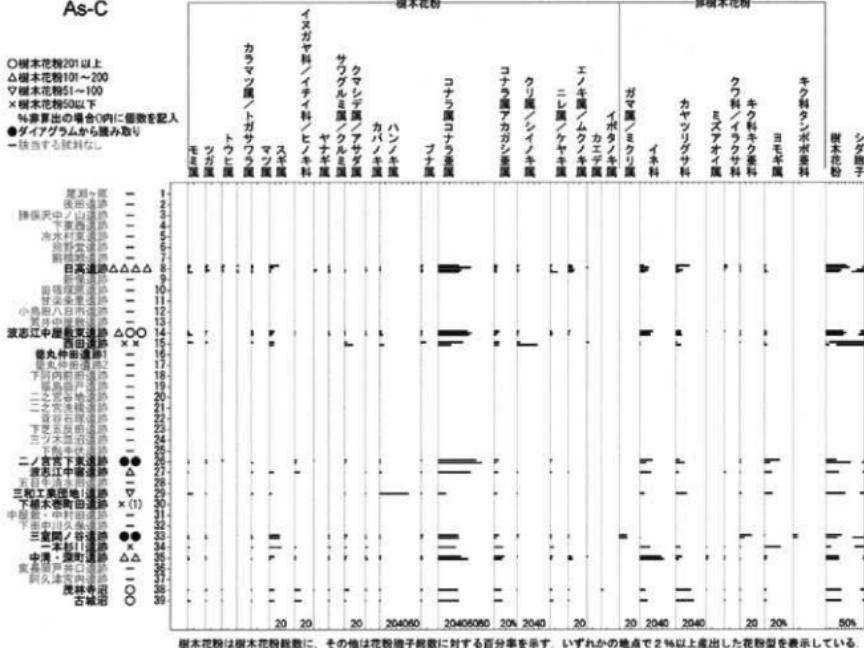


図2-1 花粉分析成果 (As-C 降下時) 大井氏作図

5 屋久杉研究に基づく気温変化妥当性の検討

繰り返しになるが、本稿では前稿に記した堅穴住居の時代的増減と屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との関連を検討することを目的としている。そこで次に、今一つの要素である屋久杉の研究から得られた経年変化が果たして群馬県地域に於いても整合性のあるものとして使用可能なのか否かを検討してみたいと思う。

その際、本来であれば木材の年輪幅の観察による気候の経年変化の把握が最も正確であろう——寧ろそれががあれば屋久杉の研究に基づく経年変化を使用する必要はないのであるが——と思われる所以であるが、残念乍ら群馬県に於ける出土木製品が広葉樹を中心とするものであることもあって年輪による経年変化が全くと言ってよいほど把握されていないのが現状である。そこで着目したのが本稿で収集事例の多い花粉分析成果であった。幸い群馬県では本稿が対象としている弥生時代後期から平安時代にかけての期間でも、3世紀末成る4世紀初頭の浅間山噴出の軽石 (As-C)、5世紀末とされる榛名山噴出の

火山灰 (Hr-FA)、や6世紀前半とされる榛名山噴出の軽石 (Hr-FP)、12世紀初頭の浅間山噴出の (As-B) 火山灰及び軽石といったテフラが広く確認されており、加えて Hr-FA と Hr-FP に伴う泥流も榛名火山の南東麓から南麓の広い範囲に確認されている。従ってこれらをキー層として前後の土層の花粉分析結果を検討することによって屋久杉による経年変化との比較ができるかと考えたのである。

本県に於ける花粉分析は2社を中心とした複数の分析会社に依頼され、鑑定報告書が提出されているのであるが、鑑定報告書の再検討に当っては客觀性を持たせるため敢えてまたま本県での鑑定実績の少ない分析者に依頼することとした。そこで鑑定者としてONP研究所（大阪府寝屋川市）の大井信夫氏にその検討を依頼することとしたのである。氏には本県で鑑定された38遺跡の花粉分析報告書の評価をお願いし、尾瀬沼の所見を併せて検討載いた。残念乍ら紙数の都合もあって提出された報告書⁽¹⁾を全文掲載することはできないのであるが、以下に検討結果を中心にその概要を記したいと思う。

Hr-FA

○樹木花粉201以上
 △樹木花粉81～200
 ▽樹木花粉51～100
 ×樹木花粉50以下
 ■樹木花粉50未満
 ◎多発の場合は内に個数を記入
 ●ダイアグラムから読み取り
 ー該当する試料なし

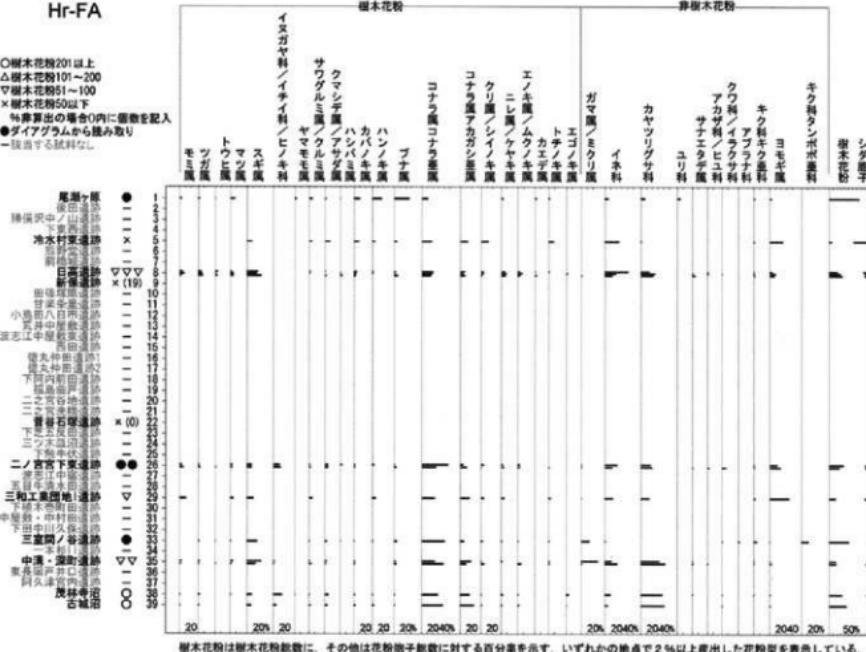


図2-2 花粉分析成果 (Hr-FA降下時) 大井氏作図

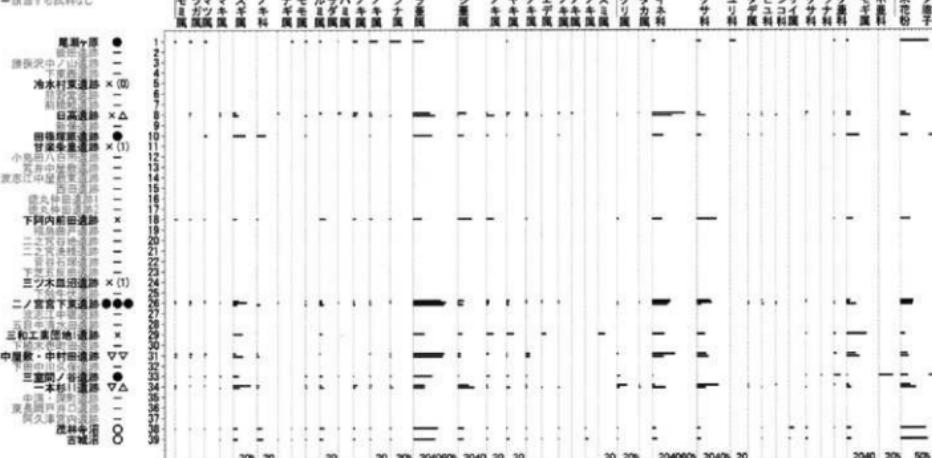
提出された報告書によれば「テフラ前後の試料が得られた地点はそれほど多くなく、花粉がほとんど産出しない場合も多く、「花粉が出ている地点でも計数が少い場合が多くあった」ために、「クラスター分析、多変量解析などの統計解析を行うことは不可能である」という問題点を指摘された上で、花粉群の特徴として「尾瀬ヶ原をのぞいて、全般にいざれの時代でもコナラ属コナラ亜属が多く、常緑広葉樹のコナラ属アカガシ亜属、クリ属/シイノキ属、エノキ属/ムクノキ属、スギ属が伴う」とされ、このうち「コナラ亜属、スギ属は人為的な影響(二次林、植林)が考えられる」と指摘されている。また「尾瀬ヶ原ではブナ属、コナラ属コナラ亜属が多産し、冷温帯植物が広がっていた」と所見を記されている。そして「データ量が少ないため地域差、時代差を充分に議論することは難しい」とし乍ら、地域差(下記の地点番号については第2図-1～3参照)については「尾瀬ヶ原以外では、地点(14, 15, 26, 31)ではコナラ亜属の産出率がやや高く、地点(10, 33, 34, 35, 38, 39)ではスギ属・イヌガヤ科/イチイ科/ヒノキ科の産出率が高い傾向

が見られるとされている。また同じく時代差については「As-Cと比較して、Hr-FAではコナラ亜属がやや減少する傾向がある。As-Bでは再びコナラ亜属が多くなる。この変化は、気候変動の可能性も考えられるが、人間活動との関連性も考えられる」と報告されている。

以上概要を記した大井氏の鑑定所見に見られるように、結果として屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化が群馬県に於いても援用できるとの明確な裏づけは得られなかったのであるが、反面はつきりとこれを否定する要素も見られなかつたのである。一方でAs-C・Hr-FA・As-B降下期の分析結果の比較から、コナラ亜属の多い状態から減少、増加という変化が確認されたのである。このコナラ亜属の増減は大井氏の御教示によれば、これは「有意義な差であるかは判断できない」ということであって積極的な論拠とはならないのであるが、このコナラ亜属の増減は即ち寒→寒という気候変動の可能性を示すものであるため、下線は、屋久杉の研究から得られた気温変化が群馬県域でも適応できる可能性を示すものと判断したのである。

As-B

○樹木花粉20%以上
 △樹木花粉5%~20%
 ▽樹木花粉5%以下
 ×樹木花粉0%以下
 %数算出の場合は内に個数を記入
 ●ダイアグラムから読み取り
 -該当する試料なし



樹木花粉は樹木花粉総数に、その他の花粉種子総数に対する百分率を示す。いずれかの地点で2%以上出した花粉型を表示している。

図2-3 花粉分析成果(As-B降下時) 大井氏の作図

6 気温変化と堅穴住居軒数の比較

繰り返しになるが、本稿では前述の堅穴住居の時代的増減と屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化との関連を求めるのが目的である。最後に両者を重ね合わせて概観してみようと思う。

図3は北川氏による屋久杉の安定炭素同位体から導き出された推定気温の経年変化を示したグラフ(8)であるが、本稿ではこれを基に検討を行うこととする。しかし乍ら当該のグラフは凡そ1/8~1/16世紀を単位として表記されているが、堅穴住居の時代による増減については前述の理由より1/2世紀単位で集計しているため気温の経年変化についても1/2世紀を1単位として集計することとした。そこで当該の表を基に1/2世紀単位での平均値を算出し、これを以て堅穴住居の時期的変化を比較することとしたのである。

この屋久杉の研究から得られた気温の1/2世紀を1単位とした時期的変化と堅穴住居の軒数の同じく1/2世紀を1単位とした時期的増減を概観するため両者を重ね合わせたのが第4図である。残念ながら9世紀中程の気温

の上昇と堅穴住居の増加のそれぞれのピークが一致したもの、全体として想定していたようにその増減のラインは明確にトレースされるものではなかった。しかし乍ら西暦600年以前にあっては気温の増加のピークが堅穴住居の増加のピークに対して1/2世紀遅れて同様の増減傾向を示し、気温に見られる6世紀中頃の減少と後葉の増加、及び7世紀前葉の減少に対しては前者が1/4世紀、中・後者が1/2世紀遅れて堅穴住居の増加、減少が現れている。また11世紀以降は気温の増減に拘わりなく堅穴住居軒数が減少し続ける傾向が認められたのである。

このように気温変化と堅穴住居の増減変化には完全な一致は見られなかった。従って想定した気候変動と堅穴住居との間に明確な関連を証明することはできなかったのであるが、時期設定の単位を1/2世紀としたため、その誤差を勘案すると全くその関係を否定することはできないものと考えるのである。また両者の増減のラインが近似していることを考えれば、寧ろその関連性が認められるのではないかと思慮するものである。即ち寒冷期

には減少し、温暖期には増加していた傾向が窺われる。ある。

尚、11世紀以降の堅穴住居の減少傾向については次のように解釈している。即ち本県に於いては（その比率は兎も角として）堅穴住居と掘立柱建物が長く並存していたことが知られているが、当該期に於いて堅穴住居から全面的に掘立柱建物へ変換していくと想定されるため、これに伴う減少によるものではないかと見ている。また4世紀前半の堅穴住居の増加については從来言われていたようなS字状口縁を伴う土器を持つ集団の移住という要素も考慮されるが、恐らく直接的には水田耕地の急激な増加に伴う人口の増加という要素が考慮される。一方奈良期にあっては古代陸奥地域への強制移住による人口減少（片や同地域からの移住も認められる）という要素も考慮されるのであるが、該期の堅穴住居の増減が気候変動との関係でも認識されるため、増減に影響を与えるものであったか否かは確認できなかった。また10世紀以降の堅穴住居軒数は減少しているが、これには気候変動との関連が認められ、農民層の逃散による影響等は特に確認できなかった。寧ろ、從来考えられていたような、こうした影響は余り大きくなかったのではないかと考えられるのである。

このように堅穴住居は気候の温暖化に伴って増加し、寒冷化に伴って減少する傾向が窺われるのである。しかし一方で、堅穴住居が該期の一般的な建築物であることを考慮すれば、その増減は即ち人口の増減を現すと考えられるのである。つまり人口は中期的気候変動に比例し

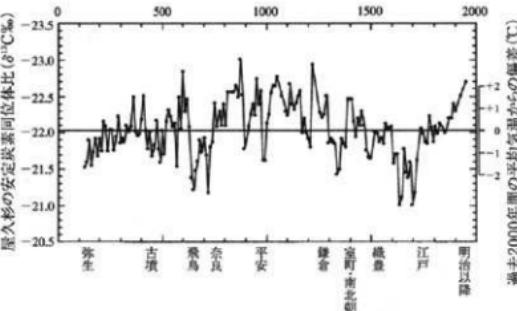


図3 屋久杉の安定炭素同位体分析から明らかにされた歴史時代の気候復原図
(北川浩之「屋久杉に刻まれた歴史時代の気候変動」1995より転載)

て増減する、即ち寒冷期には減少し温暖期には増加していたと考えられるのである。

7 おわりに

以上のように、3世紀後半から11世紀の堅穴住居の増減が気候変動に連動するのではないかという仮説を立て、これを検証するため、群馬県内——尤も地域的には偏ってしまったが——の堅穴住居を集計し、屋久杉の安定炭素同位体から導き出した推定気温の経年変化との比較を行ったのである。この際、後者が群馬県地域に於いても適応可能か否かを県内で鑑定例数の多い花粉分析成果によって検証したが、その結果明確ではなかったものの、関連を窺わせるような結果が得られた。その結果から屋久杉の研究に基づく推定気温の経年変化は群馬県に於いても採用できるものと判断したのである。

そして本來の目的である推定気温と堅穴住居軒数の時期的増減についてであるが、残念ながらその増減ラインは明確にトレースされるものではなかったが、1/2世紀を1単位として集成、比較したこと、及びその増減のラインの近似性から推して、その関連性が認められるのではないかと思慮したのである。そしてその増減は人口の増減に比例するものとも考えたのである。即ち温暖期には堅穴

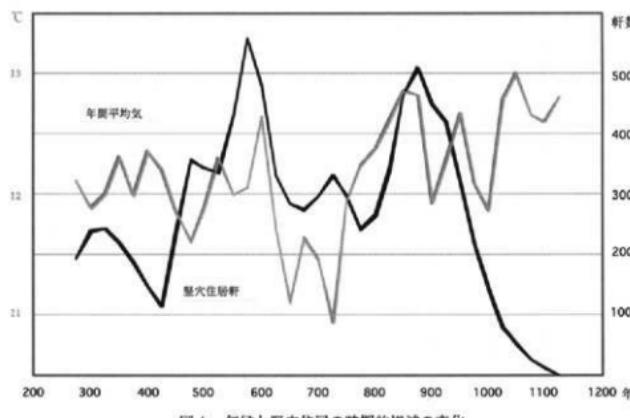


図4 気候と堅穴住居の時期的増減の変化

住居軒数（人口）が増加し、寒冷期に減少したものと思われるものである。一方、人口増減の原因として考えられる別の要素として、例えば奈良時代の陸奥地域への移住や平安時代の農民層の逃散による影響は特には認められなかつたのである。

尚、本稿に於いて取り扱った竪穴住居データは5千軒余りと少なく、地域的な偏りがあったため地域差を含め全県的な増減傾向の地域差を確認することはできなかつた。このため、今後更に多くの住居の集計を行って気候変動との関連性について検討を進めたいと考えている。また人口の増加期にあっては例えば6世紀にあっては土器の種類が多様化するように、温暖期、即ち人口の増加期にあっては文化面なども隆盛し、寒冷期には落込む傾向があるのではないかとも推定しているが、何れ機会があればその増減、即ち人口の増減が社会や文化に与える影響についても検討してみたいと考えている。

最後になるが、花粉分析結果の検討を新たな分析も含めて御協力戴いたONP研究所の大井信夫氏と人口の増減について御教示賜った猪崎修一郎氏に感謝申し上げて稿を閉じたいと思う。

〈本稿は平成15年度文部科学省科学研究助成金（奨励研究B）による成果の一部である〉

註

- (1) 井川達雄「竪穴住居の統計的傾向—上越新幹線開通道路発見の竪穴住居跡の傾向—」『研究紀要—9—』1992
発表時、上越新幹線の発掘区域は集落の一部でしかないためデータに偏りがあると批判するものもあったが、新幹線の用地はある意味

で巨大なトレンチであり、その設定位置に人為的操作が入る余地がないため、下轍は寧ろ客観的であると認識している。

- (2) 前掲書(1)100頁
- (3) 北川浩之「屋久杉に刻まれた歴史時代の気温変化」『満州文明と環境 第6巻 歴史と気候』(吉野正敏・安田喜憲編著) 1995 (朝倉書店)
- (4) (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団「多比良追部野遺跡」1997 858頁
- (5) (奥川は紙数の都合により省略し、所在市町村名と道跡名のみ記す)
前橋市 下増田越渡、中内村前、西善寺司、荒砥宮田、荒砥荒子、荒砥上ノ坊、前橋市・群馬町 元郷社西川・塙田中
太田市 東長岡戸井口
伊勢崎市 波志江山西敷、波志江中宿、大宮下、舞台、三和町工業団地、
高崎市上高崎町北、高崎情報団地
富岡市 南蛇井増光寺、中高森羅音山、下高瀬上之宿、前畠、内出
丁、千足、内近源訪館、内近日景園地、内近上之宿、野上
塙之入、田羅上平
藤岡市 西平井島、浅前C、福荷屋敷、竹沼
群馬町 金古十三町
吉井町 矢田、多胡蛇里、多比良追部野、長根安坪、黒熊果崎、神
保下塙、長根羽田倉
甘楽町 白倉下原、天引向原、天引狐崎
下仁田町 下羅田
妙義町 古立東前、古立中村、八木連置沢、八木連荒畠
松井田町 八城二本杉東、行田梅木、五料平、五料野保、五料福荷
谷戸、横川戸の板、横川原
赤穂村 溝呂木大御堂
子持村 白井古墳群
吉岡町 湯南、大久保大畑新田入口
沼田市 戸神源訪、戸神源訪Ⅲ、大原Ⅱ、村主
吾妻町 小泉宮戸
明和村 薩上中田
⑥ 石井克己・梅沢重昭「黒井峠遺跡」1994 (読売新聞社) 21頁
⑦ 報告書は石守が保管している。

那須国造碑と那須直氏私考

高島英之

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| 1.はじめ | 6. 那須直章提と那須国造一族 |
| 2. 那須直氏 | 7. 日本古代の碑の初源 |
| 3. 那須国造碑 | 8. 古代日中における碑に対する認識の相違 |
| 4. 那須国造碑の内容 | 9. 日本古代の碑の特色 |
| 5. 那須国造碑は墓碑ではない | 10. おわりに |

論文要旨

那須国造碑の碑文は、那須直章提の事績を主に顕彰するだけにとどまらず、生前の章提の地位を、章提の嗣子であろう意斯麻呂が継承したことを述べ、「孝」の概念を核にして国造那須直一族の団結を期することを目的としたものと考えられる。すなはちこの碑は、那須直章提の自身を顕彰する碑であるとともに、那須直氏の地位繼承記念碑であり、碑文の内容は、あくまで故・章提の顕彰と、子孫による父祖・章提への孝行の念の表白を第一義としたもので、墓碑という概念のものではない。

承和15(848)年には、下野国那須郡に隣接する陸奥国の中南端、白河郡大領奈須直氏が「阿倍信陸奥臣」の氏姓を賜っており、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝である下野・陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されており、彼らの地域における政治的かつ軍事的な立場の重要度が伺える。

那須国造碑が述べる那須国造・那須直章提の那須評督就任は、必ずしもその時点における那須建評を意味するとは限らず、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須国造の称号を有していた、地域きっての名族の長であり、地域の伝統的宗教的権威者である那須直章提が、中央政府から、律令制国家における地域支配の長としての政治的な権力と権限をも付与されたことを示す。

那須直氏は、ヤマト王権からみて元来が独立性の強い、地域の大勢力である下毛野君・上毛野君両氏を牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを根柢として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。族長・那須直章提の死去とその嗣子であろう意斯麻呂の那須国造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想の「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念に貫かれた那須国造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史的経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結と言つていいことがある。

キーワード

対象時代 飛鳥・奈良時代
対象地域 東国
研究対象 古代豪族・金石文

1. はじめに

古代氏族に関する研究が日本古代史研究の中で重要なポジションを占めることは、今更言うまでもないことであろう。

ことさらに史料が少ない古代の東国社会を研究する上では、史料上、いさかなりとも記載のある在地氏族の動向を検討することは、在地支配の原理や具体相を解明する上で重要な課題の一つであり、これまで多くの研究が積み重ねられてきている。

ここにとりあげる那須直氏についても、那須国造碑という稀有な金石文との関連から、膨大な研究の蓄積があるが、ここでは従来、あまり注目されてこなかった那須直氏の在地における動向と、東国社会において支配者として果たした役割について検討したい。

2. 那須直氏

那須直章提は、栃木県那須郡湯津上村にある、いわゆる「那須国造碑」にのみ、みえる人物である。『先代旧事本紀』国造本紀には、

那須國造 繼向日代御代、建沼河命尊孫大臣命、定賜國造。

とあり、景行朝に建沼河命の孫・大臣命を国造に任じたとみえるのが那須国造の文献上の初見である（篠川1996ほか）。

那須国造碑の所在地である現・栃木県那須郡湯津上村から小川町の一帯には那須駒形大塚古墳・那須八幡塚古墳・上侍塚古墳・上侍塚北古墳・下侍塚古墳など長さが50m級～100m級の前方後方墳をはじめ、古墳時代前期から中期にかけての大規模な古墳が多く分布しており、いずれも那須国造に関わるものと推定され、この地一帯が早くから那須国造となった地域首領の本拠地であったことを想像させる。

『先代旧事本紀』国造本紀にみえる建沼河命は、「古事記」にみえる阿倍臣らの祖・建沼河別命と同一人物と見られるが、その孫の大臣命の名は国造本紀以外にはみえない。那須国造碑文中にみえる「広氏」という文言を、ヤマト王權による伝説上の東国支配者として名高い豊城入彦命の後裔として系譜にみえる「広来津公」のこととみて、率提を豊城入彦命の後裔氏族であり、地域きっての大豪族であった上毛野君氏・下毛野君氏、後の上毛野朝臣氏・下毛野朝臣氏とも同族であるとみる見解もあるが（斎藤ほか1986ほか）、後述するように、那須直氏は、阿倍臣氏との同族關係で規定されていることからみても、豊城入彦命の後裔氏族とは見なしがたい。

3. 那須国造碑

那須直章提のことが記された唯一の史料である那須国造碑は、現在、栃木県那須郡湯津上村字笠石に所在する

笠石神社の本殿（碑堂）に神体として祀られている。この碑は、江戸時代前期の延宝四年（1676）四月、偶々当地を訪れた僧・円順が里人の風聞を得てその所在を知り、これを馬頭村小口郷梅平の里正・大金重貞に話をしたことから世に知られるようになったという（大金重貞「笠石建立記」「那須記」）。円順の話を聞き取った大金重貞は、早速、現地に赴いて実地調査を行って碑文の解説と考察を試み、これをかねてから執筆中の「那須記」に記した。この後、大金重貞は、これを天和三年（1683）六月に馬頭村を巡回した水戸藩主・徳川光圀の上覧に供したため、那須国造碑はかねてより「大日本史」編纂を志していた光圀の注目するところとなった。光圀は、元禄四～五年（1691～92）に下命して、碑の周囲の土地を買上げて植樹し、碑の保護と顕彰を目的に碑の覆堂として笠石神社を建立し、これが現在に至っている。また、この碑に出てくる那須国造の墳墓を探索するため、儒臣・佐々宗淳を派遣し、湯津上村に現存する上侍塚古墳・下侍塚古墳の発掘調査を行わせたことも著名である（栃木県立なす風土記の丘資料館2004ほか）。

那須国造碑の材質は灰色味を帯びる花崗岩緑岩で、碑所在地近隣の八溝山地から産出される。石質は硬いので耐久性には富むが、加工は困難である。しかしながら割るのは比較的容易で、大きな岩塊を割って、おおまかな形状を作り出し、細部を仕上げて整形していくものと見られている（田熊1987ほか）。

現在は二段の基石の上に碑石が置かれており、直方体状の碑身の上部に平面正方形、尖頂部を切り欠いた欠く四角錐状の笠石が置かれている。笠石を含めた台座から上の高さは約148cm、碑身部の最大幅は48.5cm、最大厚さは41.5cm、笠石は下底部幅51.5cm×厚さ47cm×高さ28cmを計る。碑身と笠石とは元來同一の石材であった可能性が高いと言ふことである。文字は南向きの碑面中央部に一行十九字詰で八行にわたり刻み込まれている。刻字の線幅は0.1～0.3cm、縦の深さは0.03～10mm余り、文字の大きさは方1.8～2.0cmで、全百五十文字が完存している。その各々は、実測値から推察すると、字間・行間ともおおむね3.16cmの方眼網に巧みに割り付けられており、緻密で計画的な製作の様子を伺うことが出来る。一行十九字という書式は、魏晉南北朝以来隋唐に至る墓誌石の書式に影響を受けたものと考えることが出来る（田熊1987、東野2002ほか）。

4. 那須国造碑の内容

なお、那須国造碑の文面は以下の通りである。釈読・訓読は、田熊1987に、大意は、今泉1988および東野2002をそれぞれ参考とした。

（本文）

永昌元年己丑四月飛鳥淨御原大宮那須国造

追大壹那須直章提評督被賜歲次康子年正月
二壬子日辰節參如意斯麻呂等立碑銘億云尔
仰惟頗公廣氏尊胤國家棟梁一世之中重被貳
照一命之期遼見再難碎骨抵難豈前恩是以
曾子之家无有嫡子仲尼之門无有罵者行孝之
子不改其諱銘夏堯心澄神照乾六月童子意香
助坤作徒之大合言喻字故無異長飛无根更固
(訓読)

永昌元年(持統三年 689)己丑四月、飛鳥淨御原大宮の那須因造、追大壹、那須直章提、評督を賜はる。歳は庚子(文武四年 700)に次れる年の正月、二壬子の日、辰の節に参りぬ。故に意斯麻呂等、碑銘を立てて、偲びて尔云う。

仰ぎ惟みるに、頗公は廣氏の尊胤にして、國家の棟梁なり。一世之中、重ねて貳照を被り、一命之期、遂に再難を見る。骨を碎き體を挑げ、あに、前恩に報いん。

是を以て、曾子之家には嫡子有ること無く、仲尼之門には罵者有ること無し。孝を行うの子は、其語を改めず。夏の堯の心を銘じ、神を澄まし乾を照らす。六月童子は、意、香しくして坤を助け、作徒之大なり。言を合わせて字を喩にす。故、異無くして長く飛び、根無くしても更に固まらん、と。

(大意)

周(唐)の年号で言う永昌元年(持統三年・西暦689年)己丑の歳の四月に、飛鳥淨御原朝廷から那須評督(後の大宝・養老令制でいう郡領)に任じられた那須因造の追大壹(後の大宝・養老令制でいう正八位相当の位階)、那須直章提は、庚子(文武四年・西暦700年)年の正月、二壬子の日、辰の節に参った。故に、意斯麻呂等は、碑銘を立てて、故人を偲んで言う。

ふり仰いでみると、亡き公は大族の尊い末裔で、大和國家の棟梁であった。

一代の間に、那須因造に那須評督とを兼ねて任じられ、命が終わつた後、引き継ぎ、また歿つた(跡継ぎの子の意斯麻呂に、再びその地位が引き継がれた)。

故人は骨身を碎くほどに勤み、朝廷からうけた前恩に報いようとしていた。そこで、孔子の高弟で、孝行徳行の人であった曾子の教えを受けた人には驕り高ぶる不孝の人が無く、孔子の門第には、重罪である父母を罵ることをするような不孝の人がいないというように、自分は父への孝行を旨としたい。

伝説上の中国古代・夏の聖天子で、舜の孝行の心をめでて自らの帝位を彼に譲つた堯帝の真情を自らに銘じて、精神を磨こうと思う。中国古代の『孝子伝』中の人物である伯奇(六月童子)のように、孝

心が篤い人々がたくさん集まって碑文を起草し、故人の顕彰碑を作ったのである。

ここに那須直章提公の名声と徳行が永く伝わり、一族の团结がさらに強くなることを願うところである。

早くから指摘されているように、碑文冒頭の「永昌元年」は、唐の高宗皇帝の皇后で、高宗の死後、自ら帝位を踏み、国号を唐から「周」へと改めた中国史上空前絶後の女帝・武則天(則天武后・聖神皇帝)の治世にあたる。

わが国では独自の元号が制定されていない時期にあたり、年次表記の手段として中国元号を用いたものと考えられる。いずれにせよ、古くから指摘されているように、この時期には新羅からの渡来人が多く下毛野国に移配されており(『日本書紀』持統3年(689)4月庚寅条、同4年8月乙卯条)、周(唐)の年号の使用を含め、儒教思想や仏教思想を下敷きとし、中国古典の知識を元に作成されている碑文の内容から見れば、碑文の撰者は、こうした渡来人、あるいは彼らと密接な関係を持つ人々であると見て、まず、間違いないところであろう(斎藤はか 1986、新川1992、鈴川1996、鎌田2001、東野2002ほか)。

5. 那須因造碑は墓碑ではない

那須因造碑の碑文は、從来より指摘されているように「孝」の心を主題として作成されている(東野2002ほか)。

碑文は那須直章提の事績を単に顕彰するだけにとどまらず、生前の章提の地位を、たぶん章提の嗣子であろう意斯麻呂が繼承したことを述べ、「孝」の概念を核として国造那須直一族の团结を期することを目的としたと考えられる。その意味でこの碑は、那須直章提の顕彰碑であるとともに、まず那須直氏の地位繼承記念碑と言うことが出来る。

從来は、那須直章提の没年=文武4年・西暦700年に近い頃、那須直章提の墓碑として建立されたとする見解が一般的であった。確かに、碑の建立年代については、章提の事績の顕彰と子(であろう)・意斯麻呂の那須因造・評督(郡領)位繼承という碑文の内容から見て、章提の没年(西暦700年)にそう遠くない時期であろう。しかしながら碑文の内容が、あくまで故・章提の顕彰と、子孫による父祖・章提への孝行の念の表白を第一義としているところから見るならば、その可能性が昔無とは言い切れなくはないものの、墓碑と規定するのは適当ではなかろう。

碑文は全編「孝」の概念で貫かれている。「孝」は、儒教の根幹をなす概念であり、それが特に重要な意味を持つようになったのは、律令国家が形成されてからである。言うまでもなく、律令国家の根本理念は儒教であったから、日本令でも孝子の顕彰規定(例えば賦役令孝子順孫



図1 那須国造碑位置図

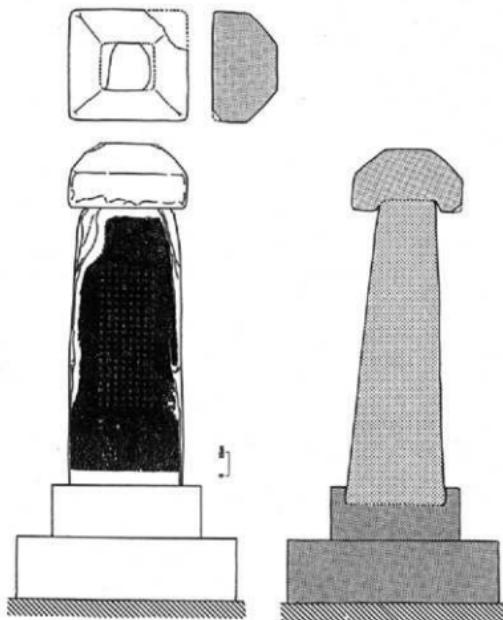


図2 那須国造碑実測・拓本合成図（田熊清彦氏作成の実測図に拓本を合成、国立歴史民俗博物館「古代の碑」1997より）

条など）など、孝行が奨励されている。このような事情が、孝の概念や孝子の事績を一段と普及させる原動力となつた。この那須国造碑の建立が那須直章提の死後まもなくのことであるとすれば、大宝令の施行直前の段階で、すでに東国在地豪族層の間に孝の思想の概念が持ち込まれていたことを示すものということになる。

また、東野治之氏が指摘しておられるように、「孝」は「忠」と一体の概念であり、文中に堺の故事を下敷きにした表現がとられていることから見ても、一方で、朝廷への忠義の念を示す意義を備えていたことも注目しておく必要があろう（東野2002）。

6. 那須直章提と那須國造一族

先にも述べたように、「先代旧事本紀」国造本紀によれば、景行朝に、阿倍臣らの祖である建沼河命の孫の大臣命を任じたとするのが那須國造の文献上の初見にある（鎌川2001ほか）。

『続日本後紀』承和15年（848）5月辛未条には、
陸奥国白河郡大領外七位上奈須直赤竜、（中略）
賜姓阿倍陸奥臣。

とあり、下野国那須郡に隣接する陸奥国の最南端、白河郡大領の奈（那）須直赤竜が阿倍陸奥臣の氏姓を賜っているところから見ても、この氏姓伝承は、たとえ擬制的なものであったとしても、古くから同氏のなかで継承されてきたものと考えられる。

このことからも那須国造碑にみえる那須直氏は、渡来系など地域における新興勢力等ではなく、那須地方における伝統的首長の一族であったと見なしてよいのではないかだろうか。

那珂川中流域の現・栃木県湯津上村から小川町にかけての一帯には、4～5世紀にかけての古墳時代～中期には、地域屈指の大規模な前方後方墳が継続して築かれ、当該期にかけて地域を支配した勢力の中心地域であったことを類推させる。その後、この地域には6世紀後半頃までは大型の古墳は築かれないと、6世紀後半から7世紀初頭にかけて、大規模な横穴式石室を持つ前方後円墳や円墳が次々と築かれている。また、7世紀初頭以降は大型の古墳は築かれなくなるが、それに代って小型の円墳や横穴墓が築造されるようになってくる。当然のことではあるが、古墳の動向と国造制という政治体制の変遷とを安易に結びつけることはできず、むろん慎重な検討をするが、那須國造一族の墳墓としてこれらの古墳が形成された可能性も考えられ、地域における伝統的首長としての那須直氏の存在を裏付ける傍証と言えよう。

また、先に引用した『続日本後紀』承和15年（848）5月辛未条にみえる陸奥国白河郡大領那須直氏の存在は、律令国家の対蝦夷政策における政治上・軍事上の要衝で

ある下野陸奥国境にまたがって、在地支配の根幹として那須直氏一族が配されていることを示しており（当時の那須郡領が那須直氏ではない可能性はあるとしても、那須郡が那須直氏の本貫であり本拠地であることには相違ないだろう）、那須直一族の、地域における政治的かつ軍事的な立場の重要度を伺わせるに充分である。

この点は、また、近年の発掘調査の進展によって明らかになってきた、那須郡家と白河郡家の大規模な構造からも、両郡の重要性が思い知らされるのであり（栃木県教育委員会1994～2001、福島県教育委員会1985・1989）、その両郡を支配したのが那須直一族であったということは、那須直氏の政治的立場を考える上で非常に象徴的である。

從来より「那須國造」の存在によって、那須の地域は「下毛野国」とは分離独立した一地方として見られることが多くあった（斎藤はか1986ほか）。確かに、那須地城は、令制・下野国の領域で言えばその最北端部に位置しており、下野国中心の平野部からは距離を置いた地勢にあることや、上述したように4世紀頃から卓越した地域首長勢力の存在が想定できる点から見ても妥当な見解と言える。

しかしながら那須国造碑が述べる那須國造・那須直章提の那須評督就任が、すなわち「那須國」から「那須評」への「降格」を示すものとは言い難い。那須国造碑が述べる章提の評督就任は、必ずしも那須評の建評を意味するわけではなく、那須評はそれ以前にすでに成立しており、当時、那須國造の「称号」を有していた地域きっての名族の長である那須直章提が、律令制国家における地域支配の長としての地位を公認されたことを示すに過ぎないところであろう。言うなれば地域の伝統的かつ宗教的な意味における権威を有する者が、中央政府から政治的な権力と権限をも付与されたということを示しているわけである。

また、これまで、那須地城は板東諸国の中北端部であり、辺境として評制施行の遅れが指摘してきたところであるが、鎌田元一氏が正しく指摘されたように（鎌田2001）、那須地城は那珂川を通じてむしろ常陸地方と密接に結びついており、その常陸国では孝德朝に国造国の分割・再編が行われ、遅くとも白雉四（653）年には全面的な建評が行われており、那須地城における建評がひとり遅れていたとは考えにくい。

また、那須氏が、直姓であることも重視すべきであろう。

井上光貞氏が早くから指摘しておられる通り（井上1951）、直姓の国造は、畿内周辺、吉備・出雲などの大勢力を除く中国地方から四国地方など、早くから大和王権の勢力の及んでいた地域に多く存在し、特に東国では名代・子代などの伴造的性格をもった直姓国造が多い。例えばこ

の毛野の地域においては、武藏国造の乱に際して大和王権と対抗したとの伝承を有する上毛野君氏、あるいはその同族とされる下毛野きっての大豪族である下毛野君氏など、從来から指摘されているように、全国的に見ても、「君」姓氏族の多くがヤマト王権に対する相対的独立性を有していたことは対照的に、「直」姓氏族は、より強くヤマト王権への服属を強いられた存在であったと言われている。

7. 日本古代の碑の初源

ここで、若干、視点を替えて、那須直幸堤がその名を残す那須国造碑との関連で、わが国古代の碑について、以下数節にわたって簡単に整理しておきたい。

中国・朝鮮半島から日本列島に「碑の文化」が伝えられたのが、実際いつであったのかは今のところ定かではなく、「日本書紀」には、雄略朝に小字都櫛輕墓に碑文を記した柱を建てたとする説話をのせるが、到底、その時代の事実とは考えにくい。またこれも後世の『新日本紀』に引く『伊予國風土記』逸文にみえる「伊予道後温泉碑」は、記録にある通りだとすると596年の紀年を有することになるが、これについても現存しない上に上記文献に引かれる碑文中の用語に、当時の用語としては不自然なものもあるため、後世の潤色との見方が複雑い。

このようにしてみると、わが国で確実に碑が建てられた始めたのは、現存する碑の中で最古の年紀である大化2年(646)銘を有する宇治橋碑から見ても、また木簡をはじめとする出土文字資料やほかの金石文の用例から見ても、文書主義を事務処理の基盤とする国家の統治システムの成立によって、わが国の政治・文化の中枢部において文字が本格的に使用されるようになってきた、ほぼ7世紀半ば頃からと見て良いだろう。

7世紀中葉以降、11世紀に至るまで、わが国古代の碑で現存するものは18例である。このうち、養老5年(721)の年紀を有するとされる元明天皇陵碑は、現状では陵墓内にあるため公開されておらず、また宮内庁書院部陵墓課による近年の調査によても、碑石自体は現存しているものの、碑面の風化が著しく、現状では全く判読できないということであり、わずかに『東大寺要録』巻8雜事章の裏書や、藤貞幹『好古日録』、松平定信『集古十種』などの文献によって碑文がうかがい知れる程度であるから、本来は、記録には見えるが失われた碑の部類に分類しておいた方が良いものである。

また、滋賀県大津市に現存する養老元年(717)銘の超明寺碑は、近年の東野治之氏による精力的な調査によって史料的価値が定まりつつあるが、東野氏自身もまだ若干疑問の余地を残しておられる点もないではない。

このようにしてみると、古代の中国・朝鮮半島諸国においてはさかんな碑の文化が花開いたのに対して、わが

国の古代の碑は、記録には残るが実物が失われてしまつたものを含めてわずかに30例弱しか存在しておらず、いかにわが国が「碑の文化」を受容・咀嚼できていなかつたかという点が明らかであろう。

8. 古代日中における碑に対する認識の相違

ここで注目されるのが、東野治之氏が指摘された日唐喪葬令及び職制律第44条の相違の問題である（東野・平川1999）。以下、東野氏の指摘に導かれて簡単に紹介してみよう。

まず喪葬令では、唐令では、貴族たちが墓に石碑を建てるることを許す条文の冒頭において虚偽の修辞をしてはならない旨をはっきりと規定し、さらに善政を施した官人を顕彰する碑を建てる場合には、中央政府へ申請して審査と承認を得てはじめて行われるべきことが定められているが、日本令ではこの部分が全く条文にはいっていない。

また、唐職制律第44条では、管理監督職にある官人が虚偽で自分を美化・顕彰する碑を建てたり建てさせたり、あるいは虚偽の善行を人に言いふらさせたりした場合における罰則を規定したものであるが、日本律においては、建碑に関わる罰則自体が規定されていない。

わが国で律令を作成する際には、当然のことながら手本としたのは唐の律令であり、両者の条文を比較してみると、日本律令の条文の中には、ほとんど唐の律令を引き写したものが多数見られるのであるが、それにもかかわらず、このように碑に関わる条項については日本律令では省略されているのである。この点から見ても、いかにわが国の古代においては、碑を建てるという行為が少なく、法令で規制をする必要がなかったということを示していると言える。わが国における古代の碑の実例や、碑が建てられたとする記録が中国・朝鮮半島諸国のそれと比べて非常に少ないととも対応している。

『続日本紀』天平勝宝元年(749)4月甲午条には、天皇が諸氏族に対して、歴代の優れた臣の墓で埋もれているものについて新たに標識を置いて整備し、顕彰するよう命じたことが見える。当時、墓碑の建立が唐並に一般的なことであったとすれば、却って問題とはならないはずである。この史料からも、わが国では墓碑の建立が全く一般的な事象ではなかったことが判明する。

9. 日本古代の碑の特色

わが国古代の碑の形状はもちろん、内容や建立目的は非常に多種多様であり、全体数が少ないと相俟って、類型化することが難しい。文章を記した長方形状の碑身を主体とし、その上部に碑首、下部に趺を備える中国の石碑に典型的なスタイルのものは現状では全く存在していない。唐代の碑は、碑首の部分に竜やみづちを象った

龜首、趺は亀型をした龟趺で造られる例が非常に多いが、わが国古代の碑で現存するものにはこのような例は全く無い。

ただ、この点もすでに東野治之氏が指摘されているところであるが（東野・平川1999）、积義空碑は、唐僧義空の来日（承和14年(847)）に尽力した入唐僧惠夢が唐に逃れて造らせ、わが国に舶載させたものである。言うなれば、当時わが国で唯一の唐製の碑であり、下って南北朝時代に京都の教王護国寺に実在していたこの碑の断片を実見した揮僧・虎闘師練によれば碑首の断片には額の左右に竜の彫刻が施されていたということであるから（元享草書巻6）。唐代に最も一般的であった、龜首を備えたスタイルの碑であったことが判明する。おそらくはわが国の古代において、唯一、龜首を備えた唐風の碑であったと考えられる。わが国古代の碑には、唐で読みられた事例にのみ、唐風のものが見られると言うことで、当時、他の文物に関しては盛んに唐風のものが受容されたのに対して、殊更碑に関して言えば、奇異とも言えるほどに唐風が受け入れられていない点は文化史的にも特筆すべきであろう。

那須国造碑や、多胡碑のように、無装饰の笠石を有するスタイルの碑は、新羅の碑のスタイルに見られるものであり、新羅の影響が考えられる。5世紀後半に建立された新羅・真興王巡狩碑のうちの磨雲嶺碑や北漢山碑などとの形態の類似が早くから指摘されている。中国にも笠石を有する蓋首碑は存在するが、木造建築の斗栱や屋根を似せた多数の装饰が施されたものあり、新羅・真興王巡狩磨雲嶺碑・真興王巡狩北漢山碑やわが国の那須国造碑、多胡碑にみられるような無装饰の笠石を戴せる例は存在していない。現状では笠石状のものは失われているが、宇治橋碑・元明天皇陵碑・阿波国造碑・浄水寺南大門碑・浄水寺領碑・浄水寺如法經石などについても、現状では失われているものの笠石が存在していたものと考えられている。

また、一方で、山ノ上碑・超明寺碑・金井沢碑・薬師寺仏足石碑・多賀城碑などに見られるような、自然石を用い、文字が刻まれる面だけを加工した碑も、例えば561年の新羅真興王巡狩昌寧碑・591年の新羅南山新城碑、789年の永川青提碑など、新羅の碑に多く見られるスタイルであり、中国には数え切れないほどの碑が存在しているにもかかわらず、このような自然石を使用した碑は全く存在していない。

こうしてみると、一見、多種多様に見えるわが国古代の碑の形態の中で、新羅の碑の強い影響を看取することができるのである。

また、碑が建立された目的から見ても、中国や朝鮮半島諸国における古代の碑に多く見られるような君主や皇族の行幸啓を記念した碑はわが国には確実な例が無く、

また彼の地において最も広く行われた墓碑の類に相当するものはわずかに2例に過ぎず、政治的・文化的な業績を顕彰する碑にしても非常に少ない。いわば、特定の目的のために盛んに碑が建立されると言うことはわが国の古代においては無かったと言ってよく、突発的に様々な目的や条件が折り合った際に建立された碑がたまたま現存していると見るのが真相に近いように感じる。

また、信仰関係では、寺院の堂宇内に掲出された、縁起簡板とも呼ばれるような大型の木製の板に文字が記されたものが存在していたことも特色としてあげられよう。これらの実例は、一切現存していないので実態には不明な点が少なくないが、わが国古代では、不特定多数の人々に何らかのメッセージを文章で示したものが広く「碑」と称されていた可能性が高い。そうなると、石川県津幡町の加賀遺跡から出土した加賀国加賀郡勝示札や、賦役令調物条や太政官符に見える榜示木簡などとの関連も想定されなければならない。

さらに注目されるのが和銅3年(710)の伊福吉部德足比売墓誌銘文の中の文言である。その中で、金属製の骨蔵器に記録することを「碑に録す」と表現しており、これによって当時の人の意識の上では、金属製骨蔵器に文字を刻むことも「碑」に文草を記録することと同義にとらえられていることが判明する。上述した木製の「碑」とともに、石碑以外のものが「碑」と称されるところに、中国・朝鮮半島諸国のように石碑を建立する習慣が古来より広く行われなかった、「碑の文化」を充分に受容できなかったわが国の中の特色が現れているように思われる。

古代中国・朝鮮半島諸国に比して、何故に古代のわが国においてはかくも碑の文化が定着しなかったのであろうか。

この点をまず日唐の石材加工技術の格差に求める見解がある。確かに、积義空碑のように、唐の地において読み、体積重量とともに運搬が困難な物体であるにもかかわらずわざわざ海路を経てわが国にまで将来した碑が存在していたことから見ても、一見、成り立ちそうな仮説ではある。しかしながらわが国では遙かに古墳時代以来、古墳の石室の石材の切り出し・加工・構築に見られるような精緻な石材加工構築技術は存在していたわけであり、次第に古墳が造営されなくなってくる7世紀以降においても、宮殿・寺院の建築における主要堂宇の基壇や鶴尾・相輪などに石材加工技術は発揮されており、必ずしもわが国の中の古代において石材加工の技術が極端に未熟であったとは考えにくい。

わが国において、かくも碑の建立が一般的にならなかつた最大の理由は、やはり識字率の問題であろう。

碑によって不特定多数の人々、とくに民衆にメッセージを伝えるには、当然、彼らの間にそれを読むことがで

きるという前提があつてはじめて、目的が達成されるわけであるが、近年の全国各地の遺跡から出土している膨大な量の多種多様な古代の出土文字資料の状況からも、古代の民衆レベルにおける本来的な意味における文字文化の浸透度は決して高くはなかったということが明らかになっている。わが国の古代社会における文字文化の成熟度の低さによって、碑を建て、君主や為政者の徳や政治的行政的な業績を文章に録し、後世に伝えるという方法は、中国や朝鮮半島諸国のように必ずしも有効でなかったのであろう。だからこそ、わが国では碑の文化は受容されなかつたのだろうし、展開のしようもなかつたのではあるまい。

この点は、榜示による官司の命令・意志の民衆への伝達の際に、出土した榜示札の実物にも、また榜示を指示した法令文中にも、衆衆への口頭による読み聞かせを命じる文言が存在していることからも伺えることである。即ち、碑のように文章で記録したものを建てるだけでは、その内容を広く民衆に伝えることができなかつたという古代日本における文字社会の本質が反映されているのであろう。この点は、文字社会の中核であるはずの律令中央政府の政務処理の場においても、律令法の原則によって唐に倣つた徹底的な文書主義を基盤とする統治システムが形成・運用されていたにもかかわらず、文書行政全般にわたつて口頭による伝達が併用され続けたことからも充分推測できることである。

このようなわが国における碑の文化的な低調さは、その後、平安時代以降も急速には変化していないようである。確かに中世には、関東地方において仏教信仰に関わる板碑が盛んに建立されるようになり、遺品も少なくないが、それにもしても局地的なものであり、普遍化はしていない。

10. おわりに

那須直氏は、元来がヤマト王権に直結し、王権からみて独立性の強い地域の大勢力である下毛野君氏と上毛野君氏を、いわば牽制することを期待されながら、地域においては王権との密接な結びつきを模擬として、地域支配に臨んだ氏族と位置付けることが出来る。

族長・那須直幸の死去とその嗣子であろう意斯麻呂の那須國造位・評督職継承を契機として、8世紀初頭の、律令国家成立の段階でいち早く、律令制を支える根本理念の一つである儒教思想・特にその基本理念である「孝」行と、それと表裏一体であるところの「忠」の理念を強く全面に押し出した那須國造碑が建碑されるのも、そうした那須直氏の歴史的経緯から見れば、有る意味で必然的な帰結であったとも言えるのではないだろうか。

参考文献

- 井上光貞 1951 「国造制の成立」(『史学雑誌』60-11、のち同氏著「大化改新」弘文堂書房1970に再録)。
 尾崎喜左雄 1976 「上野三碑」中央公論美術出版
 泰良国立文化財研究所飛鳥資料館編 1979 「日本古代の墓誌」同朋會
 尾崎喜左雄 1980 「上野三碑の研究」尾崎先生著作刊行会
 斎藤忠 1988 「那須國造碑」(群馬県史編纂委員会編著木原史通史編2)
 上田正昭ほか編 1982 「古代東国の大鏡に挑む」あさを社
 斎藤忠 1983 「古代朝鮮・日本金石文資料集成」吉川弘文館
 田嶋信之 1983 「上毛多胡郡碑」中国・日本史学文学研究会
 福山敏男 1983 「福山敏男著作集6 中國建臺と金石文の研究」中央公論美術出版
 東野治之 1983 「日本古代木簡の研究」鳴香房
 斎藤忠・大和久震平 1986 「那須國造碑・侍塚古墳の研究」吉川弘文館
 福島県教育委員会 1985 「間和久遺跡」
 田嶋信之・田嶋清彦 1987 「那須國造碑」中国・日本史学文学研究会
 今泉龍雄 1988 「銘文と碑文」(岸後男編「日本の古代14ことばと文字」中央公論社)。
 上代文獻を読む会編 1989 「古京造文注釈」桜楓社
 安倍辰之・平川南編 1989 「多賀城碑—その謡を解く」雄山閣
 福島県教育委員会 1989 「間和久上町遺跡」
 板本太郎・平野邦雄監修 1990 「日本古代氏族人名辞典」吉川弘文館
 田嶋信之 1992 「古碑略説」(武藏野大学大字紀要)27
 新川豊男 1992 「那須國造碑」と仏教」(『日本歴史』532)。
 群馬県立歴史博物館 1994 「日本三古碑は語る」。
 楠木建業教育委員会 1994-2001 「那須官道開通遺跡」1~7
 佐伯治秀 1995 「古代東アジア金石文論」吉川弘文館
 鶴川賢 1996 「日本古代国造制の研究」吉川弘文館
 国立民族学博物館編 1997 「古代の碑」
 あたらしい古代史の会編 1999 「東国石文の古代史」吉川弘文館
 東野治之・平川南 1999 「よみがえる古代の碑」(財)歴史民俗博物館振興会
 高島義之 2000 「古代出土文字資料の研究」東京堂出版
 齐沢和之 2001 「地域象徴としての古代石碑」(『歴史評論』609歴史学会協議会)
 東北歴史博物館編 2001 「ふるきいしづみ 多賀城碑と日本古代の碑」
 畑田元一 2001 「律令公卿制の研究」筑摩書房。
 佐藤義之 2002 「出土史料の古代史」東京大学出版社
 石川県埋蔵文化財センター編 2002 「見!古代のお触れ書き—石川県加茂遺跡出土加茂都傍示札」大修館書店
 同上「歴史民俗博物館編 2002 「古代日本文字のある風景—金印から正倉院文書まで」朝日新聞社
 東野治之 2002 「那須國造碑と律令制—孝子説話の受容に関する一考察」(『池田温編「日中律令制の諸相』)東方書店、のち同氏著「日本古代金石文の研究」岩波書店2004に収録)。
 桑原立なす風土記の丘資料館 2004 「水戸光圀公の考古学—日本の考古学那須が始まる」
 東野治之 2004 「日本古代金石文の研究」岩波書店
 松原弘宣 2004 「国造と碑」(平川南編「文字と古代日本1支配と文字」吉川弘文館)
 駒道令子 2004 「建郡と碑」(平川南編「文字と古代日本1支配と文字」吉川弘文館)
 東野治之・佐藤信雄 2005 「古代多胡碑と東アジア」山川出版社
 東野治之 2005 「日本古代史料学」岩波書店
 森田博・田村光 2005 「那須國造碑の研究」(群馬大学教育学部紀要人文・社会科学編)

小稿は、平成16年度財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団員自主研究助成金による成果の一部である。

古代上野国群馬郡有馬郷の鉄生産

笠澤泰史

- | | |
|-----------------|------------|
| 1.はじめ | 4.国府周辺の鉄生産 |
| 2.有馬郷地域の鉄生産関連遺跡 | 5.まとめ |
| 3.有馬郷地域の鉄生産 | |

—論文要旨—

上野国群馬郡有馬郷に比定される群馬県渋川市周辺地域には、金井製鉄遺跡・有馬条里遺跡・中筋遺跡・諏訪ノ木VI遺跡などをはじめとする鉄生産関連の遺跡が多くある。

筆者は2003年から4年間、石原東遺跡D区・諏訪ノ木・遺跡・諏訪ノ木VI遺跡などの有馬郷周辺地域の鉄生産に関連した遺跡を調査・整理し、この地域の鉄生産遺跡を分析する機会に恵まれた。有馬郷で検出されている中筋遺跡の連房式鍛冶工房、金井製鉄遺跡の半地下式豊型炉・地下式窯窓の炭窯は、東国における律令制下の典型的な鉄生産関連遺構で、それらがまとまって検出されているのは、群馬県内においては今までのところ有馬郷地域だけである。律令制下の東国における鉄生産は、技術の面では律令国家が先導的な役割を果たしていたと考えられており、上野国の中でも限られた地域で行われていたと推測できる。

本稿は、先学らの研究に、その後の発掘調査事例や研究成果を加えて再検討し、律令制下において、有馬郷地域が上野国や群馬郡の中でも有力な鉄生産地域の一つであることを指摘するものである。

キーワード

対象時代 奈良・平安時代

対象地域 群馬県

研究対象 鉄生産、上野国群馬郡有馬郷

1. はじめに

『和名類聚抄』には、上野国の郡郷名として14郡102郷が記載されている。群馬郡には、長野・井出・小野・八木・上郊・畦切・島名・群馬・桃井・有馬・利刈・駿家・白衣の13郷が設置されており、有馬の地名から、現在の群馬県渋川市有馬周辺が、古代上野郡群馬郡有馬郷に比定されている。渋川市有馬には、有馬廢寺跡と呼ばれる遺跡があり、以前から古瓦である布瓦の出土土地として知られていた。昭和61年の調査では寺院跡として認められる遺構は確認できなかつたが、多くの国分寺系瓦が出土し、官衙かその影響が強い寺院跡であった可能性があることが判明した。有馬廢寺の北には条里制の区画を踏襲する「有馬たんぽ」や「行幸田たんぽ」と呼ばれる水田区画があり、この地域が古代有馬郷の中心地区であったと推定されている。有馬条里は現在までに判っている上野国の中では、最も北に位置し、河道を曲げ、扇状地状の急斜面に規格の整った条里を施工するなど高い土木技術で水田区画が行われていることが指摘されている【大江1988、岡田1991、小林1996】。また、「延喜式」には、上野国のお牧として、利刈牧・有馬島牧・沼尾牧・押志牧・久野牧・市代牧・大藪牧・塙山牧・塙屋牧の9牧が挙げられており、その内「利刈牧」「有馬島牧」は群馬郡内の利刈郷・有馬郷の名と一致し、有

馬島牧は、有馬郷周辺に存在したと推定されている〔尾崎1974、唐沢1990、前沢1991〕。

この地域は、1970年代から80年代といった鉄生産関連遺跡としては比較的古くから金井製鉄遺跡（群馬県指定遺跡）や有馬条里遺跡などの遺跡が調査されており、8世紀中頃から11世紀にかけて鉄生産が行われていたことで注目されてきた。これらは、井上唯雄1991「製鉄業」『群馬県史』通史編2原始古代編2、大塚昌彦1993「古代の産業と技術」『渋川市誌』通史編などに詳しく述べられている。この中で井上は、群馬県内で初めて鉄生産関連遺構を製鍊（製鉄）、精錬・鍛冶、鍛錬・鍛冶といった工程【大澤1983b（註1）】に着目して分類し、県内における製鍊炉として13例（註2）、精錬炉の可能性がある遺構として7例（註3）、鍛錬・鍛冶炉として県内に100例以上があることを示している。井上のこうした業績は高く評価され、現在の群馬県内の製鉄研究の基礎となっている。また、大塚は、渋川市域を中心とした鉄生産関連遺跡を示し、律令制下で金井製鉄遺跡のような山沿いで行われた鉄生産が、平安期になると平地の集落内にも見られるといった注目すべき指摘を行っている。

優れた両者の研究であるが、十年以上を経た現在、有馬郷周辺では中筋遺跡や諏訪ノ木VI遺跡を代表とするこの地域の古代鉄生産を性格づける重要な遺跡が検出され、

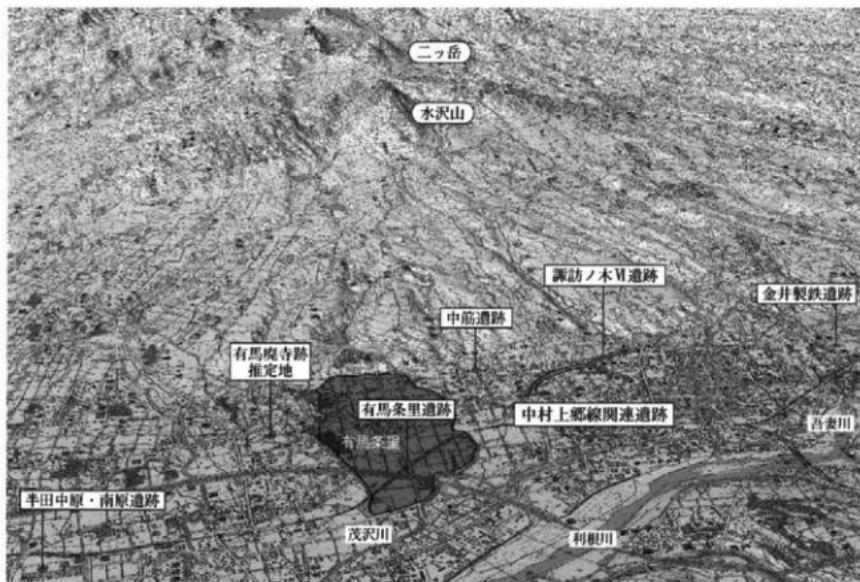


図1 古代上野国駿馬郡有馬郷周辺の鉄闕連遺跡 烏瞰図

新たな視点が生じてきている。筆者は、石原東遺跡D区、諏訪ノ木V遺跡、諏訪ノ木VI遺跡、高源地東I遺跡といった有馬郷北部の鉄生産に関連する遺跡を調査・整理し、この地域の古代鉄生産を検討する機会に恵まれた。本稿では、井上や大塚らの研究を、その後の発掘調査事例や研究成果をもとに再検討し、律令制下においては有馬郷の中でも北部の地域が鉄生産の中心地であったことを指摘し、さらに上野国や群馬郡においても有力な鉄生産地域の一つであった可能性があることを述べていきたい。

2. 有馬郷地域の鉄生産関連遺跡

ここでは有馬郷で行われていた鉄生産体制を明らかにするために、これまでに検出された遺構を集成し、概ね奈良時代の遺構を1期、平安時代前葉の遺構を2期、平安時代中葉の遺構を3期に区分して分析する。

なお、後述するとおり、7世紀末の中筋遺跡の連房式鍛冶工房は1期に区分される可能性もあるが、1期に区分した8世紀中頃の金井製鉄遺跡の半地下式豊形炉との間には約半世紀の隔たりがあることから、直接的な結びつきを論じることができないため、あえて0期を設定して区分した。

集成は1表で示すこととし、以下で主要な遺跡を概観する。

(1) 0期

0期の遺構には、中筋遺跡の連房式鍛冶工房1棟、諏訪ノ木VI遺跡の鍛冶工房の可能性が高い（註4）2区14号住居跡がある。

中筋遺跡一連房式鍛冶工房

中筋遺跡は、有馬廃寺跡から北1.5kmに位置する。検出された連房式鍛冶工房は5.7~5.8×14.0mの平面長方形の堅穴状遺構である。確認面から床面までの深さは、13~20cm、南北方向に2列9基の鍛冶炉が検出され、中央には柱穴列が並ぶ。出土遺物は橢形鍛冶溝、鍛造片、鉄製品、羽口、土師器などである。遺構内から出土している土師器などとの土器類は概ね7世紀末に比定される。中筋遺跡の連房式鍛冶工房は、8世紀中頃に比定される金井製鉄遺跡とならんで扱われることもある【浜川市市誌編さん委員会1994】が、出土遺物だけを見ればやや矛盾がある。7世紀代の中筋遺跡の連房式鍛冶工房は、全国的に見ても少なく、日本最古級の一つとされる茨城県鹿島市の春内遺跡などにならぶ（註5）。

参考までに茨城県春内遺跡の概要を以下に記す。春内遺跡は古代常陸国香島郡に位置する。香島郡衙は「常陸風土記」により、新旧二つの郡衙が推定され、春内遺跡は新郡衙跡とされる神野向遺跡から数百mに位置する。検出された連房式鍛冶工房は、5.5×29.4mの平面長方形の堅穴状遺構1棟である。確認面から床面までの深さ

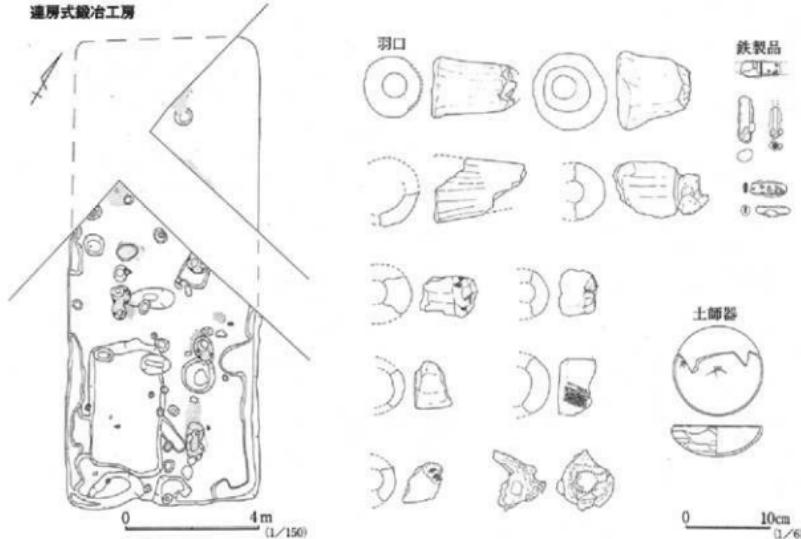


図2 0期 中筋遺跡 連房式鍛冶工房と出土遺物

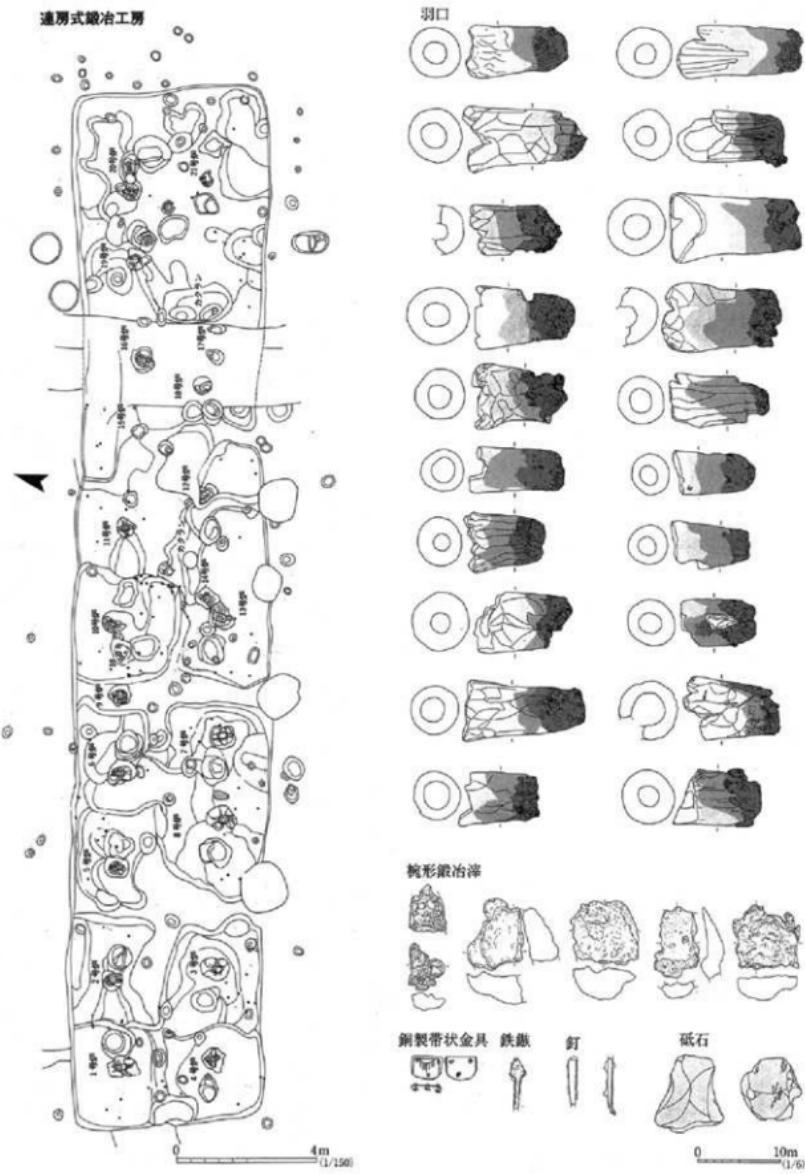


図3 参考資料 茨城県鹿島市 春内遺跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物

は9~40cmである。東西方向に2列、22基の炉が検出され、中央には柱穴列が並ぶ。遺構規模は、中筋遺跡の長軸長をほぼ2倍にした規模で、短軸長はほぼ同じである。鍛冶炉の間隔や配列などは、中筋遺跡と共通する部分も見られる。出土遺物は多量の椀形鍛治津、粒状津、鍛造剥片、鉄床石、砥石、羽口、土師器坏、銅製帶先金具、鉄歎、鉄釘などである。遺構は、出土遺物から7世紀後半に位置づけられている。春内遺跡では、国司による公的管理の下、香島旧郡都と鹿島神宮の造営の際使用する大量の鉄製品の製作が求められ、専門工人により鉄生産が行われていたと推測されている〔風間1995〕。

諏訪ノ木VI遺跡—鍛冶工房—

諏訪ノ木VI遺跡は、中筋遺跡北500mに位置する。諏訪ノ木VI遺跡2区14号住居は、より新しい時期の8号住居と大部分が重複するため、鍛冶工房施設の有無を問題にすることは難しいが、椀形鍛治津、鍛治津、砥石、鍛造剥片、錫など多くの鍛冶に関連した遺物が出土している。遺構内から出土している土器類は概ね7世紀後半に比定される。

(2) 1期〈奈良時代〉

1期の遺構には、金井製鉄遺跡の半地下式豊形炉（註6）1基、地下式窯窓の木炭窯8基、諏訪ノ木VI遺跡の1区谷部排溝場、木炭焼成坑1基、半田中原・南原遺跡の鍛冶工房2軒（32、33号住居跡）、炭窯、薬師丁遺跡の木炭焼成坑などがあり、概ね8世紀前半から後半に比定される。以下にこの期の代表遺跡を示す。

金井製鉄遺跡—半地下式豊形炉と地下式窯窓の炭窯—

金井製鉄遺跡は、有馬郷の北部、吾妻川右岸の河岸段丘面上に位置する。

金井製鉄遺跡では、昭和48年の渋川市教育委員会の発掘調査により半地下式豊形炉1基、地下式窯窓の炭窯8基が検出された。半地下式豊形炉は長軸90cm・短軸55cmで、炉壁55cmが残存する製錬炉である。時期は当初9世紀末頃とされていたが、出土遺物の検討から、現在では8世紀中頃まで遡ると考えられており、今のところ県内で検出されている半地下式豊形炉の中で、最古のもの一つである。出土遺物には多量の炉壁や製錬津、砂鉄など製錬系の遺物に加えて、羽口、椀形鍛治津などの鍛冶系の遺物がある。

金井製鉄遺跡は、半地下式豊形炉の検出から、製錬工程が注目されている〔井上1991、大塚1993〕が、鍛冶工程の羽口や椀形鍛治津も出土していることから、製錬工程を中心に鍛冶工程までが行われていたと考えることができる。

また、金井製鉄遺跡北西に隣接する金井前原II遺跡でも、時期不明ではあるが半地下式豊形炉1基とともに、大量の製錬津、炉壁が出土している〔荒木1997〕。これら調査されている遺跡以外でも金井製鉄遺跡の周辺では

多量の鉄滓が地表採取でき（註7）、大規模な鉄生産の可能性が高い。

諏訪ノ木VI遺跡—精鍊鍛冶工程主体の排溝場—

諏訪ノ木VI遺跡は金井製鉄遺跡南2km、中筋遺跡北500mに位置する。谷部排溝場は、1区南端の幅20~30m・深さ4m程の埋没谷の左岸から底部に広がる。谷部排溝場からは椀形鍛治津、羽口を中心とする3,723点（319.4kg）の鐵闇連遺物が出土した。谷部の斜面上では、2基の鍛冶炉を検出したが、遺物量に見合う規模ではない。谷部排溝場は、伴出した土器から、概ね8世紀中頃を中心に、8世紀中頃から9世紀後半までの間に形成されたと推定できる。

鐵闇連遺物の内訳は、椀形鍛治津2,188点（252.05kg、81%）、鍛治津519点（5.38kg、2%）、再結合津2点（0.52kg、0.2%）、炉壁6点（0.54kg、0.2%）、粘土質溶解物246点（5.13kg、1.6%）、流動津4点（0.12kg、1%）、羽口322点（46.23kg、15%）、鉄製品3点（0.15kg、0.04%）、鉄床石、砥石、木炭などで、椀形鍛治津と羽口で全体の96%を占める。

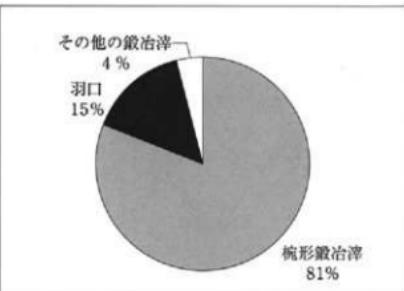
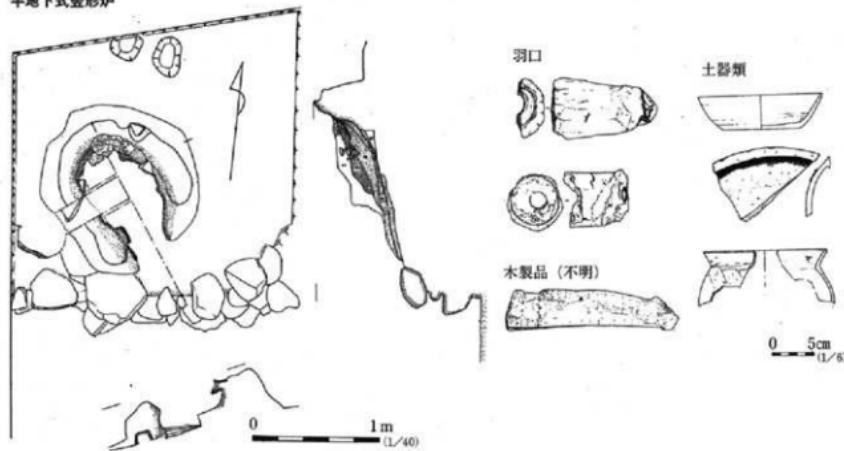


図4 1区谷部排溝場出土鐵闇連遺物の構成

楕形鍛治津は、1kg以上の楕形鍛治津6点（7.4kg、3%）、500g以上1kg未満の楕形鍛治津91点（49.3kg、20%）、250g以上500g未満の楕形鍛治津340点（85.9kg、34%）、125g以上250g未満の楕形鍛治津451点（52.3kg、20%）、125g未満の楕形鍛治津1,300点（57.1kg、23%）に分類でき、鍛冶闇連遺物の中でも大型から中型の楕形鍛治津の比率が高いことが判明した。

分類を代表する資料に対して冶金学的調査を実施したところ、楕形鍛治津は精鍊鍛冶工程で生じた津に分類され〔大澤・鈴木2006〕、鍛冶の中でも精鍊鍛冶工程主体の遺物構成である可能性が高いことが明らかになった。さらに出土した楕形鍛治津は、比較的定形化し、磁着がほとんどない特徴があることから、操業や鍛冶工程が規格・管理化され、除滓と成分調整の工程が定式化されていた可能性があると考えられる。

半地下式整形炉



地下式窖窯の炭窯

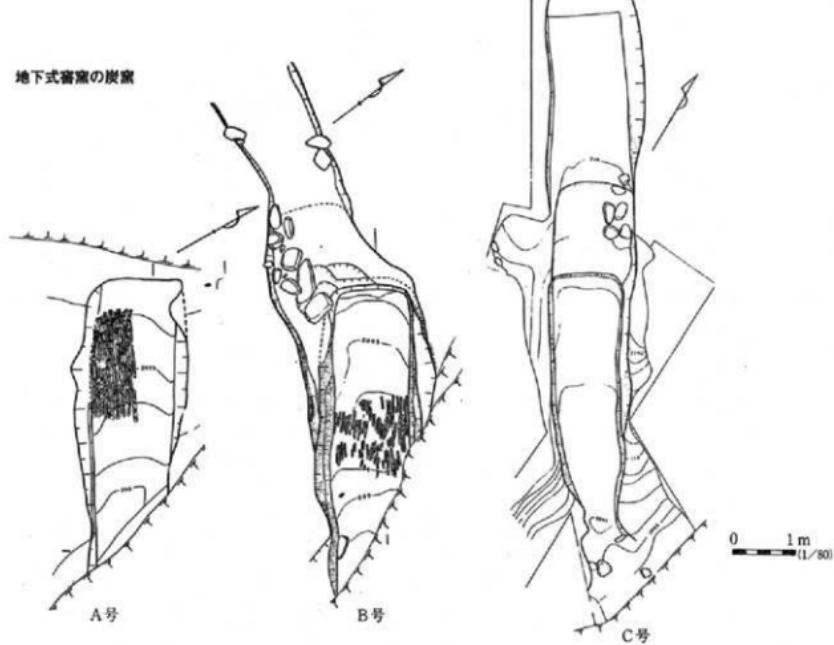


図5 1期 金井製鉄遺跡 半地下式整形炉と地下式窖窯の炭窯

枕形鐵治津

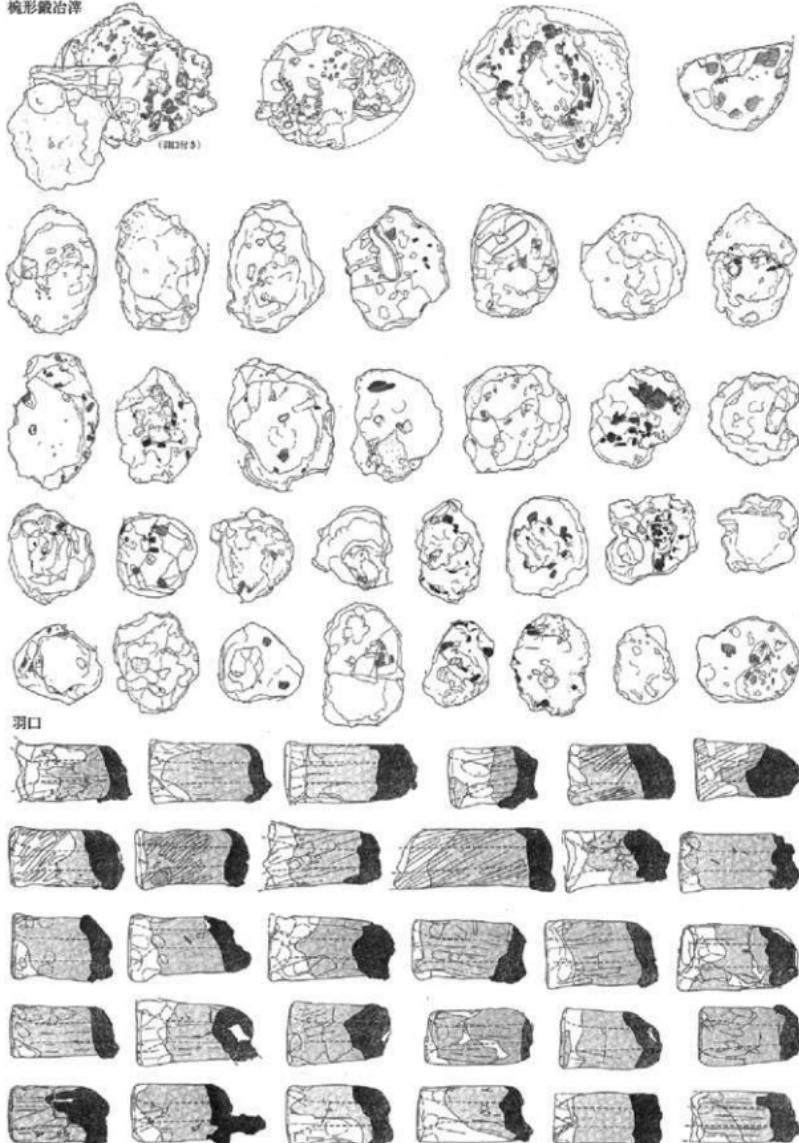


図6 1期 源訪ノ木VI遺跡 谷部排津場の主な出土遺物

また、谷部排溝場からは200個体以上の羽口が出土した。出土した羽口の送風孔（内径）は2.0~3.0cmの中に收まり、ほとんどばらつきがない。分類可能な羽口のうち92%は、①細身で直線的といった外観的特徴、②スサをはとんど混入しない緻密な胎土による作製、③丁寧な調整による成形といった共通した要素が見られる。このことから、出土した大量の羽口は時期や製作地にあまり相違がなく、関連が強いと推定される。

以上のことから、諏訪ノ木V遺跡1区谷部排溝場で出土した鉄生産関連遺物群は、精鍛から鍛鍊までを堅穴住居内で小規模に行なったような通常の鍛冶から排出される遺物群とは異なり、精鍛鍛治を主体とする工程で生じた津である可能性が高いと考えられ、その操業期間はそれほど長期間でないことが推測される。

半田中原・南原遺跡—御牧と鍛冶—

半田中原・南原遺跡は、有馬廬寺南2kmに位置する。有馬郡北部にある金井製鉄遺跡、諏訪ノ木V遺跡、中筋遺跡などの鉄生産関連遺跡群と有馬廬寺を挟んで、南北逆の位置にある。

半田中原・南原遺跡は、「延喜式」に残る9ヶ所の上野国御牧の一つ「有馬廬牧」に想定され、検出された堅穴住居や掘立柱建物は牧に從事した人々の生活空間であったと考えられている【大塚1999(註8)】。

検出された鉄生産に関連する遺構としては、鍛冶工房の可能性がある堅穴住居2軒(32、33号住居跡)と木炭焼成坑数基と、鉄具、鐵錐、火打ち金、精金具、吊手状鉄製品、刀子、鐵鍬、鐵斧、鐵錐、鐵釘、鐵製紡錘車、銅製帶金具など御牧に関わる可能性もある遺物も含む鉄製品が出土している。鉄具は大型で、馬具の可能性もある。

大塚の指摘を根拠に半田中原・南原遺跡を有馬廬牧に想定すれば、この遺跡を有馬郡内の鉄器の大量消費地の一つとしても位置づけられる。さらに検出された鍛冶工房内では、御牧で使用する鉄製品の製作・加工・修理などを行なっていた可能性も考えられ、注目される。

(3) 2期(平安時代前葉)

2期の遺構には、諏訪ノ木V遺跡2区4号住居跡、諏訪ノ木V遺跡1区3号住居跡、石原久保貝戸E遺跡堅穴遺構、空沢遺跡1号、2号鍛冶工房といった堅穴住居跡を鍛冶工房としている遺構や、鍛冶工房の可能性が高い諏訪ノ木V遺跡2区8号、13号、23号住居跡、諏訪ノ木V遺跡3区10号住居跡などがあり、概ね8世紀末から9世紀後半に比定される。

以下にこの期を代表する諏訪ノ木V遺跡1区3号住居跡を示す。

諏訪ノ木V遺跡—堅穴住居跡を鍛冶工房とする遺構—

諏訪ノ木V遺跡は、有馬廬寺跡北2kmに位置し、諏訪ノ木V遺跡に南接する。

1区3号住居は、長軸3.91m・短軸2.47mで長軸を南北にもつ堅穴住居を鍛冶工房施設とする遺構である。本遺構中央やや南では鍛冶炉が検出され、底部は還元状態に被熱していた。出土した鉄床石は、打痕や被熱痕、鉄の付着が認められ、南壁際に据えてある状態で出土した。鉄生産関連遺物は、小型の輪形鍛治津などの鍛治津が多く出土した。鉄製品としては、刀子未製品が3点、さらにはほぼ完成品である錐、紡錘車、縫め金具、鍵の可能性を持つ不明鉄製品が含まれている。鉄製紡錘車は円盤も輪も良好に残存するほぼ完成品である。

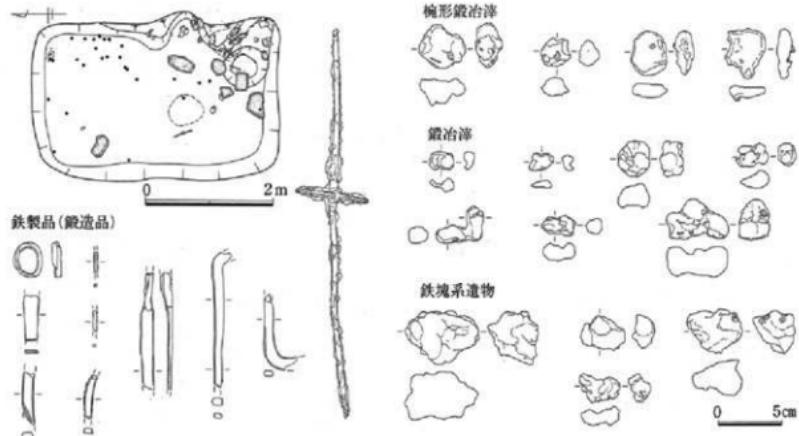
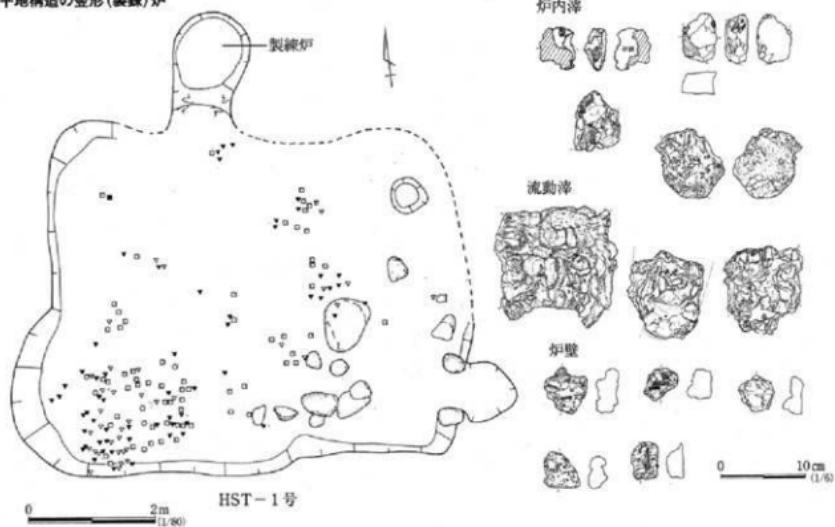
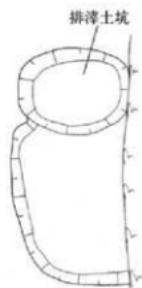


図7 2期 諏訪ノ木V遺跡 堅穴住居を鍛冶工房とする遺構

平地構造の堅形(製錬)炉



鍛冶関連の土坑



羽口



塊形鍛冶滓



図8 3期 有馬条理遺跡 平地構造の堅形炉と鍛冶関連の土坑

(4) 3期〈平安時代中葉〉

3期の遺構には、有馬条里遺跡の製鍊炉3基・鍛冶関連遺物を廃棄した土坑1基・諏訪ノ木V遺跡3区7号・9号住居跡・有馬条里II遺跡の鍛冶工房2基・諏訪ノ木V遺跡2区6号住居跡・石原東遺跡D2区5号住居跡などがあり、概ね10世紀から11世紀に比定される。以下にこの期を代表する有馬条里遺跡を示す。

有馬条里遺跡一製鍊から鍛冶

有馬条里遺跡は、有馬鹿寺北東1kmの有馬条里水田に比定される低地部に位置する。有馬条里遺跡では2基の製鍊炉と、鍛冶関連遺物を廃棄した土坑(HK-1号土坑)1基などが検出された。製鍊炉は平地構造の堅形炉(註9)で、炉体部分の大半が地上に露出している構造である。

HST-1号(製鍊炉) HST-1号(製鍊炉)は平地構造の堅形炉で、炉内溝、流動溝、炉壁が出土している。ここで示している遺構図は、堅穴住居と重複した面で、北西の製鍊炉と南西部の張り出し部が製鍊遺構とのことである〔大塚1983〕。本遺構は堅穴住居との関係などから、10世紀後半から11世紀に比定されている。

井上(1991)は、群馬県下の精鍊段階の炉についてはあまり確実な調査例がなく、分析データを通して精鍊鍛冶炉の可能性を想定せざるをえないしながら、本遺構を県内でおぼろげながら判明している唯一の精鍊鍛冶炉として取り上げている。大塚(1983)は、大澤(1983)の冶金学的分析を受け、本遺構を製鍊炉と報告しているが、「有馬条里遺跡」のまとめ「有馬条里遺跡の製鉄・精鍊について」中で、製鉄精鍊炉あるいは精鍊炉と呼称している(註10)。

HST-2号(製鍊炉) HST-2号(製鍊炉)は平地構造の堅形炉で、製鍊系の炉内溝や木炭などが出土した。炉床から20cmの厚さで木炭を敷き詰めており、炉内には溝が残存することである。

HST-3号(排溝土坑) HST-3号は、排溝土坑である。土坑からは、製鍊系の炉内溝の他に流動溝が出土しており、周辺に製鍊炉があった可能性が高い。

3. 有馬郷地域の鉄生産

0期の連房式鍛冶工房など2遺構が、7世紀代の鍛冶関連の工房施設であるとすれば、今のところ有馬郷周辺で最も古い鉄生産関連施設となる。0期とした7世紀代の鉄生産関連遺構は数も少なく、諏訪ノ木VI遺跡2区14号住居跡を鍛冶工房施設とするなど、まだまだ検討の余地がある。ここでは、該期をとりあえず0期とし、今後の7世紀代の鉄生産関連遺構の検出事例に注目しておきたい。いずれにしても0期の2遺構は、この地域の鉄生産を検討する資料として重要な位置にある。

福島県武井地区製鐵遺跡群での寺島ら(1989)の研究によると、武井地区の鉄生産にはI期(7世紀中葉~後半)、II期(8世紀中葉~後半)、III期(9世紀前半)IV期(9世紀後半)、V期(10・11世紀)の5段階の画期期があり、I期では西日本の長方形箱形炉(野路小野山型製鍊炉)、II期では半地下式堅形炉が導入されていることが指摘された。群馬県内でも勢多郡柏川村の三ヶ尻西遺跡などで7世紀第3四半期とされる長方形箱形炉が検出されており〔穴澤1994、小島1997〕、上野国地域でも半地下式堅形炉導入期の前段階として長方形箱形炉の導入された時期があったことは明かである(註11)。

前述したとおり、中筋遺跡の連房式鍛冶工房と金井製鐵遺跡の半地下式堅形炉の間に約半世紀の隔たりがあるため、中筋遺跡の連房式鍛冶工房に金井製鐵遺跡の半地下式堅形炉から材料が供給されていたことを見ることは難しい。現在までのところ、日本列島における半地下式堅形炉の初現は8世紀初頭と考えられており〔穴澤1994〕、7世紀末の中筋遺跡の連房式鍛冶工房に鉄素材を供給していた製鍊炉が半地下式堅形炉であるとすれば、その半地下式堅形炉は全国的に見て最古級となる。いずれにしても長方形箱形炉の稼働時期と半地下式堅形炉出現期との画期であるので、中筋遺跡の連房式鍛冶工房へ素材を供給した製鍊炉については、半地下式堅形炉・長方形箱形炉双方から慎重に検討して行く必要があろう。

1期は概ね奈良時代にあたる。この時期の東国における鉄生産は、技術の面では律令国家が先導的な役割を果たしていたと考えられており〔福田1991〕、需要・消費される鉄もかつてない規模と体制で供給されていたことは各地の考古資料からも明かである。有馬郷でも規模の相違こそあれ、国家主導による鉄生産技術の導入があり、金井製鐵遺跡や諏訪ノ木VI遺跡周辺に、当地の都衙などが必要となった鉄を供給する生産施設が建設されたと考えても矛盾はない。さらに律令国家は、必需物資の現地調達のために、効率的な生産技術を伝授したと考えられており〔村上1998〕、諏訪ノ木VI遺跡で出土した精鍊工程を集中的に行っていたことを示す遺物群は、こうした専門集団による分業体制を示唆していると、とらえることができる。

また、半地下式豊形炉は8世紀初頭に関東に登場し、その前半代には、宮城県柏木遺跡まで達することから、東北経営との関連が否定できないと考えられている〔村上1998〕。律令期において征夷軍の編成が進む中、上野国はその中心部を担っていたと考えられており〔前沢1986〕、金井製鉄遺跡の半地下式豊形炉が現在まで検出されている群馬県下における最古で唯一の8世紀中頃の半地下式豊形炉という点で推測すれば、あるいは上野国の東北経営に関する鉄生産関連施設の一つであった可能性も想定できるかもしれない。

2期は、平安時代前葉にあたる。この時期にはほぼ全国的に製錬炉が確認されるようになり、鉄生産技術が各地に伝播していることが明らかである。有馬郷地域では2期に比定される製錬炉は発見されていないが、県内該期の製錬炉は今までのところ全て半地下式豊形炉であることから、当地域でも1期に引き続き、半地下式豊形炉による製錬が行われていた可能性が高いと考えられる。また、精鍊から鍛錬に至る鍛冶工程を一貫して行っていたと考えられている豊穴住居を鍛冶工房とする遺構〔穴澤1994〕が、2期以降多く見られるようになる。こうした遺構は、一般集落の鍛治ととらえられており〔津野1995〕、0期から1期に律令国家により移植された鉄生産技術が有馬郷北部地域に定着し、集落内でも活発な鉄生産が行われていたと解釈することができる。

3期は平安時代中葉にあたる。3期になると有馬条里遺跡で見られるように、有馬郷南部の平地部の集落でも鉄生産関連遺構が検出されると共に、集落内で製錬から鍛冶まで一貫した鉄生産が行われていたことが明確になる。有馬条里遺跡で検出された平地構造の豊形炉は、土佐（1984）の分類による半地下式豊形炉の流れをくむA-I-II（西浦型、註12）に属すると考えられている〔大澤1983a〕。これを根拠とすれば、有馬条里遺跡の平地構造の豊形炉は、金井製鉄遺跡の半地下式豊形炉から派生したこととらえることもでき、律令制下に伝播した製錬技術が、有馬郷内の集落へ拡散していくことを示唆していると、とらえることができるかもしれない（註13）。

なお、日本列島における鉄生産形態の画期による分析は、穴澤（1994）により行われている。本稿で設定した1期は、穴澤の第5段階（奈良時代前半）、2期は第6段階（平安時代前期）、3期は第7段階（平安時代後期～中世）の前半に概ね相当し、第4段階（古墳時代後期）は長方形箱形炉と横口式炭窯を本格的に用いて製錬が開始された時期としている。この時期の製錬は西日本が中心で、東日本では群馬県の三ヶ尻西遺跡が7世紀第3四半期で、最も早い製錬遺跡であると指摘している。

4. 国府周辺の鉄生産

群馬郡には国府が置かれ、その周辺では国府関連の官営工房遺構と考えられている連房式鍛冶工房が検出されている。ここでは、律令制下に群馬郡有馬郷で行われた鉄生産と国府周辺の鉄器生産の関わりを把握するために、連房式鍛冶工房が検出された鳥羽遺跡を取り上げる。鳥羽遺跡の連房式鍛冶工房は、工房の形態や国府周辺という遺跡の位置的な状況から、国府関連の官営工房と考えられている。連房式鍛冶工房内では後述するとおり、鉄器生産のみならず、銅の铸造も同じ工房内で行われている。国府や国分僧寺・国分尼寺といった大量の金属器消費地近くに建設された工房内では、消費地で必要とされる金属器を製作していたと推測される。

鳥羽遺跡—国府周辺の連房式鍛冶工房—

鳥羽遺跡は古代上野国国府推定域西端から西へ300mに位置する。検出された連房式鍛冶工房は6棟である。K1号工房跡 K1号工房跡とされる連房式鍛冶工房では10基の鍛冶炉が検出され、長軸方向にほぼ1列に並ぶ。また、羽口と土器類が出土し、出土遺物などから8世紀中頃から後半に比定される。

I1号工房跡 I1号工房とされる連房式鍛冶工房では25基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。炉は重複しており、同時に25基が稼働していたのではない。北側列の炉は8基、南側列の炉は4基にまとまる。炉群はほぼ東西方向に12mを測り、調査区外の東側にはさらにのびる可能性がある。2列の炉群の中間北寄りに、ほぼ等間隔で、東西方向の柱穴列が1列に並ぶ。出土遺物は楕円鍛冶溝・羽口・砥石などであるが、他の連房鍛冶工房に比べて鍛冶溝などは少なく、鉄床石は検出されなかった。冶金学的調査においては、精鍊時に生じた楕円鍛冶溝や鍛錬時に生じた鍛錬鍛冶溝が確認され、鉄器製作のための精鍊鍛冶から鍛錬鍛冶工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I2号工房跡 I2号工房とされる連房式鍛冶工房では32基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。2～3基の重複が多く、北側列の炉は4基、南側列の炉は6基にまとまる。2列の炉群の中間に、柱穴列が1列ある。出土遺物は羽口・砥石・鍛冶溝の他に、銅滓の付着した坩埚片や、銅滴の付着した鉄滓などが出土した。冶金学的調査において、精鍊時に生じた楕円鍛冶溝、鍛錬時に生じた鍛錬鍛冶溝が確認され、鉄器製作のための精鍊鍛冶から鍛錬鍛冶工程ならびに、銅の铸造工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I3号工房跡 I3号工房とされる連房式鍛冶工房では66基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。重複が多く、北側列の炉は9基、南側列の炉は7基

第1表 古代有馬郷周辺の鉄関連遺構一覧表（後澤2006に加筆・修正）

凡例 ●：製錬炉 ○：鍛冶炉 △：鍛冶炉の可能性あり

No.	遺跡名	所在地	炉	工程	出土遺構	出土鉄生産関連遺物	遺物量	時期	分析者/解釈者	文献、参考
1	中筋遺跡	浜田市 石原田	○	鍛冶	造屋式 鍛冶工房	羽口、鉄製品、鍛冶津、鐵礫、鐵石 鍛造廻片	17点（揭露）	7C 末	-	「中筋遺跡」1996年度生産性検査 小糸鍛錠第2号、14×15mmの大方頭を呈す。堅実状。鍛冶炉1 号窓内西側に位置。鍛冶炉内から出土した土器類は7C年だから近畿紀 元後半から後半にかけて生産されたと想定される。
2	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	×	鍛冶	2区14号住居	範形鍛冶津、鍛冶津、鐵礫、鐵石 鍛津、鋤柄、羽口、木炭、砂鉄	17点（揭露）	7C 後半	-	「諏訪ノ木沼遺跡」1996年度生産性検査 土器類が複数出土する。鍛冶炉の跡が多少出土したが、鍛冶炉や鍛 冶津といった施設は確認されなかった。 「諏訪ノ木沼遺跡」は、鍛冶炉の跡が確認され たことから、鍛冶炉の可能性がある。
3	金井鉄製造跡	浜田市 金井	●	製錬 (鍛冶)	製錬炉 (半地下式 型形炉)	鍛津、鋤柄、羽口、木炭、 砂鉄	多量の鉄滓	8C 中	新日本 八幡 大津正巳	「金井鉄製造跡」1995 年度生産性検査 羽口から出土した土器類は8C年だから近畿紀 元後半から後半にかけて生産されたと想定される。
4	金井鉄製造跡	浜田市 金井	-	製錬	A、B、C号 本鍛造	木炭	遺構内に層状 の木炭	8C 中	-	製錬炉の時期から、同じ8C中頃に比定した。
5	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	●	鍛錠 主体	籽耕跡 拠点	範形鍛冶津2188点、羽口 200個体以上。	7275点の範形鍛 冶津と羽口、木炭 等の遺物	8C 中 後半	新日本 八幡 大津正巳	範形錠主体の遺物構成。伴って出土した土器は撫ね8世 紀中頃を主体とする。
6	平田中原・南 原遺跡	浜田市 平田	-	製錬	窯場(8、 20、 30、 50 m)	木炭	鐵滓	8C 後半	バーナー カスティ 大津正巳	「平田中原・南原遺跡」1994 浜田市教育委員会 54号土坑から多量の鉄滓が出土した。
7	平田裏塚Ⅱ遺跡	浜田市 平田	-	製錬	吹屋(1号、 2号竪窓)	木炭	2号竪窓から 多量の木炭	8C 後半	-	「平田裏塚Ⅱ遺跡」「浜田市内遺跡図」1999 浜田市教育委員会 吹屋土坑
8	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	-	製錬	吹屋 (3区5号住 居内)	木炭	土坑内に木炭 層	8C 後半 中期	-	住居内から範形鍛冶津、24点の鐵滓。鐵石床、耐熱合材、圓 筒形窓枠等の遺物が出土した。 「諏訪ノ木沼遺跡」は、土坑内に範形鍛冶津が発見されたと想定 された。本機械化作業が炉火附近に置かれた施設がもしかたる遺 跡であった可能性もあるが、遺構を発掘した際に中央を取り 扱いとして使用している。
9	平田中原・南 原遺跡	浜田市 平田	×	鍛冶	3号住居	鉄製系遺物、羽口、鉄製品	鉄製系遺物が 多い	8C 中	-	平田中原・南原遺跡は、奈良時代の炉に係わる鉄器と され、馬具や鍵など鉄の鍛冶品も出土している。
10	平田中原・南 原遺跡	浜田市 平田	×	鍛冶	33号住居	範形鍛冶津、鐵製系遺物、羽口 及鉄製品、羽口	範形鍛冶津と鐵製 系遺物	8C 前 半	バーナー カスティ 大津正巳	平田中原・南原遺跡は、奈良時代の炉に係わる鉄器と され、馬具や鍵など鉄の鍛冶品も出土している。
11	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	△	鍛冶	2区4号住居	羽口、鐵石床、鐵器等	直通から多量の 鐵製品等、鐵石 床等	9世紀 後半	-	即ち明治でなかったが、鐵石床が削られた状態で回 出した。
12	石原久保貝造石 遺跡	浜田市 石原	△	鍛錠 型形 炉	羽口、範形鍛 冶津、上层	羽口、範形鍛冶津	3点揭露	8C 後 半	-	「石原久保貝造石遺跡」2000 浜田市教育委員会 石原町内から土坑内に範形鍛冶津が発見された。
13	空堀遺跡	浜田市 石原	×	鍛冶	2号小笠治錠	羽口、鐵石床、鐵製品	羽口1、範形2 石原久保貝造石 遺跡の範形鍛 冶津	9世紀 後半	新日本 八幡 大津正巳	「空堀遺跡」1978 浜田市教育委員会 「石原久保貝造石遺跡」に分類結果が記載。 鐵石床が出土。
14	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	○	鍛冶	1区3号住居	鐵石床、羽口、鍛冶等の鉄 製品、鐵石床等	25点揭露	9C 中	-	「石原久保貝造石遺跡」の後半から範形鍛冶津が直通して 現れる。
15	空堀遺跡	浜田市 石原	×	鍛冶	1号小笠治錠	羽口、鐵石床、鐵製品	羽口1、範形2 石原久保貝造石 遺跡の範形鍛 冶津	9C 後 半	新日本 八幡 大津正巳	「有馬条里遺跡」に分析結果がある。 鐵石床が出土。
16	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	-	製錬	(2区2号住 居)	木炭	土坑内に木炭 層	8世紀 後半	-	住居内から範形鍛冶津出土した本造機全体が直通穴附近に 置かれていたが、鐵石床等が発見されなかった。 鐵石床等が少なかったため、遺構を発掘した際に中央を掘りこぼし、鐵石床として使われている。
17	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	△	鍛冶	2区8号住居	範形鍛冶津、鐵棒状鉄製品、 羽口5点	少量の範形鍛冶津	-	-	鍛冶炉は既設になかったものの、鐵棒状開闢遺物と住 居中央に直通、鐵石床等が発見された。
18	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	×	鍛冶	3区10号住居	範形鍛冶津、鐵製品（鑄 造など）	少量の範形鍛冶津	9C 前	-	東面中央に鐵土、鐵化物、鉄は既設用で、此数の可 能性がある。
19	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	×	鍛冶	2区13号住居	範形鍛冶津、鐵石、鐵製 品	少量の範形鍛冶津	9世紀 後	-	東面中央に鐵土、鐵化物、鉄は既設用で、此数の可 能性がある。
20	田中遺跡	浜田市 石原	△	鍛冶	11号住居	鐵石床、羽口2、鍛冶津 片	鐵石床1、羽 口2	平安 (9C) 後	新日本 八幡 大津正巳	「田中遺跡」1997 浜田市教育委員会
21	有馬条里遺跡	浜田市 八木原	●	製錬	1号分製錠	鍛錠（羽内室、羽底室、鐵 製品等）、羽口	多量の鐵 製品、木炭	10世 紀 後 半	新日本 八幡 大津正巳	羽内室に砂鉄が付着。羽内室土壤から羽口がも出土した。 鐵製品等で、鐵石床等が発見されなかった。鐵石床の可能性もある。 鐵石床等が発見された。
22	有馬条里遺跡	浜田市 八木原	●	製錬	3号分製錠	鍛錠（羽内室、羽底室、鐵 製品等）、羽口	約14kgの鐵 製品	10世 紀 後 半	新日本 八幡 大津正巳	木炭が羽内室に分布している。平地型。
23	有馬条里遺跡	浜田市 八木原	●	製錬	2号分製錠 (型形炉)	鍛錠（羽内室）、 製錠津	約5kgの鐵 製品と多量の木炭	10世 紀 後 半	新日本 八幡 大津正巳	木炭が羽内室に分布している。平地型。
24	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	○	鍛冶	3区7号住居	範形鍛冶津、鐵製品、 鐵石床等	17点揭露、鐵 製品	10C 後	-	範形開闢の一路遺物。住居内の底みは鐵石か。
25	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	△	鍛冶	3区9号住居	鐵製品、範形鍛冶津、鐵 製品	9点揭露	10C 後	-	住居内の底みは鐵石か。
26	有馬条里Ⅲ遺跡	浜田市 八木原	△	鍛冶	1号古窓遺跡	羽口、被熱痕ある円窓	羽口1	10C 後	-	「有馬条里Ⅲ遺跡」1990 群衆文 鐵冶炉は不明
27	有馬条里Ⅲ遺跡	浜田市 八木原	△	鍛冶	2号古窓遺跡	羽口、被熱痕ある円窓	羽口1	10C 後	-	鍛冶炉は不明
28	有馬条里遺跡	浜田市 八木原	×	鍛冶	羽口、鐵石、範形鍛冶津、鐵 製品等	羽口、鐵石、範形鍛冶津（樹 脂防護）、鐵製品等、鐵 製品等	不明	新日本 八幡 大津正巳	製錠から鍛冶に至る一貫した製錠作業。範形開闢の 過程が多数出土。	
29	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	△	鍛冶	4号窓遺跡	鐵製品、範形鍛冶津、鐵 製品等	9点揭露	10C 後	-	住居内の底みは鐵石か。
30	石原東遺跡D区	浜田市 石原	△	鍛冶	D-2区5号住居	羽口、鍛造品	底直から羽口 3点	10C 後	-	「石原東遺跡D区・諏訪ノ木V遺跡」2004 群衆文 住居密閉型の従来と違った鐵製品の可能性が高い。 鍛造品は鐵製。
31	金井御前畠遺跡	浜田市 金井	●	鍛錠	(半地下式 型形炉)	製錠津、羽口	約150kg	不明	-	「金井御前畠遺跡」1997 浜田市教育委員会 製錠炉1基とともに、多量の鐵製品、如鐵石、鐵 製品等が出土した。
32	諏訪ノ木沼遺跡	浜田市 石原	○	鍛冶	鍛冶炉2基	範形鍛冶津、鐵製品、 鐵石床等	少量	不明	新日本 八幡 大津正巳	精鍛-鍛錠鍛冶工程-速の遺物が出土。
33	諏訪ノ木V遺跡	浜田市 石原	○	鍛冶	鍛冶炉1基	範形鍛冶津、鐵製品、 鐵石床等	少量	不明	-	「佐野御文」1997 浜田市教育委員会 2号窓からも出土する。羽口が2段階に複数ある。

(表の数字は、個別に付記している)

古代上野国群馬郡都有馬郷の鉄生産
〔遺跡図右下の数字は、第1表に対応している。〕

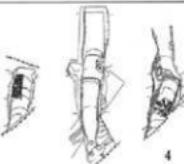
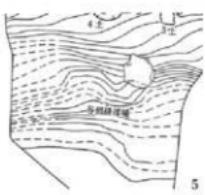
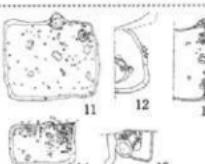
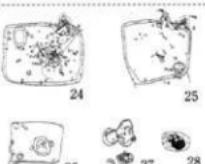
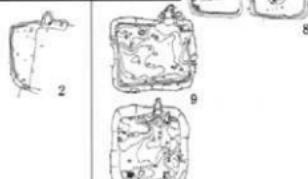
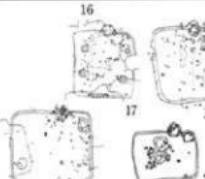
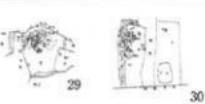
	0期	1期	2期	3期
製鉄遺構	長方形箱形炉か半地下式整形炉	 3	半地下式整形炉か	 21  22  23
製灰窓跡・遺構	横口付木灰窓か地下式窓窓の灰窓	 4	地下式窓窓の灰窓か	
鍛冶遺構	 1  5		 11 12 13  14 15	 24 25  26 27 28
製成(鍛冶)遺構		 6 7		
鍛冶遺構の可能性がある遺跡	 2 8  9 10		 16 17 18  19 20	 29 30
代表遺跡	中筋道路 御詔ノ木V道路 平田中原・南原道路	金井製鉄遺跡 御詔ノ木V道路 平田中原・南原道路	田中遺跡 空沢遺跡 御詔ノ木V道路	有馬条理遺跡 御詔ノ木V道路 有馬条理II遺跡 石原東道路D区
時期	7世紀末	8世紀前半～8世紀後半	8世紀末～9世紀後半	10世紀以降
要因	律令国家主導の生産体制を東國へ導入か。	多量の鉄器需要を背景にした活発な鉄生産の定着・発展。専門集団による効率的な鉄器生産システムの成立。	鉄生産技術の官から民への伝播期か。個々の集落への広がりが認められる。	鉄生産技術の扩散期か。
地域状況	中筋道路の達房式鍛冶工房等、官営的な鉄生産体制の導入。	製鍊から精錬、鍛冶にいたる分業体制による一貫した鉄器生産体制の成立と発展。古代群馬郡の主要拠点の一つとして行なわれた生産。	堅穴住居内で行われた鍛冶操業。集落内の活発な鉄生産。	有馬条理遺跡などでみられる製鍊炉の小型化。集落内での小規模な鉄生産。

図10 古代上野国群馬郡都有馬郷周辺 鉄闘遺構一覧 (従澤2006に加筆・修正)

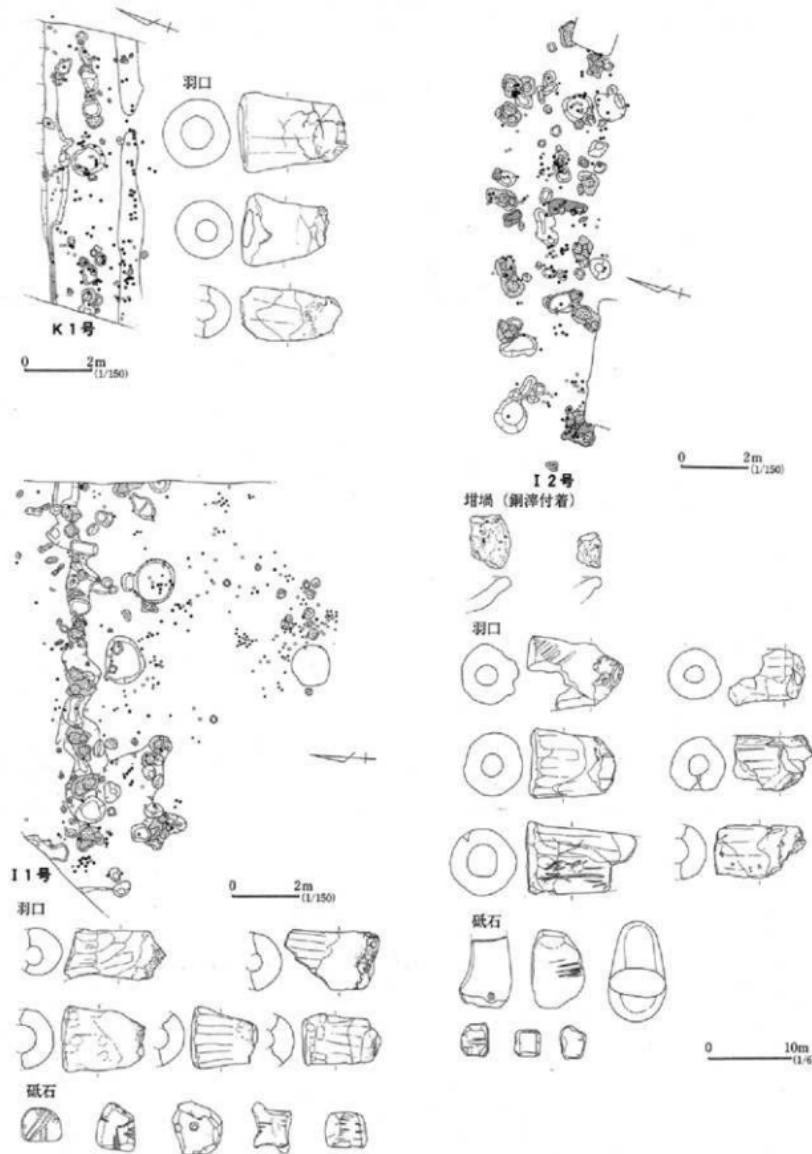


図10 上野国府周辺の鉄生産 烏羽遺跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物（1）

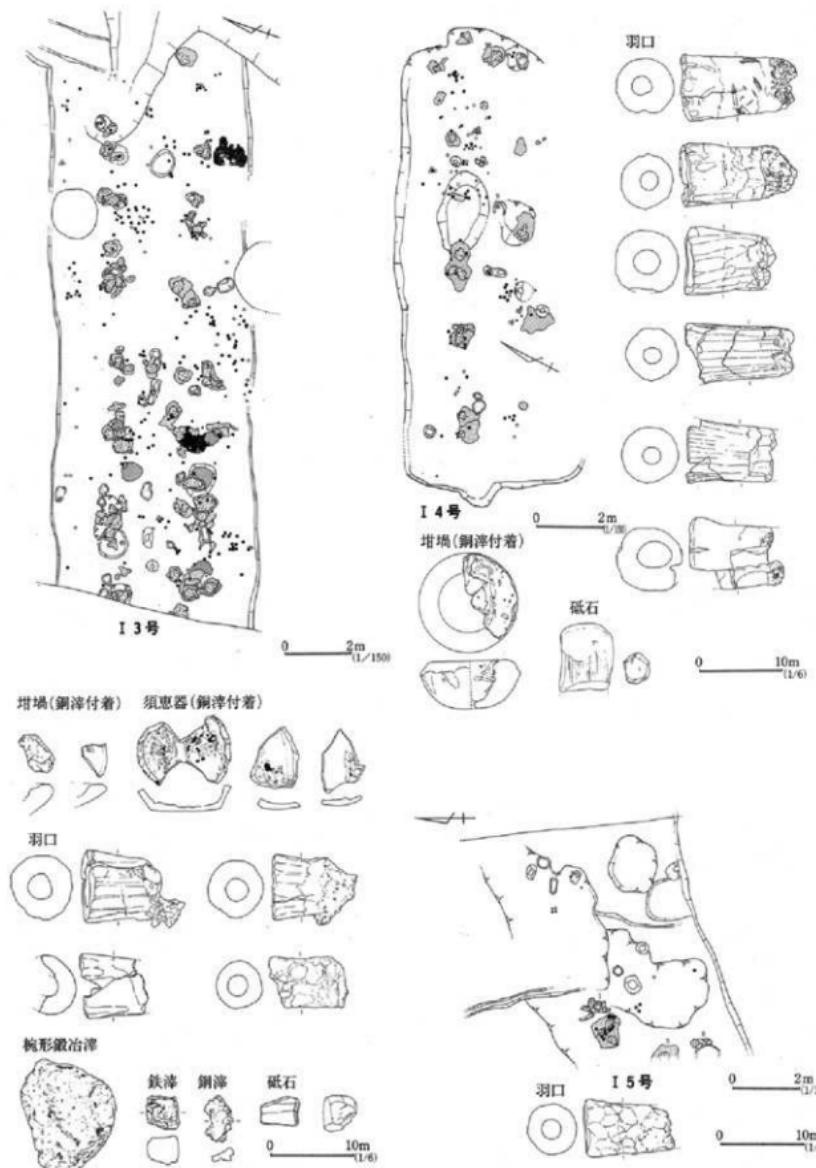


図11 上野国府周辺の鉄生産 烏羽遺跡 連房式鍛冶工房と主な出土遺物（2）

にまとまる。柱穴列は、確定的なものはない。出土遺物は、銅津付着坩堝・銅津付着須恵器・羽口・小鉄塊・椀形鍛冶津・鍛冶津・銅津・砥石・鉄床石などである。治金学的調査においては、I-1号工房と同様に精錬時に生じた椀形鍛冶津・鍛冶津時に生じた鍛錬鍛冶津が確認され、鉄器製作のための精錬鍛冶から鍛錬鍛冶工程を行った工房であると推定される。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I-4号工房跡 I-4号工房とされる連房式鍛冶工房は、21基の鍛冶炉が検出され、東西方向を軸に南北2列に並ぶ。重複が多く、北側列の炉は7基、南側列の炉は5基にまとまる。2列の炉群の中間に、柱穴列が1列並ぶ。平面形状長方形で、中筋遺跡で検出された連房式鍛冶工房とはほぼ同規模である。出土遺物は、銅津付着坩堝・羽口・砥石・鉄床石などである。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

I-5号工房跡 I-5号工房とされる連房式鍛冶工房は、最も造存度が悪く、6基の鍛冶炉が検出されたにとどまった。出土遺物は、羽口・砥石などがある。遺構は出土遺物などから、8世紀前半から中頃に比定される。

5.まとめ

有馬郡北部は、半地下式豎形炉・地下式窯窓の炭窯・連房式鍛冶工房といった東国の中でも典型的な鉄生産関連遺構〔穴澤1994(註14)〕が発見されている重要な鉄生産地である。この地域では、7世紀末には中筋遺跡の連房式鍛冶工房による鍛冶が行われ、8世紀中頃には金井製鐵遺跡の地下式窯窓の炭窯による製炭や半地下式豎形炉による精錬・鍛冶ノ木VI遺跡で示したような分業体制による生産が行われていたことが明らかになってきた。これは有馬郡北部で、8世紀中頃を中心とした律令制下に、多量の鉄器需要を背景に、鉄生産に関わる専門人による活発な鉄生産が行われていたことを示唆している。

国府に近い鳥羽遺跡では前述したように、鉄製品や鋼製品などを専属的に製作した連房式鍛冶工房が検出されているが、周辺に精錬工程の遺構は検出されていない。「砂鉄三里に炭七里」ということわざの通り、砂鉄や炭が大量に必要な精錬工程は、原料が現地調達できる場所で行われる。有馬郡北部には山麓を開拓する小河川があり、小河川が吾妻川や利根川に流れ込む合流地点などには、二酸化チタンが4.0~5.3%と高く、Total Feも52~56%ある古代の鉄生産原料として優れた砂鉄が採取できる(註15)。また、有馬郡北部周辺は、金井製鐵遺跡

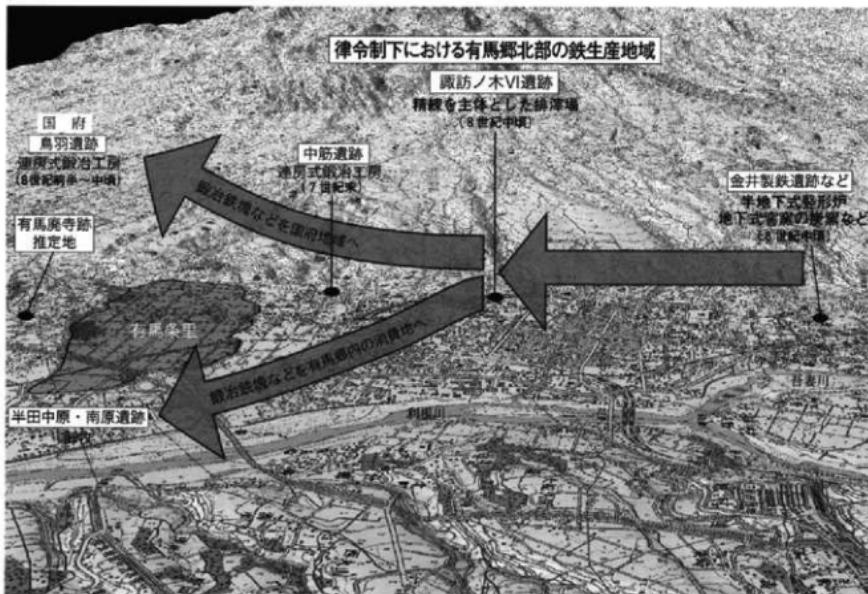


図12 律令制下における上野国群馬郡有馬郷を中心とした鉄生産の想定図（穴澤2006に加筆・修正）

の製錬炉近くに8基の地下式窯窟の木炭窯が検出されているように、開発の進んだ國府周辺に比べて炭の原料となる大量の木材が確保しやすい状況にあったと推測できる。律令制下における国府周辺の工房への鐵冶素材供給地の一つとして、原料砂鉄や木炭の現地調達に適した有馬郷北部を想定しても矛盾はない。今後、有馬郷北部が、律令期の上野国における鉄生産の拠点地域の一つになっていた可能性も視野に入れておく必要があろう。

本稿で群馬郡有馬郷の鉄生産関連遺跡を再検討することによって、この地域が上野国や群馬郷の中でも有力な鉄生産地域の一つであることを指摘することができた。

現在対象地域を広げ、鉄生産関連遺構の集成・検討を行っている。今後有馬郷の成果をもとに、古代上野国や東国における鉄生産の実態をさらに解明していきたい。

本稿は、既に発表済みの笠澤泰史2006「諏訪ノ木VI遺跡とその周辺の鉄生産」『諏訪ノ木VI遺跡』(財団法人群馬県埋蔵文化財調査事業団)を加筆・修正したものである。

なお、本稿で使用している渋川市周辺地域とは、2006年2月20日の市町村合併以前の地域を指す。

謝辞

最後に穴澤義功氏をはじめ、本稿執筆に関わり御教授いただいた赤熊浩一氏、荒木勇次氏、岩崎泰一氏、大江正行氏、大塚昌彦氏、神谷佳明氏、小島敦子氏、小林良光氏、桜岡正信氏、谷藤保彦氏、間庭稔氏、綿貫邦男氏をはじめとする多くの方々には、記して感謝申し上げる次第です。

註

- (1) 古代鉄生産には原料から鉄塊を生成する製錬(製鉄)、鉄塊を精製する精錬(鍛冶)、鍛打し製品とする鍛錬(鍛冶)といった工程がある。
- (2) 片木造跡、菅野沢遺跡、伊勢崎・東京通掘出地遺跡、芳賀東部团地遺跡、渋川金井製鉄遺跡、月山遺跡、沢口遺跡、戸谷遺跡、芦沢遺跡、八ヶ峰遺跡、外堀山遺跡、山際遺跡、椎名町下室田所在遺跡(無名)の13遺跡を挙げている。
- (3) 五輪遺跡、田端遺跡、中江田原遺跡、生原遺跡、西原遺跡、芳賀東部团地遺跡、有馬条里遺跡の7遺跡を挙げている。井上(1991)は、精錬炉については、確実な調査例がなく、主として治金学的分析により、精錬(鍛冶)遺物が出土した遺構を精錬炉としている。
- (4) 穴住住居は鍛冶工房とする遺構は、穴住住居に鍛冶炉、鍛冶石などの施設を持ち、床面付近で、楕円形泊浴、粒状浴、鍛冶炉といた鍛冶関連遺物が出土する遺構である。しかしながらこれらがセッットで見受けられることは希で、鍛冶炉などは残存状況が良くないものが多い。また、鉄生産関連遺物の出土が単純に鍛冶工房を示唆するわけではない。鍛冶工房の可能性が高いが断定が難しいものは、鍛冶炉との可能性が高い遺構とした。
- (5) 埼玉県岡部町鷹野遺跡31次の調査でも7世紀後半とされる連房式鍛冶工房が見出されている。財團法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団、赤堀浩一より御教示(2006年2月7日)。文献:「古代の役所」岡部町教育委員会(2002)。
- (6) 古代以降の製錬炉は1980年前半以降、穴澤義功、土佐雅也らによって、全国的な視野における分類、技術、年代の解明に着手されるようになり(穴澤1981・1982・1984a、土佐1981、1984など)、現在の製錬炉研究の基礎となっている。同氏には、分類基準において若干の相違があるものの、長方形箱形炉と半地下式整形炉とに2分する点では共通している。
- (7) 金井製鉄遺跡は1975年に県指定遺跡となり、現地に本体を保存している。周辺の踏査(2005)を実施したところ、郊内洋、流動炉、箱形焼成炉といった製錬から鍛冶工程を示唆する遺物を確認した。
- (8) 平田中原・南条遺跡では、確認されただけでも6万t以上という広大な土地を割り当てるが検出されている。構の内側には遺構が多くなく、区画内が土と考えられている。この区画の東には、4面倒の大堀型立柱建物を含む37棟の獨立建物や85棟の穴住住居が検出されている(大塚1996)。
- (9) 大澤(1985a)は、有馬条里遺跡で検出された製錬炉を平地構造の精錬炉とし、土佐(1981)のA-II(西浦北型)に比照すると分類している。A-II(西浦北型)は、A-I(音ノ沢型)に比べて、立地条件に左右されず、労力のかからない構造であるとのことである。
- (10) 製錬、精錬などの鉄生産に関する用語等の混乱は、群馬県内における過去の報文に時折見られ、当時の古代鉄生産関連遺物に対する見解の不確かさがうかがえる。今日に至ってもそれらが完全に解決しているとは言い難いが、新たに蓄積してきた古代鉄生産に関する研究成果に照らし合わせながら、今後、県内他地域の遺跡も再検討する必要があるかもしれない。
- (11) 現在発掘・整理中の北闇東自動車道をはじめとする大規模開発に伴う群馬県太田市山都丘陵周辺の塙野原遺跡や峯山遺跡でも長方形箱形炉が検出されている。参考資料:谷藤保彦 2005「古代の鉄生産(峯山遺跡)」「北闇東の遺跡は語る」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団、春山秀幸 2005「塙野原西原遺跡」「平成17年度調査道路発表会」(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
- (12) この炉は平安時代中~後期に秋田郡中台、福島郡山居、埼玉県西浦北など東日本に多く分布し、半地下式整形炉の流れをくむと、指摘されている(土佐1984)。
- (13) 大塚昌彦(1993)は、金井製鉄遺跡と有馬条里遺跡の時期差や立地から、「國支配の時代を経て、その技術は民間に伝播され、それぞれ個々の集落に広がっている様子がわかる」と、有馬郷における古代の鉄生産について指摘している。
- (14) 穴澤は、東国の大塚(1985)にはもつの兩期があるとし、その第5段階(奈良時代前半)では、半地下式整形炉と踏み廻りという全く新

- しい製鉄技術が導入され、これに伴う本炭窯は、須恵器の庶民によく似た地下式豊里窯のものが中心であると指摘している。また、同じ時期8世紀前半に東国に迷房式製鐵工場が出現するとし、迷房式製鐵工場で行われるような製鐵を国衛工房製鐵と位置づけている。
- (15) 大澤正巳 1983 「有馬条里遺跡出土鉄鋤及び鉄滓(製鐵滓) 精鍛鉄治彫形鋤の調査」『有馬条里遺跡』の分析によると、①金井製鐵遺跡で検出された手耕下式豊里窯より出土した鉄鋤、②吾妻川より採取した鉄鋤、③居留居(櫛名山東麓開拓する小河川)より採取した鉄鋤の二酸化チタン量は、4.0~5.3%である。鉄鋤は日本全国に存在し、二酸化チタンを多く含有することを特徴とし、1.0~17.0%程度で変動している。二酸化チタンの高い含有は、流動性を阻害するので、鉄鋤の原料に向かないとのことである。
- また、Hr-FA・Hr-FPの陣下範囲を開拓した小河川から二酸化チタンの割合が低い良質な鉄鋤が採取出来ることから、その関連を指摘できる可能性がある。Hr-FA・Hr-FPは櫛名山東から南麓にかけて守護している。国府の所在する櫛名山東麓は、相馬ヶ原畠状地があるため河川の上流部は伏流水となりナフラ層をあまり侵食しないので、鉄鋤よりも生成しにくいのではないかと筆者は考えている。また、有馬郷が所在する櫛名山東麓は、Hr-FA・Hr-FPの鉱源に近い櫛名山二ツ谷付近から小河川を引いて河川へ流れこむため、豊富な砂鉄があり形成されているのではないかと推測している。今後、分析・調査例の増加にあわせて検討していただきたい。

引用・参考文献

- 穴澤義功 1981 「製鐵遺跡にみる四つの流れ」『歴史公論』66、雄山閣
穴澤義功 1982 「鉄生産の発展とその系譜」『日本歴史地図一原始・古代』下、柏書房
穴澤義功 1984a 「製鐵遺跡からみた鉄生産の展開」『季刊考古学』8号、雄山閣
穴澤義功 1984b 「関東地方を中心とした古代製鐵遺跡研究の現状と課題」『日本古代の鉄生産』たたら研究会編、六鶴出版
穴澤義功 1994 「古代東国の鉄生産」『古代東国の産業』栃木県教育委員会
穴澤義功 2003 「古代製鐵に関する考古学的考察」『近世たらたたら製鐵の歴史』、九秀ブックス
荒木泰次 2000 「調査ノ本Ⅱ遺跡」 津川市教育委員会
荒木泰次 1997 「市内遺跡Ⅹ」 津川市教育委員会ほか
井上唯雄・大江正行ほか 1975 「金井製鐵遺跡」 津川市教育委員会
井上唯雄 1991 「製鐵業」『群馬県史』通史編2 群馬県史編さん委員会
大江正行 1988 「考察」「有馬廢寺跡」 津川市教育委員会
大澤正巳 1975 「製鐵原料(鉄砂、木炭、粘土)と鉄滓の科学的分析および結果の考察」『金井製鐵遺跡』 津川市教育委員会
大澤正巳 1983a 「有馬条里遺跡出土鉄鋤及び鉄滓(製鐵滓) 精鍛鉄治挽形鋤の調査」『有馬条里遺跡』 津川市教育委員会
大澤正巳 1983b 「古墳出土鉄滓からみた古代製鐵」『日本製鐵史論集』たたら研究会
大澤正巳 1988 「鳥羽遺跡出土鉄治・銅鏡連遺物の金属学的調査」『鳥羽遺跡I・J・K区』財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
大澤正巳 1994 「鉄闇連遺物の金属学的調査」「半田中原・南草遺跡」 津川市教育委員会
大澤正巳・鈴木瑞穂 2006 「調査ノ本Ⅱ遺跡出土鉄治開闢遺物の金属学的調査」『調査ノ本Ⅱ遺跡』 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
大堀昌彦・緒賀誠子 1988 「有馬条里遺跡」 津川市教育委員会
大堀昌彦 1993 「古代の産業と技術」『津川市史 通史編』 津川市史編さん委員会
大堀昌彦 1999 「半田中原・南草遺跡」『群馬県遺跡大辞典』 財團法人群馬県埋蔵文化財調査事業団
岡田隆夫 1991 「特論 上野國の条里制」『群馬県史 通史編2』群馬県史編さん委員会

群馬県出土中近世人骨の古病理

榎崎 修一郎

はじめに

- 1. 観察対象の出土人骨
- 2. 頭蓋骨の古病理
- 3. 上下顎骨の古病理

4. 歯の古病理

- 5. 四肢骨の古病理
- 6. 梅毒
- まとめ

論文要旨

群馬県出土中世及び近世人骨の古病理を観察した。観察対象とした遺跡は、(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団(以下、群理文)及び群馬県内市町村が発行した報告書の内、本報告者が中近世出土人骨を記載したものに限定した。観察対象の中近世出土人骨は、群理文報告分が25遺跡148体、市町村報告分が7遺跡67体であり、総数で32遺跡215体である。観察の結果、群理文報告分9遺跡19体と市町村報告分7遺跡10体の合計16遺跡29体に何らかの古病理が認められた。古病理は、頭蓋骨・上下顎骨・歯・四肢骨及び症状が全身に及ぶ梅毒に分けて観察したが、その結果は以下の通りである。

・頭蓋骨： 骨膜炎(今井三騎堂遺跡石塔付近)、眼窩筋(西鷹田中島遺跡15号土坑)、骨腫(元絶社西川・塙田中原遺跡175号土坑)、鼓室骨裂孔(今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓・津久田華藏寺遺跡1B号土坑)、顎関節症(中里見原遺跡第2号土坑墓及び同遺跡第3号土坑墓)、前額結節(今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓及び同遺跡6区1号土坑墓)、インカ骨(元絶社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓)、ラムダ小骨(元絶社西川・塙田中原遺跡175号土坑)が認められた。

・上下顎骨： 下顎頭退縮(津久田華藏寺遺跡1B号土坑)、歯槽縁の退縮(白井佐又遺跡7号土坑墓)、歯の生前脱落(上福島中町遺跡II区0面1号土坑・塙田村東IV遺跡31号土坑)、生品西浦遺跡12号土坑・津久田華藏寺遺跡5号土坑・中里見原遺跡第1号土坑墓)、無歯齦(中里見原遺跡第2号土坑墓・元絶社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓)、生品西浦遺跡14号土坑)、歯癌(今井三騎堂遺跡石塔付近・生品西浦遺跡15号土坑・同遺跡22号土坑・中里見原遺跡第1号土坑墓)が認められた。

・歯： 齒蝕(元絶社西川・塙田中原遺跡175号土坑)、歯石(津久田華藏寺遺跡5号土坑)、異常磨耗(生品西浦遺跡15号土坑・元絶社西川・塙田中原遺跡175号土坑)、エナメル質喪失形成(北牧大境遺跡2区6号土坑)、エナメル質形成不全(北牧大境遺跡1区233号土坑)、班状齒(高林三入遺跡A区80号土坑)、エナメル滴(北牧大境遺跡1区233号土坑)、臼旁齒(波志江中屋敷西遺跡B区1面1号土坑)、矮小齒(字貫II遺跡4区6号土坑)、栓状齒(中里見原遺跡第3号土坑墓)、第3臼旁齒の退化形(上三原田東峯遺跡H1号地下式土坑)が認められた。

・四肢骨： 変形性關節症(生品西浦遺跡18号土坑及び同遺跡15号土坑・上福島中町遺跡II区0面1号土坑)、コーレス骨折(津久田華藏寺遺跡5号土坑)、骨膜炎(見立峯遺跡II11号土坑墓)、骨髓炎(生品西浦遺跡20号土坑)、骨増殖(生品西浦遺跡20号土坑・元絶社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓)、脊椎骨癒合(生品西浦遺跡14号土坑)、脊椎骨の圧迫骨折(生品西浦遺跡18号土坑)、DISH(元絶社小見内Ⅲ遺跡18区2号土坑墓)、脊椎炎(元絶社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓)、寛骨と仙骨の癒合(中里見原遺跡第2号土坑墓)が認められた。

・梅毒： 塙田村東IV遺跡31号土坑出土人骨に認められた。

中世人骨は、全般的に保存状態が悪いために、上下顎骨及び歯のみ観察可能であった個体が多い。近世人骨は、中世人骨に比べれば保存状態が良く、観察可能な部位は全身に及ぶ。近世になると、死亡年齢が上がるためか、歯の生前脱落や無歯齦が観察された個体が多い。

キーワード

対象時代 中世・近世

対象地域 群馬県全域

研究対象 古病理・出土人骨

はじめに

古病理学 [Palaeopathology] の定義は、日本における古病理学の権威である東京都老人総合研究所の鈴木隆雄によると、「過去の人々の遺した骨という、いわば彼らの身体そのもの、すなわち彼らに生じた病気の直接資料を研究対象とする」(鈴木、1998)。しかしながら、この古病理学の研究には、問題点が2つある。第1に骨に病気の痕跡を残していないと研究ができない点であり、第2に発掘によるため保存状態が良くないとその痕跡が見つけにくいという点である。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 [以下、群埋文] は1978年に設立され、2003年には25周年を迎えた。その間、上越新幹線・長野新幹線・関越自動車道・上信越自動車道・北関東自動車道等の大型の公共開発に伴い、数多くの遺跡を発掘調査しており、それに伴い、出土人骨も多数出土している。この群埋文が過去に調査してきた出土人骨(橘崎・石守、2005)及び出土歯骨(橘崎、2005)のデータベース化が最近なされ、その全容が姿を現しつつある。

群馬県からは、古墳時代人骨は多数出土しているものの、柵文海進が板倉地域の一部にしかなされていないために貝塚の数が極端に少ないと、海が無いために海岸遺跡が無い事、洞穴遺跡の調査が進んでいない事等のために、繩文時代人骨や弥生時代人骨はほとんど出土していない(橘崎、2004)。一方、中世人骨や近世人骨は多数出土しているが、中世人骨は八幡平首塚(鈴木、1989)を除くと保存状態は悪く上下顎骨や齒のみが検出される場合が多く、近世人骨も破損しているものが多い。鎌倉材木座遺跡(日本人類学会編、1956)・由比ヶ浜南遺跡(由比ヶ浜南遺跡発掘調査団編、2002)・吉母浜遺跡(下関市教育委員会編、1985)のように、海岸部に埋葬された中世人骨や、東京の寺院跡出土近世人骨のように水に浸かっていたために保存状態が良いものは非常に少ない。

ここでは、群馬県出土中世人骨の中でも、本報告者が報告した遺跡出土人骨にしほり、それらの古病理を頭蓋骨・顎骨・歯・四肢骨の4部位と全身に古病理が及ぶ梅毒に分けて報告する。なお、これら古病理の症例は、基本的に各報告書中の自然科学分析欄で出土人骨として報告した中に記載済みである。しかしながら、中には、一部報告書の頁数の制限・本報告者の力量不足のために記載漏れ等があるものもある。報告した出土人骨の症状は、主に海外での古病理学の教科書にしたがった(Aufderheide & Rodriguez-Martin, 1998; Barnes, 1994; Brothwell, 1981; Brothwell & Sandison, 1967; Buikstra, 1981; Buikstra & Ubelaker, 1994; Capasso - Kennedy - Wilczak, 1999; Janssens, 1970; Kiple, 1993; Larsen, 1997; Mann & Hunt, 2005; Mann & Murphy, 1990; Mays, 1998; Ortner, 2003; Ortner & Putschar, 1985; Powell & Cook, 2005; Roberts & Manchester, 2005; Steinbock, 1976; Zimmerman & Kelley, 1982; Zivanovic, 1982)。

1. 観察対象の出土人骨

今回観察の対象とした出土人骨は、群馬県下の中世遺跡出土人骨約200体である。群埋文あるいは群馬県内市町村が発掘調査を行い、本報告者が出土人骨の記載を行った発掘調査報告書を対象とした。

(1) 群埋文の発掘調査報告書

群埋文の発掘調査報告書で出版された中世遺跡の25遺跡出土人骨148体を観察対象とした。

これら、25遺跡は、以下の通りである。浜川高田遺跡(橘崎、1998)・中里見原遺跡上里見井ノ下遺跡(橘崎、2000)・元社社西川遺跡(橘崎、2001)・上瀧根町北遺跡(橘崎、2002a)・鶴光路橋遺跡(橘崎、2002b)・宿横手三波川遺跡西横手遺跡群(橘崎、2002c)・音谷石塚遺跡(橘崎、2003a)・荒砥諏訪西遺跡(橘崎、2003b)・波志江西屋敷遺跡(橘崎、2003c)・上福島中町遺跡(橘崎、2003d)・中棚II遺跡下原遺跡(橘崎、2003e)・元社社西川遺跡塚田中原遺跡(橘崎、2003f)・荒砥宮田遺跡(橘崎、2004a)・北牧大境遺跡(橘崎、2004b)・石原東遺跡(橘崎、2005a)・今井三騎堂遺跡(橘崎、2005b)・今井見切塚遺跡(橘崎、2005c)・塙田村東IV遺跡塙田中原遺跡(橘崎、2005d)・徳丸高塚遺跡(橘崎、2005e)・生品西浦遺跡(橘崎、2005f)・波志江中屋敷西遺跡(橘崎、2005g)・高林三入遺跡(橘崎、2005h)・浜町遺跡(橘崎、2005i)・諏訪ノ木VII遺跡(橘崎、2006a)・棟高辻久保遺跡(橘崎、2006b)。

この内、中里見原遺跡・上福島中町遺跡・元社社西川塙田中原遺跡・北牧大境遺跡・今井三騎堂遺跡・塙田村東IV遺跡・生品西浦遺跡・波志江中屋敷西遺跡・高林三入遺跡の9遺跡出土人骨19体に古病理が認められた。

(2) 群馬県内市町村の発掘調査報告書

群馬県内市町村の発掘調査報告書で出版された中世遺跡の7遺跡出土人骨67体を観察対象とした。

これら、7遺跡は、以下の通りである。上三原田東峯遺跡II(橘崎、2002d)・見立峯遺跡II(橘崎、2003g)・西鹿田中島遺跡(橘崎、2003h)・津久田華藏寺遺跡(橘崎、2004c)・宇賀II遺跡(橘崎、2005j)・白井佐又遺跡(橘崎、2005k)・元社社小見内III遺跡(橘崎、2006c)。

これら7遺跡出土人骨10体に古病理が認められた。総合的に、16遺跡29体の古病理を報告する。ただし、実際には、ラムダ小骨・齒槽縁の退縮・齒の生前脱落・無歯顎・齶歯(虫歯)・歯石・齒の異常磨耗・エナメル質減形成・第3大臼齒の退化形・変形性関節症・骨増殖・脊椎炎等は、多くの遺跡出土人骨にも認められており、すでに報告書中に記載済みのものも多い。しかしながら、紙面の制約もあるために、これらの症例については、出土人骨の保存状態が良いものに限って報告した。したがって、上記の症例・特に、齒槽縁の退縮・齒の生前脱落・無歯顎・齶歯(虫歯)・歯石・齒の異常磨耗・エナメル質減形成も含めると、かなりの症例数になる。

2. 頭蓋骨の古病理

(1) 骨膜炎 [Periostitis]

骨膜炎は、外骨膜の炎症であり、その多くは細菌の感染による。化膿性骨膜炎である。骨膜炎は、全身どここの骨にも出現する（鈴木、1998）。

この骨膜炎の症例は、今井三騎堂遺跡近世石塔付近出土約30歳代～40歳代男性人骨に認められた（横崎、2005b）。本個体の、頭蓋骨右頸骨の頸骨顔面孔部周囲約10mm四方に、骨の増殖が認められ、骨膜炎であると推定された。本個体は、同時に、右上顎骨に膿瘍も認められている。



写真1. 骨膜炎【今井三騎堂遺跡石塔付近出土人骨】

(2) 眼窩筋（クリプラ・オルビタリア）[Cribra Orbitaria]

眼窩筋は、眼窩の上板に多孔性の変化が現れるもので、その原因として鉄欠乏症貧血との関連が指摘されている。また、その鉄欠乏貧血の原因としては、穀物偏重の食事を摂取することによる鉄分の不足・感染症下痢症等による鉄分の吸収障害・小児期の成長過程での鉄分需要の増大・月経過多や鉤虫症等の寄生虫疾患あるいは潰瘍等による消化管出血等での異常喪失等が考えられるとしている（鈴木、1998）。

この眼窩筋の出現率を調べた聖マリアンナ医科大学の平田和明によると、縄文時代後晩期人で約9% [44例中4例]・室町時代人で約25% [57例中14例]・江戸時代人で約36% [102例中37例]・現代人で約13% [38例中5例]であった（Hirata、1988a）。さらに、東京都千代田区の東京都立一橋高校遺跡より出土した江戸時代人子供117例と成人102例の合計219例を調べた結果、子供では約66% [117例中77例]に、成人では約36% [102例中37例]という高頻度で認められたという（Hirata、1988b）。

眼窩筋の症例は、西鹿田中島遺跡の近世15号土坑出土40歳代男性人骨の右眼窩に認められた（横崎、2003）。この眼窩筋は、通常、左右対称に出現するが、本個体の場合、左眼窩は破壊しており確認できない。本個体の場合、子供の時期に鉄欠乏症貧血が原因で眼窩筋が形成され、それが治癒した痕跡として残存したものと推定される。

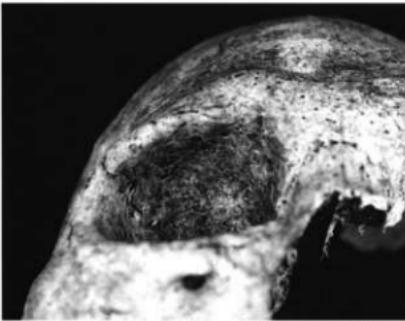


写真2. 眼窓筋（右眼窩）【西鹿田中島遺跡15号土坑出土人骨】

(3) 骨腫 [Osteoma]

ボタン骨腫は、通常、頭蓋骨に単独あるいは複数で認められ、豆ぐらいの大きさの小さく丸い盛り上がりである（STEINBOCK、1976）。頭蓋骨の外板に起き、直徑1cm以下であるが、まれにそれよりも大きいものもある（ORTNER & PUTSCHAR、1981）と記載しているが、改訂版では、頭蓋骨の外板に起き、直徑2cm以下であると記載が変更されている（ORTNER、2003）。また、通常、成人女性よりも成人男性に多く、そのピークは40歳代～50歳代に見られるという（Aufderheide & Rodriguez-Martin、1998）。さらに、イギリスでの症例では、17例中、7例は前頭骨に、6例は頭頂骨に、4例はその他の部位に認められたという。

本症例は、元経社西川遺跡・塙田中原遺跡の中世175号土坑出土40歳代男性人骨に認められた（横崎、2003f）。なお、本症例は未報告である。骨腫は、直徑約3mmのボタン骨腫[Button osteoma]が左頭頂骨に認められた。

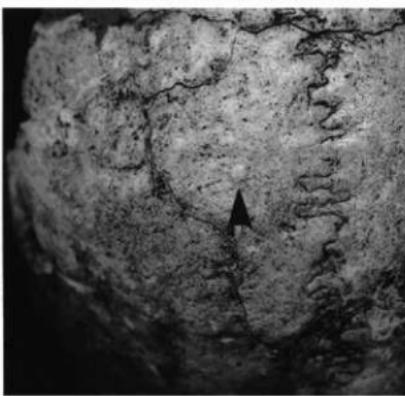


写真3. 骨腫（頭蓋骨上面観）【元経社西川・塙田中原遺跡175号土坑出土人骨】

(4) 鼓室骨裂孔 [Tympanic Dehiscences]

鼓室骨裂孔は、非計測的形質[Nonmetric Trait]あるいは頭蓋形態小変異の中に含まれる。鼓室骨のフュケル孔[Foramen of Huschke]は、子供時代には認められるが、まれに5歳以上でも残存する場合がある(Mann & Hunt, 2005)。性別頻度では、男性が高いという研究と女性に高いという研究があり、確定していない。東北大学の百々幸雄による研究では、女性に頻度がわずかに高いという。大きな傾向としては、モンゴロイドに高い頻度で認められる(Hauser & De Stefano, 1989)。

この鼓室骨裂孔の症例は、今井三駒堂遺跡近世4区1号土坑墓出土約30歳代女性人骨(橘崎, 2005b)及び津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土老齢女性人骨(橘崎, 2004c)に認められた。津久田華藏寺遺跡出土人骨は、未記載である。

①今井三駒堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨

左側に明らかな裂孔が認められ、右側はやや認められた。

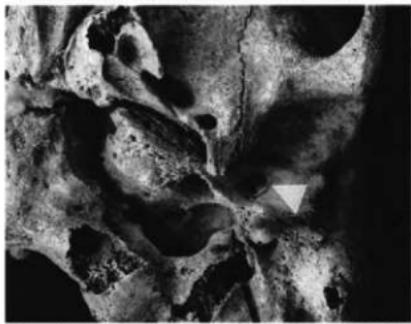


写真4. 鼓室骨裂孔(頭蓋骨下面観)【今井三駒堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨】

②津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土人骨

右側に明らかな裂孔が認められ、左側には認められなかつた。



写真5. 鼓室骨裂孔(頭蓋骨下面観)【津久田華藏寺遺跡1B号土坑出土人骨】

(5) 頸関節症 [Arthrosis of Temporomandibular Joint]

頸関節症は、頸の関節部に異常が認められる症状を言う。

本症例は、中里見原遺跡近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨及び同遺跡近世第3号土坑墓出土約30歳代男性人骨に認められた(橘崎, 2000)。なお、本症例はどちらも未記載である。

• 中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨

左右関節窩部には、すれたような症状が認められる。しかしながら、右側の方が重い症状である。本個体は、老齢個体であり、上顎歯はほとんどが生前脱落を起こした無歯顎の状態であり歯槽も吸収され退縮している。下顎は、一部の歯が残存しているが、恐らく、咬合に異常をきたしたために頸関節症になったと推定される。



写真6. 頸関節症【中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨】

• 中里見原遺跡3号墓坑出土人骨

右側の関節窩部には、すれたような症状が認められる。



写真7. 頸関節症【中里見原遺跡第3号土坑墓出土人骨】

(6) 前頸結節 [Precondylar tubercle]

前頸結節は、非計測的形質[Nonmetric Trait]あるいは頭蓋形態小変異の中に含まれる。この前頸結節の定義は、研究者により異なるが、ハウザー[G. Hauser]とド・ステファーノ[G. F. de Stefano]による本では、後頸骨の大後頸孔前の部分に左右に認められるものを前頸結節と呼び、真ん中にあるものを第3後頸頸と呼んでいる(Hauser & de Stefano, 1989)。

この前頸結節は、今井三騎堂遺跡近世4区1号土坑墓出土約30歳代女性人骨及び同遺跡近世6区1号土坑墓出土約40歳代女性人骨に認められた(植崎、2005b)。

しかしながら、この2例は、大後頸孔内に約2mm突出しており、このような状態の写真や図は、ハウザー&ド・ステファーノの本には掲載されていない(Hauser & de Stefano, 1989)。ところが、バーンズ[E. Barnes]の本には、本2例と全く同じ状態の人骨が前頸結節として写真で掲載されている(Barnes, 1994)。

バーンズによると、これは、頭蓋骨と頸椎がずれたために起きるという。

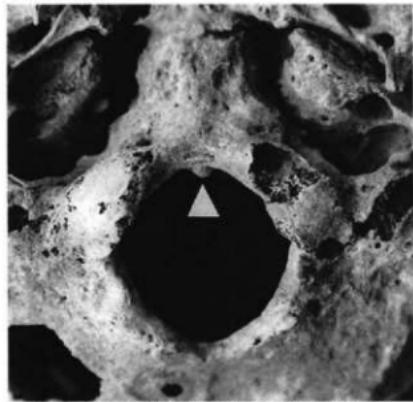


写真8. 前頸結節 [今井三騎堂遺跡4区1号土坑墓出土人骨]

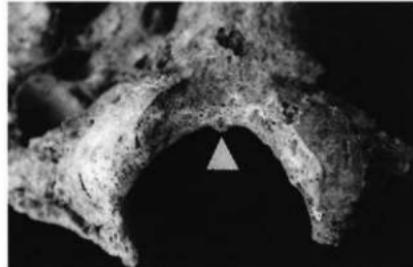


写真9. 前頸結節 [今井三騎堂遺跡6区1号土坑墓出土人骨]

(7) インカ骨 [Inca Bone (Os Incae)]

インカ骨は、非計測的形質[Nonmetric Trait]に含まれる。これは、後頸骨を水平に横断するように縫合があることを言う。このインカ骨は、元々は、モンゴロイドに多いと言われていたが、実際には世界中で観察される(Mann & Hunt, 2005)。現代日本人では、男性で3.1%、女性で2.2%である(Hauser & de Stefano, 1989)。

このインカ骨は、元経社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓出土約40歳代男性人骨に認められた(植崎、2006c)。

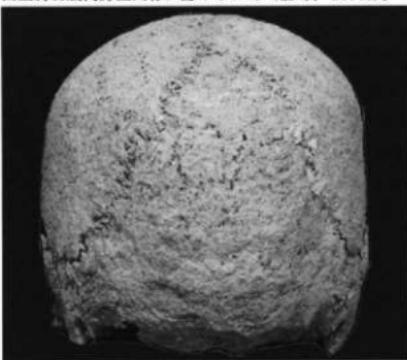


写真10. インカ骨(後頸骨)[元経社小見内Ⅲ遺跡1区5号土坑墓出土人骨]

(8) ラムダ小骨 [Lambdoid ossicle]

ラムダ小骨は、非計測的形質[Nonmetric Trait]あるいは頭蓋形態小変異の中に含まれる。主に、後頸骨に認められるもので、通常のラムダ(人字)縫合とは異なり、さらに縫合ができるものである。

このラムダ小骨の症例は、元経社西川遺跡・塙田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性後頸骨に認められた(植崎、2003f)。

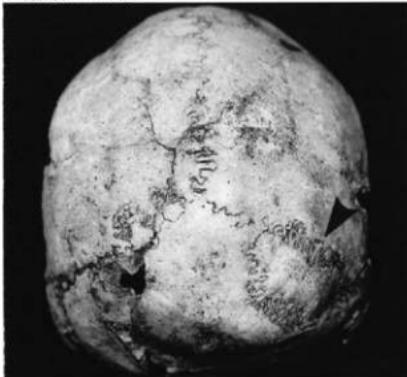


写真11. ラムダ小骨 [元経社西川・塙田中原遺跡175号土坑出土人骨]

3. 頸骨の古病理

(1) 下顎頭退縮 [Reduction of Mandibular Joint]

下顎頭退縮は、老齢に伴い無歯顎になって顎をあまり使用しない場合に認められる (Mann & Hunt, 2005)。

この下顎頭退縮の症例は、津久田華藏寺遺跡中世1B号土坑出土老齢女性の右下顎頭に認められた (横崎, 2004c)。下顎骨の状態は、歯が生前脱落をしており、歯槽が閉鎖した無歯顎の状態である。マン&ハント [Mann & Hunt] の症例では、左下顎頭が退縮しており、右下顎頭は正常な非対称の状態である (Mann & Hunt, 2005)。しかしながら、1B号土坑出土人骨の場合、残念ながら、左下顎頭は破損しているため、対称なのか非対称なのかは判定できない。

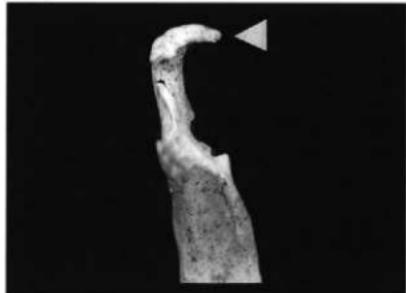


写真12. 下顎頭退縮 [津久田華藏寺遺跡 1B号土坑出土人骨]

(2) 歯槽縁の退縮 [Reduction of Mandibular Ridge]

歯槽縁は、加齢に伴う骨吸収の進行により退縮する傾向がある (瀬田・吉野, 1990)。歯頸線～歯槽縁間の距離は、加齢と共に増加する傾向があり、20歳代で1～2mm・30歳代で2～3mmに増加し、30歳代～50歳代では著明な変化を示さないが、60歳代になると3～5mmと著しく増大するという (瀬田・吉野, 1990)。但し、歯槽膿漏症に罹患した場合にも強い歯槽縁の退縮が生じるという。

この歯槽縁の退縮の症例は、白井佐又遺跡近世7号土坑墓出土人骨に認められた (横崎, 2005k)。

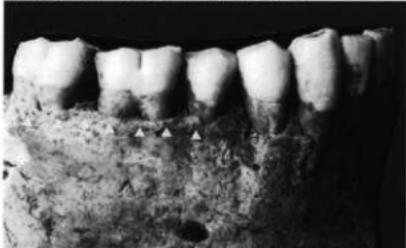


写真13. 歯槽縁の退縮 [白井佐又遺跡 7号土坑墓出土人骨]

(3) 歯の生前脱落 [Antemortem Loss of Teeth]

歯の生前脱落は、齶歯（虫歯）に侵された歯を抜歯した場合・歯槽膿漏等の歯周病で脱落した場合等が想定される。日本の場合、旧石器時代人～古墳時代人では、風習的抜歯も想定され、近代に至っても特定の集団では認められるがその場合の歯種はある程度限定される。

現代人で、抜歯を行う頻度が高い歯種は、上顎では男女共に第1大臼歯であり、犬歯が最も低いという。また、下顎では第1大臼歯が最も高く、男性では犬歯が女性では第1切歎が低いという。さらに、上顎の歯の方が下顎の歯よりも多く抜歯されているという (鈴木, 1964)。

歯の生前脱落の症例は、上福島中町遺跡・塙田村東IV遺跡・品品西浦遺跡・津久田華藏寺遺跡・中里見原遺跡出土人骨他多数に認められたが代表的なものにとどめた。

①上福島中町遺跡

近世II区0面1号土坑出土約30歳代男性人骨の上下顎骨に認められた (横崎, 2003d)。本症例は、上顎骨の右第2小白歯・同第2大臼歯、下顎骨の左右第2小白歯・同左右第2大臼歯の合計6本が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。残念ながら、上顎骨の左側は破損しているため、不明である。

M3	M1	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	P2	M1	M2	M3
M3	M1	P1	C	I2	I1	I1	I2	C	P1	M1	M1	M2	M3



写真14. 歯の生前脱落 [上福島中町遺跡 II区0面1号土坑出土人骨]
(上: 上顎骨咬合面観、下: 下顎骨咬合面観)

②塙田東IV遺跡

近世31号土坑出土約30歳代男性人骨の上顎骨に認められた（横崎、2005d）。本症例は、上顎骨の左右第1大臼歯の合計2本が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、本個体は、梅毒に罹患していたと推定される〔別項参照〕。

M3 M2	P2 P1 C	I2 I1	I1 I2 C	P1 P2	M2 M3
M3 M2 M1 P2 P1 C	I2 I1	I1 I2 C	P1 P2 M1 M2 M3		

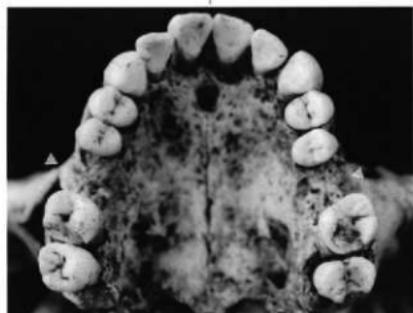


写真15. 齧の生前脱落【塙田東IV遺跡31号土坑出土人骨】

③生品西浦遺跡

近世12号土坑出土老齢男性人骨の下顎骨に認められた（横崎、2005f）。本症例は、歯が一部欠損しているので不確定な部分もあるが、少なくとも、下顎骨の左右第1切歯・同第2切歯・左右犬歯・左右第1小臼歯及び右第2大臼歯の9本が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、上顎骨は無歯顎である。

無歯顎		無歯顎
M3	M1 P2	P2 M1 M2 M3



写真16. 齧の生前脱落【生品西浦遺跡12号土坑出土人骨】

④津久田草藏寺遺跡

中世5号土坑出土約50歳代男性人骨の下顎骨に認められた（横崎、2004c）。本症例は下顎骨であるが、左側は一部破損しているため不明な点もある。少なくとも、右第1小白歯・同第1大臼歯～第3大臼歯・左第1切歯が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。残念ながら、上顎骨は出土していない。

出土していない	出土していない
P2	C I2 I1



写真17. 齧の生前脱落【津久田草藏寺遺跡5号土坑出土人骨】

⑤中里見原遺跡

近世第1号土坑墓出土約30歳代女性人骨の上下顎骨に認められた（横崎、2000）。本症例は、上顎骨の右第2及び第3大臼歯が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。なお、上顎の左大臼歯部は不明である。また、下顎骨の左第1大臼歯が生前脱落をしており、歯槽も閉鎖し歯槽退縮が認められる。

M1 P2 P1 C	I2 I1	I1 I2 C	P1 P2 M1 M2 M3
M3 M2 M1 P2 P1 C	I2 I1	I1 I2 C	P1 P2 M2 M3



写真18. 齧の生前脱落〔上：上顎骨、下：下顎骨〕

〔中里見原遺跡第1号土坑墓出土人骨〕

(3) 無歯顎 [Edentulous]

無歯顎は、歯が生前に脱落することにより、上下顎骨の歯槽が退縮することにより、起きる。無歯顎は、多くの場合、高齢者に認められる。この症例は、中里見原遺跡・生品西浦遺跡・元経社小見内Ⅲ遺跡等多数認められたが、代表的な事例にとどめた。

①中里見原遺跡

近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨に認められた(猪崎、2000)。上顎歯はすべて生前脱落し、歯槽も閉鎖した無歯顎の状態である。下顎歯は、左右第1大臼歯・左第3大臼歯の3本が残存している。

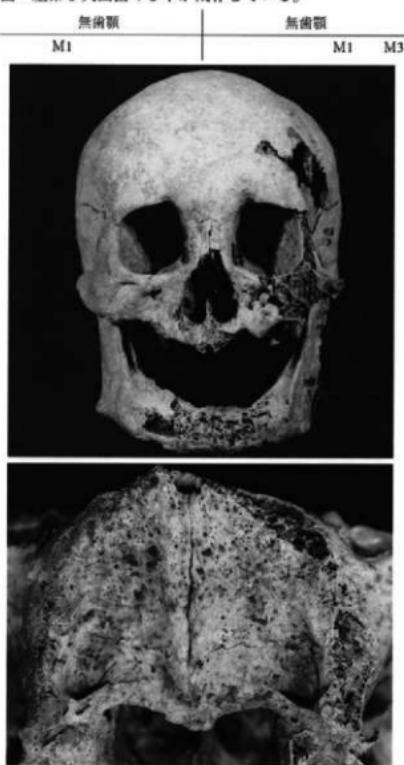


写真19. 無歯顎（上：前面観、下：上顎骨咬合面観）
[中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨]

②元経社小見内Ⅲ遺跡

近世18区7号土坑墓出土老齢男性人骨に認められた(猪崎、2006c)。上顎骨は、左犬歯及び同第2小白歯部の歯槽は開放しているがその他の歯の歯槽は閉鎖している。下顎骨は、すべて歯槽が閉鎖しており無歯顎の状態である。

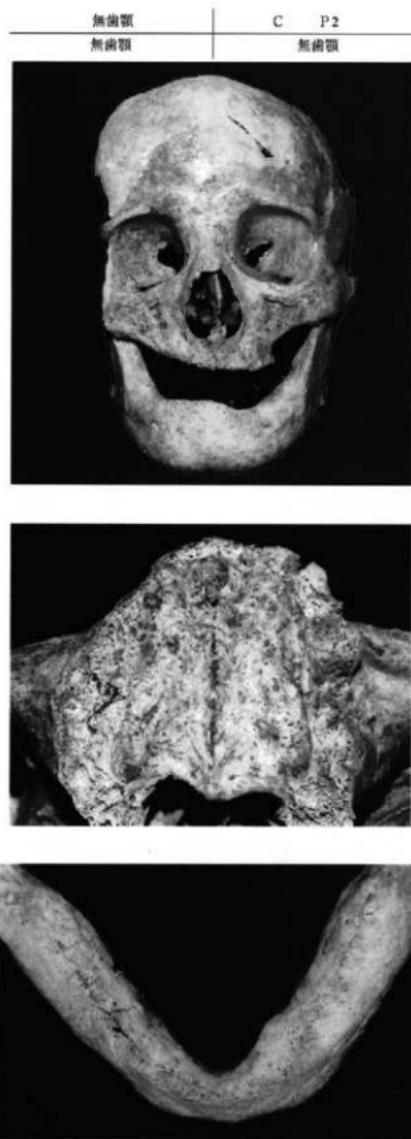


写真20. 無歯顎（上：前面観、中：上顎骨咬合面観、下：下顎骨咬合面観）
[元経社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓出土人骨]

③生品西浦遺跡

近世14号土坑出土老齢女性人骨に認められた（植崎、2005f）。上下顎共に、すべての歯が生前脱落し、歯槽も閉鎖し吸収された状態である。

無歯顎	無歯顎
無歯顎	無歯顎

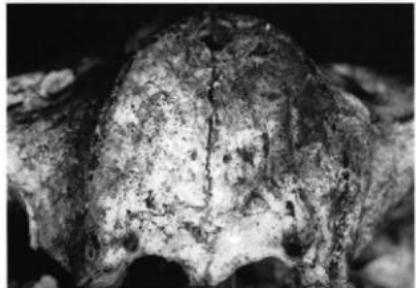


写真21. 無歯顎（上：前面観、中：上顎骨咬合面観、下：下顎骨咬合面観）

【生品西浦遺跡14号土坑出土人骨】

（4）膿瘍【Abscess】

膿瘍は、身体組織の一局部に膿汁の蓄積する病態であり、化膿性炎症の一種である。この膿瘍が進行すると、上下の顎骨を溶解する。

この膿瘍は、今井三駒堂遺跡・生品西浦遺跡・中里見原遺跡出土人骨に認められた。

①今井三駒堂遺跡

近世石塔付近出土約30歳代～40歳代男性右上顎骨の第1大臼歯上部約15mm（中心部）の位置に、直径約5mm程度の穴が認められた（植崎、2005b）。これは、化膿性炎症の一種である膿瘍により、顎骨が溶解したためであると推定される。しかしながら、歯には齶触（虫歯）等の異常は認められなかった。

M1



写真22. 膿瘍【今井三駒堂遺跡石塔付近出土人骨】

②生品西浦遺跡

近世15号土坑及び同22号土坑出土人骨に膿瘍が認められた（植崎、2005f）。

• 15号土坑出土人骨

近世15号土坑出土約40歳代男性人骨の左上顎骨の第1及び第2小臼歯部の顎骨が溶解している（植崎、2005f）。

P1 P2



写真23. 膿瘍【生品西浦遺跡15号土坑出土人骨】

• 22号土坑出土人骨

近世22号土坑出土約40歳代男性人骨に認められた(横崎、2005f)。下顎左第1大臼歯の頬側部頸骨の溶解が認められた。



写真24. 誤瘍【生品西浦遺跡22号土坑出土人骨】
(下顎骨左側面観)

③中里見原遺跡

近世第1号土坑墓出土約30歳代女性人骨に認められた(横崎、2000)。下顎右第1大臼歯の頬側近心根の尖端部に、根尖膿瘍によると考えられる頸骨の溶解が認められた。なお、下顎右第1大臼歯の遠心側は、齲歴(虫歯)におかされている。



写真25. 誤瘍【中里見原遺跡第1号土坑墓出土人骨】
(下顎骨右側面観)

註: 紋印の下にある穴は、誤瘍ではなく正常な栄養孔

4. 歯の古病理

(1) 齧歴(虫歯)【Dental Caries】

齲歴は、俗に虫歯と呼ばれるものである。そのタイプにより、歯の咬合面齲歴・歯冠齲歴・歯根齲歴等に分かれる。その度合いにより、第1度(C1)から第4度(C4)まで分かれる。齲歴は、多くの人骨に認められたが、その詳細については改めて報告することにしたい。ここでは、元総社西川・塙田中原遺跡175号土坑出土人骨のみ報告するにとどめたい。

元総社西川・塙田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性人骨の下顎左第1大臼歯は、歯冠部がほぼ崩壊するほどの第3度齲歴(C3)であり、同第2大臼歯は頬側の歯冠部と歯根部の間に歯根齲歴が認められた(横崎、2003f)。

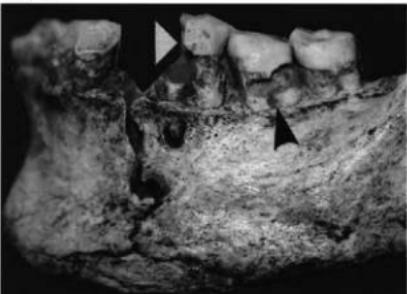


写真26. 齧歴【元総社西川・塙田中原遺跡175号土坑出土人骨】

(2) 歯石【Dental Calculus】

歯石は、歯の歯垢と唾液中のカルシウムが沈着して歯の表面にできたものである。その状態により、軽度から重度に分類される。多くの個体に歯石の付着が認められたが、ここでは、最も多くの歯石の付着が認められた代表的な症例にとどめたい。

この歯石の症例は、津久田草薙寺遺跡5号土坑出土約40歳代男性人骨に認められた(横崎、2004c)。本人骨の、下顎右第1及び同第2切歯の唇側面に歯石の付着が認められた。

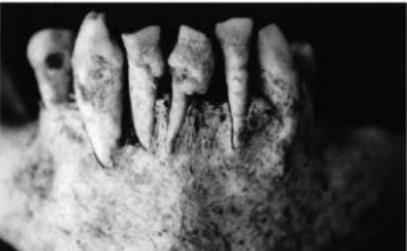


写真27. 歯石【津久田草薙寺遺跡5号土坑出土人骨】

(3) 異常磨耗 [Abnormal Attrition]

歯の咬耗あるいは磨耗は、咀嚼及び咬合によるものを「咬耗」といい、咀嚼以外の器械的作用による硬組織の消耗を「磨耗」という(鈴木、1964)。

この異常磨耗は、多くの出土人骨に認められており、歯で皮革をなめしたり樹皮をしごいたり、苧麻つむぎをしたりした結果であると推定されるが、それについては改めて詳細に報告したい。ここでは、生品西浦遺跡近世15号土坑出土約40歳代男性(橋崎、2005f)及び元総社西川遺跡塚田中原遺跡中世175号土坑出土約40歳代男性(橋崎、2003f)の症例について報告する。

①生品西浦遺跡

15号土坑出土人骨の上顎左右第1切歯に異常磨耗が認められた。これは、左右第1切歯の唇側面に咬耗が認められるという異常磨耗である。通常では認められない咬耗であり、歯を道具として使用した疑いがある。なお、本症例は、未記載である。

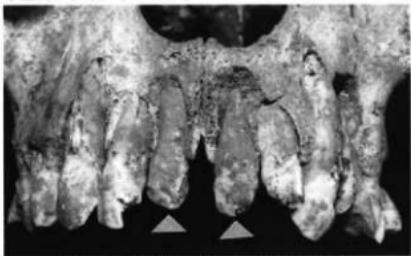


写真28. 異常磨耗【生品西浦遺跡15号土坑出土人骨】

②元総社西川遺跡塚田中原遺跡

175号土坑出土人骨の下顎歯の内、左右第1・2切歯及び左右犬歯の6本が、唇側面が舌側面よりも異常に磨耗している。このような磨耗の状態は、縄文時代人骨に認められるものであり、恐らく、皮革をなめしたり樹皮の繊維をしごいたりしたためと推定される。



写真29. 異常磨耗【元総社西川・塚田中原遺跡175号土坑出土人骨】

(4) エナメル質減形成 [Enamel Hypoplasia]

エナメル質減形成は、歯の形成時期である乳幼児期に栄養不良や病気(麻疹・水痘・風疹・猩紅熱・ジフテリア・肺炎・結核等)が原因でエナメル質の石灰化不全が起こり、それが線状・小窓状・溝状に痕跡を残す状態である(山本、1988)。

このエナメル質減形成の症例は、北牧大境遺跡近世2区6号土坑出土約8歳女性[女児]人骨の上顎右第1切歯へ同大歯に認められた(橋崎、2004b)。



写真30. エナメル質減形成【北牧大境遺跡2区6号土坑出土人骨】

(5) エナメル質形成不全 [Enamel Defect]

エナメル質形成不全は、歯冠形成される時に何らかの理由でエナメル質が正しく形成されない状態を指す。

このエナメル質形成不全の症例は、北牧大境遺跡中世1区233号土坑出土約18歳女性人骨に認められた(橋崎、2004b)。本人骨の上顎右第1切歯の唇側面近心側は、エナメル質が一部欠けており、象牙質が露出している状態である。これは、発掘中あるいは発掘後にエナメル質が傷つけられて欠けたような状態ではない。

写真31. エナメル質形成不全【北牧大境遺跡1区233号土坑出土人骨】
左:上顎右第1切歯、右:同一個体の正常な上顎左第1切歫

(6) 斑状歯 [Fluorosis]

斑状歯は、1915年にマッケイ[Mackay, F. S.]とブラック[Black, G. V.]により、地方病性歯牙歯齦質発育不全として発表され、斑状歯として命名された(鈴木、1964)。エナメル質の形成期に、1~2 ppm以上のフッ素を含む飲料水を日常的に摂取すると、そのフッ素がエナメル質の形成を阻害して、エナメル質形成不全が起きた状態である(大國、2001)。

この斑状歯の症例は、高林三入遺跡の近世A区80号土坑出土約30歳男性人骨の上顎右第1及び第2切歯に認められた(橋崎、2005h)。上顎左第1・2切歫及び下頬

右第1切歯・同左第1・第2切歯は、検出されていない。群馬県内では北部及び中央部において飲料水のフッ素量が $0.5\sim0.9\text{ppm}$ ・ $1.0\sim1.9\text{ppm}$ ・ $2.0\sim4.9\text{ppm}$ と高い地域があることが報告されている(鈴木、1964)。

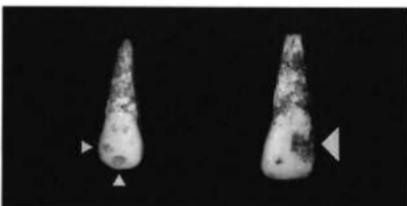


写真32. 斑状歯【高林三入遺跡A区80号土坑出土人骨】
(左: 上顎右第2切歯、右: 上顎右第1切歯側面観)

(7) エナメル滴 (エナメル真珠) [Enamel Drop]

エナメル滴は、歯頸部あるいは歯根部に見られる半球形の真珠様のエナメル質塊であり、大きさは辛うじて肉眼でみとめ得るものから直径 $2\sim3\text{mm}$ にいたるものまで様々である。エナメル滴が現れる歯は大臼歯に限らず、第3大臼歯・第2大臼歯・第1大臼歯の頸に多く認められる(藤田、1976)。

このエナメル滴の症例は、北牧大境遺跡中世233号土坑出土約18歳女性人骨に認められた(横崎、2004b)。エナメル滴は、上顎右第1大臼歯の近心舌側咬頭の歯頸部直下の歯根に直径約 2.5mm が、また同歯の遠心歯根部に直径約 1mm のものが認められた。出現頻度が低い第1大臼歯に認められた点で珍しい症例である。

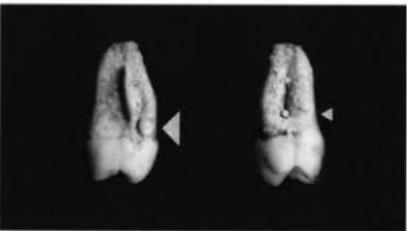


写真33. エナメル滴【北牧大境遺跡1区233号土坑出土人骨】
(左: 近心面観、右: 遠心面観)

(8) 白旁歯 (白旁結節) [Palamolar Dental]

白旁歯あるいは白旁結節は、過剰歯の一種であるが、歯の数が通常より多いことを示す(藤田、1967)。

この白旁歯は、通常、第2あるいは第3大臼歯の頸側近心隅につく場合が多い(藤田、1967)。藤田によると、日本人での頻度は、馬の研究では、上顎第1大臼歯は男

性で0% [376例中]・女性で0% [1,049例中]、同第2大臼歯は男性で0.99% [403例中]・女性で0.18% [1,128例中]、同第3大臼歯は男性で0% [167例中]・女性で0% [334例中] であり、男女共に上顎の第2大臼歯のみに認められるという結果である。これを症例数に直すと、男性では403例中4例で、女性では1,128例中わずかに2例ということになる。つまり、男性では約100例に1例、女性では約500例に1例という低頻度ということである。

また、同じく藤田によると、日本人での頻度を調べた住谷の研究では、上顎第1大臼歯は男性で0.06%・女性で0.16%、同第2大臼歯は男性で0.46%・女性で0.39%、同第3大臼歯は男性で1.38%・女性で0.72%であり、馬の研究とは一部異なり、男女共に上顎の第3大臼歯に高頻度で認められるという結果である。これを症例数に直すと、第1大臼歯では男性で4,737例中3例・女性で3,050例中5例、第2大臼歯では男性で4,805例中22例・女性で3,055例中12例、第3大臼歯では男性で435例中6例・女性で138例中1例ということになる。つまり、第1大臼歯では男性で約1,500例中1例・女性で約600例中1例、第2大臼歯では男性で約200例中1例・女性で約250例中1例、第3大臼歯では男性で約70例中1例・女性で約140例中1例という低頻度ということである。

馬と住谷の研究では、結果に差があるが、これは、観察例の大小による可能性もあるが不明である。

この臼旁歯の症例は、波志江中屋敷西遺跡の中世B区1面1号墓坑出土約20歳代女性人骨の上顎右第2大臼歯の頸側面に認められた(横崎、2005g)。これは、大きさが長径約 5mm ・短径約 4mm の歯で、咬頭は4咬頭が確認された。矮小歯の可能性もあるが、矮小歯の出現する頻度が高い歯種は、上顎第2切歯及び上下顎第3大臼歯であることが知られているが、今回の臼旁歯は、形態的に臼歯であり、上下顎の第3大臼歯は出土しているので、臼旁歯として判定して矛盾しない。

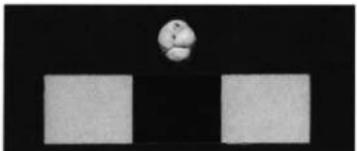


写真34. 臼旁歯【波志江中屋敷西遺跡B区1面1号墓坑出土人骨】

(9) 矮小歯 [Dwarfish Teeth]

矮小歯は、平均よりはるかに小さい歯で、出現する頻度が高い歯種は、上顎第2切歯及び上下顎第3大臼歯であることが知られている(大國、2001)。

この矮小歯の症例は、宇賀II遺跡の中世4区6号土坑出土約30歳代女性人骨に認められた(横崎、2005j)。



写真35. 郊小齒【宇賀Ⅱ遺跡4区6号土坑出土人骨】

(左から、上顎右第1小白齒・同左第2小白齒・下顎右第2小白齒咬合面観)

(10) 桿状歯（樽状歯）[Cork or Barrel Shaped Teeth]

桿状歯（樽状歯）は、歯が栓や樽のように退化したものを目指し、退化傾向が高い歯種は、第3大臼歯に次いで、上顎第2切歯が高いことが知られている（藤田、1958）。この桿状歯よりも退化した歯を円錐歯という。

この桿状歯（樽状歯）の症例は、中里見原遺跡近世3号墓坑出土男性人骨に認められた（橋崎、2000）。本出土人骨の、上顎左右第2切歯は、桿状歯である。中でも、上顎左第2切歯の方が右第2切歯よりも桿状化が強い。

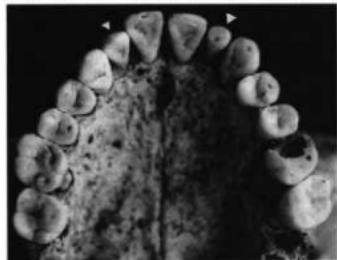


写真36. 桿状歯【中里見原遺跡第3号土坑出土人骨】

(11) 第3大臼歯の退化形【Degeneration of M3】

上下顎の第3大臼歯は、退化形が多く認められることが知られている（藤田、1967）。

この内、上顎大臼歯の退化形が、上三原田東峯遺跡中世H1号地下式土坑出土約25~35歳女性人骨に認められた（橋崎、2002d）。本出土人骨の上顎右第3大臼歯は、上顎小白歯に良く似た形を有している。

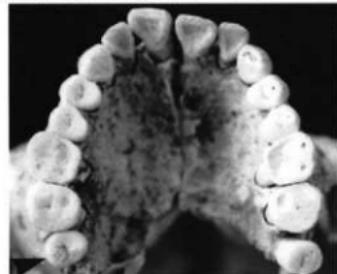


写真37. 第3大臼歯の退化形【上三原田東峯遺跡H1号地下式土坑出土人骨】

5. 四肢骨の古病理

(1) 变形性関節症【Arthritis】

変形性関節症は、関節に限られた局所的な疾患であり、加齢現象に加え、長年にわたる関節への力学的な負荷、あるいは機械的ストレスも大きな要因となって発生する（鈴木、1998）。

この変形性関節症の症例は、生品西浦遺跡及び上福島中町遺跡出土人骨に認められた。

①生品西浦遺跡18号土坑

生品西浦遺跡の近世18号土坑出土50歳代男性人骨の右手の第3基節骨と第2中節骨は融合している（橋崎、2005f）。恐らく、関節炎あるいは慢性関節リウマチにより、融合を起こしたものと推定される。

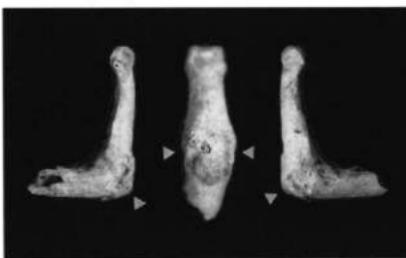


写真38. 変形性関節症【生品西浦遺跡18号土坑出土人骨】

(左から、外側面観・背側面観・内側面観)

②生品西浦遺跡15号土坑

生品西浦遺跡の近世15号土坑出土40歳代男性人骨の右第3中手骨の頭部には、関節症による骨増殖が認められた（橋崎、2005f）。



写真39. 変形性関節症【生品西浦遺跡15号土坑出土人骨】

(左から、背側面観・掌側面観・外側面観・内側面観)

③上福島中町遺跡II区0面1号土坑

上福島中町遺跡の近世II区0面1号土坑出土30歳代男性人骨の左上腕骨及び左尺骨に、変形性関節症が認められた(橘崎、2003d)。



写真40. 变形性関節症 [上福島中町遺跡II区0面1号土坑出土人骨]
(左上腕骨前面観)

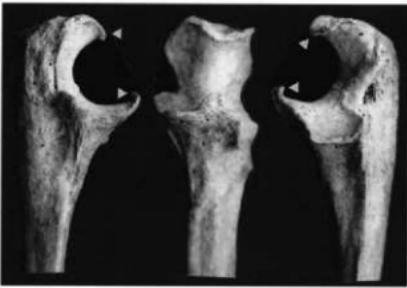


写真41. 变形性関節症 [上福島中町遺跡II区0面1号土坑出土人骨]
(左尺骨: 左から外側面観・前面観・内側面観)

(2) 骨折 [Fracture]

骨折には様々なタイプがあるが、骨折しやすい部位としにくい部位とがある。ハミルトン [Hamilton]による387例の研究では、脛骨と腓骨[72例](18.6%)・大腿骨[71例](18.3%)・鎖骨[41例](10.6%)・上腕骨[39例](10.1%)・桡骨と尺骨[33例](8.5%)・橈骨[27例](7.0%)・鼻と顎面部[24例](6.2%)・尺骨[22例](5.7%)・脛骨[19例](4.9%)・腓骨[16例](4.1%)と続く(Ortner & Putchar, Ortner,)。これらを、大きく分類し直すと、下腿部：脛骨と腓骨[107例](27.6%)・前腕部：桡骨と尺骨[82例](21.2%)・大腿骨[71例](18.3%)・鎖骨[41例](10.6%)・上腕骨[39例](10.1%)・鼻と顎面部[24例](6.2%)の順になる。このように、下腿部及び前腕部は骨折しやすい部位である。

津久田華藏寺遺跡中世5号土坑出土約40歳代～50歳代男性人骨の右橈骨遠位端に、コーレス骨折 [Colles'

Fracture] の治癒痕が認められた(橘崎、2004c)。これは、転倒した際に咄嗟についた腕が骨折を起こしたものである。



写真42. コーレス骨折 [津久田華藏寺遺跡5号土坑出土人骨]
(右橈骨: 左・前面観、右・後面観)

(3) 骨膜炎 [Periostitis]

骨膜炎は、外骨膜の炎症であり、その多くは細菌の感染による。化膿性骨膜炎であるが、多くは骨髓炎 [Osteomyelitis] を併発する場合が多い。骨膜炎は、全身どこの骨にも出現するが、下肢の長骨、例えば脛骨や腓骨によく出現する(鈴木、1998)。

この骨膜炎の症例は、見立峯遺跡II近世11号土坑墓出土約9歳男性(男児)人骨に認められた(橘崎、2003g)。近世11号土坑墓出土約9歳男性(男児)人骨の、左大腿骨の骨幹部の後面中央部に骨の増殖が認められ、骨膜炎であると推定された(橘崎、2003g)。



写真43. 骨膜炎 [見立峯遺跡II11号土坑墓出土人骨]
(左: 大腿骨後面観、右: 大腿骨骨幹部)

(4) 骨髓炎 [Osteomyelitis]

骨髓炎は、骨膜炎が進行した場合が多く、骨膜からさらに奥の骨髄にまで炎症が達したものである。

この骨髓炎は、生品西浦遺跡近世20号土坑出土約30歳代女性人骨に認められた(橋崎、2005f)。本個体の右大腿骨骨幹部後面部・右脛骨骨幹部内側面及び外側面・左脛骨骨幹部内側面及び外側面・右腓骨内側面に、骨の異常増殖が認められ骨膜炎であると推定された。しかしながら、左右脛骨は、骨膜炎よりは骨髓炎であると推定される。左腓骨は出土していないが、恐らく、左右の脛骨及び右腓骨と同様に骨膜炎に侵されていた可能性が高い。生前は、歩行にも困難をきたしていたであろう。なお、この骨膜炎及び骨髓炎は、梅毒に罹患した場合にも認められる症状であるが、頭蓋骨やその他の四肢骨には異常が認められなかった。

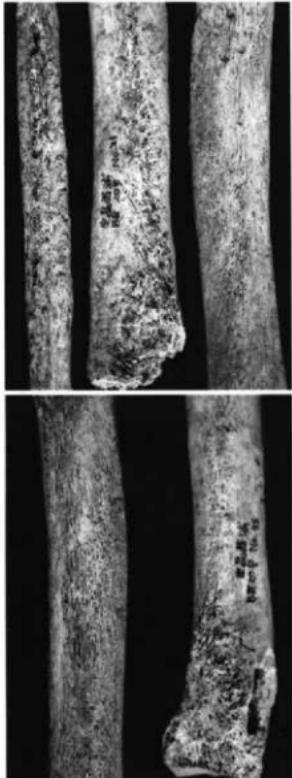


写真44. 骨膜炎【生品西浦遺跡20号土坑出土人骨】

(上:右腓骨内側面観、右脛骨外側面観・内側面観、下:左脛骨内側・外側面観)

(5) 骨増殖 [Osteophytes]

骨増殖は、骨の異常増殖による。この骨増殖の症例は、生品西浦遺跡近世20号土坑出土約30歳代女性人骨(橋崎、2005f)及び元絃社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土老齢男性人骨に認められた(橋崎、2006c)。

①生品西浦遺跡近世20号土坑出土人骨

本個体の、右脛骨の寛骨耳状面には、骨増殖が認められた。本症例は、未記載である。

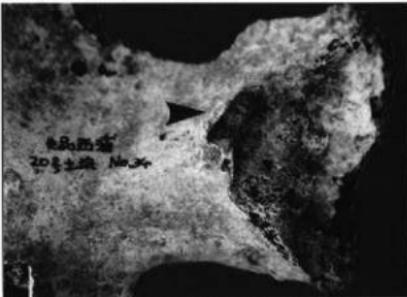


写真45. 骨増殖【生品西浦遺跡20号土坑出土人骨】(右脛骨内側面観)

②元絃社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土人骨

本個体の、左右脛骨の後面のヒラメ筋線部付着部に、骨増殖が認められる。骨増殖の程度は、右脛骨の方が強い。また、同一個体の脊椎骨には、著しい骨棘も認められた。



写真46. 骨増殖【元絃社小見内Ⅲ遺跡18区7号土坑墓出土人骨】

(上:左右脛骨後面観、下:右脛骨後面観大)

(6) 脊椎骨癒合 [Fuse of Vertebrae]

脊椎骨の癒合は、結核（脊椎カリエス）及び老年性変化で認められる（鈴木、1993・1988）。

この脊椎骨癒合の症例は、生品西浦遺跡近世14号土坑出土老齢女性人骨に認められた（植崎、2005f）。本人骨の第4腰椎及び第5腰椎に癒合が認められた。しかしながら、仙骨との癒合は認められなかった。本症例の場合、被葬者の死亡年齢が老齢であり、特に脊椎骨に病理学的痕跡も認められないことから、脊椎カリエスではなく、老年性変化であると推定される。

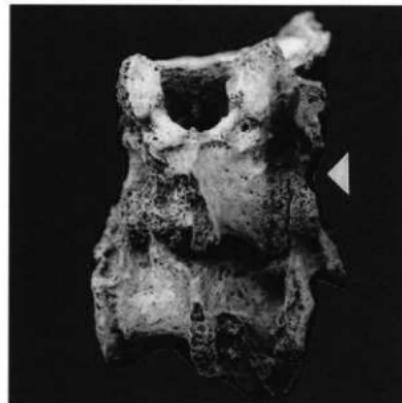


写真47. 脊椎骨癒合【生品西浦遺跡14号土坑出土人骨】

(7) 脊椎骨の圧迫骨折 [Compressed Vertebrae]

脊椎骨の圧迫骨折は、結核（脊椎カリエス）及び老年性変化の骨粗鬆症で認められる（鈴木、1993・1988）。

この脊椎骨の圧迫骨折の症例は、生品西浦遺跡近世18号土坑出土約50歳代男性人骨に認められる（植崎、2005f）。なお、本症例は未記載である。また、本個体には、関節炎あるいは関節リウマチによる指の癒合も認められた[別項参照]。

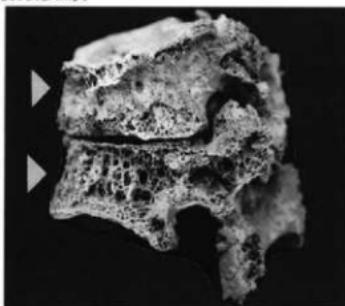


写真48. 脊椎骨の圧迫骨折【生品西浦遺跡18号土坑出土人骨】

(8) 広汎性特発性硬化性骨化過剰症症候群 [DISH]

[Diffuse Idiopathic Hyperostosis Spondylitis]

広汎性特発性硬化性骨化過剰症症候群 (DISH) は、脊椎骨の靭帯が骨化することにより起こる。通常、頸椎及び胸椎下部がおかされる場合が多い。また、50歳以上の男性によく認められるという。この DISH は、強直性脊椎炎と症状がよく似ることが知られている。本症例は、江戸時代人骨に認められたという報告がある (SUZUKI et al., 1993)。

この DISH の症例は、元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区2号土坑墓出土約30~40歳女性人骨に認められた（植崎、2006c）。出土人骨の保存状態は悪く、脊椎骨の後部は破損しているため、部位同定も困難である。しかしながら、脊椎骨椎体の大きさで、恐らく頸椎部であると推定される。本個体は、頸椎の靭帯が骨化し、そのために頸椎3個が癒合している状態である。



写真49. DISH【元総社小見内Ⅲ遺跡18区2号土坑墓出土人骨】

(9) 脊椎炎あるいは骨棘 [Ankylosing Spondylitis]

脊椎炎は、脊椎の炎症により骨棘が形成され、場合によっては脊椎骨の癒合が起きる症候である。この骨棘は、加齢により脊椎骨の椎体部から骨の棘が形成されるものを指すが、加齢に伴うものかあるいは、生業に伴うものかは判定できない場合も多い。

この脊椎炎の症例は、元総社小見内Ⅲ遺跡近世18区7号土坑墓出土老齢男性人骨の腰椎に認められた（植崎、2006c）。本人骨の腰椎には、著しい骨棘が形成されている。なお、本個体には、無歯頬・骨増殖も認められた[別項参照]。



写真50. 背椎炎 [元経社小見内墓遺跡18区7号土坑墓出土人骨]
 (上：上面観、下：前面観)

(10) 寛骨と仙骨の癒合 [Fuse of Innominate & Sacrum]

寛骨と仙骨の癒合は、老年性変化として認められる。本症例は、中里見原遺跡近世第2号土坑墓出土約50歳代男性人骨に認められた(橘崎、2000)。本個体の左寛骨と仙骨は、仙腸関節部が完全に癒合している。しかしながら、右寛骨との癒合は認められなかった。強直性脊椎炎の疑いもある。



写真51. 寛骨と仙骨の癒合 [中里見原遺跡第2号土坑墓出土人骨]

6. 梅毒 [Treponematoses]

梅毒の起源は、コロンブスがアメリカから1492年以降にヨーロッパに持ち帰ったという説と元々ヨーロッパに存在したという説があり、未だに決着はついていない。土肥慶三の『日本梅毒史』によると、日本では室町時代[1338年～1573年]の永正9(1512)年に、中国の広東省から京都に伝わり、翌年には関東地方に伝わったというものが定説になっている。これを裏付けるかのように、日本では、中世の室町時代人骨である東京の鍛冶橋遺跡や近世の出土人骨に、多数、骨梅毒の痕跡が認められている。なお、近世の骨梅毒についてまとめたものに、東京都老人総合研究所の鈴木隆雄による研究がある(SUZUKI, 1984; 鈴木, 1998・2003)。

この梅毒の症例は、塙田村東IV遺跡近世31号土坑出土約30歳代男性人骨に認められた(橘崎、2005d)。

①症状

梅毒による病変は、皮膚・骨・心血管系・肝臓や小腸等の消化器系・中枢神経までもがおかされる。症状は、3期に分かれ、感染後数週間は性器のみだが、その後数ヶ月すると全身にバラ疹ができる、数年後にはゴム腫と呼ばれる腫瘍ができ、骨を破壊し、大動脈瘤破裂といった症状をもたらす。

②骨の特徴

スタインボックによると、骨梅毒に侵される骨の部位は、頭蓋骨と脛骨が主であり、その他、鎖骨・胸骨・上腕骨・橈骨・尺骨・大腿骨も含まれるという(Steinbock, 1976)。なお、ハンセン病は、梅毒と症状が似ることが知られているが、ハンセン病では上顎骨及び脛骨・腓骨・手足の指の先端部が罹患するが、本出土人骨の手足の指にはその症例が認められなかった。

③人骨の症状

出土人骨を観察すると、頭蓋骨では骨の梨状孔下縁部及び上顎骨に骨萎縮が認められる。また、尺骨・大腿骨遠位部・脛骨・腓骨に骨の異常増殖による肥厚が認められた。歯を観察すると、上顎の左右第1大臼歯は生前脱落を起こしており、歯槽も閉鎖し退縮している。上顎の左右第2大臼歯・下顎左第2大臼歯・下顎左右第3大臼歯の咬合面には、転倒・衝突・転落・打撲等により強い外力が加わり、歯冠部が破損した痕跡が認められた。生前に、前出の事故に遭遇したと推定される。これらの歯の形態は、一見、桑実状臼歯に似ている。この桑実状臼歯は、梅毒に先天的に罹患した際に現れることが知られているが、同時に上下顎の切歯の先端部が欠損するハッチンソンの歯は本個体には認められないため、被葬者は先天性梅毒ではなく、後天的に罹患したものと推測される。異常を総合して、本人骨は梅毒に罹患していたと推定される。なお、本報告者が知る限り、群馬県内の出土人骨で梅毒に罹患した例は初見である。



写真52 梅毒 [塙田村東M'遺跡31号土坑出土人骨]
左上：顎蓋骨前面觀（梨状孔と上頸骨の骨萎縮に注意）
右上：上顎齒咬合面觀、右下：上顎左右第2・第3大臼齒
下：左から右胫骨内側面觀・同骨内側面觀拡大、左胫骨内
側面觀拡大・同骨内側面觀



まとめ

群馬県下の32遺跡約200体の中近世人骨の古病理を、頭蓋骨・上下顎骨・歯・四肢骨の部位に分けて観察した。その結果、16遺跡29体に何らかの古病理的所見が認められた。

- ・頭蓋骨では、骨膜炎・眼窩縮・骨腫・鼓室骨裂孔・頸関節症・前額結節・インカ骨・ラムダ小骨の8症例が認められた。
- ・上下顎骨では、下顎頭退縮・歯槽縁の退縮・歯の生前脱落・無歯頭・髄瘍の5症例が認められた。
- ・歯では、齲歯・歯石・異常磨耗・エナメル質減形成・エナメル質形成不全・斑状歯・エナメル滴・臼旁歯・矮小歯・栓状歯・第3大臼歯の退化形の11症例が認められた。
- ・四肢骨では、変形性関節症・コレス骨折・骨膜炎・骨髓炎・骨増殖・脊椎骨癒合・脊椎骨の圧迫骨折・DISH・脊椎炎・寛骨と仙骨の癒合の10症例が認められた。また1例ではあるが、梅毒が認められた。

今回は、ある程度保存状態が良い人骨を掲載したが、齲歯・歯石・異常磨耗・エナメル質減形成等の症例は、多くの人骨に認められている。いずれ、別の機会に、改めて報告したい。

以下の表に、まとめを示した。

謝辞

本論文を記載する元となった人骨に関する考古学的情報をご提供いただいた以下の方々に感謝する。

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団の井川達雄氏・石守晃氏・今井和久氏・大木紳一郎氏・大西雅広氏・小野和之氏・神谷佳明氏・菊池実氏・木津博明氏・小島敦子氏・齋田智彦氏・齊藤利昭氏・桜井美枝氏・篠澤泰史氏・岡利明氏・慈江秀夫氏・山口逸弘氏・渡辺弘幸氏。元群埋文の小林正氏・齊藤英敏氏・角田芳昭氏・長沼孝則氏。前橋市教育委員会の高橋亨氏・渋川市教育委員会の小林修氏・太田園男氏・みどり市教育委員会の萩谷千明氏と小菅将夫氏、玉村町教育委員会の中島直樹氏。

後記

本報告者が古病理学に关心を持ったのは、本報告者の人類学の最初の師である故鈴木尚先生のおかげである。その後、海外留学中の1985年に短期間ではあったが、アメリカでの古病理学の権威であり当時ノースウェスタン大学(現ニュー・メキシコ大学)のジェーン・バイクストラ [Jane E. BUIKSTRA] 先生のご指導で眼窩縮の観察を行った。さらに、帰国後は、日本での古病理学の権威である東京都老人総合研究所の鈴木隆雄先生のご指導を受けた。この3人の先生方に、感謝したい。

遺跡名	時代	土坑名	性別	死亡年齢	病変部位及び古病理			
					頭蓋骨	上下顎骨	歯	その他
中里見廻遺跡	近世	第1号土坑墓	女性	約30歳代	生歯根折・齲瘍	-	-	-
	近世	第2号土坑墓	男性	約50歳代	齲開節症	無歯隙	-	寛骨と仙骨の癒合
	近世	第3号土坑墓	男性	約30歳代	齲開節症	-	枝状歯(根折歯)	-
上福島町中町遺跡	近世	Ⅲ区2号土坑	男性	約30歳代	-	生歯根折	-	変形性関節症
	中世	17号土坑	男性	約40歳代	脊椎・ラムダ小骨	-	齲歯・異常磨耗	-
元和寺社西山瑞山中原遺跡	中世	1区223号土坑	女性	約18歳	-	-	エナメル質形成不全・エナメル滴	-
	北条大塚遺跡	近世	2区6号土坑	女性	約10歳	-	-	エナメル質形成
今井三塚坐遺跡	近世	4区1号土坑	女性	約30歳代	歯嚢骨鉗孔・前額結節	-	-	-
	近世	6区1号土坑	女性	約40歳代	前額結節	生歯根折	-	-
	近世	石垣付近	男性	約30~40歳代	歯嚢・骨折歯	-	-	-
毘村田東吉遺跡	近世	31号土坑	男性	約30歳代	梅毒	生歯根折	-	梅毒
	近世	12号土坑	男性	老齢	-	生歯根折	-	-
生品西塚遺跡	近世	14号土坑	女性	老齢	-	無歯隙	-	脊椎骨癒合
	近世	15号土坑	男性	約40歳代	-	齲歯	異常磨耗	変形性関節症
	近世	19号土坑	男性	約30歳代	-	-	-	変形性関節症・丘道骨刺
	近世	20号土坑	女性	約30歳代	-	-	-	骨關節・骨連鎖
	近世	22号土坑	男性	約40歳代	-	齲歯	-	-
	近世	E区1面1号墓	女性	約20歳代	-	-	臼旁歯	-
高志江中原敷西遺跡	近世	A区80号土坑	男性	約30歳代	-	-	齲歯	-
	上三草原田家東遺跡II	中世	II-1号地六号土坑	女性	約25~35歳	-	-	第3大臼歯の退化形
見立峯墓群II	近世	11号土坑墓	男性	約9歳	-	-	-	骨折歯
	近世	15号土坑	男性	約40歳代	-	齲歯	-	-
	近世	1号土坑	女性	老齢	黄室骨裂孔	下顎頭の退縮	-	-
津久田森藏寺遺跡	中世	1号土坑	女性	老齢	-	生歯根折	-	-
	中世	5号土坑	男性	約40歳代	-	歯石	コレス骨折	-
宇置豆足跡	中世	4区6号土坑	女性	約30歳代	-	-	矮小歯	-
	中世	7号土坑	女性	約30歳代	-	齒槽縁の冠縮	-	-
白井佐久遺跡	近世	1区5号土坑墓	男性	約40歳代	イシオ骨	-	-	-
	中世	186区2号土坑墓	女性	約20~40歳代	-	-	DISH	-
	近世	186区7号土坑墓	男性	老齢	-	無歯隙	-	管理歯・骨折歯

引用文献【和文及び英文共に著者名のABC順】

・既報対象遺跡

〔群査文〕群馬県歴史文化財調査事業団・群査文と略〕

柄崎修一郎 1998 「4、浜川高田遺跡出土人骨」、『浜川遺跡群』、(財)群査文、第23集、p.365-372。

柄崎修一郎 2000 「第9章第2項、中里見原遺跡・上里見牛ノ下遺跡出土人骨」、『中里見原遺跡群』、(財)群査文、第271集、p.221-234。

柄崎修一郎 2001 「元能社西川遺跡」、『元能社西川遺跡』、(財)群査文、第288集、p.86-90。

柄崎修一郎 2002 a 「上福原町北道跡出土人骨」、『上福原町遺跡』、(財)群査文、第290集、p.1025-1029。

柄崎修一郎 2002 b 「鶴光路横樋跡出土人骨」、「鶴光路横樋跡」、(財)群査文、第294集、p.187-191。

柄崎修一郎 2002 c 「宿橋手三波川遺跡及び西横手遺跡出土人骨」、『宿橋手三波川遺跡・西横手遺跡群』、(財)群査文、第310集、p.416-419。

柄崎修一郎 2003 a 「曾谷右岸遺跡出土人骨」、『曾谷右岸遺跡』、(財)群査文、第313集、p.233-238。

柄崎修一郎 2003 b 「元能社諏訪西道跡出土人骨」、「荒砥源訪西道跡II・荒砥源訪東道跡」、(財)群査文、第315集、p.196-197。

柄崎修一郎 2003 c 「今井江西街道跡出土人骨」、「波志江西里敷道路」、(財)群査文、第316集、p.191-193。

柄崎修一郎 2003 d 「上福原町中島遺跡出土人骨」、「上福原町中島遺跡」、(財)群査文、第318集、p.222-231。

柄崎修一郎 2003 e 「中橋口遺跡・下原道跡出土人骨」、「久々戸・中橋口・下原・横棚中村遺跡」、(財)群査文、第319集、p.427-433。

柄崎修一郎 2003 f 「元能社西川遺跡・塙田中原道跡出土人骨」、「元能社西川遺跡・塙田中原道跡」、(財)群査文、第323集、p.347-359。

柄崎修一郎 2004 a 「荒砥宮田遺跡出土人骨」、「荒砥宮田遺跡」、(財)群査文、第336集、p.219-228。

柄崎修一郎 2004 b 「北牧大堤遺跡出土人骨」、「北牧大堤遺跡」、(財)群査文、第339集、p.208-222。

柄崎修一郎 2005 a 「石原東道跡出土人骨」、「石原東道跡」、(財)群査文、第340集、p.318-333。

柄崎修一郎 2005 b 「今井三騎堂遺跡出土人骨」、「今井三騎堂遺跡・今井見切堀道跡」、(財)群査文、第346集、p.255-314。

柄崎修一郎 2005 c 「今井三切堀道跡出土人骨」、「今井三騎堂遺跡・今井見切堀道跡」、(財)群査文、第346集、p.315-322。

柄崎修一郎 2005 d 「塙田東IV・塙田中原道跡出土人骨」、「塙田村東IV道跡・塙田中原(0区)道跡・引向低窪道跡」、(財)群査文、第347集、p.303-319。

柄崎修一郎 2005 e 「他九高塙遺跡出土人骨」、「他九高塙遺跡」、(財)群査文、第348集、p.353-355。

柄崎修一郎 2005 f 「生品西浦遺跡出土人骨」、「生品西浦遺跡」、(財)群査文、第351集、p.178-208。

柄崎修一郎 2005 g 「波志江中屋敷西道跡出土人骨」、「波志江中屋敷西道跡」、(財)群査文、第352集、p.201-208。

柄崎修一郎 2005 h 「高林三入道跡出土人骨」、「高林三入道跡・八反田遺跡」、(財)群査文、第357集、p.277-280。

柄崎修一郎 2005 i 「浜町遺跡出土人骨」、「浜町遺跡」、(財)群査文、第358集、p.324。

柄崎修一郎 2006 a 「御詔・木見道跡出土人骨」、「御詔・木見道跡」、(財)群査文、第361集、p.261-264。

柄崎修一郎 2006 b 「椎高久久保道跡出土人骨」、「椎高久久保道跡」、(財)群査文、第366集、p.448-450。

(市町村)

柄崎修一郎 2002 d 「上三原田東峯道跡出土人骨」、「上三原田東峯道跡II」、群馬県多摩郡赤城山村教育委員会、p.77-84。

柄崎修一郎 2003 g 「第9章・見立恵那跡出土人骨」、「横野地区遺跡群群IV・見立恵那跡II・南沢日向駒道跡」、群馬県多摩郡赤城山村教育委員会、p.257-277。

柄崎修一郎 2003 h 「西・西面田中島遺跡出土人骨」、「西面田中島遺跡発掘調査報告書(1)」、豊野町教育委員会、p.241-251。

柄崎修一郎 2004 c 「津久田草薙寺遺跡出土人骨」、「津久田草薙寺遺跡」、群馬県多摩郡赤城山村教育委員会、p.37-47。

柄崎修一郎 2005 j 「第6章・宇賀II遺跡(第1次調査)出土人骨」、「宇賀II遺跡」、群馬県佐波郡玉村町教育委員会、p.101-103。

柄崎修一郎 2005 k 「第8章・出土人骨の分析」、「白井佐又遺跡」、群馬県子持村教育委員会、p.136-139。

柄崎修一郎 2006 c 「元能社小見内II遺跡出土人骨」、「元能社蒼海遺跡」、群馬県前橋市教育委員会(印刷中)

・和文引用文献

藤枝太朗 1967 「歴の解説(第21版)」、金原出版

柄崎修一郎 2004 d 「第4章 群馬の弥生人たち」、「群馬の遺跡3・弥生時代」、上毛新聞社、p.111-145。

柄崎修一郎 2005 l 「群馬県出土歴骨データベース」、(財)群馬県歴史文化財調査事業団、『研究紀要』、(23):110-118、(財)群査文

柄崎修一郎・石守 晃 2005 群馬県出土人骨データベース：(財)群馬県歴史文化財調査事業団編、『研究紀要』、(23):99-109、(財)群査文

日本人類学会編 1956 『縄文土器類の発見中の世遺跡とその人骨』、岩波書店

鶴岡 鶴 2001 「身元確認」、フリーブレス

柳田 圭介・吉野峰生 1990 「白骨死体の鑑定」、今文社

下関市教育委員会編 1985 「吉母浜遺跡」、下関市教育委員会

鈴木 真 1989 舞澤市千本浜の古墳と関東地方の中世日本人頭骨、「人體学叢書」

鈴木 勝 1964 「法医学」、現代書房

鈴木 俊雄 1993 「我が国の結核症の起源と初期流行についての古病理学的研究」、「日本人と日本文化の形成」(増原和郎編)、朝倉書店

鈴木 俊雄 1998 「骨からみた日本人」、講談社

鈴木 俊雄 2003 「5. 骨にみる病変」、「骨の事典」(鈴木俊雄・林泰史編)、朝倉書店、p.121-159。

山本美代子 1996 日本古人骨永久歯のエナメル質減形成、「人類学雑誌」、96:417-433。

由ヶ浜汎用道跡発掘調査団 2002 「神奈川県鎌倉市由ヶ浜汎用道跡」、由ヶ浜汎用道跡発掘調査団

•英文引用文献

AUFRICHERDHE, Arthur C. & RODRIGUEZ-MARTIN, Conrado 1998 *The Cambridge Encyclopedia of Human Paleopathology*, Cambridge University PressBARNES, Ethne 1994 *Developmental Defects of the Axial Skeleton in Paleopathology*, the University Press of ColoradoBROTHWELL, D. R. 1981 *Digging up Bones*(3rd ed.), British Museum (Natural History)BROTHWELL, D. R. & SANDISON, 1967 *Diseases in Antiquity*, C. C. Thomas BUIKSTRA, Jane E.(ed.) 2001 *Prehistoric Tuberculosis in the Americas*, Northwestern University Archeological ProgramBUIKSTRA, Jane E. & UBELAKER, Douglas H. 1994 *Standards for Data Collection from Human Skeletal Remains*, Arkansas Archeological Survey Research SeriesCAPASSO, Luigi · KENNEDY, Kenneth A. · WILCZAK, Cynthia A. 1999 *Atlas of Occupational Markers of Human Remains*, Edigrafital SpAHAUSER, G. & DE STEFANO, G. F. 1989 *Epidemiologic Variants of the Human Stult*, Schweizerbart.HIRATA, Kazumi 1988a A Contribution to the Palaeopathology of Criba Orbitalis in Japanese: I. Criba Orbitalis in Edo Japanese. *The St. Marianna Medical Journal*, 16(1): 6-24.HIRATA, Kazumi 1988b A Contribution to the Palaeopathology of Criba Orbitalis in Japanese: 2. Severe Trends in the Prevalence of Criba Orbitalis in Japanese. *The St. Marianna Medical Journal*, 16(2): 215-229.JANSSENS, Paul A. 1970 *Paleopathology: Diseases and Injuries of Prehistoric Man*, John Baker Publishers Ltd.KIPLE, Kenneth F. 1993 *The Cambridge World History of Human Disease*, Cambridge UniversityLARSEN, Clark Spencer 1997 *Bioarchaeology: Interpreting Behavior from the Human Skeleton*, Cambridge University PressMANN, Robert W. & HUNT, David R. 2005 *Photographic Regional Atlas of Bone Disease*(2nd ed.), C. C. ThomasMANN, Robert W. & MURPHY, Sean P. 1990 *Regional Atlas of Bone Disease*, C. C. ThomasMAYS, Simon 1998 *The Archaeology of Human Bones*, RoutledgeORTNER, Donald J. 2003 *Identification of Pathological Conditions in Human Skeletal Remains*(2nd ed.), Academic PressORTNER, Donald J. & PUTSCHAR, Walter G. J. 1983 *Identification of Pathological Conditions in Human Skeletal Remains*, Smithsonian Institution PressPOWELL, Mary Lucas & COOK, Delta Collins 2005 *The Myth of Syphilis: The Natural History of Treponemalosis in North America*, University Press of FloridaROBERTS, Charlotte & MANCHESTER, Keith 2005 *The Archaeology of Disease*(3rd ed.), Sutton PublishingSTEINBOCK, R. Ted 1976 *Paleopathological Diagnosis and Interpretation*, C. C. ThomasSUZUKI, Takaaki 1984 *Paleopathological and Paleoprevalimological Study of Osseous Syphilis in Skulls of the Edo Period*, Bulletin No.23, The University Museum, The University of TokyoSUZUKI, Takao · FUJITA, Hisashi · NARASAKI, Shuichiro · KONDO, Osamu & ADACHI, Kazutaka 1993 A Study of Skeletal Remains with Diffuse Idiopathic Skeletal Hyperostosis (DISH) from the Edo Period, Japan, *Anthropological Science*, 101(3): 273-290.ZIMMERMAN, Michael R. & KELLEY, Marc A. 1982 *Atlas of Human Paleopathology*, Praeger PublishersZIVANOVIC, Srboljub 1982 *Ancient Diseases: The Elements of Paleopathology*, Methuen & Co. Ltd.

棟高辻久保遺跡における中世の水田開発と水路

廣津英一

- | | |
|---------------|---------|
| 1.はじめに | 6.地引絵図 |
| 2.遺跡の概要 | 7.水源 |
| 3.遺跡の立地 | 8.中世の水路 |
| 4.小字名と調査区 | 9.古代の水田 |
| 5.引間村・菅谷村・棟高村 | 10.おわりに |

—論文要旨—

水田遺跡は弥生時代から近世まで発掘されてきている。殊に天仁元年(1108)に浅間山が噴出した浅間B軽石(As-Bテフラ)に被覆された水田は今まで数多く発掘調査され、また天明三年(1783)の浅間山噴火に伴う泥流等で覆われた水田も多く検出されてきた。しかしながら中世の水田となるとその検出・調査された遺構は少ない。棟高辻久保遺跡においても中世の水田の検出はできなかった。しかし、それに伴うと考えられる区画された15世紀代の水路を検出することができた。それら水路の区画は近世そして近代へと踏襲されたと考えられる。なぜなら、昭和18年に造成された飛行場下から検出された水田区画と15世紀代の水路の区画の走向がほぼ同じであったからである。そうしたことから、水田開発においては、室町時代15世紀に新たな段階を迎えたことを示すものと考えられる。

キーワード

対象時代 室町
対象地域 群馬県
研究対象 水路と水田

1.はじめに

棟高辻久保遺跡は、一般県道前橋・足門線バイパス(西毛広域幹線道路)の建設に伴って平成13年4月より平成15年9月まで発掘調査された。所在地は、高崎市引間町・棟高町(調査時は、群馬郡群馬町大字棟高・引間)である。

群馬県では、古墳時代、平安時代、江戸時代と水田遺構の発掘調査の数は中世の水田遺構に比べて多い。それは榛名山・浅間山の噴火に伴う火山灰や泥流にその当時の水田が被覆されているため、明確に検出されるからである。中世の水田に関しては、平安時代末の天仁元年(1108)の浅間山の浅間B軽石(As-Bテフラ)を含んだ土壌の水田の検出か、数少ない中世の絵図面や文献からの研究が主なものとなる。または、現代の地形から近代的なものや近世的なものを除いていき中世景観を復元するという歴史地理学の手法もある。

棟高辻久保遺跡でも浅間B軽石に覆われた水田が検出された。また、この遺跡は昭和18年に造成された飛行場の跡地に作られた水田地帯にあり、その造成時に埋められた当時の水田がそっくり検出された。それは近世に遡りうる地形と考えられる。

そこで昭和18年の水田の景観を通して明治時代に作成された絵図や江戸時代の文書から時代を遡ることで、また本遺跡で検出された平安時代末の浅間B軽石下の水田跡の形状や位置から、15世紀の渋群を中心の中世の水田開発の様相を探っていきたいと思うものである。

2. 遺跡の概要

本遺跡は、道路建設の事前調査であるため調査区は長い。そこで調査区を農道で区切り、東側より0区～Ⅶ区とした。また、縄文から近世までの複合遺跡であり、調査された面も多く、五面に及んだ。

まず、第1面は前橋飛行場の造成面である。第2面は飛行場を造成するために埋め立てられた昭和18年の面で

ある。昭和18年にこの地区は飛行場を造るためにその当時の水田を埋め立てて造ったことがこの調査から分かった。この埋め立てられた水田は現在のような広く平らな水田地帯とは違った高低差のある水田地帯であった。地形上から見れば、南東に傾斜しているため西側が高く東側が低くなっている。さらにこのあたりは谷地形になっているためにV区からⅣ区にかけては標高差が約4mあり、V区で検出された昭和18年の水田は階段状になっていた。

第3面と第4面のキー層は、浅間B軽石(As-B)である。この火山灰の残っていた場所はⅡ・Ⅲ区のほぼ全面と0・I・Ⅳ・V・VI区の一部である。Ⅱ・Ⅲ区からはこの火山灰の下より水田が検出された。また、As-Bの一部残る区では、その上から掘り込まれている溝や土坑等が検出された。この面を中近世面として第3面と呼ぶことにした。近世遺構としては、溝・土坑・井戸・溜井などを検出した。中世遺構としては、溝・土坑・ピット・溜井・井戸・火葬施設などを検出した。

0・I・V・VI・VII区では弥生後期から平安時代までの堅穴住居が検出された。中でも古墳時代後期の堅穴住居と奈良平安時代の遺構は多数検出された。VI区の南側では6世紀代の烟跡が2時期にわたり検出されている。

3. 遺跡の立地

遺跡の所在地である群馬町は群馬県の中央のやや南より、榛名山の東南麓の相馬ヶ原扇状地上にある。相馬ヶ原扇状地は火山山麓扇状地で、群馬町はその扇央から扇端の位置にあり、町域はおおむね標高110～240mの範囲を占める。平均勾配約1000分の24を示し、町全体が東南へ緩やかに傾斜する。

町内には、牛池川、染谷川、唐沢川など火山山麓特有の放射状河川が数本並列して流れている。これらの河川は、すべて相馬ヶ原扇状地内に源を発し、扇状地の扇端部で、深さ4～5mの谷や谷底平野を形成している。標



第1図 遺跡位置図



高約150~160m付近が相馬ヶ原扇状地から前橋台地への移行地帯にあたり、地下水の湧き水も多く、湧出点に源を発する小河川群が扇状地の扇の骨組みのような方向に流れはじめる地点である。

本遺跡は、それより下の標高約130~135m付近にあたる。調査地は道路建設との関係から北西部と南東に延びていることより、その間の比高差は約5mほどになる。遺跡の北約500mには染谷川が流れ、南約1kmには天王川や唐沢川が流れていって、ちょうど両河川に挟まれた形になっている。

農耕地について言えば、この地域は棟名火山の土石流により形成された扇状地のため古来より用水不足が課題となっていた。近代まで大河川（利根川）からの引水是不可能であった。僅かに山腹から山麓に向かって流れる小河川を利用するか、湧水を利用するかであった。水田となっているのは小河川の流路に沿って細長く開発されるにとどまっていた。このような自然環境にあった江戸時代の状況では三ツ寺村や菅谷村のように伏流水や湧水を貯水した溜池を構築したり、小河川からの灌漑用水を整備したりと用水の確保には計り知れない苦労が窺える。用水不足が解消されるのは、昭和に入ってから中部用水・中群馬用水・群馬用水などがつくられてからである。

昭和初期の『堤ヶ岡村誌』は中部用水事業の理由として次のように記している。⁽¹⁾

「白川、井野川、唐沢川、染谷川その他数川あるも棟名火山地層の影響を受け常時流水に乏しく流水は、降雨とともに現出するの状況にして真の意味における荒川の状態で平時殊に灌漑期において水量僅少なる有様にして、雨量の分布が順調でない時は直ちに旱魃に遭遇し、上下流の水争となり流水の惨事惹起し、辛うじて植え付けを終わるも其の後天候不順で降雨の分配が宜しくない時は忽ちにして養ひ水の不足を告げ夏期農繁期に於いて年々水引と称して労力を徒費すること莫大なるのみならず、森林乱伐の結果水源枯渇し年と共に旱魃の影響を受け減収を来たし地力に伴う収穫を得ることなく、ために關係農村は経済上疲弊を極めたのであった。この用水に苦しむ群馬郡中部一帯の教諭方策については旧幕府時代より幾多先輩諸侯の企画した処でありましたが全般に亘る適当な方策樹立の途もなく徒に苦慮するのみであった。」

4. 遺跡調査区と小字名

本遺跡の「棟高辻久保」という名称は、旧飛行場跡につくられた水田地区の小字名によっている。字名は時代により異なることがある、その範囲も時代により変更されることがある。本遺跡の名称とした「辻久保」という小字名は、江戸期の小字名を記した『明治初期 群馬町小字図』(第3図)には載っていない。飛行場が造られた

後に付けられたものである。飛行場建設によって、この地区的地形は大きく変わってしまったのである。では、それ以前の地形はどのようであったのだろうか。

『明治20年迅速測図』(第2図)を見ると当時ここがこの地域の数少ない水田地域になっており、谷地形に沿って水田が形成されていることが分かる。次に本遺跡の周辺を『明治初期 群馬町小字図』(第3図)から小字名を拾ってみても北西から『寝保の窪』『堰上』『東久保』『北夜暮窪』『小池』『水窪』『南夜暮窪』『新田』『七ノ宮』『釜ノ口』『辻の内』『東三社免』『西三社免』『車久保』などがある。『久保』や『窪』の名称が多く、ここが北西から南東方向に延びている谷地形であることを示している。さらに本遺跡の調査範囲を『明治初期 群馬町小字図』(第3図)に当ててみると、棟高村の『東三社免』、菅谷村の『釜ノ口』、引間村の『三社免』の3地区となり、そこに遺跡調査区(第5図)を重ねてみると、Ⅵ区・Ⅶ区・Ⅷ区は棟高村の『東三社免』に、Ⅳ区とⅢ区は菅谷村の『釜ノ口』に、Ⅱ区・Ⅰ区・Ⅰ区は引間村の『三社免』になる。本遺跡はこの三つの村が接する水田地帯としての谷底平野にあるのである。

5. 棟高村・引間村・菅谷村

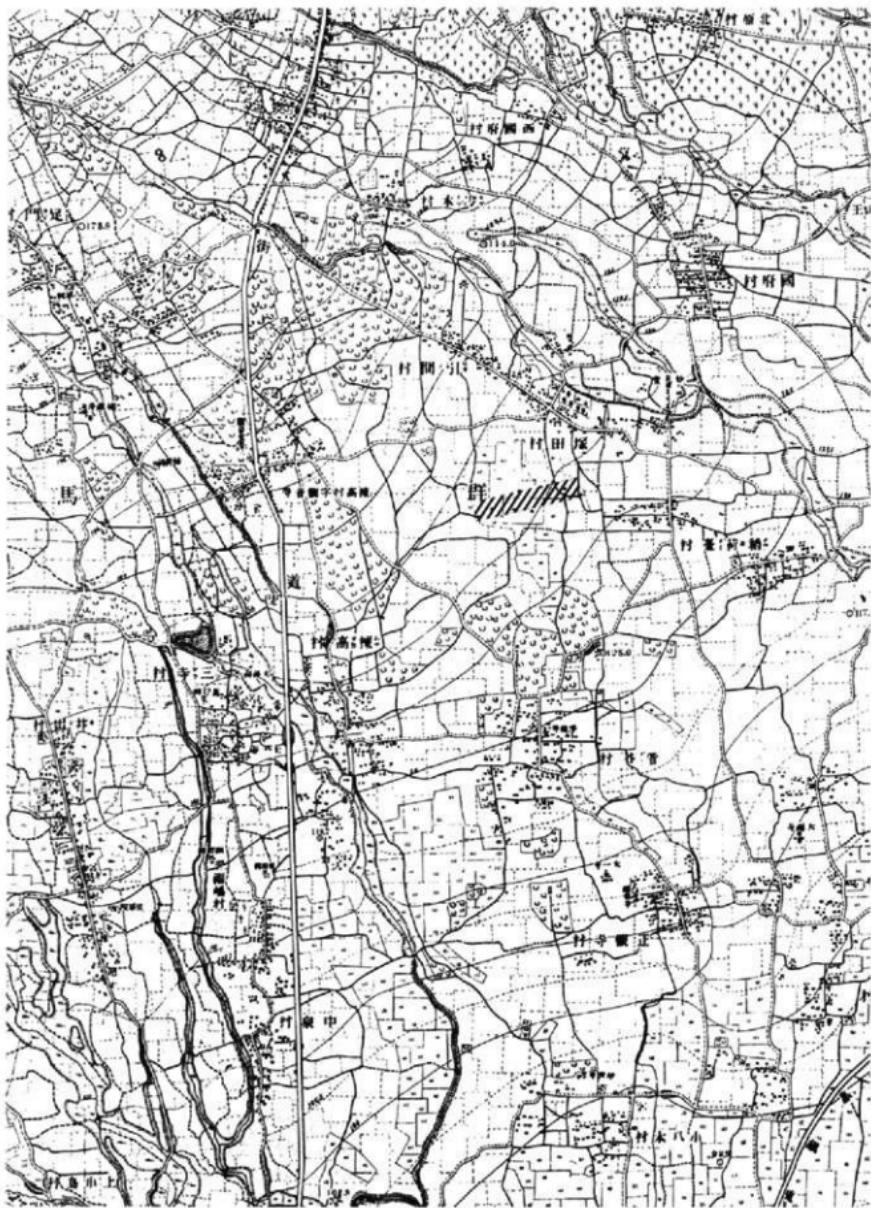
そこで明治8年の通達により権利された『上野国郡村誌』⁽²⁾から、引間村・菅谷村・棟高村の項目を幾つか抜き出してみることにする。

『上野国郡馬郡引間村』⁽³⁾

中古ハ花園ノ里ト称ス、又花園ノ郷青木ノ莊ト唱フ、	後ニ引間村ト名ク、上古ハ群馬ノ郷ナルヘシ
区域 東ハ元總社村西ハ棟高村南ハ菅谷村ト皆界ヲ以テ	界トシ、北ハ西国分村ト道ヲ以テ界トス
地勢 平坦ニシテ山林叢沢ニ乏シ、薪炭多カラズ、運輸	平陸ノ便アリ、漕運ノ利ナシ
地味 黒壤ニシテ桑ナラズ、砂礫多キ埴埴少シ、稻麦ニ	宜シカラズ、小麦粟蘿蕪ニ適ス
稅地 田 反別十四町五反七畝歩	烟 反別七十六町四反廿八歩
川 染谷川 深六尺又五尺広七丈間或四間、村西足門村	ヨリ來リ東元總社村迄長九百間、緩流ナリ、霖雨
	ニハ暴溢ノ患ヒアリ

『上野国郡馬郡菅谷村』⁽⁴⁾

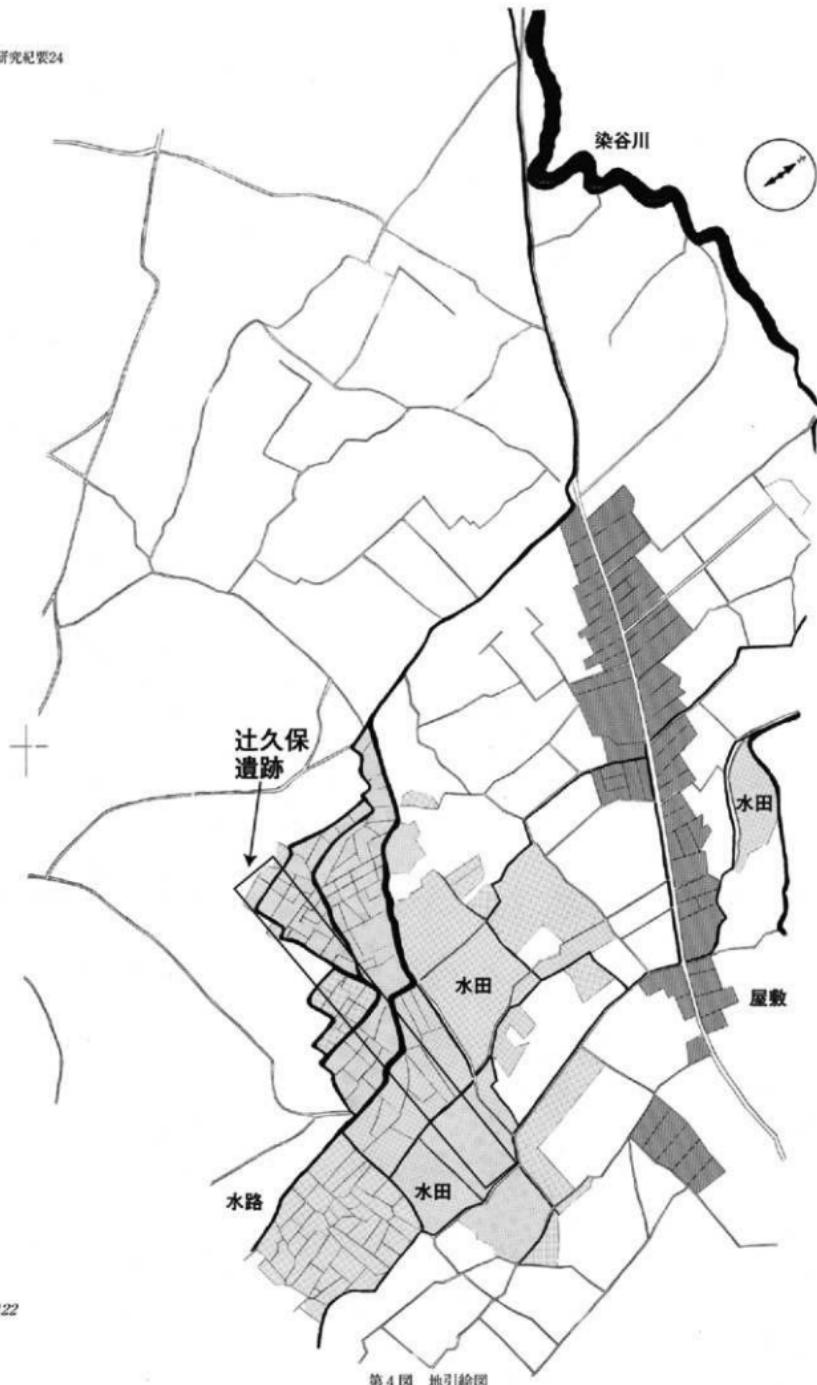
本村ハ古時長野ノ郷ナルヘシ、然レドモ村伝ニハ中尾	ノ郷青木ノ莊ト称ス
区域 東北ハ福荷村ト東南ハ中尾村ト共ニ經路ヲ界ト	シ、南ハ正觀寺ト宅地藩離ヲ以テ界トシ西南中泉
	村棟高村ト田畔又桑畦ヲ界トシ、北ハ引間村ト田
	畔塚田村ト桑畦ヲ以テ界トス

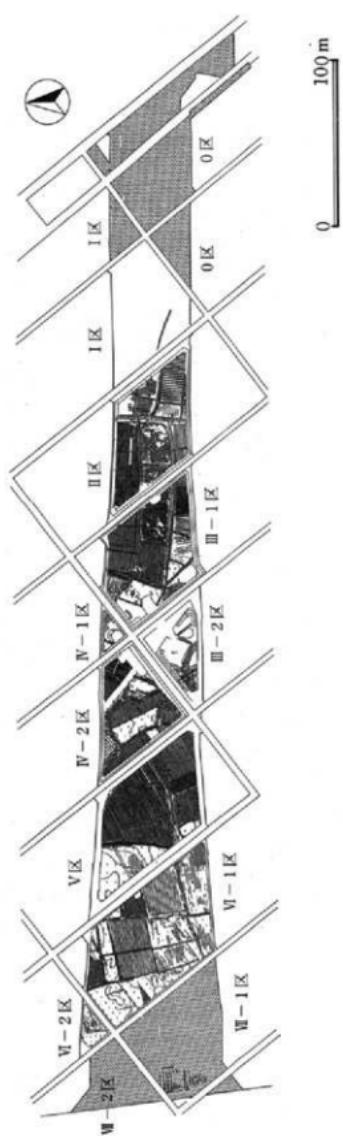


第2回 「金古駅」明治20年、遺跡位置図



第3図 明治初期 群馬町小字図





第5図 昭和18年田畠面（第2面）

税地 田 反別十六町五反五畝四歩

畑 反別七十六町四反廿八歩

川 築口川 深六尺ヨリ四尺広一丈、水源ハ棟高引間界ニ村ノ境字釜ノ口ヨリ發シ、村北引間村界ヨリ本村ニ入り長九百間、緩流シテ村南正觀寺村ニ注ギ去ル

『上野国群馬郡棟高村』⁽⁵⁾

本村ハ古時長野ノ郷青木ノ莊ト云フ、村名ノ創始詳ナラス、或ハ胸形社アルヨリ訛転シ來レルカト云フ

区域 東ハ引間村菅谷村ト畦ヲ以テ界ス

地勢 平坦ニシテ林蔽ニ乏シ、故ニ薪炭少シ、陸運ハ可ナリ

地味 黒色壤ニシテ曉薄稻梁ト桑ニ宜シカラズ、麦ニ稍可ナリ

税地 田 反別十三町四反二畝廿五歩

畑 反別百四十三町六反五畝廿九歩

冷泉 釜ノ口泉 本村東方字三社免耕地釜ノ口ト唱フル地ニ涌ク、旱魃ニモ涸ルコトナシ、水味甘レイナリ

引間村は、古代は群馬ノ郷で、中世は花園ノ郷青木ノ莊であった。土地は平らではあるが地味はよくない。田よりも畑の方がが多い。村中を流れる染谷川は普段は緩やかであるが梅雨期には暴れ川となる。

菅谷村は昔、長野ノ郷青木ノ莊であった。しかし、中尾ノ郷青木ノ莊との言い伝えもある。この村も引間村同様平坦ではあるが地味はよくなく、田よりも畑が多い。

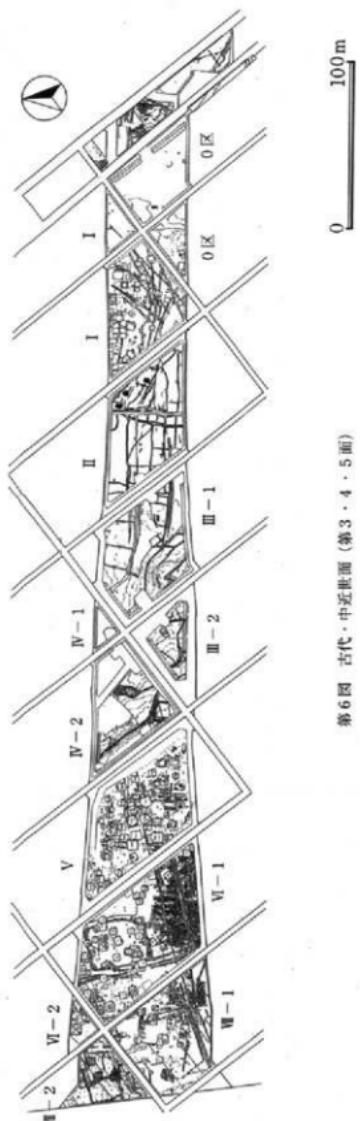
棟高村は、昔長野ノ郷青木ノ莊であった。この村も上記の二村同様平坦ではあるが地味はよくなく、田よりも畑が多い。

以上から、中世では、「郷」で見る限りでは菅谷村と棟高村は「長野郷」である。長野郷は室町期に守護上杉氏の所領の一つとしてみえる郷名で、高崎市北部・箕郷町・群馬町西部を含む、かなり広い郷といえる。また「青木ノ莊」で括るとこの三村は同じ莊ということではあるが、この「青木」という言葉がいったいどこから来たものか分からぬ。中世に「青木莊」という莊圃があったことを示す史料はない。

また、この三村は、共通して稻作よりも畑作が多い。しかも、畑も地味が良くなく麦や蕎麥などを植えていたことも記されている。

菅谷村と棟高村の「川」「冷泉」という項目に「釜ノ口」という字名が見える。ここに湧水点が存在し、それを水源とした川があることが記されている。このことは江戸時代後期の資料にもみられる。

『享和元年(1801)三月 菅谷村明細帳』⁽⁶⁾の水田についての項目に「水元之儀者入会地釜ノ口湧水掛かり」と



第6図 古代・中近世面 (第3・4・5面)

あり、その中に「下田 四町五反八畝武歩 釜口堰掛かり」とある。菅谷村では、水田に「釜ノ口」の湧水が使用されていることが記されている。また、「文化12年(1815)三月 菅谷村・引間村釜ノ口用水路出入訴状」¹⁷⁾では、「字釜之口与唱候場所より少々之湧水有之を、田方江引入相用ヒ来り」とある。「釜ノ口」に湧水があり、その水を水田に引いたと書かれている。ここが調査区のⅢ・Ⅳ区であろう。

第5図は、遺跡調査第2面の図(昭和18年当時)である。そのⅣ-2区には水田の水路が見え、その中に少し膨らんでいる場所がある。そこが湧水点であるようだ。ここは大きな溜池状で周囲には木の杭で囲まれていた。大きさは縦約10m、横約5mであった。その南のⅢ-2区・1区は湿地になっていた。第6図の同じ区でも湿地帯になっている。

6. 地引絵図

「釜ノ口」では、第5図との比較により、ここが湧水のある地区であることが確認された。では、他の区画はどうであろうか。

明治6年に各村の『地引絵図』が作成されている。第4図¹⁸⁾は、棟高村・菅谷村・引間村の地引絵図を合成し、三村にまたがる水田地域を示したものである。この図と昭和18年当時の水田の図(第5図)を各調査区と比較してみると第4図の水田区画と水路が発掘で検出された水田の区画と水路にはほぼ一致している。Ⅱ区の南北走向の水路とⅢ-1区の南北走向の二ヵ所に折れのある水路、Ⅵ-1区からV区にある東西走向の水路などが確認できる。昭和18年の水田の景観と地引絵図が作成された当時の水田の景観と全体的にはほとんど変わらない。しかし、細かく見れば、Ⅵ-1区に検出された昭和18年の水田はⅥ-1区全面に広がっているが、「地引絵図」では南側は水田ではなく畠になっている。この南側部分は明治から昭和初期の段階で畠から水田になったと考えられる。『地引絵図』(第4図)と昭和18年の水田からいえることは、この谷底平野の水路沿いにのみ水田が作られていることである。水路がないところには水田は作られないことがあらためて了解できる。水路の掘削なくしては水田は開発できないことも窺い知れる。

7. 水源

この水田地帯の用水路の水源は、引間村では、南東の柴谷川の水を同村内から引いている。棟高村は村外、足門村から引いている。菅谷村は、棟高村の用水路と「釜ノ口」の湧水からの水を使用している。

「享和元年(1801)三月 菅谷村明細帳」の中に「下田一町九反七畝武歩拾五歩 棟高村末水堰掛かり」とある。この地域では、南東に傾斜する地形から、たとえ村の中

に河川があったとしても用水路を造るには水を流す高低差が必要となり、地形的に無理な箇所もでてくるのである。引間村では村内で用水を引いているが、棟高村や菅谷村はそうではないかったのである。

棟高村の水源については、以下の記述がある。

『明治25年(1892)六月 棟高村三社免田用水貢受規約』⁽⁹⁾の中に「今般私共村内字三社免田用水不足ニ付、貴村字鶴巻堰用水末流ヲ請受度願候候、御聞済ニ相成貴村民用租税地ニ新堀余水ノミ御下ヶ被下候ニ付、左ノ規約ヲ設ク(以下略)」とあり、地引絵図中の棟高村への用水路は足門村の鶴巻堰から引いてきているのである。次は、「文化12年(1815)三月 菅谷村・引間村釜ノ口用水路出入訴状」⁽¹⁰⁾であるが、そこには「私共村方用水堰路水元之儀者、相手引間村并同領棟高村会地内ニ而棟高村用用水路字鶴巻堰悪水吐井下続當村ニ而者、字釜之口与唱候場所より少々之涌水有之を、田方江引入相用ヒ來り、其左右者相手引間村と棟高両村耕地之悪水落合、一筋之用水ニ罷成り前々より一村一堰ニ而、田方相続仕来り候得共、天水又ハ涌水故水元至而乏敷」とあり、鶴巻堰からの用水路が「釜之口」の上流にあること、またここの水路が引間村と棟高村の排水路となっていること、水量の乏しいことが記されている。

この地域が山麓で水源に恵まれない天水場であり、そのために水量が乏しいということは、この地方の史料によく出てくる。天水とは雨水を指している。天水田、天水場というのは、江戸時代の史料では、湧水などによる自然灌漑に依存する水田をいうことが多い。この天水田は概ね湿田である。用水不足故に簡単には排水しないからである。

『元禄八年(1695)七月 棟高村指出し帳』⁽¹¹⁾には、次のように用水路の堰について記されている。

「一 堰 五ヶ所

(中略)

壱ヶ所 三社免

是ハ木本堰口ハ高崎・足門村・金子村入会之場ニ而、先規より右芝くれ等兩所ニ而伐採普請致候(以下略)」

上の文書でも分かるように江戸中期に足門村・金子村の入会から用水を引いて、三社免に堰を設けていることが記されている。棟高村では、元禄時代には既に足門村からの用水路に頼っていたのである。では、元禄時代以前はどうであったらうか。

9. 中世の水路

本遺跡では、中世の水田跡は検出されていない。しかしながら、水田には必ず用水路と排水路が伴うものである。ここからは本遺跡で検出された水路から水田開発の初期が15世紀にあったことを平安時代末の水田や昭和18年の水田などの比較も交えながら見てゆきたい。

(1) VII区・VI区・V区の溝

V区・VI区・VII区では、合計72条の溝が検出された。第7図のVI区・VII区を見ると溝群の中にはある共通性があるので気づくだろう。明らかに方形の区画を指向していることが窺える一連の溝群がある。その溝群の走向は東西では約N-15°-Wの傾きであり、南北では約N-75°-Eの傾きである。それぞれの溝は直角に交わるもの、直角に折れるもの、方形に囲むものもある。時期は埋没土と出土遺物から概ね14世紀末~15世紀中葉と考えられる。また、砂礫や砂層が埋没土中に含まれていることから水路として使用していたことを示している。

第5図と第6図のVI-1区を比べてみるとVI-1区の中世の溝の区画と走向が昭和18年の水田と水路の区画と走向に共通するものがあること分かる。南北方向の溝の走向と位置は、ほぼ同じである。東西方向の溝にしても走向は両時代とも同じである。ただし、南側の中世の溝は掘り直されているためか位置はずれている。溝の走向と区画の傾きが同じであることは、中世(15世紀)から江戸・明治・昭和18年と集落から水田へと変化はするものの、その区画は踏襲されていたと推定できる。

昭和18年の水田に伴う南側の溝と同方向の中世の溝は二系統あり、一つはVI-1区にある52号溝であり、もう一つがVI-1区の14溝と11号溝、VI-1区の36号溝、V区の66号溝である。52号溝の位置は昭和18年の溝と重なる位置にある。この溝に伴う南北走向の溝が36号溝を切っているため、この溝の方が新しい。出土遺物も11号溝と36号溝よりも若干新しく、15世紀と考えられる。この二系統の溝には、それぞれ南北走向(N-15°-W)の溝が接続する。14号溝には、10・19号溝が接続し、52号溝には39・42・56号溝が接続する。古い方から11号溝・36号溝・14号溝・52号溝A・52号溝Bとなる。52号溝Aと52号溝Bは、かなり近い時期の掘り直しと考えられる。14号溝は11号溝に重なっているが、多少その位置がずれて検出された。

溝の詳細は後に述べるが、この二系統の溝については、南側にある溝の方が新しいということである。これは南側に区画を広げていると推定できるのではないだろうか。より区画を広くするために水路の位置を変える。水路の新たな造成は生産域の拡大を意味するといえる。水路がなければ水田はできない。第4図の「地引絵図」はそれをよく示している。近世・近代とここに水田があった。また古代に於いても水田が検出されている。中世の水田は遺構としては検出できとはいが中世に水田が存在したことは確実である。15世紀にできたこの水路がその後この地域の区画の基礎になっているのではないのだろうか。

(2) 52号溝

52号溝A・52号溝Bは合わせて幅は約4m、深さ50

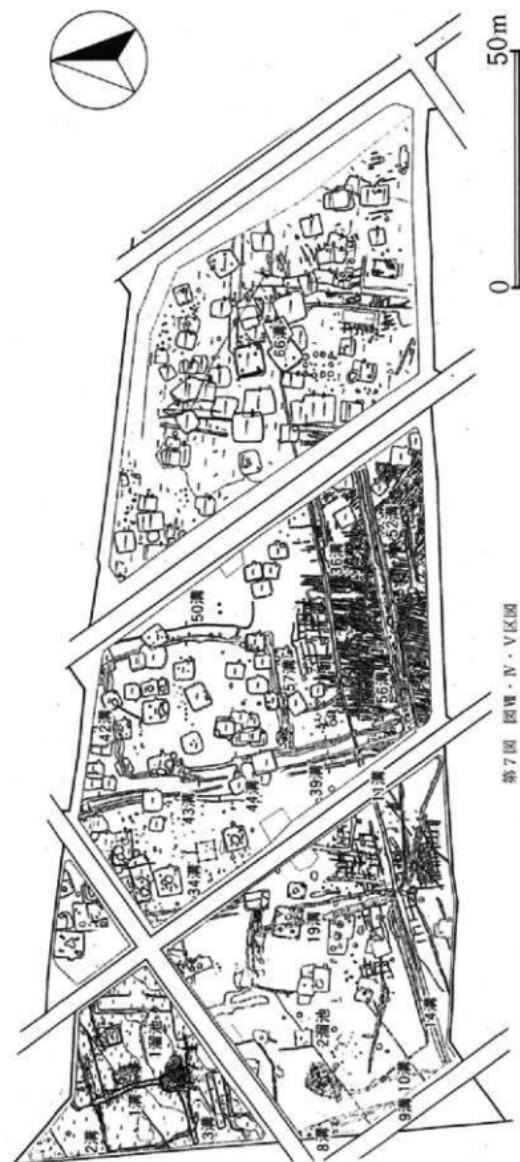


図7 図IV・V・VI区図

~60cmであった。幅25mの調査区を東西に一直線に横切る。出土遺物はカワラケ・軟質陶器内耳鍋鉢・壺り鉢・茶臼・石鉢・砥石であり、また、埋没土最下層に鉄分を含んだ堅く締まった砂層があることから、15世紀の水路と考えられる。この溝は新田2条の溝よりも南側52号溝Bが新しいが、出土遺物はほとんど同じ時期のものである。ただ、この溝は、検出面が低いため、形状ははっきりしていないが、かなり幅の広い大きな水路であったことは底面の状態から見て想像することができます。直線的な形態から見てもこの地区の幹線的な水路と見られる。36号溝と違いⅣ区にもⅤ区にもそのつながりを示す溝の痕跡は検出できなかった。Ⅵ-1区南西部では北側から39号溝・42号溝・56号溝が垂直方向に流れ込んでおり、その交点部分は砂疊が多く散乱していて、新田2条の溝の区別もつかない状態であった。また、西から15mほどのところで54号溝が接続する。

39号溝は、幅130~cm、深さ10~30cmである。全体的に浅く、溝は2条になるところもあり、掘り直しの可能性も伺える。全体に石が散らばることより水路と考えられる。検出された長さは25mほどであったが、北方に向かって延びていたと推測される。52号溝と同時期と考えられる。

56号溝は、幅60cm、深さ120cm、検出された長さ7mである。砂層があり水路と考えられる。出土遺物は無いが52号溝につながることから、時期は52号溝と同時期と考えられる。

42号溝は、北側で方形区画を形作っている。それを次に述べる。

(3) 屋敷跡

Ⅵ-1区の北半分の所に溝によって方形に囲まれた箇所がある。42号溝と50号溝と57号溝である。42号溝は北側で西に直角に曲がる。57号溝42号溝と接続することで南の区画を作り、50号溝も42号溝と北西部で繋がり、東を区画している。この溝によって囲われた区画が屋敷の区画であることは内部にピット群があることより示されている。ただし今回の調査では時間的な制約もあり、残念ながらピットの構成は掘立建物の概要を確認するまでには至っていない。北東側の角の部分が調査区外になってしまっているためその全容は分かららない。区画は、東西約25m、

南北約35mの小さいものである。

42号溝は水路を兼ねた区画溝と思われる。幅は100~170cm、深さは70cmであり、調査区北東隅よりN-75°Eの走向で25m地点では直角に曲がり南下する。10m南下した地点に直径約30~50cmの川原石が多く積み重なる場所があり、そこが43号溝との分岐点である。その石の集積場から北東側に井戸があり、その付近一帯が水に関する施設の存在を想定させる。洗い場とも、小さな堰とも見える場所である。そこからさらに10m南下したところで44号溝との交点がある。溝の幅はそこで170cmとやや広くなる。またさらに10m南下したところで57号溝と直交する。ここは、多くの石の散乱があり、木杭の痕跡も認められた。そして、この溝はさらに南下して52号溝に至る。52号溝との交点部分にはさらに多くの砂礫が見られた。

42号溝の出土遺物は軟質陶器内耳鍋・茶臼・北宋銭・砥石・土師質灯明皿・磨石・台石等であり、時期は15世紀と考えられる。

50号溝は、幅100~200cm、深さ30cm、長さは30mである。57号溝とは繋がらず、約1.5mの間隔がある。出土遺物はカワラケ・軟質陶器内耳鍋・・擂り鉢・砥石・石臼であり、時期は15世紀と考えられる。

57号溝は、幅150~300cm、深さ50cm、長さ25mである。

43号溝は、幅50cm、深さ120cmであり、42号溝から分かれて、42号溝と平行に南下するが、検出された長さは5mである。出土遺物は茶臼・石鉢・砥石・戴石であり、42号溝とは同時期と考えられる。

44号溝は、幅150cm、深さ20cm。検出された長さ、3mである。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・擂り鉢・凹石である。42号溝との交点部分に石の集積場がありが、詳細は不明である。時期は、15世紀と考えられる。

以上より、南に52号溝という幹線水路を配し、その北には水路を伴う堀で囲まれた屋敷のある景観となり、農民的開発の拠点の一つと考えられる。

(4) 14号溝と11・36・66号溝

(1)で記したが36号溝は、52号溝よりも古く、その走向は同一である。この溝は、VI-1区の東側での検出状況では、幅160cm、深さ120cm、形状は薬研堀であった。埋没土に砂層とシルト層があり、水の流れた痕跡があり、水路と考えられる。幅55mのVI-1区を東西に横切っていた。ただし東側6mより西は削平してしまい底の部分のみの検出となつた。なぜ東側6mを削平せずに残したのかといえば、As-B(浅間B鉱石)が堆積した場所であったからである。この溝より北側の土はやや粘性を帯びており畦は検出されていないがここに水田のあった可能性も考えられる。この溝は上層をその火山灰を含んだ土で埋まっていた。溝の出土遺物は、須恵器杯・土師器鉢・北宋銭であり、時期は中世と考えられ、52号溝よ

り古いことから14世紀末~15世紀初頭と思われる。周辺には北宋銭とカワラケを伴う中世の火葬施設が3基確認されている。また、南に延びる37号溝が接続していた。水田に伴う用排水路と推定される。その走向から次の調査区のV区の66号溝に繋がるものと考えられる。

66号溝は、幅50cm、深さ10cmであり、東西にV区を横切っているが、IV-1区では検出されなかった。36号溝は、VII-1区では11号溝に繋がるものと思われる。11号溝は、幅100cm、深さ50cm、検出された長さ41mである。出土遺物は、耳皿・須恵器・短頸壺である。10号溝、14号溝に切られている。14号溝は、幅100~200cm、深さ50cmであり、VII-1区を東西に横切っており、19号溝と10号溝が北から流れ込んでいる。出土遺物は土師質灯明皿・軟質陶器擂り鉢・茶臼・磨石である。時期は15世紀と考えられる。

この溝群は時代が多少ずれるがVI区・VII区・V区を直線で通ると考えられ、検出された長さは、約150mとなる。

(5) VII区の水路

VII区には2つの溜池もしくは湧水点がある。溜池にはそれぞれ溝が接続している。

19号溝は、その北上したところに石の集積がある。それは湧水点か滝井の役割をしていたものと考えられる。その北にある少しばかり不定型な38号溝がある。この溝も水の流れた痕跡がある。また、まさにその北の調査区には38号溝の痕跡はなくなるものの、1号溜池が存在する。この1号溜池の時期は、出土遺物から、15世紀と考えられ、この溜池に接続している1・2・3号溝も水路である。

1号溝は、幅100~220cm、深さ30~40cm、検出された長さは13mである。断面の形状は、逆台形を呈し、出土遺物は無かったが、2号溝と1号溜池との関係から時期は15世紀と考えられる。

3号溝は、幅120cm、深さ35cmであり、断面の形状は、逆台形を呈し、検出された長さは6.5mである。西側で南北走向の2号溝と接続し、その交点から西に2mの地点で終わる。東側では、1号溜池とつながっている。出土遺物は軟質陶器内耳鍋・北宋銭・軟質陶器火鉢・カワラケ・石臼・磨石であり、時期は、15世紀と考えられる。

2号溝は、1号溝より西側は幅30~40cm、深さ20cmであるが、東側は幅100cm、深さ20cmになる。出土遺物は瓦・石臼であり、時期ははっきりしないが、1号溝や3号溝との関係から同時期と考えられる。

8号溝は幅200cm、深さ30cm、検出された長さ15mである。調査区西で検出された。9号溝を重なるように切っている。北側と南側は調査区外に延びる。出土遺物は、須恵器杯・碗・壺・丸瓦・石臼である。

9号溝は100cm、深さ10cm、検出された長さ20mである。北と南は調査区外になる。8号溝に切られている。



第8図 古代・中世遺跡図 (V・VI・VII区)

出土遺物は石製品ベルト飾だけであり、詳細は不明である。

10号溝は、幅100cm、深さ10cm、検出された長さ20mである。南側は調査区外となるが、2号溜池から蛇行しながら14号溝に統くと推定される。出土遺物は須恵器・蓋・短頸壺、軟質陶器擂り鉢であり、時期は中世と考えられる。埋没土の底に砂利層がある。2号溜池と14号溝とをつなぐ水路であろう。

上記の19号溝は、幅100~150cm、深さ60cmである。北の石の集積部分から14号溝につながり、石の集積部分からは31号溝が伸びている。石の集積部分は長さ11m、幅2.5m、深さ0.5mであり、ここに水を溜めた様子が窺える。19号溝は溝全体を通して、至る所に礫があり、明らかに水路といえよう。出土遺物は、須恵器碗・壺・甕、多くの軟質陶器内耳鍋や擂り鉢・砥石・石鉢・茶臼・石臼等があり、時期は14世紀末から15世紀中葉と考えられる。

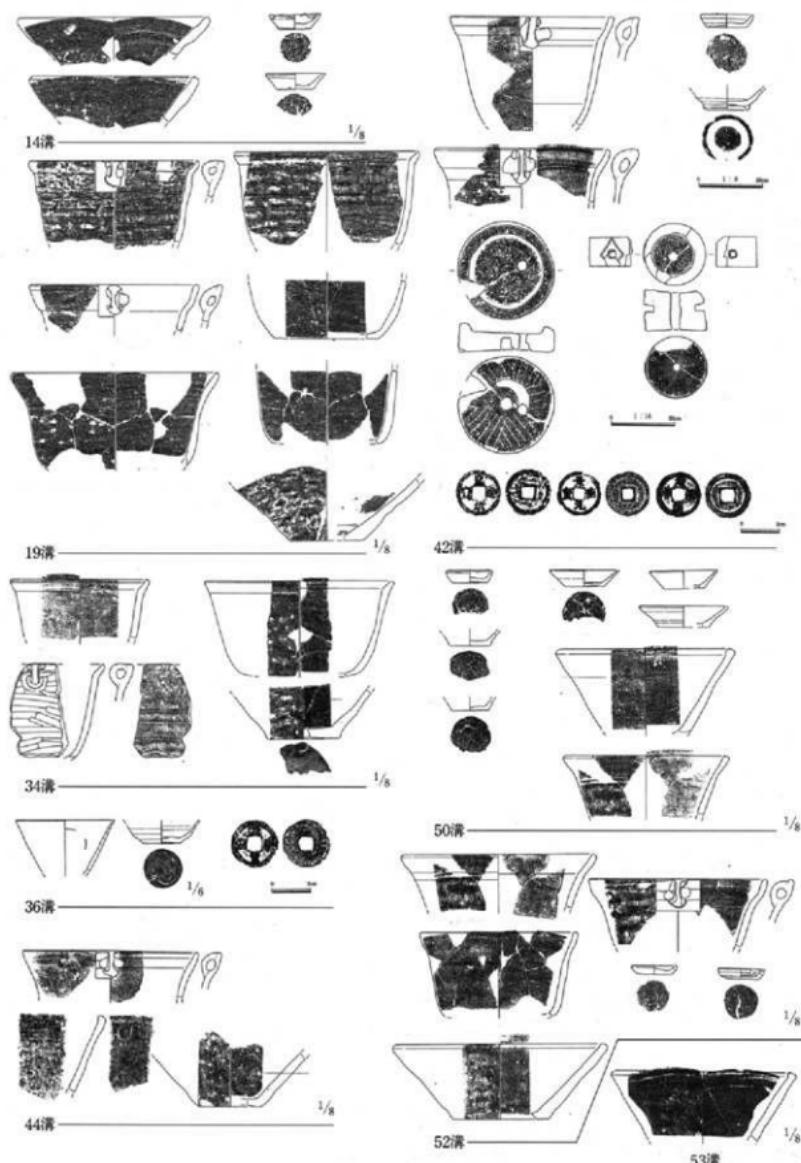
34号溝は、幅120~170cm、深さ15~40cm、32号溝・33号溝と平行して北に伸びている。この溝は、調査区の東端で検出され、VI-2区西側をかすめるようにして伸び、さらにVI-1区の中央を北上する。VI-1区の南側には石の集積があり、また、埋没土には砂利層の存在も認められることから、この溝が水路であることは明らかである。北側のVI-1区からVI-2区・VII-2区を通じて推定約4.3mの長さになる。溝の南側でやや膨らみを持つ部分があり、砂礫等もあることからここは水を溜める施設があったとも想定される。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・擂り鉢・茶臼・石鉢・磨石・凹石であり、時期は14世紀末~15世紀中葉と考えられる。

38号溝は、幅100~150cm、深さ20cm、北方は調査区外に伸び、南側では北から2.4m付近で2つに分かれる。西側は3.5mの地点で止まり、東側の溝は19号溝につながる。全体的にだらっとした溝であり、溝内に遺物片や石が散乱している。出土遺物は、軟質陶器内耳鍋・北宋錢・戴石・凹石であり、時期は、15世紀と考えられる。

VII区は本遺跡調査区中一番標高の高い場所である。にもかかわらず方形に区画された溝群が多く検出した。また、溝のほとんどが水路であり、溜池もしくは湧水点と考えられるものに接続している。水路と溜池もしくは湧水点の状況からこの区に水田のあった可能性は考えられるだろうか。それともここが湧水を南東の水田に利用したのだろうか。詳細は不明である。

(6) 水路から見る水田開発

15世紀にこの地域に水路が作られたことは、この時期に水田開発が進められたことの証である。15世紀までこの調査区には上記のような直線を指向する規模の大きな溝は掘られていない。この時代に谷部分の湧水を利用した小規模の水田から用水路を用いた水田へと拡大した



第9図 出土遺物図